

を請ふ。群臣等、又、功德を稱述し、以爲へらく、「時は失ふ可からず、天は違ふ可からず。今、之を行ふも、臣等猶ほ其晩きを謂ふ」と。惟り魏徵、以て不可なりと爲す。太宗曰く、「朕、卿が之を直言するを得んことを欲す。隠す所有る勿れ。朕の功高からざるか。」曰く、「高し。」「徳未だ厚からざるか。」曰く、「厚し。」「華夏未だ安からざるか。」曰く、「安し。」「遠夷未だ慕はざるか。」曰く、「慕へり。」「符瑞未だ至らざるか。」曰く、「至れり。」「年穀未だ登らざるか。」曰く、「登れり。」「然らば則ち何爲れぞ不可なる。」對へて曰く、「陛下、功高し。民未だ恵に懷かず。徳厚し。澤未だ旁く流れず。華夏安し。未だ以て事に供するに足らず。遠夷慕ふ。以て其求に供する無し。符瑞、臻ると雖も、而も爵羅猶ほ密なり。積歲豊稔すれども、而も倉廩尙ほ虚し。此れ臣が一切に未だ可ならずと謂ふ所以なり。臣未だ遠く譬ふる能はず、且く借に近く人に喩へん。人有り、長く疼痛を患へ、任持する能はず、療理して且に愈えんとし、皮骨僅に存せんに、便ち、一石の米を負ひて日に行くこと百里ならんと欲すとも、必ず、得可からじ。隋氏の亂は、止だ十年のみに非ず。陛下、之が良醫と爲り、其疾苦を除く。已に又安なり。」

- 【四】華夏は中國。
- 【五】旁く流るは、四方に行き渡ること。
- 【六】爵羅は皆網なり。法律を網に喩ふ。
- 【七】穀藏を倉と曰ひ、米藏を廩と曰ふ。
- 【八】切は舊唐書魏徵傳・魏鄭公諫録、竝に竊に作る。従ふべし。竊の略字竊によりて誤りて切と爲りしなるべし。
- 【九】療理は療治なり。
- 【一〇】疾苦は一本に苦疾に作る

りと雖も、未だ甚だ充實せず。成を天地に告ぐることを、臣竊に疑有り。且つ陛下、東封せば、萬國咸く萃まり、要荒の外、奔馳せざる莫からん。今、伊洛の東より、海岱に暨ぶまで、荏莢家給し人足らば、封禪せずと雖も、庸何ぞ傷まんや。昔、秦の始皇は封禪し、漢の文帝は封禪せず。後世、豈に文帝の賢は始皇に及ばずと以はんや。且つ天に事へ地を掃ひて祭る。何ぞ必ずしも泰山の嶺に登り、數尺の土を封じて、然る後、以て其誠敬を展ぶ可けんや」と。群臣猶ほ之を請ひて、已ます。上も亦、之に従はんと欲す。魏徵獨り以て不可と爲す云云。會、河の南北の數州大水あり、事遂に寢む。

【一】甚は一本に成に作り、未だ充實を成さず」と讀む。

【二】成を天地に告ぐは、天地を祭りて成功を告ぐるなり。

【三】東封は東のかた泰山に封するをいふ。

【四】要荒は要服・荒服、蠻夷の地なり。要服は王畿を去ること已に遠く、其文法略なり。中國、之を要と謂ふは、要約の義を取る。荒服は王畿を去ること益々遠く、其荒野なるを以て、故に之を荒と謂ふ。

【五】海岱。海は東海、岱は泰山なり。

【六】荏莢は雜草生ひ茂るをいふ。荏は莠、莢は舊唐書・通鑑、竝に灌莽に作る。

【七】未だ遠人の望を厭かしめじ。厭は足らずなり。未だ遠方の人の期望を満足せしむる能はざるべし。

【八】庸夫は凡庸なる人。邪議は正しからざる議論。

【九】酒鑑に、是年正月、文武官、封禪せんことを請ふ。上曰く、「卿が輩、皆、封禪を以て帝王の盛事と爲す。朕が意は然らず。若し天下又安に、

孫氏甫曰く、封禪の文は、經典に著はれず。秦漢の諸儒、^(一)管仲の説を用ひ、以爲へらく、帝王の盛徳の事、此禮よりも大なるは無しと。故に秦皇、漢武、之を行ひ、^(二)儀物修大にして、自ら謂へらく、光輝、窮り無しと。然れども封禪の後、災異數、至り、天下多事なり。蓋し^(三)生靈を繁費し、和氣を^(四)干動するの致す所なり。則ち此禮を崇尙するは、惡んぞ以て天意に當るに足らんや。

況んや此禮は經典に著はれざるをや。司馬遷、^(五)封禪書を作り、經典の文を引く、但だ巡守の禮のみ。

帝王の巡守するや、^(六)方嶽に至る毎に、必ず^(七)燔柴して以て至るを告ぐ。自ら功を天に陳ぶるを謂ふ

に非ざるなり。帝王、天下を治め、能く功徳を以て

生民を濟ひ、時を太平に致せば、則ち天必ず之を佑

くるに永久の福を以てす。郊祀の禮、其報を伸ぶる

に足る。何ぞ自ら其功を告ぐるを待たんや。太宗嘗

て謂はく、「天に事へて至つて敬し、地を掃ひて祭らん。何ぞ必ずしも山に登り土を封ぜんや」と。此れ實に至論なり。

范氏祖禹曰く、古者、天子巡守して、方岳に至れば、必ず^(八)告祭柴望す。天を尊びて百神を^(九)懷柔する所以なり。後世、禮を學ぶ者、其傳を失ひ、而して詔誤する者、説を爲し、以て^(一〇)世主に希ひ、之を封禪と謂ふ。實に秦よ

り始まる。古には有る無きなり。且つ三代は封禪せずして而も王たり。秦は封禪して而も亡ぶ。三代に法らずして

秦に法り、以て太平の盛事と爲すは、亦已に謬れり。太宗、^(一一)明朝多賢に方りて、而も佞者猶ほ其議を倡ふ。獨り

魏徵以爲へらく時未だ可ならずと。而も亦、其事を以て非と爲さざるなり。其後、顔師古をして其禮を議せしめ、

玄齡をして之を^(一二)裁定せしむ。徵も亦焉に與る。貞觀の末、東封せんと欲し、事を以てして止む。高宗、^(一三)明皇、

遂に踵ぎて之を行ふ。唐の世を終るまで、惟り柳宗

元のみ以て非と爲す。韓愈の賢を以てして、猶ほ憲

宗に勸む。則ち其餘は、惟しむに足る者無し。嗚呼、

禮の失はるるや久し。世俗の惑、救ふに勝ふ可けん

や。

胡氏寅曰く、孟子没してより、聖學、傳はらず。學

者、天と人とを以て二致と爲し、^(一四)休咎の符を監觀

する能はず。凡そ天事は^(一五)象を尙ぶ。往往、道遠

くして知り難きを以て、冥漠に置きて、省みず。昧

者は惟しむに足る無し。太宗の明を以てし、房・杜・王・魏、竝に左右に侍す。正旦の日食、天變、大なりと爲す。其

の胥訓告し胥教誨して以て^(一六)陰沴を消し陽徳を復するを聞かず。而して群臣、^(一七)詔を獻じ、上の心を^(一八)修蕩し、

太山に登りて明かに徳意を示さんことを請ふ。太宗、口には允さずと雖も、實は之に従はんと欲し、功高く徳厚き

【一】 管子の書に封禪篇あり。

【二】 儀物は儀式に用ふる物。修大は奢侈盛大なり。

【三】 生靈は人民。繁費は大に費すなり。

【四】 干動は、なかし、動かす也。

【五】 史記の中に封禪書一篇あり。

【六】 方嶽は四方の岳なり。東岳は泰山、南岳は衡山、西岳

は華山、北岳は恆山。

【七】 燔柴は柴を燔きて天を祭る也。

【八】 告祭は至るを告ぐる祭。柴は柴を燔きて天を祭る也。山川を祭るを望と曰ふ。

【九】 懷柔は、なつけ、やすんず。

【一〇】 世主に希ふは、當世の君主の思召にかなはんことを希ふ也。

【一一】 明朝多賢は、上に明君あり、朝廷に賢臣多き時なり。

【一二】 裁定は、はかり、さだむ。事件を取りさばき決定すること。

【一三】 明皇は玄宗皇帝なり。

【一四】 休咎の符は、よろこびとわざはひとのしるし。咎は天のつがめの意。

【一五】 象を尙ぶは管見には常象

に作る。天事には一定の象ありとの意。

【一六】 陰沴。沴は亂るるなり。害ふなり。陰氣盛にして陽氣を害ふなり。

【一七】 詔は管見及び綱目に引く所、皆、諛に作る、勝れりと爲す。

【一八】 修蕩は、おごらせ、みだす也。

を稱するに至りて、^{三九}儼然として自ら足れりとす。微、空虚勞費を以て言を爲すと雖も、若し數州の大水に非ざりせば、亦未だ必ずしも爲めに止めざりしならん。夫れ大水は陰氣沴するなり。日食は陽氣微なるなり。^{四〇}二つの者は君の象、尤も當に儼懼すべし。而るに戒むるを知らず、豈に天と人とを以て一致と爲し、學ばず道を知らざるの過に非ずや。

愚按するに、^{四一}文中子曰く、「封禪は其れ秦漢の侈心か」と。聖人復た起るとも、斯言を易へじ。

^{四二}虞舜の制、五載に一たび巡守す。^{四三}成周の盛なる、六年に一たび時に巡り、^{四四}肆に群后を覲し、

^{四五}大に黜陟を明かにし、^{四六}山川を望秩す。蓋し本に報ゆるの誠を盡くし、討を命ずるの公を明かにする所以なり。豈に^{四七}金を泥にし玉を刻み中を升せ成を告ぐるの謂ならんや。善いかな、太宗の言に曰く、「秦の始皇は封禪し、漢の文帝は封禪せず。後世豈に文帝を以て始皇に及ばずとせんや」と。厥後、詔使に惑ひ、自ら其言に背く。魏徴の計を爲すに、惟だ當に古を援き經に據り、名を正し論を定め、手に以て先王の常

- 【三九】 儼然、おごり高ぶる貌。
- 【四〇】 二つの者の下に管見には「日食」の字有り。綱目に引く所には「日者」に作る。此には誤脱するに似たり。
- 【四一】 文中子曰く、「封禪は古に非ざるなり。徒らに以て天下に夸る。其れ秦漢の侈心か」とあり。
- 【四二】 尙書舜典に、「五載に一たび巡守し、羣后四朝す」とあり。
- 【四三】 尙書周官に、「六年、王乃ち時に巡り、制度を四岳に考へ、諸侯各、方岳に朝し、大に黜陟を明かにす」とあり。
- 【四四】 肆に群后を覲すは、遂に羣諸侯を見るなり。
- 【四五】 大に黜陟を明かにすは、大に政績の良否を考査して黜陟するの法を明かにする也。
- 【四六】 山川を望秩すは、尙書舜典の語、名山大川を其秩次の如く之を望祭する也。
- 【四七】 金を泥にし玉を刻む。泰山に封するとき、天を祭る文を玉牒に刻し、之を玉匱に藏し、纏ふに金繩を以てし、封するに金泥を以てする也。中を升せ成を告ぐは、天を祭りて以て成功を告ぐるを言ふ。禮記に、「名山に因りて中を天に升す」とあり。

禮を復し、手に以て秦漢の^{四八}謬説を掃ふべし。亦偉ならずや。顧つて^{四九}嚴難猶ほ密に、倉廩尙ほ虚しきを以て、執りて未だ可ならずと爲す。夫れ以て未だ行ふ可からずと爲さば、則ち必ず・行ふ可きの時有るなり。嗚呼、大道、明かならず、禮學、据る無く、君たる者、上に味く、臣たる者、下に惑ふ。聖人出づる有らずんば、孰か能く其謬を祛けて諸を正に反さんや。

貞觀七年、^{五〇}蜀王の妃の父楊譽、省に在りて婢を競ふ。^{五一}都官郎中薛仁方、^{五二}身を留めて勘問す。未だ^{五三}予奪に及ばず。^{五四}其子、^{五五}千牛たり、^{五六}殿庭に於て陳訴して云ふ、「^{五七}五品以上は、^{五八}反逆に非ざれば、合に身を留むべからず。是れ國親なるを以て、^{五九}故に^{六〇}節目を生じ、^{六一}肯て決斷せず、^{六二}歳月を淹留す」と。太宗、之を聞きて怒りて曰く、「是れ我が親戚なるを知りて、故らに此の如きの艱難を作す」と。即ち令して仁方を杖つこと一百、任する所の官を解かしむ。魏徴進みて曰く、「^{六三}城狐社鼠は皆微物なり。其の憑恃する所有るが爲めに、

- 【四八】 謬説は誤りたる説。
- 【四九】 蜀王、名は愔、太宗の第六子なり。
- 【五〇】 都官郎中は、唐の制、刑部の官、徒隸を配役し、俘囚を簿録し、以て衣糧藥料を給し、以て訴訟雪冤を理むるを掌る。凡そ公私の良賤、必ず周く之を知る。凡そ反逆相坐する、其家を没して奴婢と爲す。
- 【五一】 身を留むは官署の中に拘留すること。
- 【五二】 予奪は罪を判決するをいふ。
- 【五三】 其子は楊譽の子。
- 【五四】 唐の制、左右千牛衛將軍は、宮殿の侍衛及び供御儀仗を掌り、左右に弓箭を執りて宿衛す。
- 【五五】 節目を生ずは面倒なる事故を作り出すこと。節目の語は、禮記樂記に、「其の易き者先にし、其節目を後にす」とあるに本づく。
- 【五六】 城狐は城の中に棲める狐、社鼠は社の中に穴居せる鼠。古語に、城狐は灌がれず、社鼠は燻せられずと。其の棲穴する所の者、憑恃する所を得るを謂ふ。故に讒者、率以て人君の左右近習を謂ひて城狐社鼠と爲す。

故に之を除くこと猶ほ易からず。況んや世家貴戚、舊、理め難しと號す。漢晉以來、禁禦する能はず。武徳の中、以に驕縱多し。陛下登極し、方に始めて蕭條たり。仁方は既に是れ職司、能く國家の爲めに法を守る。豈に枉げて刑罰を加へて、以て外戚の私を成す可けんや。此源一たび開かば、萬端争ひ起らん。後必ず之を悔いん。將に及ぶ所無からんとす。古より、能く此事を禁斷するは、惟り陛下一人のみ。不虞に備豫するは、國の常道と爲す。豈に水の未だ横流せざるを以て、便ち自ら隄防を毀らんと欲す可けんや。臣竊に思ひ度るに、未だ其の可なるを見ず」と。太宗曰く、「誠に公の言の如し。嚮者、思はざりき。然れども仁方、輒ち禁じて、言はず。頗る是れ權を專らにするなり。合に重罪とすべからずと雖も、宜しく少しく懲肅を加ふべし」と。乃ち杖たしむること二十にして之を赦す。

愚按するに、仁方が楊譽に問ふこと、(一四) 申屠が鄧通を屈し、(一五) 董宣が湖陽に抗すると雖も、是に過ぎざるなり。太宗、惟り之を賞する能はざるのみならず、又、刑を加へんと欲す。(一六) 其れ孝文・光武に視ぶるに、何ぞ其れ遠きや。且つ既に魏徵の諫に従ふ。仁方の罪を免じて

- 【九】 以は已と通す。一本には已に作る。
- 【一〇】 蕭條は世家貴戚の勢力の衰へたるをいふ。
- 【一一】 備豫は、あらかじめ備ふる也。
- 【一二】 横流は河の水が河の道に由らずして横さまに流るる也
- 【一三】 懲肅は、こらし、戒むる也
- 【一四】 丞相申屠嘉、文帝の寵臣鄧通を斬らんと欲すること、通鑑第十五卷後元二年にも載す。
- 【一五】 董宣が湖陽公主の奴を殺すこと、通鑑第四十三卷建武十九年にも載す。
- 【一六】 太宗の爲す所、漢の孝文、光武に大だ劣れるをいふ。

可なり。願つて猶ほ杖つこと二十にして、而る後之を赦す。是れ(一七) 猶ほ兄の臂を終らして「姑く徐かにせよ云爾」と曰ひ、(一八) 鄰雞を攘みて「請ふ來年を俟たん」と曰ひ、(一九) 五十歩を以て百歩を笑ふがごときのみ。諫に従ふの道、豈に是の如くならんや。

- 【一七】 孟子盡心上篇に、「是れ猶ほ其兄の臂を終らすもの或らんに、子、之に、姑く徐徐にせよ云爾」と謂ふがごとし」とあり。或るひと其兄の臂を取りて之をねぢるを見て、汝、此人に、左様に急にれぢらず、ゆつくりとねぢるべし、と云ふが如しとの意。
- 【一八】 孟子滕文公上篇に、「今、人の日に其鄰の雞を攘む者有り。或るひと之に告げて曰く、是れ君子の道に非ずと。曰く、請ふ之を損し、月に一雞を攘み、以て來年か待ち、然る後に已めんと。如し其の義に非ざるを知らば、斯れ速かに已めん。何ぞ來年を待たんとあり。」
- 【一九】 五十歩を以て百歩を笑ふは、孟子梁惠王上篇に出づ。
- 【二〇】 貞觀八年、通鑑には貞觀十五年に係く。
- 【二一】 高士廉、名は儉、齊の清河王岳の孫なり。初め終南山に隱居す。武徳の初、秦王、雍州の牧を領し、舉げて治中と爲す。東宮に居るに及びて、右庶子を授く。益州の都督長史に遷る。風俗を勵まし、名聲あり。入りて吏部尙書と爲り、僕射に拜せらる。卒して、司徒を贈る。
- 【二二】 少府監は、唐の制、百工營繕の政を掌る。
- 【二三】 北門は玄武門、内侍省の由る所なり。
- 【二四】 南衙。唐の正牙は南に在り。宰相の府なり。牙は衙と通す。

「君は但だ南衙の事を知る。我が北門少しく營造する有るも、何ぞ君が事に預らん」と。玄齡等拜謝す。魏徵進みて曰く、「臣、陛下の責むるを解らず、亦、玄齡・士廉が拜謝するを解らず。玄齡既に

大臣に任ず、即ち陛下の股肱耳目なり。營造する所有らば、何ぞ知らざる容けん。其の官司に訪問するを責むるは、臣が解らざる所なり。且つ利害と工を役する多少と有り。陛下の爲す所、善ならば、當に陛下を助けて之を成すべし。爲す所、不善ならば、營造すと雖も、當に陛下に奏して之を罷むべし。此れ乃ち君、臣を使ひ、臣、君に事ふるの道なり。玄齡等が問ふは既に罪無く、而して陛下、之を責む。臣が解らざる所なり。玄齡等、守る所を識らず、但だ拜謝するを知るのみ。臣、亦、解らず」と。太宗深く之を愧づ。

朱氏補曰く、宰相の職は、統べざる所無し。冢宰は九式を以て財用を均節す。固に朝廷の庶務に於て、當に預るべからざる無きなり。洛を作るの役は、(一)周召經營し、未央の成るは、蕭何綜理す。烏んぞ營繕の小なるも、宰臣知らざる有らんや。將軍を以て内廷と爲し、宰相を以て外廷と爲し、漢人の體統の紊れたるを正す。太宗、方に(二)三省を(一)鼎新し、(三)六典を復脩し、獨り宰相をして専ら南牙の政事を立て、北門の營繕に預らざらしめんと欲す。是れ朝廷を分ちて二と爲し、内外を岐ちて兩と爲し、一司を以てして相臣を處するなり。魏徵が言を盡くす微かりせば、則ち唐の相職豈に正しからんや。

愚按するに、王者は天下を以て一家と爲す。其大臣は、(一)宗子の家相なり。故に天下の事は、天子、當に與るべからざる無く、宰相も亦當に與るべからざる者無し。豈に南衙・北門の分有らんや。太宗、其の當に責むべき所に非ざるを責め、玄齡等、其の當に謝すべき所に非ざるを謝す。魏徵の言微かりせば、君臣蓋し其の失を知る莫かりしならん。唐、中葉より以後、中書・門下を以て南衙と爲し、樞密・中尉を以て北司と爲し、軍機の密、策立の重き、宰相遂に與り聞くを得ず。

(二)太宗の失言、實に之を啓くなり。

【六】原文「且有害役工多少」は魏鄭公諫錄には、「且所爲有利害役工多少」に作り、「且つ爲す所、利害有り、工を役するに多少有り」と讀む。勝れりと爲す。此には誤つて「所爲」と「有」との三字を脱するなり。

【七】論語に、「孔子、魯の定公に對へて曰く、君、臣を使ふに禮を以てし、臣、君に事ふるに忠を以てす」とあり。

【八】周禮天官に、「九式を以て財用を調節す。一に曰く祭祀の式、二に曰く賓客の式、三に曰く喪荒の式、四に曰く產服の民、五に曰く工事の式、六

に曰く幣帛の式、七に曰く芻秣の式、八に曰く匪頒の式、九に曰く好用の式」とあり。

【九】周召は周公且召公爽。事は尙書召誥・洛誥に詳かなり。

【一〇】三省は中書省・門下省・尙書省なり。

【一一】鼎新は更新する也。易雜卦傳に、「鼎は新を取るなり」とあり。鼎は物を煮るの器にして、腥き者は熟せしめ、堅き者は柔ならしむ、故に更新の義ある也。

【一二】六典。周禮に、「大宰の職は、邦の六典を掌る」とあり。六典とは、治典・禮典・教典・政典・刑典・事典を謂ふなり。

をして専ら南牙の政事を立て、北門の營繕に預らざらしめんと欲す。是れ朝廷を分ちて二と爲し、内外を岐ちて兩と爲し、一司を以てして相臣を處するなり。魏徵が言を盡くす微かりせば、則ち唐の相職豈に正しからんや。

愚按するに、王者は天下を以て一家と爲す。其大臣は、(一)宗子の家相なり。故に天下の事は、天子、當に與るべからざる無く、宰相も亦當に與るべからざる者無し。豈に南衙・北門の分有らんや。太宗、其の當に責むべき所に非ざるを責め、玄齡等、其の當に謝すべき所に非ざるを謝す。魏徵の言微かりせば、君臣蓋し其の失を知る莫かりしならん。唐、中葉より以後、中書・門下を以て南衙と爲し、樞密・中尉を以て北司と爲し、軍機の密、策立の重き、宰相遂に與り聞くを得ず。

(二)太宗の失言、實に之を啓くなり。

貞觀十年、(一)越王は、長孫皇后を生む所、太子の(二)介弟にして、聰敏絶倫、太宗の特に寵異する所なり。「三品已上、皆、王を輕んじ蔑にす」と言ふ者或り。意、侍中魏徵等を誣するに在り、以て上の怒を激す。上、齊政殿に御し、三品已上を引きて入り、坐定まる。大に怒りて色を作して言ひて曰く、「我、一言有り、公等に向ひて道はん。往前の天子は、即ち是れ天子。今時の天子は天子に非ずや。往年の天子の兒は、是れ天子の兒。今日の天子の兒は、天

【一】宗子は嫡長子を謂ふ也。古人、太宗の長嫡を以て宗子と爲すこと、儀禮注に見ゆ。

【二】私に按するに、「太宗の失言、實に之を啓くなり」と評するは、酷に過ぎたるに似たり。

【三】越王は、名は泰、太宗の第四子なり。泰は長孫皇后の生む所にして、始め越に封ぜられ、後、魏に徙し封ぜらる。

【四】介弟は大弟なり。人の弟を稱する敬語。

【五】達官は顯達の官なり。

【六】顯頓は顯蹟留頓なり。挫辱するをいふ。

【七】縱横は我がまま勝手に振舞ふこと。

子の兒に非ずや。我、隋家の諸王を見るに、（一）達官已下、皆、其、躡頓を被るを免れざりき。我の兒子、自ら其縦横を許さず、公等が容易に過ぎて、相共に輕んじ、蔑ろにするを得る所なり。我若し之を縦さば、豈に公等を躡頓する能はざらんや」と。玄齡等戰慄して皆拜謝す。徵、色を正しくして諫めて曰く、「當今、群臣、必ず、越王を輕んじ、蔑ろにする者無からん。然れども禮に在りて、臣子一例なり。（二）傳に稱す、「王人は微なりと雖も、諸侯の上に列す」と。（三）諸侯、之を用ひて公と爲せば即ち是れ公、之を用ひて卿と爲せば即ち是れ卿なり。若し公卿と爲らざれば、即ち、下士の諸侯なり。今、三品已上は、列して公卿と爲り、竝に天子の大臣にして、陛下の・敬異を加ふる所なり。縦ひ其れ小しく不是有りととも、越王何ぞ輒ち折辱を加ふるを得ん。若し國家の紀綱廢壞せば、臣が知らざる所なり。當今聖明の時を以て、越王豈に此の如くなるを得んや。且つ隋の高祖は、禮義を知らず、諸王を寵樹し、無禮を行はしめ、尋ぎて罪を以て黜く。法と爲す可からず。亦、何ぞ道ふに足らん」と。太宗、其言を聞き、喜、色に形はれ、群臣に謂ひて曰く、

一七二

〔六〕 王人は王の微官なり。公羊傳に、「王人とは何ぞ。微者なり。曷爲れ諸侯の上に序する。王命を先にするなり」とあり。

〔七〕 この諸侯は諫録には諸王に作る。いづれにても通ず。ここに諸侯といふは、古き字義にて用ひたるなり。後世の國に封ぜられたる諸王をも、古は諸侯と曰ひしなり。諸侯の外に諸王を置きたるは、漢以後の事なり。

〔八〕 原文「下士於諸侯也」は、「諸侯よりも下士なり」と讀む可きに似たれども、恐らくは誤なり。今、魏鄭公諫録に「下士之諸侯也」とあるに從ふ。下士とは王畿以外の地をいふ。

「凡そ人、言語、理到れば、伏せざる可からず。朕が言ふ所は、（一）當身の私愛なり。魏徵が論ずる所は、國家の大法なり。朕嚮者忿怒し、自ら謂へらく、理、疑はざるに在りと。魏徵が論ずる所を見るに及びて、始めて、大に道理に非ざりしを覺る。人君と爲りては、言、何ぞ容易にす可けんや」と。玄齡等を召して、切に之を責め、徵に絹一千匹を賜ふ。

愚按するに、（二）齊桓殊に王の世子に首止に會す。春秋、之を大なりとす。（三）胡氏、之を釋して曰く、「天王よりして言へば、其子を屈違して其下に次せしめんと欲す。謙徳を示すなり。臣下よりして言へば、王の世子を尊敬して則ち其上に序せんと欲す。分義を正しくするなり」と。然らば則ち胡氏の分義の説に由りて之を觀れば、魏徵の言は非なるか。曰く、皆是なり。胡氏の言は、外に在る諸侯を謂ふなり。魏徵の言は、内に在る公卿を謂ふなり。胡氏の言は、世子を謂ふなり。魏徵の言は、諸王を謂ふなり。大臣たる者、苟くも、其の輕重を權り、時に隨ひて以て中を取る能はずんば、又豈に與に春秋の義を論ずるに足らんや。貞觀十一年、所司、凌敬の、乞貧の狀を奏す。太宗、侍中魏徵等が濫に人を進むるを責む。徵曰く、「臣等、顧問を蒙る毎に、常に具に其長短を言ふ。學識有りて強く諫諍

一七三

〔九〕 言語理到れば伏せざる可からず。道理の十分に行き届きたる言には、服せざる能はずとの意。

〔一〇〕 當身の私愛は自己一身の私の愛情より起りたる事なりとの意。

〔一一〕 春秋僖公五年、公、齊侯、宋侯、陳侯、衛侯、鄭伯、許男、曹伯と、王の世子に首止に會す。

〔一二〕 胡氏は宋の胡安國なり。著はす所、春秋傳等あり。

〔一三〕 凌は姓、敬は名、初め竇建德に仕へて祭酒と爲る。

〔一四〕 乞貧は魏鄭公諫録には乞貸に作る。從ふべし。蓋し傳寫の誤なり。他人に金品を乞ひ借ること。

するは、是れ其の長ずる所なり。生活^{せいせ}を愛し、經營^{けいぎ}を好むは、是れ其の短なる所なり。今、凌敬^{りやうけい}、人の爲めに碑文^{ひぶん}を作り、人に漢書^{かんじゆ}を讀むを教へ、茲^{こゝ}に因つて附托^{ふたたく}し、回易^{くわいぎ}して利を求む。臣等^{しんらう}が説く所と同じからず。陛下^{へいか}未だ其長^{そのちやう}を用ひず、惟だ其短^{そのたん}を見て、以て臣等^{しんらう}欺罔^{きわう}すと爲す。實に、敢て心伏せず」と。太宗^{たいそう}、之を納る。

愚按するに、夫子曰く、「孟公綽は、趙魏の老と爲れば則ち優なり。滕薛の大夫と爲る可からず」と。夫れ、寸も長き所有り、尺も短き所有り。人君、其の長ずる所を用ひ、其の短なる所を棄てて可なり。善きかな、魏徴の言に曰く、「學識有りて強く諫諍するは、凌敬の長ずる所なり。生活を愛し、經營を好むは、凌敬の短なる所なり」と。

太宗既に其の長ずる所を用ふる能はず。願つて、其の短なる所に因りて、責^せ舉者に及ばんと欲す。豈に人を用ふるの道ならんや。向に鄭公の諫に非ざりせば、太宗、賢を好むの意荒みしならん。

貞觀十二年、太宗、魏徴に謂ひて曰く、「比來行ふ所、得失政化、往前に何如」と。對へて曰く、「恩威の加はる所、遠夷朝貢するが若きは、貞觀の始に比すれば、等級して言ふ可からず。德義潛く通じ、民心悅服するが若きは、貞觀の初に比すれば、相去ること又甚だ遠し。」太宗曰く、「遠夷來服するは、應に德義の加はる所に由るべし。往前の功業、何に因りてか益大なる。」徴曰く、「昔者、四方未だ定まらざるや、常に德義を以て心と爲せり。旋ち、海内虞無きを以て、漸く驕奢自溢を加ふ。所以に功業盛なりと雖も、終に、往前に如かず。」太宗又曰く、「行ふ所、往前に比して、何爲れぞ異なる。」徴曰く、「貞觀の初、人の言はざらんことを恐れ、之を導きて、諫めしむ。三年已後、人の諫むるを見て、悦びて之に従ふ。一二年より來、人の諫むるを悦ばず、^三 電強して聽受すと雖も、而も意終に不平なり。諫に難んずる有るなり。」太宗曰く、「何事に於て此の如くなる。」對へて曰く、「即位の初、元律師を死罪に處す。孫伏伽諫めて曰く、「法、死に至らず、濫に酷罰を加ふ容き無し」と。遂に賜ふに、蘭陵公主の園の直錢百萬なるを以てす。人或は曰く、「言

- 【三】 生活を愛すは、衣食住の費澤を望むをいふ。
- 【四】 經營は利益を得んことを謀るをいふ。
- 【五】 回易は交換する也。
- 【六】 夫子は孔子をいふ。此語は論語憲問篇に出づ。孟公綽は魯の大夫にして、蓋し廉靜寡欲にして、才に短なる者なり。趙魏は晉の卿の家、老は家臣の長なり。大家は勢重けり。
- 【七】 寸も長き所有り、尺も短き所有り。二句は楚辭卜居に出づ。
- 【八】 舉者は推薦したる人。

- 【一】 等級して言ふ可からず。比較して等級をつけることの出来ぬほどの方が勝れりとの意。
- 【二】 相去ること又遠し。昔より今の方が大に劣れるをいふ。
- 【三】 電強は一本には勉強に作る。心の欲せざる所にして勉強して之を爲すをいふ。
- 【四】 諫に難んずる有るなり。原文「諫有難也」は魏鄭公諫録には「諫に難色有り」と讀む。勝れりと爲す。
- 【五】 元は姓、律師は名。
- 【六】 孫伏伽は、貝州の人、武德中、三事を上言す。帝、之を稱して諛臣と曰ふ。貞觀中、御史に拜せられ、大理卿に遷る。
- 【七】 蘭陵公主は太宗の女なり。

納諫第五

ふ所は乃ち常事にして、而も賞する所太だ厚し」と。答へて曰く、「我即位より來、未だ諫むる者有らざる。之を賞する所以は、此れ之を導きて、言はしむるなり」と。徐州の司戸柳雄、隋の資に於て妄に階級を加ふ。人、之を告ぐる者有り。陛下、其をして自首せしむ、「首せずんば罪を與へん」と。遂に固く「是れ實なり」と言ひ、竟に肯て首せず。(一〇)大理、推して其偽を得、將に雄を死罪に處せんとす。少卿戴胄奏す、「法は止だ合に徒にすべし」と。陛下曰く、「我已に其斷當を與へ訖れり。但だ當に死罪を與ふべし」と。胄曰く、「陛下、既に然せず、即ち臣法司に附す。罪、合に死すべからず、酷濫なる可からず」と。陛下、色を作して、殺さしめんとす。胄、之を執りて、已ます。四五たびに至りて、然る後之を赦す。乃ち法司に謂ひて曰く、「但だ能く我が爲めに此の如く法を守らば、豈に濫に誅夷有るを畏れんや」と。此は則ち悦びて以て諫に従ふなり。往年、陝縣の丞皇甫德參、上書し、(四)大に聖旨に忤ふ。陛下、以て訕謗すと爲す。臣、奏して稱す、「上

- 【八】 徐州は唐には河南道に屬す。今の江蘇省徐海道銅山縣に治す。司戸は州の屬、戸曹なり。柳は姓、雄は名。
- 【九】 隋の資は隋朝の授くる所の官資なり。自ら隋朝の時に授けられし官階を語るに、實際よりも上級なりと偽りしなり。
- 【一〇】 大理は刑獄詳刑の事を掌る。
- 【一一】 推は調査する也。
- 【一二】 唐の制、徒刑は五等あり、一年より三年に至る。
- 【一三】 我云。我已に大理の判決せる刑を裁可せりとの意。
- 【一四】 大に聖旨に忤ふ。大は一本には又に作る、魏鄭公諫録には有に作り、聖旨に忤ふ有り」と讀む。勝れるに似たり。

書は激切ならざれば、人主の意を起す能はず。激切は即ち訕謗に似たり」と。時に于て、臣の言に従ひて、物二十段を賞すと雖も、意甚だ不平なり。諫を受くるに難んずるなり」と。太宗曰く、「誠に公の言の如し。公に非ずんば、能く此を道ふ者無からん。人、皆、自ら覺らざるに苦しむ。公が向に未だ道はざりし時、都て自ら謂へらく、行ふ所、變せずと。公の論説を見るに及びて、過失、驚くに堪へたり。公但だ此心を存せよ。朕、終に公の語に違はじ」と。

胡氏寅曰く、天下の理、進まざれば則ち退き、退かざれば則ち進む。天地日月四時の運と萬物の盈虚消長とを以て觀れば則ち見ゆ。人の徳智慧術、何ぞ獨り・然らざらん。太宗自ら謂はく、「今の爲す所、猶ほ往年のごとし」と。是れ則ち往年に逮ばざるなり。之を日に譬ふるに、(二)晨晡に在りと雖も、未だ嘗て明かならずんばあらず。若し其の(三)熙盛に嚮ふを語らば、豈に未だ中せざるの時に若かんや。是故に乾の象に、曰く、(四)君子、以て自ら強めて・息まず」と。(五)湯の盤の銘に曰く、「苟に日に新にせば、日に日に新に、又日に新なり」と。此に従事するを知る者、惟だ志を持し誠を存し、堯舜を以て法と爲さば、豈に及ぶ可からざらんや。勉焉として、日に孜孜たる有り、斃れて而して後已むは、是れ則ち湯の・聖域に入りて・成功殊ならざる所以なり。惜しいかな、太宗の未だ學ばざるや。

- 【一五】 物は絹布等の汎名、下、此に做へ。六典によれば、凡そ物十段を賜ふとは、絹三匹・布三端・綿二屯を給ふなり。
- 【一六】 運は運行なり。
- 【一七】 晨晡は日、西に傾く也。
- 【一八】 熙盛は光明盛大なり。
- 【一九】 君子云は易乾卦大象の語。
- 【二〇】 湯の盤の銘云は、大學に出づ。

愚按するに、隋の煬帝、天下を失ふの道、一ならず、而も諫を拒ぐよりも大なるは莫し。唐の太宗、天下を得るの道、一ならず、而も諫を納るるよりも大なるは莫し。夫れ太宗の諫を納るるは、豈に其天性の本然ならんや。良に、目に煬帝の亡びしを觀るに由りて、^(一)矯揉強勉して之を行ふなり。故に貞觀の初、天下未だ安からざれば、則ち能く人を導きて諫めしむ。中年、天下漸く安きも、尙ほ能く人の諫を悦ぶ。末年、天下已に安ければ、則ち勉強して人の諫に従ふ。昔者、^(二)舜の己を舍てて人に従ひ、禹の善を聞けば則ち拜し、湯の^(三)諫に従ひて、咈らず、^(四)其身を一日に終ふるは、果して何の道ぞや。蓋し聖人の諫を納るるは、志氣の自然に由る。故に始終の異無し。太宗の諫を納るるは、血氣の矯揉に由る。故に少くして鋭、老いて衰ふるなり。然らば則ち人君、諫を納るるの道を盡くさんと欲する者は、孳孳として聖人の學を務めざる可けんや。

【一】 矯揉は天性をため曲ぐるをいふ。
 【二】 孟子公孫丑上篇に、「禹は善言を聞けば則ち拜す。大舜はこれよりも大なる有り、善人と同じくし、己を舍てて人に従ひ、人に取って以て善を爲すを樂しむ。耕耘陶漁より

以て帝と爲るに至るまで、人に取るに非ざる者無し」とあり。
 【三】 諫に従ひて咈らずは、尙書伊訓の語。
 【四】 其身を一日に終ふるは、終身其道を變ぜざること一日の如きをいふ。

國譯貞觀政要卷第二終

國譯貞觀政要卷第三

君臣鑒戒第六 凡て七章

貞觀三年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「君臣は、本、治亂を同じくし、安危を共にす。若し主、忠諫を納れなば、臣、直言を進めん。斯故に、君臣、合契するは、古來、重んずる所なり。若し君自ら賢なりとせば、臣、匡正せじ。危亡せざらんと欲すとも、得可からじ。君、其國を失はば、臣も亦獨り其家を全くする能はじ。隋の煬帝の暴虐なるが如きに至りては、臣下、口を鉗み、卒に其過を聞かざらしめ、遂に滅亡に至る。虞世基等も、尋ぎて亦誅死せらる。前事、遠からず。朕、卿等と、慎まざるを得んや。後の嗤ふ所と爲る無からん。」

【一】 合契は意志投合する也。
 【二】 常は一本には嘗に作る。

愚按するに、太宗、^(一)常に隋の煬帝を以て戒と爲し、而して其臣が虞世基を以て戒と爲さんことを欲し、之を言に形はすこと數なり。夫れ人、至愚と雖も、未だ其身を愛せざる者有らず。煬帝が欲を縱にし志を肆にするや、未だ必ずしも「吾は吾が身を愛するを知るのみ。吾が民を憂ふるに暇あらず」と曰はずんばあらざるなり。世基が緘黙して位を保つや、未だ必ずしも「吾、吾が身を愛するを知るのみ。吾が君を憂ふるに暇あらず」

と曰はずんばあらざるなり。豈に、江都西閣の變に君臣俱に免れざるを知らんや。故に君は煬帝を以て戒に爲せば、則ち凡そ吾の直言を容受するは、以て其臣を愛するに非ず、吾が身の計を爲す所以なり。臣は世基を以て戒と爲せば、則ち凡そ吾の忠を盡くし、隱す無きは、以て其君を愛するに非ず、吾が身の計を爲す所以なり。君臣各、其身の計を爲せば、則ち炎涼寒燠、一時も吾が身を愛せざる無きなり。寧ぞ以て須臾も之れ謹まざる可けんや。髮膚齒甲、一處の吾が身に非ざる無きなり。寧ぞ以て細微をも之れ謹まざる可けんや。然らば則ち君臣宵旰、相與に蒼生を嘉惠するは、以て天下國家を利するに非ず、各、其身を愛するのみ。太宗の斯言、其意を推すに、一己の私に出づるが若くなれども、其義を盡くせば、乃ち天下の公を成す所以なり。

【三】江都西閣の變は隋の煬帝が執せられしをいふ。
 【四】炎は夏、涼は秋、寒は冬、燠は春。
 【五】甲は爪なり。
 【六】宵旰は宵衣旰食なり。天未だ明けざるに衣服を著、日既に暮れて食するなり。政事に勤むるをいふ。

【一】隋の日は隋の時なり。
 【二】於は姓、士澄は名、隋の將たり、魏郡を以て唐に降る。
 【三】拷掠は拷問するなり。
 【四】枉げて賊を承すは、實無きに盜を爲せりと罪に伏するをいふ。
 【五】大理丞は隋の獄官の貳職なり。

貞觀四年、太宗、隋の日を論す。魏徵對へて曰く、「臣、往、隋朝に在りしとき、曾て聞く、盜の發する有りと。煬帝、於士澄をして捕逐せしむ。但だ疑似有れば、苦た拷掠を加ふ。枉げて賊を承する者、二千餘人。竝に同日に斬決せしむ。大理丞張元濟、之を恠み、試みに其狀を尋ねれば、乃ち六七人有り、盜發するの日、先づ他所に禁せられ、放たれて纒に出づれば、亦、推勘に遭ひ、苦痛に勝へず、自ら、盜に行ふと誣ふ。元濟、此に因りて更に究尋を事とす。二千人の内、惟だ九人のみ、逗遛して明かならず。官人、諛識する者有り。九人の内に就きて、四人は賊に非ず。有司、煬帝が已に斬決せしむるを以て、遂に執奏せず、竝に之を殺せり。」太宗曰く、「是れ煬帝の無道なるに非ず、臣下も亦心を盡くさず。須く相匡諫して、誅戮を避けざるべし。豈に惟だ諂佞を行ひ、苟くも悦譽を求むるを得んや。君臣、此の如くならば、何ぞ敗れざるを得ん。朕、公等と共に相輔佐するに頼り、遂に今圉圍空虛なり。願はくは公等、始を善くし終を克くして、恆に今日の如くならんことを。」

【六】禁は拘留する也。
 【七】推勘は吟味訊問する也。
 【八】究尋は推究尋問する也。
 【九】逗遛は遷延する也。
 【一〇】諛識は善く記憶する也。
 【一一】匡諫は正し諫むる也。
 【一二】今は一本に令に作り、圉圍をして空虛ならしむ」と讀む。亦通ず。圉圍は牢獄なり。
 【一三】虞廷は帝舜の朝廷なり。廢歌は續ぎて歌ふ也。唱和する歌をいふ。尙書益稷篇に、「帝乃ち歌ひて曰く、股肱喜ぶかな、元首起るかな、百工熙まるかなと。皋陶乃ち廢きて歌を載して曰く、元首明かなるかな、股肱良きかな、庶事康きかなと。又歌ひて曰く、元首叢脞なるかな、股肱惰るかな、萬事墮るるかな」とあり。

愚按するに、大學に曰く、「人の君と爲りては仁に止まり、人の臣と爲りては敬に止まる」と。此れ君臣各、其道を盡くすを言ふなり。虞廷の廢歌に、帝舜は先づ股肱を言ひ、皋陶は先づ元首を言ふ。此れ君臣更に難きを相

責むるを言ふなり。各、其道を盡くすは、上下の分を明かにする所以、更に難きを相責むるは、上下の交を明かにする所以なり。今、前章を觀るに、太宗自ら煬帝を以て戒と爲し、群臣が世基を以て戒と爲さんことを欲す。此れ君臣各、其道を盡くす者なり。此章は、隋の世の濫刑を論ずれば、則ち魏徵は過を君に歸し、太宗は過を臣に歸す。此れ君臣、更に難きを相責むる者なり。二章の旨、實に用を相爲す。史臣、此を以て鑑戒の首に居くは、豈に貞觀の治を致すの本なればなるに非ずや。

貞觀六年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、『朕聞く、周秦初め天下を得るは、其事、異ならず。然れども周は則ち惟だ善をのみ是れ務め、功を積み徳を累ぬ。能く八百の基を保ちし所以なり。秦は乃ち其奢淫を恣にし、好みて刑罰を行ひ、二世に過ぎずして滅びきと。豈に善を爲す者は、福祚延長に、惡を爲す者は、降年永からざるに非ずや。朕又聞く、桀紂は帝王なり。匹夫を以て之に比すれば、則ち以て辱と爲す。顏閔は匹夫なり。帝王を以て之に比すれば、則ち以て榮と爲す』と。此れ亦帝王の深恥なり。朕毎に此事を將て、以て鑒戒と爲す。常に、逮ばずして人の笑ふ所と爲らんことを恐る。』魏徵對へて曰く、『臣聞く、魯の哀公、孔子に謂ひて曰く、『人の好く忘るる者有り、宅を移して、乃ち其妻を忘る。』孔子曰く、『又、

【一】 功を積み徳を累ぬは、一本には「積徳累功」徳を積み功を累ぬに作る。
 【二】 降年は天が年齢を人に降し與ふること。尙書高宗彤日に「年を降すこと、永き有り、永からざる有り。天の・民を天するに非ず、民中ごろ命を絶つ」とあり。
 【三】 顏回、字は子淵、閔損、字は子騫、皆、孔子の弟子、徳行を以て稱せらる。
 【四】 魯の哀公は、魯君、名は蔣。此事は孔子家語に出づ。

好く忘るること此よりも甚だしき者有り。丘、桀紂の君を見るに、乃ち其身を忘る」と。願はくは陛下、毎に此を以て慮と爲せ。後人の笑を免るるに庶からんのみ。』

愚按するに、桀紂は帝王なり。匹夫を以て之に比すれば、則ち以て辱と爲す。何ぞこれを辱とする。人心の・惡を惡めばなり。顏閔は匹夫なり。帝王を以て之に比すれば、則ち以て榮と爲す。何ぞこれを榮とする。人心の・善を善みすればなり。孜孜として善を爲すは、顏閔の徒なり。匹夫を以てして天下後世の企敬する所、匹夫にして帝王なり。孜孜として惡を爲すは、桀紂の徒なり。帝王を以てして天下後世の・稱するを羞づる所、帝王にして匹夫なり。太宗の論する所、亦知言なるかな。而して魏徵の對、又、桀紂が桀紂たる所以を明かにするなり。愚は則ち曰く、桀紂顏閔の分を知らんと欲せば、善と惡との間なりと。

貞觀十四年、太宗、高昌平げるを以て、侍臣を召して宴を兩儀殿に賜ひ、房玄齡に謂ひて曰く、『高昌若し臣の禮を失はずんば、豈に滅亡に至らんや。朕、此一國を平げ、甚だ危懼を懷く。惟だ當に驕逸を戒めて以て自ら防ぎ、忠讜を納れて以て自ら正し、邪佞を黜け、賢良を用ひ、小人の言を以てして君子を議せざるべし。此を以て慎み守らば、安きを獲るに庶幾からん。』魏徵進みて曰く、『臣、古來の帝王の・亂を撥め業を創むるを觀るに、必ず自ら戒慎し、芻蕘の議を採り、忠讜の言に従ふ。天下既に安けれ

の學は、其要、^(一七)欽に在り。而して傲戒の際、尤も欽の一辭に謹む。蓋し敬は、萬化の本原、一心の妙用、聖神の能事、學問の極功、帝王の授受の^(一八)、此に在り。其の言に發する者は、皆、心に由るなり。故に能く・怠る無く荒む無く、終を謹むこと始の如し。人の上たる者、太宗君臣の鑑戒の言を佩び、帝王の心學の要を體せば、則ち豈に惟だ貞觀のみならんや。以て三代の上に進む可からん。

貞觀十四年、特進魏徵上疏して曰く、「臣聞く、君を元首と爲し、臣を股肱と作す。^(一九)齊契して心を同じくし、合して體を成す。體或は備はらざれば、未だ人と成る有らず。然れば則ち首は^(二〇)尊高なりと雖も、必ず手足に資りて以て體を成す。君は明哲なりと雖も、必ず股肱に藉りて以て^(二一)理を致す。禮に云はく、「人は君を以て心と爲し、君は人を以て體と爲す。心莊なれば則ち體舒び、心肅めば則ち容敬す」と。書に云はく、「元首明かなるかな、股肱良なるかな、庶事康きかな。元首叢脛なるかな、股肱惰るかな、萬事墮るるかな」と。然れば則ち股肱を委棄して、獨り曾臆に任じ、體を具へ^(二二)理を成すは、聞く所に非ざるなり。夫れ君臣相遇ふこと、古より、難しと爲す。

【一七】 欽は敬なり。尙書堯典舜典阜陶謨益稷に、數々欽哉の語あり。
【一八】 欽は美善なり。
【一九】 齊契は君臣の意志相合するをいふ。
【二〇】 尊高は一本に尊重に作る理は治なり。
【二一】 禮記緇衣篇の辭。
【二二】 書は尙書阜陶の庶歌の辭。叢脛は煩碎なり。くだくだしき貌。墮は墮と同じ、墮るる也。君主明かなるときは、臣下忠良にして、衆事皆安く、君主煩瑣細碎なるときは、臣下懈怠して肯て事に任ぜず、萬事廢壞するなり。
【六】 理は治なり。

石を以て水に投ずるは、千載に一たび合ふ。水を以て石に投ずるは、時として有らざる無し。其れ能く至公の道を開き、天下の用を申べ、内、心腎を盡くし、外、股肱を竭くし、和すること^(二三)鹽梅の若く、固きこと金石に同じき者は、惟だ高位厚秩のみに非ず、之を禮するに在るのみ。昔、^(二四)周の文王、鳳凰の墟に遊ぶとき、^(二五)韞系解けたり。左右を顧みるに、使ふ可き者莫し。乃ち自ら之を結べり。豈に周文の朝、盡く俊父たり、聖明の代、獨り君子無き者ならんや、但だ知ると知らざると、禮すると禮せざるとのみ。是を以て、^(二六)伊尹は有

【七】 石を以て水に投ず、水を以て石に投ず。文選に、張良、黄石の符を受け、三略の説を誦し、以て群雄に遊び、其の言ふや、水を以て石に投ずるが如く、之を受くる莫きなり。其の漢祖に遭ふに及びてや、其の言ふや、石を以て水に投ずるが如く、之に逆ふ莫きなり。しとあり、注に「石は堅く水は柔、柔を以て堅に投ずるは、入る可からざるなり。道合はざるも亦猶ほ是のごときを言ふなり。堅を以て柔に投ずるは、其勢必ず入る、故に逆はざるなり」とあり。
【八】 心腎股肱。尙書君牙篇に「今、爾を命じて予が翼とし、股肱心腎と作す」とあり。
【九】 鹽梅。尙書説命に、高宗、傳説に命する語に、「若し、和羹を作らば、爾惟れ鹽梅」とあり。
【一〇】 文子に、文王、崇を伐ち、鳳凰の墟に至り、王の韞系解く。文王自ら之を結ぶ。太公問ふ。文王曰く、吾聞く、亡君の與に處る所は、邦、其役を盡くす。寡人、不肖と雖も、與に處る所は、皆、先君の人なり。故に之を結ばしむる無し」とあり。
【一一】 韞系は履のひも。
【一二】 伊は姓、尹は字、名は摯。湯三たび之を聘し、遂に湯を佐けて桀を伐ち、桀を南巢の地に放つ。有莘は國の名、媯は女を送る臣なり。湯の妃は有莘氏の女なり。史記に謂ふ、「伊尹、道を行ひて以て君を致さんと欲すれども由無し。乃ち有莘氏の媯臣と爲り、湯に説きて王道に致す」と。蓋し戰國の時、此説を爲す者有りしなり。

華の滕臣、(三)韓信は項氏の(四)亡命なるに、股湯、禮を致して、王業を南巢に定め、漢祖、壇に登りて、帝功を垓下に成せり。若し夏桀、伊尹を棄てず、項羽、恩を韓信に垂れしならば、寧ぞ背て已に成るの國を敗りて、滅亡の虜と爲らんや。又、(五)微子は骨肉なり、(六)茅土を宋に受く。箕子は良臣なり、(七)洪範を周に陳ぶ。仲尼、其仁を稱し、之を非る者有る莫し。(八)禮記に稱す、魯の穆公、子思に問

【三】韓は姓、信は名。淮陰の人、數策を以て項羽を干す。羽、聽かず。信亡げて漢に歸す。高祖、蕭何の言を用ひ、是に於て、日を擧げて齊戒し、壇場を設け、信を拜して大將と爲す。後、羽を垓下の地に圍む。

【四】亡命は逃亡したる者。

【五】微箕は二國の名。子は爵なり。微子は紂の庶兄、紂を諫むれども聽かれず、遂に之を去る。武王、商に克ち、微子を宋に封ず。箕子は紂の諸父、紂を諫むれども聽かれず、囚へられて奴と爲る。武王、位に即き、之に訪ふ。箕子爲めに洪範九疇を陳す。論語微子篇に曰く、「微子は之を去り、箕子は之が奴と爲り、比干は諫めて死す。子曰く、股に三仁有り」と。

【六】茅土。古、王者、五色の土を封じて社と爲し、諸侯を封するに、其方面の土を割きて以て之に與へ、其むに白

【七】洪範は尙書に載す。

【八】禮記は檀弓篇なり。

【九】魯の穆公は、名は顯。子思は、孔子の孫、名は伋。反りて喪に服するなり。

【一〇】泉は淵なり。唐の高祖の諱を避けて、故に泉を以て淵に更ふ。

【一一】戎首は寇亂の主謀者。

ひて曰く、「舊君の爲めに反服するは、古か。」子思曰く、「古の君子は、人を進むるに禮を以てし、人を退くるに禮を以てす。故に舊君反服の禮有るなり。今の君子は、人を進むれば將に諸を膝に加へんとするが若く、人を退くれば將に諸を泉に隊さんとするが若し。」戎首と爲る母くんば、亦善か

【一〇】反服するは、古か。

【一一】古の君子は、人を進むるに禮を以てし、人を退くるに禮を以てす。

【一二】今の君子は、人を進むれば將に諸を膝に加へんとするが若く、人を退くれば將に諸を泉に隊さんとするが若し。

【一三】戎首は寇亂の主謀者。

らすや。又、何の反服の禮か之れ有らん」と。(三)齊の景公、晏子に問ひて曰く、「忠臣の君に事ふる事、之を如何。」晏子對へて曰く、「難有れば死せず、出亡すれば送らず。」公曰く、「地を裂きて以て之を封じ、爵を疏ちて之を待つ。難有れば死せず、出亡すれば送らざるは、何ぞや。」晏子曰く、「言ひて用ひらるれば、身を終るまで難無し。臣何ぞ焉に死せん。諫めて納れらるれば、身を終るまで亡げず。臣何ぞ焉を送らん。若し言ひて用ひられず、難有りて死するは、是れ妄死なり。諫めて納れられず、出亡して送るは、是れ詐忠なり」と。(四)春秋左氏傳に曰く、「崔杼、齊の莊公を弑す。晏子、崔氏の門外に立つ。其人曰く、「死せんか。」曰く、「獨り吾が君ならんや。吾死せんや。」曰く、「行らんか。」曰く、「吾が罪ならんや。吾亡げんや。故に君、社稷の爲めに死すれば、則ち之に死す。社稷の爲めに亡ぐれば、則ち之に亡ぐ。若し己が爲めに死し、己が爲めに亡げば、其親暱に非ずんば、誰か敢て之に任せん」と。門啓きて入り、戸を股に枕せしめて哭し、輿ちて三たび踊りて出づ」と。(五)孟子曰く、「君、臣を視ること手足の如くすれば、臣、君を視ること腹心の如くす。君、臣を視ること犬馬の如くすれば、臣、君を視ること腹心の如くす。君、臣を視ること犬馬の如くすれば、臣、君を視ること腹心の如くす。」

【三】齊の景公云云。此事は説苑に出づ。

【四】出亡は國を出でて逃亡する也。

【五】疏は分つ也。

【六】春秋は孔子の作る所にして、左氏、之を傳す。

【七】崔杼云云。此事は左傳襄公二十五年に載す。崔杼は齊の臣、崔武子なり。莊公は、名は光。

【八】これ孟子、齊の宣王に告ぐるの辭。離婁下篇に出づ。

【九】孟子曰く、「君、臣を視ること犬馬の如くすれば、臣、君を視ること腹心の如くす。」

ば、臣、君を視ること國人の如くす。君、臣を視ること糞土の如くすれば、臣、君を視ること寇讎の如くす」と。臣の・君に事ふること二志無しと雖も、去就の節に至りては、當に恩の厚薄に縁るべし。然れば則ち人主たる者、安んぞ以て下に禮無かる可けんや。竊に在朝の群臣を観るに、〔二〇〕樞機の寄を主るに當る者は、或は〔二一〕地、秦晉に隣り、或は業、〔二二〕經綸に與り、竝に事を立て功を立て、皆、一時の選にして、之を〔二三〕衡軸に處く。任たること重し。之に任すること重しと雖も、之を信すること未だ篤からざれば、則ち人或は自ら疑ふ。人或は自ら疑へば、則ち心、苟且を懷く。心、苟且を懷けば、則ち節義、立たず。節義、立たざれば、則ち〔二四〕名教、興らず。名教、興らずして、而も與に太平の基を固くし・七百の祚を保つ可きこと、未だ之れ有らざるなり。又聞く、國家、功臣を重惜し、舊惡を念はずと。之を前聖に方ふるに、一も〔二五〕問する所無し。然れども但だ大事に寛に、小罪に急なり。時に臨みて責怒し、未だ愛憎の心を免れず。以て政を爲す可からず。君、其禁を嚴にすれども、臣或は之を犯す。況んや上其源を啓けば、下必ず甚だしき有り。川壅がりて潰ゆれば、其の傷ること必ず

- 〔二〇〕 糞土は今の孟子には土芥に作る。
- 〔二一〕 樞機は近要の官をいふ。寄は寄托、委任なり。一本には主の字無し。
- 〔二二〕 地秦晉に隣るは、帝室と姻戚たるをいふ。春秋の時、秦と晉とは世々婚を相通ず、故に曰ふ。
- 〔二三〕 經綸は、天下を治むること。絲筋を整理するに比して云ふ。
- 〔二四〕 衡軸は重要な官職をいふ。
- 〔二五〕 名教は人倫の名分を明かにする教。道德の教なり。
- 〔二六〕 問は非難する也。

多し。凡百の黎元をして何に其手足を措く所あらしめんと欲する。此れ則ち君、一源を開き、下、百端の變を生じ、亂れざる者無きなり。禮記に曰く、〔二六〕愛すれども而も其の惡しきを知り、憎めども而も其の善きを知る」と。若し憎みて・其の善きを知らざれば、則ち善を爲す者必ず懼る。愛して・其の惡しきを知らざれば、則ち惡を爲す者〔二七〕寔に繁し。詩に曰く、〔二八〕君子如し怒らば、亂庶はくは過かに沮まん」と。然れば則ち古人の震怒は、將に以て惡を懲らさんとす。當今の威罰は、姦を長ずる所以なり。此れ唐虞の心に非ず、湯武の事に非ざるなり。書に曰く、〔二九〕我を撫すれば則ち后、我を虐すれば則ち讎なり」と。荀卿子曰く、〔三〇〕君は舟なり、人は水なり。水は舟を載する所以、亦、舟を覆す所以なり」と。故に孔子曰く、〔三一〕魚、水を失へば則ち死す。水は魚を失へども、猶ほ水たるなり」と。故に唐虞は、〔三二〕戰戰慄慄として、日に一日を慎む。安んぞ深く之を思はざる可けんや。安んぞ熟之を慮らざる可けんや。夫れ大臣に委ぬるに大體を以てし、小臣を責むるに小事を以てするは、國を爲むるの常なり。〔三三〕理を爲すの道なり。今、之に委ぬるに職を以てすれば、則ち大臣を重んじて、小臣を輕んず。事有るに至り

- 〔二六〕 愛すれども云云。禮記曲禮篇の語。
- 〔二七〕 寔は一本に實に作る。
- 〔二八〕 君子云云。詩小雅巧言篇の辭。君子、讒人の言を見て、若し怒りて之を責めば、亂速かに止むに庶幾からんとの意。
- 〔二九〕 我を撫すれば云云。荀書泰誓の辭。武王が師に誓ふの語なり。
- 〔三〇〕 荀卿子は、名は況、趙の人、卿とは時の人相尊ぶの號。書を著はし、荀子と曰ふ。
- 〔三一〕 戰戰慄慄は恐懼する貌。
- 〔三二〕 理は治なり。

ては、則ち小臣を信じて、大臣を疑ふ。其の輕んずる所を信じ、其の重んずる所を疑ひ、將に至理を求めんとするも、豈に得可けんや。又、政は恆有ることを貴び、屢易ふるを求めず。今或は小臣を責むるに大體を以てし、或は大臣を責むるに小事を以てす。小臣は據る所に非ざるに乘じ、大臣は其の守る所を失ふ。大臣は或は小過を以て罪を獲、小臣は或は大體を以て罰を受く。職、其位に非ず、罰、其辜に非ず。其の私無からんことを欲し、其の力を盡くさんことを求むるは、亦難からずや。小臣は委ぬるに大事を以てす可からず、大臣は責むるに小罪を以てす可からず。任ずるに大官を以てして、其細過を求めば、刀筆の吏、旨に順ひ風を承け、文を舞はし法を弄し、其罪を曲成す。自ら陳ぶるや、則ち以爲へらく、心、辜に伏せずと。言はざるや、則ち以爲へらく、犯す所皆實なりと。進退惟れ咎あり。能く自ら明かにする莫ければ、則ち苟くも禍を免れんことを求む。大臣苟くも免るれば、則ち譎詐萌生す。譎詐萌生すれば、則ち矯僞、俗を成す。矯僞、俗を成せば、則ち以て至理に臻る可からず。又、大臣に委任するは、其力を盡くさんことを欲す。官毎に、

- 【四三】 至理は至治なり。
- 【四四】 據る所に非ざるに乘ずは小臣の居るべき所に非ざる重要なる官職に居るをいふ。
- 【四五】 文を舞はすは、法律を自分がつてに濫用すること。
- 【四六】 曲成は、つぶさに造り成す也。
- 【四七】 咎の字、一本には谷に作り進退惟れ咎まる」と讀む、勝れるに似たり。
- 【四八】 原文毎官の下に、一本には「有闕、責其取人、或言所知、則以爲私意」の十字あり、「官闕くる有る毎に、其の人を取るを責む。或は知る所を言へば、則ち以て私意と爲し」云々と讀む、勝れるに似たり。

避け忌む所有りて、言はざれば、則ち盡くさずと爲す。若し擧ぐることに其人を得ば、何ぞ故舊を嫌はん。若し擧ぐることに其任に非ずんば、何ぞ疏遠を貴ばん。之を待するに誠信を盡くさずんば、何を以てか其忠恕を責めんや。臣、或は之を失ふ有りと雖も、君も亦未だ得たりと爲さざるなり。夫れ上の下を信せざるは、必ず以爲へらく、下、信す可き無しと。若し必ず下、信す可き無くんば、則ち上も亦疑ふ可き有らん。禮に曰く、「上の人疑へば、則ち百姓惑ふ。下、知り難ければ、則ち君長勞す」と。上下相疑へば、則ち以て至理を言ふ可からず。當今、群臣の内、遠く一方に在り、流言三たび至りて、而も杼を投せざる者は、臣竊に思ひ度るに、未だ其人を見ず。夫れ四海の廣き・庶人の衆きを以て、豈に一二の信す可き人無からんや。蓋し之を信すれば、則ち可ならざる無く、之を疑へば、則ち信す可き者無し。豈に獨り臣の過ならんや。夫れ一介の庸夫を以て、結びて交友と爲り、身を以て相許し、死して且つ渝らず。況んや君臣の契合、寄ること魚水に同じ。

【四九】 上の人云云。禮記緇衣篇の語。
 【五〇】 流言は根柢無き風説、杼は機緯を持する所の者、ひ。秦の甘茂、秦王に告げて曰く「魯人、曾參と姓名を同じくする者有り、人を殺す。人、其母に告ぐ。母織ること自若たり。三人、之に告ぐ。其母、杼を投じ機を下り、杼を踏えて走る。臣の賢は、曾參に及ばず、王が臣を信する

は、其母に若かず。臣を疑ふ者は、特り三人のみに非ず。臣、大王が杼を投せんことを恐るるなり」と。
 【五一】 原文「無不可」の下に、一本には「信者」の二字あり、「信す可からざる者無し」と讀む、勝れりと爲す。
 【五二】 庸夫は凡庸の人。
 【五三】 契合は一本に「合契」に作る。

君は堯舜たり。臣は稷契たるが若き、豈に小事に遇へば則ち志を變じ、小利を見れば則ち心を易ふる有らんや。此れ、下の忠を立つること。未だ明著なる有らずと雖も、亦、上不信を懷きて之を待すること過薄なるの致す所に由る。豈に君、臣を使ふに禮を以てし、臣、君に事ふるに忠を以てするならんや。陛下の聖明を以て、當今の功業を以て、誠に能く博く時俊を求め、上下、心を同じくせば、則ち三皇は追ひて四にす可く、五帝は俯して六にす可からん。夏殷周漢は、夫れ何ぞ數ふるに足らん。太宗深く嘉して之を納る。

范氏祖禹曰く、昔、衛の獻公、大臣を舍てて小臣と謀る。故に國を失ひて出奔す。且つ大臣の任する所の者は大なり。小臣の任する所の者は小なり。而して小を以て大を謀り、遠きを以て近きを謀る。此れ人君偏聽の蔽にして、事を敗らざる者有ること鮮きなり。

唐氏仲友曰く、此れ魏徵、聽納任用の要を論ず。人君は必ず先づ此を知りて、然して後、能く君子に任じ、小人を去り、忠諫を納れ、奸言を察す。太宗の聰明を以て、惟だ其の道學の淺き、聽言任用の間に至りて、數、鄭公の諫を領す。而して諫の左挈右提するに非ざれば、則ち小人に移され、奸言に惑はさるること多し。此れ徵が最も貞觀に功有る者、非を格すに於て之に近し。

【四】稷は農官。舜、堯に命じて曰く、汝、后稷たり、時の百穀を播けと。契に命じて曰く、汝、司徒と作り、敬みて五教を敷けと。

【五】三皇は、史記には庖犧氏・女媧氏・神農氏を謂ひ、孔安國の書序には伏羲・神農・黃帝を以て三皇と爲し、一説には、天皇・地皇・人皇を謂ふ。未だ孰れか是なるを詳かにせず。

【六】衛の獻公の出奔すること、左傳襄公十四年に載す。

【七】左挈右提は、或は左より或は右より扶持するなり。

【八】非を格す。孟子離婁上篇に、惟だ大人のみ、能く君心の非を格すを爲すとあり。

愚按するに、太宗、是に於て臨御すること久し。魏徵、誠を竭くして進諫し、終を慎むこと始の如きの言に倦倦たり。此疏に至りて、復た、君臣心を同じくし體を一にするを以て、詳營して之を曲陳す。甚だ戒を庸君常主の前に致すが若し、其の君を愛する、亦云に至れり。且つ之を終へて曰く、「三皇は追ひて四にす可く、五帝は俯して六にす可からん。夏殷周漢、夫れ何ぞ數ふるに足らん」と。皇道は尙し。五帝の徳は、以て加ふる蔑し。嘗て典謨の陳ぶる所を觀るに、一堂の上に都俞吁咈す。始にして克艱の戒、之を終ふるに明良の歌あり。而して其要領は、則ち欽哉の一言に在り。君臣、心を同じくすること、其れ是に在るなり。魏徵、三皇を四にし、五帝を六にするの説、亦、謂はゆる難きを君に責むる者か。

貞觀十六年、太宗、特進魏徵に問ひて曰く、「朕、己に克ちて政を爲し、仰ぎて前烈を企て、積徳・累仁・豐功・厚利の四つの者に至りては、常に以て稱首と爲す。朕皆庶幾はくは自ら勉めんことを。人、自ら見る能はざるに苦む。知らず、朕

【五】倦倦は懇切なる貌。
 【六】詳營は詳細に説き諭す也。
 【七】曲陳は、事こまかに陳述する也。一本に曲成に作る。
 【八】庸君常主は凡庸通常の君主。
 【九】皇道は尙しは、三皇の道は遠き太古の事なりとの意。
 【十】典謨は尙書の堯典・舜典・大禹謨・皋陶謨・益稷をいふ。
 【十一】克艱の戒とは、大禹謨に、「后克厥厥の后たるを艱んじ、臣克厥厥の臣たるを艱んすれば、政乃ち又まり、黎民、徳

に敏し」といへるをさす。
 【十二】明良の歌とは、益稷に、「元首明かなるかな、股肱良なるかな、庶事康きかな」と曰へるをさす。
 【十三】難きを君に責む。孟子離婁上篇に、「難きを君に責むる、之を恭と謂ふ」とあり。
 【十四】前烈は前古の人の功業。企は踵を擧げて望むなり。前古の英主の功業に均しからんことを企望するをいふ。
 【十五】豐功は大なる功績。

道なる者に非ざるよりは、皆、其先世に繼ぐに足れり。公卿大夫、一も其人に非ざれば、民、其害を受くる者有り。
 (一〇) 有周の盛世、諸侯より入りて公卿と爲るは、必ず (一一) 呂伋・召虎の若くにして而して後可なり。兩漢より以來、未だ宰相・大臣に世官の者有るを聞かず。煬帝無道にして、古を師とせず。玄感・化及の禍は、自ら之を取るのみ。太宗問ふ、「守成の君、何を以てか亂多き」と。玄齡以爲へらく、幼主、深宮に生長し、人間の情偽を識らず、亂多き所以なりと。其説、是なり。太宗廻ち咎を功臣の子弟に歸するは、則ち (一二) 愚、其の何の説なるかを知らざるなり。今、太宗の後を觀るに、近くしては高宗・中宗の昏庸なる、遠くしては穆・敬・懿・僖の謬戾なる、亂亡を (一三) 馴致するは、咸其れ自ら取る。豈に功臣の子弟の罪たらんや。

擇官第七 凡て十一章

貞觀元年、太宗、房玄齡等に謂ひて曰く、(一) 理を致すの本、惟だ、審かに才を量り職を授け、務めて官員を省くに在り。故に書に稱す、「官に任ずるは惟だ賢才をせよ」と。又云ふ、(二) 官は備ふるを必せず、惟だ其人をせよ」と。若し其の善なる者を得ば、少しと雖も亦足らん。其の不善なる者は、

- 【一】 理は治なり。
- 【二】 官員は官吏の數。
- 【三】 官は備ふるを必せず、惟だ其人をせよ。尙書周官の語。三公の官は必ずしも員を備へず、惟だ其人、徳有れば乃ち之に處らしむ。
- 【四】 有周の有の字は助辭。
- 【五】 呂伋は齊の丁公、太公望の子。召虎は召穆公、召公奭の子孫。
- 【六】 愚云云。吾は其の何の理由なるかを知らずとの意。
- 【七】 馴致は漸次に致すなり。

縦ひ多きも亦奚をか爲さん。古人、亦、官に其才を得ざるを以て、(四) 地に畫きて餅を作すも食ふ可からざるに比するなり。詩に曰く、(五) 謀夫孔多し、是を用つて就らず」と。又孔子曰く、(六) 官事、攝せず、焉んぞ儉を得ん」と。且つ、(七) 千羊の皮は、一狐の腋に如かずと。此れ皆載せて經典に在り、具に道ふ能はず。當に、(八) 須く更に官員を併省し、各、任ずる所に當るを得しむべし。則ち無爲にして理まらん。卿宜しく、詳かに此理を思ひ、庶官の員位を量定すべし。』玄齡等是に由りて置く所の文武、總て六百四十員なり。太宗、之に従ふ。因つて玄齡に謂ひて曰く、「此より、儻し樂工雜類有り、假使術、儻輩に逾ゆる者も、只だ、特に錢帛を賜ひて以て其能を賞す可し。必ず、超えて官爵を授けて、夫の朝賢君子と肩を比べて立ち、坐を同じくして食ひ、諸の(九) 衣冠をして以て恥累と爲さしむ可からず。」(一〇) 朱氏黼曰く、事有れば則ち職有り、職有れば則ち官有るは、理なり。古人、事を以て人に任ず。事省け

- 【一】 魏の明帝、深く浮華の士を疾み、吏部尙書盧毓に詔して曰く、選舉に、名有るを取ら勿れ。名は、地に畫きて餅を作すも食ふ可からざるが如きなり」と。
- 【二】 謀夫云云。詩小雅小旻篇の辭。就は詩には集に作る。此れ誤なり。
- 【三】 官事云云。論語八佾篇に出づ。攝は兼れ行ふなり。
- 【四】 史記に、商君、趙良に問ひて曰く、「子、我が秦を治むるを觀るに、五殺大夫の賢に孰れぞ」と。良曰く、千羊の皮は、一狐の腋に如かず。千人の諾諾は、一士の譚譚に如かず」と。腋は左右の肘と脇との間なり。狐腋の白毛を集めて裘を爲る。美にして得難きを言ふなり。
- 【五】 併省は官職を併せて人員を省くなり。
- 【六】 儻輩は同儻なり。
- 【七】 衣冠は衣冠の士をいふ。
- 【八】 通鑑に、唐の初、士大夫、

ば則ち職省く。故に、職有りて官無き有り。後世は、人を以て官に任ず。人増せば則ち官増す。故に、官有りて職無き有り。職有りて官無きは、事を廢するに非ざるなり。或は一官にして數職を兼ね。官有りて職無きは、事を増すに非ざるなり。或は一職にして數人に任ず。周官は多しと雖も、皆員を具ふるに非ざるなり。之を周禮に考ふるに、名は存して而も實は備はらず、職は具はりて而も官は (三) 除せざる者、尙ほ多し。貞觀の制は、甚だ美ならざるに非ず。然れども (三) 員外の置くこと已に當時に見ゆ。將に何を以て流品を一にし、將來を杜がんとするか。其後、宰相或は數人に至り、員外の官、二千餘員に至る。其末流の弊、未だ必ずしも太宗之を啓くに非ずんばあらず。

愚按するに、(四) 唐虞、古を稽へ、官を建つること惟だ百。夏商の官は倍するも、亦、克く用つて又む。又、古の官を建つること簡なり。然して (五) 九官・四岳・十二牧、實に二十五人。而して書に二十二人と稱す。蓋し亦、一人を以てして二職を兼ねる者有るなり。周官三百六十、總計六萬三千六百有奇。周の建官、多しと雖も、然れども周禮は、周公未だ行はざるの書なり。書に稱す、(六) 召公、太保を以て冢宰を兼ね、畢公、太師を以て司馬を兼ね

亂離の後なるを以て、仕進を樂しまず、官員、充たず。省、諸州に符下し、人を差して選に赴かしむ。集まる者七千餘人。吏部劉林甫、材に隨ひて銓敘し、各其所を得たり。時の人、之を稱す。上、玄齡に謂ひて曰く、「官は人を得るに在り、員の多きに在らず」と。命じて併せ省かしむ。文武六百四十三員を留む。百官志に曰く、太宗、内外の官を省き、制を定めて七百三十員とし、曰く、「吾、此を以て天下の賢材を待たば足りなん」と。

- 【一】 除は敘任する也。
- 【二】 員外は定員以外の官。
- 【三】 唐虞、古を稽へ、官を建つること惟だ百。夏商の官は倍するも、亦、克く用つて又む。
- 【四】 此四句は尙書周官の辭。
- 【五】 九官四岳云云。詳細は尙書舜典を参照せよ。
- 【六】 召公が太保にして冢宰を兼ね、畢公が太師を以て司馬を兼ねること、尙書顧命に見ゆ。

と。蓋し亦、一人を以てして二職を兼ねる者有るなり。後世の建官既に冗にして、復た事を攝する無し。太宗深く斯弊に懲り、内外の官を省き、文武總て六百四十員とす。後世より之を觀れば、省くの極と謂ふ可し。然れども房玄齡、僕射を以てして度支を兼ね領し、魏徵、侍中を以てして東宮の官を兼ね。蓋し亦、一人を以てして二職を兼ねる者有るなり。愚嘗て貞觀の善政は當に官を省くを以て首と爲すべしと論ぜるは、何ぞや。選擇に易くして、上、人を失ふに至らず、俸祿、供し易くして、(七) 厚斂を憂へず、權任專一にして、事を避け苟くも免るるの患無く、員數、多からずして、(八) 紛更して事を生ずるの憂無し。官冗なれば、則ち四つの者、是に反す。厥後、兵部の職、樞密に分たれ、戸部の職、三司に分たれ、監軍、監司の權を侵し、州將、太守の任を奪ひ、員外の置くこと、正員よりも多く、(九) 墨敕・斜封、數、千百に逾え、而して貞觀の善政廢る。夫れ後世の天下は、猶ほ貞觀の天下のごとし。太宗、何を以て是を致せるか。(一〇) 切に謂ふ、其大要、二有り、一に曰く、奔競を息む。二に曰く、嬖幸を (一一) 裁す。蓋し奔競の風盛なれば、則ち員多くして闕少く、官、以て増さざるを得ざるなり。嬖幸の門多ければ、則ち私恩、施す所無く、官、以て増さざるを得ざるなり。斯の二つの者は、官を省くの本なり。貞觀の治に志有らん者、(一二) 蓋ぞ亦其本に反らざる。

- 【七】 厚斂は重税を取立つること。
- 【八】 紛更は紛亂變更する也。
- 【九】 墨敕は墨にて書きたる敕書にて、朱色の印信を捺さざるもの。斜封は、ななめに封じたる辭令書。唐の中宗の時、安樂・長寧諸公主及び上官昭容等、皆、勢に依りて事を用ひ、請謁して賂を受け、別に側門に於て墨敕を降して官に除し、斜封して中書に付す。時の人、之を斜封官と謂ふ。
- 【一〇】 切は竊なり。
- 【一一】 裁は裁制する也。
- 【一二】 蓋は恐らくは蓋の誤にして、蓋し亦、其本に反らんのみ」と讀むべきなるべし。然らずんば、原文「而已」の字、讀み難し。

貞觀二年、太宗、房玄齡・杜如晦に謂ひて曰く、「公、僕射たり。當に朕の憂勞を助け、耳目を廣くし、賢哲を求訪すべし。比聞く、公等、辭訟を聽受すること、日に數百有り。此れ則ち符牒を讀むに暇あらず。安んぞ能く朕を助けて賢を求めんや。」因つて、尙書省に敕し、細碎の務は皆、左右丞に付し、惟だ寃滯の大事の、合に聞奏すべき者のみ、僕射に關せしむ。

- 【一】 辭訟は獄辭訴訟。
- 【二】 符牒は文書の類。
- 【三】 尙書は之を都省と謂ふ。令一人を置き、百官を典領す。貞觀中、太宗曾て之と爲るを以て、故に缺きて置かず。其次は左右僕射各一人、左右丞各一人、其屬、六部有り、庶務皆會決す。凡そ符移關牒必ず都省に遣はして乃ち下す。天下の大事の、決せざる者は、皆、都省に上る。
- 【四】 左右丞は、唐の制、六官の儀を辯じ、省内を糾正し、御史

- の擧の當らざる者を劾するを掌る。吏戶禮の三部は、左丞これを總べ、兵刑工の三部は、右丞これを總ぶ。
- 【五】 惟れ説云云。尙書説命の語。欽み承くは、王の志を敬み承くる也。庶位は百官なり。
- 【六】 簿書は帳簿。期會は期日を定めて事を爲す也。
- 【七】 詞は文書をいふ。
- 【八】 經濟は經世濟民なり。國を治め民をすくふこと。今日の謂はゆる經濟よりも意義廣大なり。

范氏祖禹曰く、太宗、宰相を責むるに賢を求むるを以てして、細務を親らせしめず。能く任ずるに其職を以てすと謂ふ可し。書に曰く、「惟れ説式つて克く欽み承け、旁く俊父を招き、庶位に列す」と。此れ相の職なり。苟くも此を務めずして、而も簿書期會、百吏の事を治むるは、豈に謂はゆる相ならんや。胡氏寅曰く、宰相の詞を受くる、既に古制に非ず。然れども之に當る者、未だ以て不可と爲す有らず。賢なること房杜の如しと雖も、亦且つ之を行ふ。何ぞや。其説、五有り、經濟の略無くして、姑く是を以て職とする所に勤めたりと爲す者、一なり。人君明察なれば、則ち敢て權に當らず、而して吏事を以て自ら爲す者、二なり。才用

粗淺にして、有司の務に熟し、躡て其任に躋り、益以て勉勉する者、三なり。上、治の本を知らずして、成を業に責め、因つて以て之を奉承する者、四なり。實に大權を侵し、故らに文案を治め、以て其君を助くる者、五なり。若し誠に宰相の職分を知らば、必ず肯て然らざらん。房杜の才、能く太宗よりも賢なるに非ず。故に太宗、是の如くにして止む。固に太甲・高宗・成王の事を爲す能はざるなり。

唐氏仲友曰く、王省みるは惟れ歳、卿士は惟れ月、師尹は惟れ日。蓋し其位愈尊ければ、其事愈要に、其任愈逸す。其位愈卑ければ、其事愈詳かに、其任愈勞す。太宗、細務を以て左右丞に屬し、大事は僕射に關せしむるは、當れり。宰相を責むるに、耳目を廣め賢才を訪ふを以てするも、亦當れり。然りと雖も、耳目を廣め、賢才を訪ひ、坐して大事を論ずること、房杜に在りて之に任ずるも、尙ほ未だ古人に愧づる無き能はざらんことを恐れ、而して之に參ふるに封倫・楊師道の屬を以てするは、可ならんや。是れ宰相の職を知りて、而も未だ宰相を擇ぶの道を得ざるなり。

- 【九】 助は讀史管見には該に作り、「以て其君を眩する者」と讀む。從ふ可し。該は眩惑する也。
- 【一〇】 太甲と高宗とは殷王。成王は周王。
- 【一一】 王省みるは惟れ歳、卿士は惟れ月、師尹は惟れ日。三句は尙書洪範の語。
- 【一二】 高虛拱揖は高き位に居りて爲すこと無く手を拱き揖譲する也。
- 【一三】 克く小物を勤め、四世を弼亮す。二句は尙書畢命の語。小物は小事なり。四世は文王・武王・成王・康王をいふ。弼亮は輔佐するなり。

愚按するに、人主の職は、一相を論ずるに在り。一相の職は、百官に任ずるに在り。此れ君相の要道なり。詞を受くるは、誠に相たるの體に非ず。然れども大臣、四方を慮る。豈に惟だ高虛拱揖して以て自ら居らんや。畢公は周の元老大臣なり。克く小物を勤め、

四世を弼亮す。小物は細務に非ずや。昔、^(一)陳平、錢穀・決獄の間に答へずして曰く、「宰相は、上、天子を佐けて陰陽を理め、下、萬物の宜しきを遂ぐ」と。此言、固に大なり。然れども錢穀は國計、民命の關る所、冢宰の制する所の者なり。獄は、生民の司命、^(二)二公の當に參聽すべき所の者なり。此れ皆^(三)裁成輔相して、以て生民を左右する者にして、而も「宰相當に知るべからず」と曰はば、則ち職とする所の者は何事ぞや。太宗、宰相に「細務を親らする勿かれ」と敕するは、特だ、下、有司の事を行ふ可からざるのみ。克く小物を勤めて、以て天子を弼亮するは、古人の^(四)相業在る有り。

貞觀二年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「朕、毎夜、恆に百姓間の事を思ひ、或は夜半に至るまで寐ねず、惟だ、^(一)都督・刺史の百姓を養ふに堪ふると否とを恐る。故に屏風の上に於て、其姓名を録し、坐臥恆に看る。官に在りて、如し善事有れば、亦具に名下に列ぬ。朕、深宮の中に居り、視聽、遠きに及ぶ能はず、委ぬる所の者は、惟だ都督・刺史にして、此輩は實に^(二)理亂の繫る所なり。尤も須く人を得べし。」

【一】 陳平云云。詳細は漢書陳平傳を參照せよ。通鑑卷十三漢文帝元年にも載す。
【二】 二公は當に三公に作るべし。
【三】 裁成輔相左右。周易泰卦象傳に「天地交はるは泰なり。后以て天地の道を財成し、天地の宜を輔相し、以て民を左右す」とあるに本づく。財成は裁成と同じ、過ぎたるを制する也、輔相は其の及ばざるを補ふ也。左右は助くる也。
【四】 相業は宰相としての仕事
【一】 都督。唐の制、武德七年、總管を改めて都督と曰ふ。諸州の兵馬・甲械・城隍・鎮戍・糧廩を督し、府事を總判するを掌る。原文「以の字は」と訓す。一本には與に作る。
【二】 理亂は治亂なり。

愚按するに、秦、^(一)侯を罷め守を置きしよりの後、郡守は古の諸侯、其の民生に關繫すること、至つて、輕からざるなり。漢の宣帝謂ふ、「我と^(二)理を共にする者は、惟だ^(三)良二千石のみ」と。太宗謂ふ、「民を治むるの本は刺史に在り」と。斯言や、眞に本を知る者なり。然れども宣帝は、刑名を以て下を繩す、故に當時、固に^(四)循吏多けれども、而も未だ酷吏有るを免れず。太宗は、英明仁恕なり、故に當時居多の循吏ありて、而も酷吏無し。此れ又二帝の優劣なり。貞觀二年、太宗、右僕射封德彝に謂ひて曰く、「安を致すの本は、惟だ人を得るに在り。比來、卿に賢を擧ぐることを命ず。未だ嘗て推薦する所有らず。天下の事重し。卿宜しく朕が憂勞を分つべし。卿既に言はずんば、朕將に安くに寄せんとする。」對へて曰く、「臣愚豈に敢て情を盡くさざらんや。但だ今未だ奇才異能有るを見ず。」太宗曰く、「前代の明王、^(一)人を使ふこと器の如く、皆、士を當時に取り、才を異代に借らざりき。豈に^(二)傳説を夢み^(三)呂尙に逢ふを待ちて然る後

【一】 侯を罷め守を置く。秦、天下を併合し、諸侯を廢して郡と爲し、郡に守を置く。
【二】 理は治なり。
【三】 良二千石は善良なる二千石の官なり。二千石は漢代の郡の太守。地方長官なり。
【四】 循吏は循良なる官吏。
【一】 人を使ふこと器の如し。論語子路篇に、其の人を使ふに及びては之を器とす」とあり。其材器に隨ひて之を使ふを謂ふ。
【二】 傳説は殷の賢相なり。武丁、夢に良弼を得、名を説くと爲す。
【三】 呂尙は太公なり。本姓は姜、其封姓に従ふ。周の西伯、將に出で獵せんとし、之をトするに、曰く、獲る所、龍に非ず、虎に非ず、龍に非ず、霸王の輔ならんと。果して太公に渭水の陽に遇ふ。與に語り、大に悦び、遂に載せて與に俱に歸り、立てて師と爲す。

擇官第七

政を爲すを得んや。且つ何の代にか賢無からん。但だ、遺れて、知らざるを患ふるのみ。德彝トクイ 慙ウレ 報して退く。〔五〕

孫氏甫曰く、大臣の職、人才を薦達すること、固に細事に非ず。天下の大なる、群臣の衆き、〔六〕一日も才に乏しきを容る可けんや。然れども人の才は、能有り不能有り。器のままにして之を使へば、衆職擧がる。豈に、人主、其の賢を擧ぐるを責め、己、未だ推薦せず、但だ「奇才異能無し」と言ふ有らんや。上、主の明を欺かんと欲し、下、天下の善を蔽はんと欲す。此れ眞に姦人なり。蓋し姦人、賢を進むるを樂しまざるは、其情、三有り。位を保ち寵を固くして、常に、之を失はんことを懼れ、以へらく、賢者既に用ひられなば、必ず功業を建立し、己の名を掩ひ、己の過を見はさん。名滅び、過露はれなば、則ち位、保つ能はず、寵、固くする能はざらんと。其情の一なり。姦人は私を立て、必ず人、己に附きて乃ち之を引く。賢者は進退、道を以てし、背て趨附せず。姦人以謂へらく、己に附かずして而も之を引かば、則ち己の恩を知らじ。恩を知らずんば、則ち己の黨と爲らじと。其情の二なり。姦人は心既に公ならず、人を知ること明かならず、賢才に遇ふと雖も、深く識る能はず、引きて之を進めば或は大過有りて己の累と爲らんことを慮る。其情の三なり。封倫の情正に此に在り。太宗、前代未だ、〔七〕常て人に乏しからざるを以て之を折き、〔八〕慙懼して辭無からしむるは、能く姦人の情を照らす者と

【四】 慙報は慙ちて顔色を赤くする也。
【五】 此事、史傳には元年二月に係く。帝、封倫に謂ひて曰く、「大理の職は、人命の懸る所なり。此官は極めて須く公直を妙選すべし」と。倫未だ對へず。帝曰く、「戴胄は忠直にして、事毎に心を用ふ。即ち其人なり」と。又、倫に謂ひて曰く、云云。
【六】 一日云云。一日と雖も人才缺乏する時あるべき管無しとの意。
【七】 常は一本には嘗に作る。
【八】 慙懼は一本には慙報に作る。

謂ふ可きなり。人主、能く姦人の情を照らせば、則ち賢者進む。

胡氏寅曰く、賢才を擧げて之を君に效すは、大臣の職なり。大臣と爲りて、久しく、擧ぐる所無く、人主之を詰るは是なり。若し此令を出して之を房杜王魏に委ねば、惟に、〔九〕丕に應じて、志を後つのみ非ず、亦必ず各、其人を得ん。乃ち以て封倫に望む。且つ、〔一〇〕人を取るに身を以てするは、誣ひざるの理なり。倫は賢者に非ず、安んぞ能く賢を知らん。若し其類を擧げて、朝廷に集めなば、豈に大變に非ずや。是れ則ち特り倫が人を知るの鑑無きのみ非ずして、太宗が倫に於ける、亦、初めより其姦邪を知らざるなり。信に人を知るの難きなるかな。

愚按するに、封倫は詔佞の人なり。其の隋に在るや、虞世基に、〔一一〕附麗し、其主に諂順す。群臣の表疏を得れば、則ち屏けて、奏せず。獄を鞠し法を用ふれば、則ち、〔一二〕峻文深刻。功を論じ賞を行へば、則ち抑制して、薄きに就く。故に世基の寵、日に以て隆にして、孤隋の政、日に以て壞る。皆、倫が爲す所なり。若きの爲す所を以て、烏んぞ謂はゆる善を擧げ賢を薦むるの義を知らんや。其の「未だ奇才異能有らず」と曰ふは、蓋し未だ己の如き者有らざるのみ。是れ猶ほ隋を以て唐に事ふるなり。太宗、人を知るの明に愧づと雖も、幸に其説に惑はず。然れども之の人や、〔一三〕屏斥して餘地有り。

【九】 丕に應じて志を後つ。尙書益稷の語。古註に、帝動くときは、天下大に之に應じ、命に順ひて以て帝の志を待つといふ。天子が動くときは、天下の人大に之に應じて起ち天子の御志を奉體すべしとの意。
【一〇】 人を取るに身を以てすは自分の身に引きくらべて人を採用する也。つまり、自分の同類の者を採用するに至るなり。
【一一】 附麗。麗も附くなり。
【一二】 峻文は刑法をきびしくすること。文は法なり。
【一三】 屏斥して餘地有りは、免官排斥するも足らずとの意。

貞觀三年、太宗、吏部尚書杜如晦に謂ひて曰く、「比、吏部の人を擇ぶを見るに、惟だ其言詞刀筆を取り、其景行を悉さず。數年の後、惡跡始めて彰はれ、刑戮を加ふと雖も、而も百姓已に其弊を受く。如何して善人を獲可き。」如晦對へて曰く、「兩漢の・人を取る、皆、行、郷閭に著はれ、州郡、之を貢し、然る後入れ用ふ。故に當時、號して多士と爲す。今、毎年選集し、數千人に向なんとす。厚貌飾詞、知悉す可からず。選司但だ其階品を配するのみ。銓簡の理、實に未だ精しからざる所なり。才を得る能はざる所以なり。」太宗乃ち將に漢時の法に依りて、本州をして辟召せしめんとす。會、功臣等、將に世封を行はんとし、事遂に止む。

愚按するに、古者、士を取るの法、郷、秀士を論じて、之を司徒に升せ、司徒、之を學に升せ、大樂正、之を司馬に升せ、司馬、官材を辨論す。論定まりて然る後之を官し、官に任じて然る後之に、爵し、位定まりて然る後之に祿す。蓋し未だ仕へざるの前、凡そ、四級を経、已に仕ふるの後、又、三級を経。其の詳かにし且つ重んずること此の如し。故に嘗て謂ふ、後世、人を取るの道、成周の法に復する能はず、皆、苟焉たるのみ。今、太宗の「如何して善人を獲可き」と問ふを觀るに、大なるかな問や。如晦

- 〔一〕景行は德行なり。
- 〔二〕兩漢は西漢・東漢なり。
- 〔三〕郷閭は郷里なり。
- 〔四〕厚貌は矯飾したる容貌。
- 〔五〕選司は選舉の事を掌る官署。
- 〔六〕銓簡は銓衡簡擇する也。才器を量りて官に任ずること。
- 〔七〕爵は位なり。
- 〔八〕四級は四つの階級。即ち上の郷・司徒・學・司馬なり。
- 〔九〕三級は官と爵と祿となり。
- 〔一〇〕苟焉は、一時の間に合はせの事を行ふなり。一本には苟合に作る。
- 〔一一〕政は正なり。

〔一〇〕苟焉たる政に當に告ぐるに成周

の・士を取るの法を以てして可なるべきなり。乃ち兩漢の辟召の事を以て對と爲す。何ぞ其れ陋なるや。厥後、竟に將に世封を行はんとするを以て、施行するに及ばず、後世、焉を惜む。然れども眞に能く辟召の法を行はしむとも、又豈に以て成周の多士の隆を致すに足らんや。

貞觀六年、太宗、魏徵に謂ひて曰く、「古人云ふ、「王者は須く官の爲めに人を擇ぶべし。造次に即ち用ふ可からず」と。朕、今、一事を行へば、則ち天下の觀る所と爲り、一言を出せば、則ち天下の聽く所と爲る。用ふること正人を得れば、善を爲す者皆勸む。誤りて惡人を用ふれば、不善なる者競ひ進む。賞、其勞に當れば、功無き者自ら退く。罰、其罪に當れば、惡を爲す者戒懼す。故に知る、賞罰は輕しく行ふ可からず、人を用ふることは彌、須く慎擇すべきを。」徵對へて曰く、「人を知るの事は、古より・難しと爲す、故に考績黜陟して、其善惡を察す。今、人を求めんと欲せば、必ず須く審かに其行を訪ふべし。若し其善を知りて然る後之を用ひば、設ひ此人をして事を濟す能はざらしむとも、只だ是れ才力、及ばず、大害を爲さざらん。誤りて惡人を用ひば、假令強幹ならば、害を爲すこと極めて多からん。但だ亂代は惟だ其

- 〔一〕造次は倉卒なり。
- 〔二〕考績黜陟。尚書舜典に、「三載、績を考し、三考、幽明を黜陟す」とあり。三年毎に、官吏の成績を考査し、三たび考査して、即ち九年にして、成績不良なる者を黜け、成績優良なる者を昇進せしむるなり。
- 〔三〕強幹は才能ありて事を處理するをいふ。
- 〔四〕亂代は亂世なり。太宗の諱を避けて世を改めて代と爲す。

才を求めて、其行を顧みず。太平の時は、必ず才行俱に兼ねるを須ちて、始めて任用す可し。』

范氏祖禹曰く、太宗、治亂は、庶官に在るを以て、君子を進め小人を退けんと欲す。王者の言なり。而して魏徵が謂はゆる才行といふ者は、亦異ならずや。夫れ才に君子の才有り、小人の才有り。古の謂はゆる才とは、君子の才なり。

後世の謂はゆる才とは、小人の才なり。周公、禮を制し樂を作る。孔子、以て才と爲す。此れ古人の謂はゆる才とは、德行を兼ねて言ふなり。後世の謂はゆる才とは、辯給にして以て人を禦ぎ、詭詐にして以て兵を用ひ、僻邪、險詖にして、利に趨り事に就く。是を以て、天下多く亂る。職として斯人の世に用ひらるればなり。王者、業を創め統を垂れ、哲人を敷求して、以て後嗣に遺る。故に能く世を長くするなり。豈に宜しく天下未だ定まらざるを以てして、専ら小人の才を用ふ可きなるべけんや。夫れ才有りて行無きの小人は、時として用ふ可き無し。之を退くるも、猶ほ其の或は進まんことを恐る。豈に先づ用ひて而る後廢し、乃ち才行兼ね全きの人を取る可けんや。微の學、駁にして、純ならず、故に以て其君を輔導する所の者、卒に三王の治に至らざるなり。

愚按ずるに、春秋傳に曰く、高陽氏に才子八人有り。齊聖唐淵、明允篤誠なり。是れ才を以て徳を兼ね

- 【五】 庶官は百官なり。
- 【六】 論語泰伯篇に、周公の才の美の語あり。
- 【七】 辯給は辯舌の巧なること
- 【八】 險詖は陰險偏頗なり。
- 【九】 敷求は、あまねく求むるなり。
- 【一〇】 世を長くすは、子孫長く相續するをいふ。
- 【一一】 駁は雜駁なり。
- 【一二】 左傳文公十八年に、「昔、高陽氏に、才子八人有り、若

舒・跛傲・檮讎・大臨・彪降・庭堅・仲容・叔達、齊聖にして唐淵、明允にして篤誠なり。天下の民、之を八體と謂へり」とあり。廣淵は度量寛弘にして思慮深淵なるなり。明は幽微を照見するなり。允は終始愆らず、言行相副ふなり。

【一三】 原文「兼徳」は、一本には「徳兼」に作り、「是れ才徳兼ねるを以てして之を言ふなり」と讀む。

て之を言ふなり。司馬氏曰く、「徳、才に勝つを君子と爲し、才、徳に勝つを小人と爲す」と。是れ才を以て徳に對して之を言ふなり。學者安んぞ折衷する所あらんや。愚、之を聞く、孟子曰く、夫の不善を爲すが若きは、才の罪に非ざるなり」と。程子曰く、「才は氣に稟く。氣に清濁有り」と。

朱子曰く、「孟子は専ら其の性に發する者を指して之を言ふ。故に以て才に不善無しと爲す。程子は兼ねて其の氣に稟くる者を指して之を言ふ。則ち人才に、固に、昏明強弱の不同有り。事理を以て之を考ふるに、程子の言、密なりと爲す」と。此に由りて之を觀るに、春秋傳の言は、即ち孟子の意なり。司馬氏の言は、即ち程子の意なり。然して司馬氏の言は密なり。范氏は、「魏徵、當に亂代に才を求むる、其行を顧みず」と言ふべからず」と譏る。其説、是なり。然れども才行は分別する所無しと謂はば、則ち將に程子の言を如何せんとする。

貞觀十一年、侍御史馬周、上疏して曰く、「天下を理むる者は、人を以て本と爲す。百姓をして安樂ならしめんと欲せば、惟だ刺史と縣令とに在り。縣令既に衆く、皆賢なる可からず。若し毎州、良刺史を得ば、則ち合境蘇息せん。天下の刺史、悉く聖意に稱はば、則ち陛下、巖廊の上に端拱す可く、百姓、安からざるを慮らざらん。古より、郡守・縣令、皆、賢徳を

擇官第七

- 【一四】 司馬氏は宋の名臣司馬光
- 【一五】 折衷は彼と此とを取り合はせて適當の者を定むること
- 【一六】 夫の不善云云。孟子告子上篇の語。才は材質、本性のはたらき也。不善を爲す者あるは、人の才能即ち本性のはたらきの罪にあらず、物欲に蔽はるるが爲めなり、との意。
- 【一七】 合境は州の境の中残らず也。蘇息は、よみがへる也。
- 【一八】 巖廊は殿廊なり。端拱は、端しく手を拱くなり。漢書に、「虞舜の時、巖廊の上で遊び、垂拱して爲す無くして天下平かなり」とあり。
- 【一九】 妙選は精しくえらぶ也。

妙選す。遷擢して將

相と爲す有らんと欲すれば、必ず先づ試みるに人に臨むを以てす。或は〔三〕二千石より、入りて丞相及び司徒・太尉と爲る者あり。朝廷、必ず獨り〔四〕内臣を重んず可からず。選を輕んず。百姓未だ安からざる所以は、殆ど此に由る。太宗因つて侍臣に謂ひて曰く、『刺史は朕當に自ら簡擇すべし。縣令は京官の五品已上に〔五〕詔して、各一人を擧げしめん。』〔六〕

孫氏洙曰く、民は國の本なり。守令は民の本なり。古者、天子、爵を列ね祿を頒つは、臣下の爲めにするに非ず、皆、以て民の爲めにするなり。故に其人を擇びて以て之を牧養し、其任を重くして以て之を付責し、其權を假して以て之を安固にし、其祿を厚くして以て之を寵利す。上・吏を責むる、一に民に本づき、下・上に報ゆる、一に民に本づけば、則ち民重し。民重ければ、則ち守令重し。守令重ければ、則ち天下國家重し。守令を輕んずるは、是れ民を輕んずるなり。民輕ければ、則ち天下國家輕し。慎まざる可けんや。昔、漢の制、郡守入りて三公と爲り、郎官出でて〔七〕百里に宰たり、又、諫大夫を出して郡吏に補す。治效有る者は、〔八〕璽書して勉勵し、秩を増し金を賜はりて、而も輒く遷さず。公卿缺くれば、則ち其の尤も異れたる者を選びて之を用ふ。故に良吏是に於て盛なりと爲す。重んずる所を知らばなり。魏晉より以下、朝に居る者を謂ひて要職と爲し、外を治

- 〔四〕 漢の世、郡守は二千石と曰ふ。
- 〔五〕 内臣は、舊唐書馬周傳には、内官に作る。従ふ可し。
- 〔六〕 簡擇は選擇する也。
- 〔七〕 京官は京都に在る官。
- 〔八〕 史傳によれば、此と、營造奢侈を諫め及び太子諸王の定分を論ずると、同じく一疏なり。
- 〔九〕 付責は付託して責任を負はしむる也。
- 〔一〇〕 百里は縣をいふ。
- 〔一一〕 璽書は敕書なり。

むる者を左遷と爲す。故に更多く〔一二〕貪殘にして、風俗日に壞る。重んずる所を失へばなり。唐の失も亦然り。故に〔一三〕内職は常に遷り、〔一四〕外選は常に滯る。然れども守宰の〔一五〕風迹を植つる者、猶ほ〔一六〕班班として言ふ可きなり。胡氏寅曰く、刺史は至つて多し。人君安んぞ能く徧く人才を識らん。大臣に委ねて擧を謹みて可なり。縣令は卑くして尤も衆し。民に近きこと尤も甚だし。尤も擇ばざる可からず。必ず人を得んと欲せば、縣を爲めて政績有るものをして其人を擧げしめて可なり。若し展轉して之を求めば、則ち千百の賢令をも、亦、致す可からん。人各、才有り、其用、同じからざれば、則ち〔一七〕識趣各、異なり。京官の五品以上、安んぞ能く皆縣令の才を得んや。

唐氏仲友曰く、周の意、蓋し謂へらく、之を〔一八〕已任に察すれば、則ち民、害を被る。悉く才徳を以て選ぶに如かじ。則ち得る所多からんと。

愚按するに、聖人は天下を以て一家と爲す。朝廷は其堂奥なり、州縣は其戸庭なり。唐虞の時、百揆、九官を統べ、四岳、十二牧を統ぶ。故に曰く、〔一九〕内に百揆・四岳有り、外に州牧・侯伯有り。庶政惟れ和し、萬邦咸く寧し」と。何ぞ内外を之れ重輕せんや。唐、天下を内を重んじ外を輕んずるの時に有つ。下、縣令に至りては、士多くは之と爲るを屑しとせず。夫れ令は、民

- 〔一二〕 貪殘は貪慾にして民をそなふ也。
- 〔一三〕 内職は朝廷に居る官職をいふ。遷は官位の昇進するをいふ。
- 〔一四〕 外選は地方官の選任。滯は舊位地に停滯して、昇級せざるをいふ。
- 〔一五〕 風迹は風教の事跡。
- 〔一六〕 班班は明著なる貌。
- 〔一七〕 識趣は識見趣向。
- 〔一八〕 已任は已に地方官に任ぜられたる者をいふ。
- 〔一九〕 内に百揆四岳有り云云。尙書周官の語。百揆は首相にして、總べざる所無し。四岳は其方岳を總ぶる者。州牧は各、其州を總ぶ。侯伯は州牧に次ぎて諸侯を總ぶる者なり。百揆・四岳、治を内に總べ、州牧・侯伯、治を外に總べ、内外相承け、體統紊れず、故に諸般の政事惟れ和し、萬國皆安きなり。

を親しむの尤なる者なり。輕心を以て之を處するは、之を何と謂はんや。馬周の言、其れ(三〇)體要を知る者か。天下を爲むる者は、謹みて守令を擇ぶよりも先なるは莫し。太宗の言、固に善し。然れども刺史は、名を屏上に録し、政績の善惡を著はし、以て自ら擇ぶ可し。(三一)九重の尊、豈に能く周く知らんや。惟だ當に内外の輕重をして平均ならしめ、(三二)朝堂をして刺史・都督を擇ばしめ、刺史・都督をして縣令を擧げしめて可なるべきなり。

- 【三〇】 體要は、物事の大切なる所。要點なり。
- 【三一】 九五の尊は、九重の皇居の奥深くおはします天子。
- 【三二】 朝堂は一本には朝廷に作る。義同じ。
- 【一】 精簡は、くはしく撰擇するなり。
- 【二】 萬機は政務をいふ。
- 【三】 寔は一本に實に作る。
- 【四】 八座は左右僕射及び六部尙書をいふ。
- 【五】 文昌は星の名。
- 【六】 二丞は左右丞なり。
- 【七】 管轄は星の名。
- 【八】 漢の明帝曰く、郎官は、上、列宿に應ずと。列宿は二十八宿なり。宿は音シツ、慣用音シユク。
- 【九】 稽停は稽留停滯する也。
- 【一〇】 文案は文書なり。壅滯は、ふさがり、とどまほる。停滯する也。
- 【一一】 令僕は尙書令及び左右僕射。

貞觀十一年、治書侍御史劉洎以爲へらく、左丞は、宜しく特に精簡を加ふべしと。上疏して曰く、「臣聞く、尙書の萬機、寔に政の本と爲すと。伏して尋ぬるに、此選は、授任誠に難し。是を以て、八座は文昌に比べ、(一)二丞は管轄に方ぶ。爰に曹郎に至るまで、上、列宿に應ず。苟くも職に稱ふに非ざれば、位を竊み譏を興す。伏して見るに、比來、尙書省、詔敕稽停し、文案壅滯す。臣誠に庸劣なれども、請ふ其源を述べん。貞觀の初、未だ令僕有らず。時に、省務繁雜なること、今に倍多す。而して

左丞戴胄・右丞魏徵、竝に(二)吏方に曉達し、質性平直にして、事の應に彈擧すべきは、迴避する所無し。陛下又假すに恩慈を以てし、自然に物を肅にせり。百司、懈らざりしは、抑も此に之れ由れり。杜正倫が續ぎて右丞に任ずるに及びて、頗る亦下を厲ませり。比者、(三)綱維、擧がらざるは、竝に、勳親、位に在り、(四)器、其任に非ず、功勢相傾くるが爲めなり。凡そ官寮に在るもの、未だ公道に循はず、自ら強めんと欲すと雖も、先づ(五)讒謗を懼る。所以に郎中の予奪、惟だ諮稟を事とす。尙書依違して、斷決する能はず。(六)或は糾彈聞奏、故らに稽延を事とす。案、理窮まると雖も、仍ほ更に盤下す。去ること(七)程限無く、來ること遲きを責めず。一たび、手を出すを經れば、便ち年載を渉る。或は旨を希ひて情を失ひ、或は嫌を避けて理を抑ふ。(八)司、案成るを以て了ると爲し、是非を究めず。尙書、便僻を用ひて奉公と爲し、當否を論する莫し、互に相姑息し、惟だ彌縫を事とす。且つ衆を選ひ能に授くること、才に非ざれば擧ぐる莫し。(九)

- 【一】 吏方は官吏の道なり。
- 【二】 彈擧は彈劾する也。
- 【三】 綱維は紀綱なり。規律をいふ。
- 【四】 器量不相應の官に居る。
- 【五】 讒謗は、かまびすしき謗。
- 【六】 依違は、どちらつかずにて、ぐづぐづすること。
- 【七】 或糾彈聞奏は、舊唐書に「或彈聞奏」と作り、或は聞奏を彈り」と讀む。従ふべし。此れ蓋し傳寫の誤なり。
- 【八】 稽延は稽留延滯なり。時日を延引すること。
- 【九】 盤下。再三窮詰するを盤下と曰ふ。
- 【一〇】 程限は期限なり。
- 【一一】 勾司は一本に有司に作る。
- 【一二】 了は事了るなり。
- 【一三】 天工人代はる。尙書皋陶謨に、「天工、人其れ之に代はる」とあり、人、天に代りて官を理む、天官を以て其才に非ざるに私す可からざるか言ふ。

工、人代はる、焉んを妄りに加ふ可けんや。懿戚・元勳に至りては、但だ宜しく其禮秩を優にすべし。或は年高くして、毫に及び、或は病を積み智昏きは、既に時に益無し、宜しく當に之を置くに〔三六〕開逸を以てすべし。久しく賢路を妨ぐるは、殊だ不可なりと爲す。將に茲弊を救はんとせば、且つ宜しく尙書左右丞及び左右郎中を精簡すべし。如し竝に人を得ば、自然に綱維備に擧がらん。亦當に趨競を矯正すべし。豈に惟だ其稽滯を息むるのみならんや。疏奏す。尋ぎて洎を以て〔三二〕尙書左丞と爲す。

張氏九成曰く、洎が章疏を以て尙書の・人に非ざるの弊を白すを觀るに、務めて、賢を擇びて職に任じ・綱維を整へ・稽滯を振はんと欲す。此れ皆詳かに治體を練り、深く政本に達す。惜しいかな忠誠、國を憂ふれども、

愚按するに、唐の制、三省あり。尙書省、其首に居り、樞機の要なり。尙書令は百官を典領するを掌る。〔三三〕其屬、六有り。左右僕射は六官を統理し、令の貳たり。皆、宰相なり。左丞は則ち吏部・戸部・禮部を總べ、右丞は則ち

〔三五〕 八十九を毫と曰ふ。原文「及毫」は舊唐書には「毫及」に作り、「毫及び」と讀む。左傳の語を用ふるなり。
 〔三六〕 開逸は開散安逸の地。
 〔三七〕 左右郎中は、唐の制、二丞の轄する所の諸司の事に副たり、録目を署し、稽失を勘し、省内の宿直の事を知る。
 〔三二〕 趨競は趨附競争なり。權勢ある人に附きて高官に升らんと競ふをいふ。
 〔三九〕 尙書左丞は唐書本傳には尙書右丞に作る。

〔三〇〕 尙書の人に非ざるの弊は尙書の官に任ぜられたる人が適任に非ざるより起る弊害。
 〔三一〕 其身を密にせずとは、劉洎が其身を守ること謹密ならず、言語を輕易にせしが爲めに、人に讒せられて、遂に死を賜はるに至りしをいふ。
 〔三三〕 來者の戒に宜しきなりとは、來者は宜しく之を觀て戒むべしとの意。
 〔三二〕 其屬六有りとば、吏部・戸部・禮部・兵部・刑部・工部をいふ。

兵部・刑部・工部を總ぶ。其の關繫する所、豈に小ならんや。劉洎、剛直果敢の才を以て、糾彈舉劾の任に當る。是に於てして、委任の弊を極言す。〔三四〕其の精簡の方を陳ぶる、政本を知り・厥職に稱へりと謂ふ可し。太宗即ち洎を以て左丞と爲す。人を知れりと謂ふ可きのみ。以ふに太宗の・器のままに人才を使ふは、後の人主の宜しく法と爲すべき所なり。

貞觀十三年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「朕聞く、太平の後には、必ず大亂有り、大亂の後には、必ず太平有り」と。大亂の後には、即ち是れ太平の運なり。能く天下を安んずる者は、惟だ賢才を用ひ得るに在り。公等、既に賢を知らず、朕、又、徧く識る可からず。日復た一日、人を得るの理無し。今、人をして自ら擧げしめんと欲す。事に於て何如。」魏徵對へて曰く、「人を知る者は智、自ら知る者は明なり。人を知ること既に以て難しと爲す。自ら知ること誠に亦易からず。且つ愚暗の人、皆、能に矜り善に伐る。恐らくは澆競の風を長せん。其をして自ら擧げしむ可からず。」

愚按するに、太宗、天下の賢を得るに急なり。是に於て、人をして自ら擧げしむるの議有り。魏徵以爲へらく、人を知ること既に難し、自ら知ること易からず。若し自ら擧げしめば、恐らくは

〔三四〕 其の字は恐らくは具の字の誤にして、上の句を連れて「委任の弊を極言し、精簡の方を具陳す。政本を知り厥職に稱へりと謂ふ可し」と讀むべきならん。若し其の字のままならば、上の譯文の如く、上の「委任の弊を極言し」にて切つて讀むべし。然れども具の字の誤とする方、文義、順なりと爲す。
 〔一〕 自ら擧ぐは、其人自ら自己を推薦するをいふ。
 〔二〕 人を知る者は智、自ら知る者は明なり。二句は老子の語。自ら知ることば、人を知るよりも難きなり。
 〔三〕 矜伐は皆誇るなり。

澆競の風を長ぜんと。誠に知言と爲す。夫れ三代の盛時、比閭・族黨・州鄉、遷遞として其徳行道藝を考へ、王に賓興す。此れ謂はゆる郷舉・里選なり。世道已に降りて、此制、復せず。乃ち曰く、「人をして自ら擧げしめん」と。吾、其の自ら擧ぐを見るのみ。善論に非ざるなり。

貞觀十四年、特進魏徵、

上疏して曰く、「臣聞

く、臣を知るは君に

若くは莫く、子を知る

は父に若くは莫しと。

父、其子を知る能はざ

れば、則ち以て一家を睦まじくする無し。君、其臣を知る能はざれば、則ち以て萬國を齊しくする無し。萬國咸寧く、一人、慶有るは、必ず、忠良の、弼と作るに藉る。俊父、官に在れば、則ち庶績其れ凝り、無爲にして化す。故に堯舜文武、前載に稱せらるるは、咸、人を知るは則ち哲なるを以

てなり。多士、朝に盈ち、元凱、魏巍の功を翼け、周召、煥乎の美を光にす。然れば則ち四岳九官、五臣、十亂は、豈に惟だ之を曩代に生じて、獨り當今に無き者ならんや。求むると求めざると、好むと好まざるとに在るのみ。何を以て之を言ふ。夫れ美玉明珠、孔翠犀象、大宛の馬、西旅の葵は、或は足無きなり、或は情無きなり、八荒の表に生れ、塗、萬里の外に遙なるに、重譯入貢し、道路、絶えざるは、何ぞや。蓋し中國の好む所なるに

- 【四】比閭族黨州鄉。周禮に、五家を比と爲し、五比を閭と爲し、四閭を族と爲し、五族を黨と爲し、五黨を州と爲し、五州を郷と爲す。
- 【五】遷遞は順次に相及ぶ也。
- 【六】賓興は、周の時の選舉法、郷の小學より賢能を擧げて之を賓禮し、以て國學に升すなり。
- 【一】臣を知るは云云。左傳昭公十一年、申無宇の言に、「子か擇ぶは父に如くは莫く、臣を擇ぶは君に如くは莫し」とあり。子の賢否を知るは、父の委しきに如くは莫く、臣の賢否を知るは、君の委しきに如くは莫きをいふ。
- 【二】齊はととのへ治むる也。
- 【三】一人慶有り。一人は天子をいふ。慶有りとは國家太平の慶あるをいふ。尙書呂刑に「一人、慶有れば、兆民、之に頼り、其れ寧く惟れ永し」とあるに本づく。天子が國家太平の慶あるときは、天下の兆民、亦仰ぎて之に頼り、共に安寧の福を享くること永久なりとの意。
- 【四】弼は輔佐の臣。
- 【五】凝は成る也。
- 【六】前載は昔の載籍即ち書籍なり。
- 【七】人を知るは則ち哲。尙書皋陶謨に、「人を知るは則ち哲、能く人を官にす」とあり。

てなり。多士、朝に盈ち、元凱、魏巍の功を翼け、周召、煥乎の美を光にす。然れば則ち四岳九官、五臣、十亂は、豈に惟だ之を曩代に生じて、獨り當今に無き者ならんや。求むると求めざると、好むと好まざるとに在るのみ。何を以て之を言ふ。夫れ美玉明珠、孔翠犀象、大宛の馬、西旅の葵は、或は足無きなり、或は情無きなり、八荒の表に生れ、塗、萬里の外に遙なるに、重譯入貢し、道路、絶えざるは、何ぞや。蓋し中國の好む所なるに

- 【八】元凱。舜、八凱を擧げて、后土を主らしめ、百揆時に序づ。八元を擧げて、五教を布かしめ、内平かに外成る。
- 【九】魏巍は高大なる貌。
- 【一〇】周召。周公、名は且、武王の弟、召公、名は奭、周の太保たり、二公、成王を夾輔す。
- 【二】煥乎は光明の貌。論語に、「煥乎として其れ文章有り」とあり。
- 【三】四岳は唐虞の官名、四岳の諸侯の事を掌る。一説には四人ありと云ひ、一説には一人にして之を總へ兼ねと云ふ。
- 【三】九官。舜、禹を司空と爲し、稷をして百穀を播かしめ、契を司徒と爲し、皋陶を士と爲し、垂を共工と爲し、益をして山澤を掌らしめ、伯夷を秩宗と爲し、夔をして樂を典らしめ、龍を納言と爲す。是れを九官と爲す。
- 【四】五臣。論語に、「舜は臣五人有りて天下治まる」とあり、禹・稷・契・皋陶・伯益を謂ふなり。
- 【五】十亂は十人の亂臣。亂は治むる也。尙書に、「武王曰く、予、亂臣十人あり」と。十人とは、周公旦・召公奭・太公望・畢公・榮公・太顛・閔天・散宜生・南宮适・其一は文母を謂ふ。論語に、「婦人有り、九人のみ」とあり。先儒以爲
- 【一〇】大宛は西域の國の名、漢の武帝の時、李廣利、其國を破り、汗血の馬を得て以て獻す。
- 【二〇】西旅の葵。西旅は西夷の國、武王の時、葵犬を貢す。高き四尺なるを葵と曰ふ。尙書に旅葵篇あり。
- 【三〇】重譯入貢すとは、言語、通ぜず、通譯を重ねて來りて貢獻するなり。重譯は數國を經過するが故に、數人の通譯者を要するをいふ。

由るなり。況んや從仕する者、君の榮を懷ひ、君の祿を食む。之を率ゐるに義を以てせば、將た何く
 に往くとして至らざらんや。臣以爲へらく、之と與に孝を爲せば、則ち曾參・子鯨に同じからしむ
 可し。之と與に忠を爲せば、則ち龍逢・比干
 に同じからしむ可し。之と與に信を爲せば、則
 ち尾生・展禽に同じからしむ可し。之と與に
 廉を爲せば、則ち伯夷・叔齊に同じからしむ
 可しと。然るに今の群臣、能く貞白卓異なる
 こと罕なるは、蓋し之を求むること切ならず、
 之を勵ますこと未だ精しからざるが故なり。若
 し之を勵むるに公忠を以てし、之を期するに遠
 大を以てし、各職分有りて、其道を行ふを得、
 貴ければ則ち其の擧ぐる所を觀、富めば則ち
 其の養ふ所を觀、居れば則ち其の好む所を觀、習へば則ち其の言ふ所を觀、窮すれば則ち其の受け
 ざる所を觀、賤しければ則ち其の爲さざる所を觀、其材に因りて以て之を取り、其能を審かにして

【二】 曾參、字は子輿、子鯨、姓は閔、名は損、皆、孔子の弟子なり。孟子曰く、親に事ふること曾子の若くにして可なり」と。論語に、孔子曰く、「孝なるかな閔子鯨、人、其父母昆弟の言を聞せず」と。
 【三】 龍逢は夏桀の臣、比干は殷紂の臣、皆、忠諫を以て殺さる。
 【四】 尾生、莊子に曰く、「尾生、女子と梁下に期す。女子、來らず。水至れども去らず。梁柱を抱きて死す」と。展禽は魯の大夫展獲、字は禽、邑を柳下に食む、諡して惠と曰ふ。展禽が信を守ることを、呂氏春秋・新序に見ゆ。文長ければ略す。

【五】 伯夷・叔齊は、孤竹君の二子なり。國を讓りて逃れ、周の武王が殷紂を伐つを諫めて、首陽山に隠れて餓う。
 【六】 貞白は真正潔白なり。卓異は高くすぐれたる也。
 【七】 擧は擧げ用ふる也。
 【八】 窮は困窮なり。

以て之に任じ、其の長する所を用ひ、其の短なる所を揜ひ、之を進むるに六正を以てし、之を戒むるに六邪を以てせば、則ち嚴ならずして而も自ら勵み、勸めずして而も自ら勉めん。故に説苑に曰く、「人臣の行に、六正・六邪有り。六正を行へば則ち榮え、六邪を犯せば則ち辱めらる。何をか六正と謂ふ。一に曰く、萌芽未だ動かす、形兆未だ見はれざるに、昭然として獨り存亡の機・得失の要を見て、預め未然の前に禁じ、主をして超然として顯榮の處に立たしむ。此の如き者は聖臣なり。二に曰く、心を虚にし意を盡くして、日に善道に進み、主を勉めしむるに禮義を以てし、主を諫すに長策を以てし、其美を將順し、其惡を匡救す。此の如き者は良臣なり。三に曰く、夙に興き夜に寐ね、賢を進めて・懈らず、數往古の行事を稱して、以て主の意を屬ます。此の如き者は忠臣なり。四に曰く、明かに成敗を察し、早く防ぎて之を救ひ、其間を塞ぎ、其源を絶ちて、禍を轉じて以て福と爲し、君をして終に以て憂無からしむ。此の如き者は智臣なり。五に曰く、文を守り法を奉じ、官に任じ事を職り、贈遺を受けず。祿を辭し、賜を讓り、飲食節儉す。此の如き者は貞臣なり。六に曰く、家國昏亂するとき、爲す所、諛はず、敢て主の嚴顔を犯し、面のあたり主の過失を言ふ。此の如き者は直

【一】 説苑。前漢の光祿大夫劉向、字は子政、楚の元王交の後、傳記行事を采り、説苑二十篇を著す。
 【二】 超然は、かけはなれたる貌。
 【三】 長策は、すぐれたるばかりこと、良計なり。
 【四】 間は隙なり。すきま。
 【五】 文は法文なり。

臣なり。是を六正と謂ふ。何をか六邪と謂ふ。一に曰く、官に安んじ祿を貪り、公事を務めず、〔三〕代と浮沈し、左右觀望す。此の如き者は〔四〕具臣なり。二に曰く、主の言ふ所は、皆、「善し」と曰ひ、主の爲す所は、皆、「可なり」と曰ひ、〔五〕「隠して主の好む所を求めて之を進め、以て主の耳目を快くし、〔六〕偷合苟容し、主と樂を爲し、其後害を顧みず。此の如き者は諛臣なり。三に曰く、内實 險詖に、外貌小謹に、言を巧にし色を令くし、善を妬み賢を嫉み、進めんと欲する所は、則ち其美を明かにして其惡を隠し、退けんと欲する所は、則ち其過を明かにして其美を匿し、主をして賞罰、當らず、號令、行はれざらしむ。此の如き者は奸臣なり。四に曰く、智は以て非を飾るに足り、辯は以て説を行ふに足り、内には骨肉の親を離し、外には朝廷の亂を構ふ。此の如き者は讒臣なり。五に曰く、權を専らにし勢を擅にし、輕きを以て重しと爲し、私門、黨を成して、以て其家を富まし、擅に主命を矯めて、以て自ら貴顯にす。此の如き者は賊臣なり。六に曰く、主に諂ふに佞邪を以てし、主を不義に陥れ、〔七〕朋黨比周して、以て主の明を蔽ひ、白黒をして別無く、是非をして〔八〕問無からしめ、

- 〔三〕 代は世なり。太宗の諱を避けて世を代と改む。
- 〔四〕 具臣は臣の數に具はるだけにて益無き者をいふ。
- 〔五〕 隠は己の眞情を隠すをいふ。
- 〔六〕 偷合苟容。偷は苟且の義。苟且にして合はんことを求め容れらるるを取り、忠貞の意無きなり。
- 〔七〕 險詖は險險にして正しからざるなり。
- 〔八〕 朋黨比周は、私の徒黨を作りて、ぐるになること。
- 〔九〕 問は分別なり。區別の意。淮南子に「溝中の斷は、則ち醜美、問有り」とあり。

主の惡をして境内に布き、四鄰に聞えしむ。此の如き者は亡國の臣なり。是を六邪と謂ふ。賢臣は六正の道に處り、六邪の術を行はず。故に上安くして下理まる。生けるときは則ち樂しまれ、死するときは則ち思はる。此れ人臣の術なり」と。〔一〕禮記に曰く、「權衡誠に懸かれば、欺くに輕重を以てす可からず。繩墨誠に陳すれば、欺くに曲直を以てす可からず。規矩誠に設ければ、欺くに方圓を以てす可からず。君子、禮を審かにすれば、誣ふるに姦詐を以てす可からず」と。然れば則ち臣の情偽は、之を知ること難からず。又、禮を設けて以て之を待し、法を執りて以て之を御し、善を爲す者は賞を蒙り、惡を爲す者は罰を受けば、安んぞ敢て企及せざらんや、安んぞ敢て力を盡くさざらんや。國家、忠良を進め不肖を退けんと欲するを思ふこと、十有餘載なり。徒らに其語を聞きて、其人を見ざるは、何ぞや。蓋し之を言ふは是なり。之を行ふは非なり。之を言ふことは是なれば、則ち公道に出で、之を行ふこと非なれば、則ち邪徑に渉る。是非相亂れ、好惡相攻む。愛する所は罪有りと雖も、刑に及ばず、惡む所は辜無しと雖も、罰を免れず。此れ謂はゆる之

- 〔一〕 術は道なり。
- 〔二〕 禮記經解篇の語。
- 〔三〕 權衡は物の輕重を量る所のもの。ばかり。
- 〔四〕 規は、ぶんまはし。矩は、さしがね。
- 〔五〕 情偽は猶ほ誠偽と言ふがごとし。
- 〔六〕 待は待遇なり。
- 〔七〕 御は制御する也。
- 〔八〕 企及は望みて之に及ぶ也。
- 〔九〕 邪徑は正しからざる小みち。
- 〔一〇〕 之を愛すれば其生を欲し、之を惡めば其死を欲す。二句は、論語顔淵篇に出づ。孔子の語。

を愛すれば其生を欲し、之を惡めば其死を欲する者なり。或は小惡を以て大善を棄て、或は小過を以て大功を忘る。此れ謂はゆる君の賞は功無きを以て求む可からず、君の罰は罪有るを以て免る可からざる者なり。賞、以て善を勸めず、罰、以て惡を懲らさずして、而も邪正の惑はざらんことを望むとも、其れ得可けんや。若し賞、疎遠を遣れず、罰、親貴に阿げず、公平を以て規矩と爲し、仁義を以て準繩と爲し、事を考へて以て其名を正しくし、名に循ひて以て其實を求めば、則ち邪正、隠るる莫く、善惡自ら分たれん。然して後、其實を取りて、其華を尙ばず、其厚きに處りて、其薄きに居らずんば、則ち言はずして・化せんこと、【五〇】 春月にして・知る可し。若し徒らに美錦を愛して、而も人の爲めに官を擇ばず、至公の言有りて、至公の實無く、愛して・其惡を知らず、憎みて遂に其善を忘れ、私情に徇ひて以て邪佞を近づけ、公道に背きて忠良を遠ざけなば、則ち夙夜怠らず・神を勞し思を苦しめ、

【五〇】 原文「無功」は當に「有功」に作るべく、「有罪」は當に「無罪」に作るべく、「君の賞は功有るを以て求む可からず、君の罰は罪無きを以て免る可からざる者なり」と讀むべし。傳寫の誤なり。

【五一】 阿は曲ぐるなり。

【五二】 準は、以て平を爲す所の者。水もり。

【五三】 春月は滿一年。

【五四】 徒らに美錦を愛して云云

左傳襄公三十一年に、鄒の子皮、尹何を以て邑を爲めしめんと欲す。子産曰く、「子、美錦有らんに、人をして學びながらにこれを制せしめざらん。大官大邑は身の庇はるる所なり。而るを學ぶ者をしてこれを制せしめんとす。其の美錦たること、亦多からずや。僑、學びて後に政に入るを聞く。未だ政を以て學ぶ者を聞かざるなり云云」とあり。

將に 至理を求めんとすと雖も、得可からざるなり。」書奏す。甚だ之を嘉納す。

愚按するに、大禹曰く、「人を知るは則ち哲、能く人を官にす」と。皋陶爲めに九德を陳べて曰く、【五五】「采采を載

ふ」と。人を知るは德を以てして行事を驗するに在るを言ふなり。然れども德は九有りと雖も、豈に能く全くせんや。魏徵、賢を求め官を審かにするの說を進めて、劉向の六正六邪の論を擧ぐ。是れ則ち然り。然れども人を知る者は、惟だ君子と小人との邪正の分を辨するに在り。固に、一一・某の臣某の臣を以て之を律し難きなり。果して君子ならんか、則ち正人なり。聖良忠智貞直の六正の德、未だ必ずしも備はらずと雖も、未だ必ずしも兼ねずんばあらざるなり。果して小人ならんか、則ち邪人なり。【五六】 具詔奸讒賊亡國の六邪の惡、未だ必ずしも備はらずと雖も、未だ必ずしも兼ねずんばあらざるなり。其れ「人を知るは則ち哲」と曰ふは、則ち明の極なり。君子と小人との邪正の異、何ぞ哲の中より逃るる所あらんや。

【五五】 至理は至治なり。

【五六】 采采を載ふ。采は事なり。載は行ふなり。其人に德有るを稱するに、必ず、其の行ふ所に某の事あり某の事あることを言ひて以て驗と爲すなり。尙書皋陶謨に、「皋陶曰く、ああ、亦、行に九德有り、亦其人に德有るを言ふには、乃ち言ひて、采采を載ふ」と曰へど。禹曰く、何ぞと。皋陶曰く、寛にして栗、柔にして敬、立、恩にして恭、亂にして敬、擾にして毅、直にして温、簡にして廉、剛にして塞、強に

して義、彰はれて厥れ常有るは、吉なるかな云云」とあり。

【五七】 一一云云。一人一人彼は聖臣なり、彼は良臣なり、彼は忠臣なり、彼は智臣なり、彼は具臣なり、彼は詔臣なり等と明瞭に區別すること難し。かく詳細に分類するよりも、ただ君子なりや小人なりやを辨別するを勝れりとすとの意。

【五八】 詔は本文によれば當に諛に作るべし。蓋し傳寫の誤なり。

貞觀二十一年、太宗、翠微宮に在り、司農卿李緯に戸部尚書を授く。房玄齡、是時、京城に留守たり。會、京師より來る者有り。太宗問ひて曰く、「玄齡、李緯が尚書に拜せらるるを聞きて、如何。」對へて曰く、「但だ、李緯は大好髭鬚」と云ひ、更に他の語無し」と。是に由りて改めて洛州の刺史を授く。

愚按するに、太宗、是に至りて、已に勤に倦む。

玄齡、耆壽の俊を以て、厭服に在り。翠微の宴

息のとき、老臣が大好髭鬚の語有るを聞き、旋ち

即ち改め授く。亦、心を治道に留むる者と謂ふ可

きなり。愚、古よりの人君を觀るに、蓋し諫を聞

きて而も改むる能はざる者有り。諫を聞きて能く

改むる者、斯れ善しと爲す。太宗の李緯を用ふる、玄齡未だ嘗て諫めざるなり。特り私に、議する所有るの

み。太宗聞きて遽に改む。迨ど諫めざるも亦入る者に近し。眉山の蘇氏謂はく、「太宗の諫に従ふは聖に近

し」と。詎ぞ信ならざらんや。

封建第八 凡て二章

貞觀元年、中書令房玄齡を封じて、邦國公と爲し、兵部尚書杜如晦を蔡國公と爲し、吏部尚書長孫無忌を齊國公と爲し、竝に第一等と爲し、食邑實封一千三百戸。皇從父淮安王神通、上言すらく、「義旗初め起るや、臣、兵を率ゐて先づ至れり。今、玄齡等刀筆の人、功、第一に居る。臣、竊に服

せず」と。太宗曰く、

「國家の大事は、惟れ

賞と罰となり。賞、其

勞に當れば、功無き者

自ら退く。罰、其罪

に當れば、惡を爲す者

咸く懼る。則ち賞罰

の輕しく行ふ可から

ざるを知る。今、勳を

計りて賞を行ふ。玄齡等は、帷幄に籌謀し社稷を畫定するの功有り。所以に漢の蕭何は、馬に汗す

る無しと雖も、蹤を指し轂を推す、故に功、第一に居るを得。叔父は國に於て至親なり。誠に愛惜

- 【一】 翠微宮は長安縣に在り、武德八年置く。貞觀十年、廢す。是年復た修め、方に成る。
- 【二】 司農卿は、唐の制、倉儲委積の事を掌る。
- 【三】 李緯は大好髭鬚。李緯は大層ひげが立派だとの意。
- 【四】 洛州は今の河南省河洛道洛陽縣。
- 【五】 耆壽は老年なり。
- 【六】 服は職なり。尚書に、「厭服を替ふる無し」とあり。
- 【七】 翠微の宴息。太宗が翠微宮に在りて休息する時。

- 【一】 邦國公は邦國公の誤。
- 【二】 神通は、高祖と從兄弟たり、高祖に從ひて京師を平け、兵を典りて宿衛す。淮安王に封ぜらる。
- 【三】 義旗。隋の大業十三年五月、高祖、兵を太原に起す。六月、檄を傳へて義師と稱す。故に義旗と曰ふ。神通、長安より鄜の南山に入り、兵を擧げて太原に應じ、從ひて京師を平げ、功有り。
- 【四】 漢の高祖、功を論じ封を行ふや、群臣、功を争ひて、決せず。帝、蕭何の功盛なるを以て、先づ鄼侯に封す。功臣皆曰く、「何は、馬に汗するの勞無く、徒に文墨を持して議論するのみなるに、顧つて臣等の上に居るは、何ぞや」と。帝曰く、「夫れ獵は、追ひて獸を殺す者は、狗なり。發縱指示する者は、人なり。諸君は徒に能く獸を得るのみ。
- 功狗なり。何の功は人なり」と。羣臣、皆、敢て言ふ莫し。
- 【五】 馬に汗すは行陣を馳逐すれば馬も亦汗を流すなり。
- 【六】 蹤を指すは、獵を以て喻と爲す。獸の蹤を指し示すとすは、狗、以て追殺するを得るなり。轂を推すは、翼戴崇獎して以て帝業を成すこと、車の行くとき助けて其轂を推すが若きをいふ。

する無し。但だ、私に縁りて濫に勳臣と賞を同じくす可からざるを以てなり」と。是に由りて諸功臣自ら相謂ひて曰く、「陛下、至公を以て、賞、其親に私せず。吾が屬何ぞ妄に訴ふ可けん」と。初め高祖、

太宗の籍を擧げ、弟

【七】 宗正寺は、唐の制、皇族の屬籍を掌る。

故に従昆弟の子、衣に勝ふるより已上、皆、郡王に爵す。

所以に非すと。帝曰く、朕、天下に君として、以て百姓を安んず。百姓を勞して以て己の親を養ふ容からずと。是に於て、疎屬の王たる者は、皆、降して公と爲す。惟だ功有る者は降さず。故に道彥等竝に降して公に封ぜらる」と。是に由りて之を言へば、其の初め郡王に封する所の者は、後に降す所は皆郡公なり。縣の字は疑ふらくは衍ならん。

姪・再從・三從の 孩童

【八】 曾祖を同じくするを再從と爲し、高祖を同じくするを三從と爲す。

太宗、位に即き、屬籍を擧げ、大臣に問ひて曰く、盡く宗室を王とするは可ならんかと。

封德彝曰く、漢の封する所は惟だ皇子、若しくは親昆弟のみ。其屬遠きは大功あるに非ざれば王とせず。周の郇・滕、漢の賈・澤の如き、尙ほ茅土を得ず。親疏を分つ所以なり。先朝、一切、之を封じ、爵命崇くして力役多く、天下を以て私奉と爲すは、至公を示す

已上、王に封せらるる者數十人。是に至りて

【九】 孩童は幼童なり。

太宗、位に即き、屬籍を擧げ、大臣に問ひて曰く、盡く宗室を王とするは可ならんかと。

封德彝曰く、漢の封する所は惟だ皇子、若しくは親昆弟のみ。其屬遠きは大功あるに非ざれば王とせず。周の郇・滕、漢の賈・澤の如き、尙ほ茅土を得ず。親疏を分つ所以なり。先朝、一切、之を封じ、爵命崇くして力役多く、天下を以て私奉と爲すは、至公を示す

太宗、群臣に謂ひて曰く、「兩漢より已降、惟

【一〇】 賈澤。漢の高祖、從兄弟賈を封じて荆王と爲し從祖昆弟澤を燕王と爲す。竝に將軍と爲り、功有り。

太宗、位に即き、屬籍を擧げ、大臣に問ひて曰く、盡く宗室を王とするは可ならんかと。

封德彝曰く、漢の封する所は惟だ皇子、若しくは親昆弟のみ。其屬遠きは大功あるに非ざれば王とせず。周の郇・滕、漢の賈・澤の如き、尙ほ茅土を得ず。親疏を分つ所以なり。先朝、一切、之を封じ、爵命崇くして力役多く、天下を以て私奉と爲すは、至公を示す

だ子及び兄弟を封す。

【一一】 唐書本紀には、降封の事、武徳元年十一月に係く。又、膠東郡王道原の傳に云ふ、唐興りて務めて藩鎮を廣くす。

太宗、位に即き、屬籍を擧げ、大臣に問ひて曰く、盡く宗室を王とするは可ならんかと。

封德彝曰く、漢の封する所は惟だ皇子、若しくは親昆弟のみ。其屬遠きは大功あるに非ざれば王とせず。周の郇・滕、漢の賈・澤の如き、尙ほ茅土を得ず。親疏を分つ所以なり。先朝、一切、之を封じ、爵命崇くして力役多く、天下を以て私奉と爲すは、至公を示す

其疎遠なる者は、大功有ること (一〇) 漢の賈・澤

【一二】 親賢は一本には親王に作る。

太宗、位に即き、屬籍を擧げ、大臣に問ひて曰く、盡く宗室を王とするは可ならんかと。

封德彝曰く、漢の封する所は惟だ皇子、若しくは親昆弟のみ。其屬遠きは大功あるに非ざれば王とせず。周の郇・滕、漢の賈・澤の如き、尙ほ茅土を得ず。親疏を分つ所以なり。先朝、一切、之を封じ、爵命崇くして力役多く、天下を以て私奉と爲すは、至公を示す

の如きに非ざれば、竝

【一三】 降封は郡王を降して郡公と爲すをいふ。

太宗、位に即き、屬籍を擧げ、大臣に問ひて曰く、盡く宗室を王とするは可ならんかと。

封德彝曰く、漢の封する所は惟だ皇子、若しくは親昆弟のみ。其屬遠きは大功あるに非ざれば王とせず。周の郇・滕、漢の賈・澤の如き、尙ほ茅土を得ず。親疏を分つ所以なり。先朝、一切、之を封じ、爵命崇くして力役多く、天下を以て私奉と爲すは、至公を示す

に、封を受くるを得ず。若し一切、王に封じ、多く力役を給せば、乃ち、萬姓を勞苦して以て己の親屬を養ふに至らん」と。是に於て、宗室の先に郡王に封せられ、其間、功無き者は、皆降して縣公と爲す。(一一)

【一四】 禮部侍郎は禮部尙書の貳官。李百藥は、字は重規、定州の人。幼にして病多し。祖母趙、百藥を以て之に名づく。貞觀の初、中書舍人に拜せらる。後、是職に遷る。復た右庶子を授けられ、卒して諡して康と曰ふ。

太宗、位に即き、屬籍を擧げ、大臣に問ひて曰く、盡く宗室を王とするは可ならんかと。

封德彝曰く、漢の封する所は惟だ皇子、若しくは親昆弟のみ。其屬遠きは大功あるに非ざれば王とせず。周の郇・滕、漢の賈・澤の如き、尙ほ茅土を得ず。親疏を分つ所以なり。先朝、一切、之を封じ、爵命崇くして力役多く、天下を以て私奉と爲すは、至公を示す

愚按するに、三代、國を有つや、大に同姓・異姓を封じ、親を親とし賢を賢とし、功德を褒表す。天下に示すに至公を以てするなり。豈に一家の私を爲さんや。周公は至親、太公は異姓、皆、(一三) 大國を祚す。功德あるを以てなり。豈に至親の嫌を避けんや。唐、功臣を封する、土を祚するに非ずと雖も、而も爵號食邑、禮典隆重なり。皇從父の言を以てすと雖も、而も亦示すに賞は私す可からざるの説を以てす。猶ほ功德を褒表するの遺意有り。宗族弟姪を (一三) 降封して以て有功を明かにするが如きに至りては、尤も以て至公を見るに足るなり。

貞觀十一年、太宗以へらく、周は子弟を封じて、八百餘年、秦は諸侯を罷めて、二世にして滅ぶ。(一) 呂后、劉氏を危くせんと欲せしかども、終に宗室に頼りて安きを獲たり。(二) 親賢を封建するは、當に是れ子孫長久の道なるべしと。乃ち制を定め、子弟、荊州の都督荆王元景・安州の都督吳王恪等二十一人を以て、又、功臣司空趙州の刺史長孫無忌・尙書左僕射宋州の刺史房玄齡等一十四人を以て、竝に世襲の刺史と爲す。(四) 禮部侍郎李百

藥、奏して世封の事を論駁して曰く、「臣聞く、國を經し民を庇ふは、王者の常制、主を尊び上を安んずるは、人情の大方なり。理定の規を聞きて以て、長代の業を弘にせんことを思ふは、萬古、易はらず、百慮、歸を同じくす。然れども命曆に、除促の殊なる有り、邦家に、理亂の異なる有り。退く載籍を觀るに、之を論ずること詳かなり。咸云ふ、〔一〕周は其數に過ぎ、〔二〕秦は期に及ばず。存亡の理は、郡國に在り。周氏は以て夏殷の長久を鑑み、〔三〕皇王の竝べ建つるに遵ひ、〔四〕維城磐石、根を深くし本を固くし、王綱弛廢すと雖も、而も枝幹相持す。故に逆節をして生ぜず、宗祀をして絶えざらしむ。秦氏は

- 〔五〕 大方は大なる道なり。
- 〔六〕 理定は治定なり。開は開の誤なり。舊唐書李百藥傳には開に作る。
- 〔七〕 長代は長世なり。
- 〔八〕 百慮歸を同じくす。周易繫辭傳に「天下は歸を同じくして塗を殊にし、致を一にして慮を百にす」とあるに本づく。
- 〔九〕 命曆は天命曆數なり。王朝の繼續する年數をいふ。
- 〔一〇〕 除促は長短なり。除は遠きなり。促は短きなり。
- 〔一一〕 理亂は治亂なり。
- 〔一二〕 載籍は書籍なり。
- 〔一三〕 周は其數に過ぐ。昔、成王、鼎を定め、世を下すること三十、年を下すること七百。後、三十七主、八百六十七年を歴。其數に過ぐるなり。
- 〔一四〕 秦は期に及ばず。初め秦の始皇謂へらく、二世三世より萬世に至らんと。後二世、獄せられ、子嬰、漢に降る。期に及ばざるなり。
- 〔一五〕 皇王は「黃唐」の誤なり。黃は黃帝軒轅氏、唐は帝堯陶唐氏なり。竝べ建つるは、諸侯を竝べ建つるなり。
- 〔一六〕 維城。詩大雅板篇に「宗子は維れ城」とあるに本づく。磐石は堅固にして抜く可からざるに喩ふ。五等諸侯論に、「萬國をして相維して以て磐石の固を成し、宗廟をして維居して維城の業を定めしむ」とあり。
- 〔一七〕 枝幹相持す。枝は諸侯に喩へ、幹は王室に喩ふ。王室と諸侯と互に相扶くるをいふ。
- 〔一八〕 逆節は王命に遵はざるをいふ。

は古を師とするの訓に背き、先王の道を棄て、華を剪り險を恃み、侯を罷め守を置き、子弟、尺土の邑無く、兆庶、理を共にするの憂罕なり。故に一夫號呼して、七廟隳祀す」と。臣以爲へらく、古より皇王、宇内に君臨するは、命を上玄に受け、名を帝録に冊し、締構、興王の運に遇ひ、殷憂、啓聖の期に屬せざる莫し。魏武の携養の資、漢高の徒役の賤と雖も、止だ意に觀覩有るのみに非ず、之を推すも亦去る能はざるなり。若し其れ獄

- 〔一〕 古を師とす。尙書說命に、傳説、高宗に告ぐる語に「事、古を師とせざるは、説が聞く所に匪ず」とあり。
- 〔二〕 華を剪り云云。華は華山なり。賈誼の過秦論に「華を斬りて城と爲し、河に因りて津と爲し、自ら以へらく、關中の固、金城千里、子孫萬世の業なり」と。秦皇没して、山東の豪傑並び起りて秦を亡ぼす。一夫、難を作して、七廟隳れ、身、人の手に死し、天下の笑と爲る」とあり。
- 〔三〕 兆庶は萬民なり。理を共にするの憂の理の字は、恐らくは當に害の字に作るべからん。陸機の五等諸侯論に「主憂ふるも與に害を共にするなし」とあり。強ひて此文のまゝにて解すれば、郡守縣令が、天子と共に人民を治めて泰平治安の世とならしめんと焦心苦慮する者極めて少し、との意に解すべし。
- 〔四〕 一夫は陳涉吳廣をいふ。號呼の呼は舊史等には澤に作り、澤に呼びて」と讀む。亦、五等諸侯論の文なり。此れ草書の訛なるに似たり。
- 〔五〕 七廟。天子は七廟あり。隳祀は隳圮の誤。
- 〔六〕 上玄は天なり。
- 〔七〕 帝録は天帝の記録。冊は恐らくは飛の誤ならんか。舊唐書に飛に作り、陸機の漢高祖功臣頌に「名を帝録に飛ばし」の語あり。
- 〔八〕 締構は構造なり。國家を建立するをいふ。
- 〔九〕 殷憂は憂心なり。劉琨の表に「或は多難以て邦國を固め、或は殷憂以て聖明を啓く」とあり。
- 〔一〇〕 曹操は、沛の人、父嵩、漢の中常侍曹騰の養子たり、其生田の本末を審かにする能はず。操の子丕、漢の禪を受け、國を魏と號し、追ひて操を號して武帝と爲す。
- 〔一一〕 漢の高祖は、姓は劉、名

訟、歸せず、〔三〕菁華已に竭きなば、帝堯の光四表に被り、大舜の〔三〕上七政を齊ふと雖も、止だ情に揖讓を存するのみに非ず、之を守るも亦不可なり。〔四〕放助・重華の徳を以てすら、尙ほ・克く厥後を昌にする能はず。是に知る、祚の長短は、必ず天時に在り、政〔五〕或は興衰するは、人事に關る有るを。隆周、世をトすること三十、年をトすること七百。〔六〕淪胥の道斯に極まると雖も、而も文武の器尙ほ存す。斯れ〔七〕龜鼎の祚、已に懸に〔八〕杳冥に定まるなり。〔九〕南征して、返らず、東遷して逼を避け、〔一〇〕禮祀闕如し、郊畿守られざらしむるに至

は邦、字は季、沛の人。初め泗上亭長と爲り、縣の爲めに徒を驪山に送る。徒多く逃亡す。自ら度るらく、至る比ほひ必ず皆亡せんと。乃ち送る所の徒を縱つ。徒中、從はんことを願ふ者十餘人、是に由りて兵を起す。
〔三〇〕 孟子萬章上篇に、「訟獄する者、堯の子に之かすして舜に之く」云云とあり。
〔三一〕 菁華は物の精粹なる者なをいふ。今、徳をいふ。竹書紀年に、「帝載ち歌ひて曰く、鬻乎として之を鼓し、軒乎とし

て之を舞ふ。菁華已に竭きなば、裳を棄げて之を去らん」とあり。
〔三二〕 光四表に被るは、尙書堯典に堯を贊するの辭。徳の光顯、四外に被及するを謂ふ。
〔三三〕 上七政を齊ふ。尙書舜典に、「瑤璣玉衡を在かにし、以て七政を齊ふ」とあり、七政とは日月五星の運行をいふ。
〔三四〕 放助は堯の徳を總べ言ひ重華は舜の徳を總べ言ふ。史記因つて以て堯舜の名と爲す
〔三五〕 淪胥は相與に亡ぶること詩大雅抑篇に、「淪ゐて胥以に

亡ぶる無かれ」とあり。
〔三六〕 龜鼎。龜は國寶、鼎は大器。皆、帝位に喻ふるなり。
〔三七〕 杳冥は上天をいふ。
〔三八〕 南征して返らず。周の昭王、徳衰へ、南巡して漢を濟る。人、之を惡み、膠船を以て進む。王、中流に至り、膠液し船解け、王、水中に没す。
〔三九〕 東遷して逼を避く。周の平王、東のかた洛邑に遷り、以て戎寇を避く。
〔四〇〕 禮祀は精意にして以て享るなり。闕如は舊唐書に、「綏の如く」に作る。

りては、此れ乃ち〔四一〕 陵夷の漸、封建に累はさるる有り。暴秦、〔四二〕 運、閏餘に距り、〔四三〕 數、百六に終る。

は、秦は天下を統一して天子と爲りたれども、閏位の天子にして、正統の天子にあらず、この歴數は百六の會といふ災厄の興るべき年に終りたりとの意。
〔四四〕 啓は夏禹の子、誦は周の武王の子、成王なり。
〔四五〕 李斯王綰は、皆、秦の丞相。

殺さる。子嬰は始皇の孫、趙高立てて秦王と爲す。後、高を殺して漢に降る。千乗は諸侯の國なり。其地、兵車千乗を出す可き者なり。千乗を啓くとば、諸侯と爲るをいふ。
〔四六〕 帝子龍顏は共に漢の高祖をいふ。漢の高祖、赤帝の讖に應じ、隆準にして龍顏なり。
〔四七〕 常轍を守る。舊法を固執して、變通せざるなり。
〔四八〕 澆淳は、澆薄なる今世と淳厚なる古代となり。
〔四九〕 季は末なり。

は、秦は天下を統一して天子と爲りたれども、閏位の天子にして、正統の天子にあらず、この歴數は百六の會といふ災厄の興るべき年に終りたりとの意。
〔四四〕 啓は夏禹の子、誦は周の武王の子、成王なり。
〔四五〕 李斯王綰は、皆、秦の丞相。

受命の主、徳、禹湯に異なり、繼世の君、才、啓誦に非ず。借ひ〔四六〕 李斯・王綰の輩をして、咸く〔四七〕 四履を開き、將閔・子嬰の徒をして、俱に千乗を啓かしむとも、豈に能く〔四八〕 帝子の勃興に逆ひ、龍顏の基命に抗する者ならんや。然れば則ち得失成敗、各〔四九〕 由る有り。而して著述の家、多く〔五〇〕 常轍を守り、情・今古を忘れ・理・澆淳に蔽はれざる莫く、百王の〔五一〕 季を

は、秦は天下を統一して天子と爲りたれども、閏位の天子にして、正統の天子にあらず、この歴數は百六の會といふ災厄の興るべき年に終りたりとの意。
〔四四〕 啓は夏禹の子、誦は周の武王の子、成王なり。
〔四五〕 李斯王綰は、皆、秦の丞相。

殺さる。子嬰は始皇の孫、趙高立てて秦王と爲す。後、高を殺して漢に降る。千乗は諸侯の國なり。其地、兵車千乗を出す可き者なり。千乗を啓くとば、諸侯と爲るをいふ。
〔四六〕 帝子龍顏は共に漢の高祖をいふ。漢の高祖、赤帝の讖に應じ、隆準にして龍顏なり。
〔四七〕 常轍を守る。舊法を固執して、變通せざるなり。
〔四八〕 澆淳は、澆薄なる今世と淳厚なる古代となり。
〔四九〕 季は末なり。

殺さる。子嬰は始皇の孫、趙高立てて秦王と爲す。後、高を殺して漢に降る。千乗は諸侯の國なり。其地、兵車千乗を出す可き者なり。千乗を啓くとば、諸侯と爲るをいふ。
〔四六〕 帝子龍顏は共に漢の高祖をいふ。漢の高祖、赤帝の讖に應じ、隆準にして龍顏なり。
〔四七〕 常轍を守る。舊法を固執して、變通せざるなり。
〔四八〕 澆淳は、澆薄なる今世と淳厚なる古代となり。
〔四九〕 季は末なり。

以て・三代の法を行ひ、(五三)天下五服の内、盡く諸侯を封じ、(五四)王畿千里の間、俱に采地と爲さんと欲す。是れ則ち(五五)結繩の

化を以て、虞夏の朝に行ひ、(五六)象刑の典を用つて、劉曹の末を治むるなり。(五七)紀綱弛紊すること、斷じて・知る可し。(五八)船を鑿みて劍を求む、未だ其の可なるを見ず。(五九)柱に膠して文を成す、彌・惑ふ所多し。徒らに、(六〇)鼎を問ひ隧を請ひ、霸王の師を懼るる有り、(六一)白

【五二】五服は甸服・侯服・綏服・要服・荒服なり。虞夏の制、王城の外、四面各五百里を甸服と曰ひ、甸服の外又各五百里を侯服と曰ひ、侯服の外又各五百里を綏服と曰ひ、綏服の外又各五百里を要服と曰ひ、要服の外又各五百里を荒服と曰ふ。周の制は、乃ち其五服を分ちて九と爲すこと、周禮に見ゆ。

すと。此れ、虞夏の時と雖も、已に上古の法を行ふ可からざるを言ふなり。

にして劍を求むるは、其れ惑はずやしと。

【五三】周の制、天子畿内地、方千里、詩に曰く、邦畿千里と、是れなり。采地は天子の卿大夫の邑地なり。

【五四】周易繫辭傳に曰く、上古は繩を結びて治まる。後世聖人、之に易ふるに書契を以て

【五五】尙書舜典に曰く、象するに典刑を以てすと。象とは、天の、象を垂れて以て人に示すが如し。典は常なり。人に示すに常刑を以てする也。劉は漢の姓、曹は魏の姓。此れ、漢魏の時は、帝世の法を以て治を爲す可からざるを言ふなり。

【五六】史記商相如傳に、柱に膠して瑟を鼓するが若しとあり、揚子法言に、往聖の法を以て將來を治むるは、譬へば猶ほ柱に膠して瑟を調ふるがごとしとあり。文は立派なる音楽をいふ。禮記樂器に、聲、文を成す、之を音と謂ふとあり、注に、五聲、曲を爲すこと、五色の、文を成すに似たりとあり。

【五七】周の制、天子畿内地、方千里、詩に曰く、邦畿千里と、是れなり。采地は天子の卿大夫の邑地なり。

【五八】呂氏春秋に曰く、楚人、江を渉る有り、其劍、舟中より水に墜つ。遽に其舟を刻して曰く、是れ吾が劍の從つて墜つる所なりと。舟已に行けども、劍は行かず。此の若く

【五九】左傳宣公三年、楚子、兵を周の疆に觀す。定王、王孫滿をして之を勞はしむ。楚子、鼎の大小輕重を問ふ。對へて曰く、德に在りて、鼎に在ら

【六〇】堆の字は恐らくは誤ならん。舊唐書には、甚に作り、未だ羿泥の災よりも甚だしからざるを」と讀む。封建の災は郡縣よりも甚だしきを言ふなり。夏の帝相既に立ち、有窮の後羿、位を篡ふ。帝相、高丘に徙る。羿、田獵に耽り、寒浞を信用す。浞、後、羿を殺して、自立して帝と爲り、羿の室に因り、子奩を生む。奩、帝相を弑す。夏の貴臣、浞を殺し、後、奩を殺し、帝相の子を立つ、是を少康と爲す。

【六一】秦の相趙高、二世を望夷宮に弑す。

【六二】高貴の殃。魏の高貴郷公、名は髦、文帝の孫、明帝の位を嗣ぐ。六年、司馬昭、政を擅にす。遂に兵を勅して昭を

誅せんとして敗れ、昭の黨に弑せらる。

【六三】申繚の酷。周の幽王、褒姒を嬖して、申后を廢し、褒姒の子伯服を立てて太子を黜く。申侯怒り、緡及び犬戎と與に、王を驪山の下に弑す。

【六四】欽明は德の恭敬通明なること。尙書堯典の語。昏亂は德の昏くして亂れたるなり。欽明なれば安く、昏亂なれば危きを言ふ。

【六五】守宰は郡守縣令等。公侯は諸侯をいふ。

【六六】藩屏は諸侯をいふ。詩大雅板篇に「价人維れ藩、大師維れ垣、大邦維れ屏、大宗維れ翰」とあり。

馬素車、復た(六七)藩維の援無きを知り、(六八)望夷の覺、未だ羿泥の災に堪へざるを悟らず。(六九)既に高貴の殃に罹る。寧ぞ(七〇)申繚の酷に異ならん。此れ乃ち(七一)欽明昏亂、自ら安危を革むるなり。固に、(七二)守宰公侯の、以て興廢を成すに非ず。且つ數世の後、王室浸く微なること、(七三)藩屏より始まり、化して仇敵と爲り、家、俗を殊にし、國、政を異にし、強、弱を陵ぎ、衆、寡を暴し、疆場彼

【六七】馬素車。漢の高祖、初めて霸上に至る。秦王子嬰、頸に繫ぐるに組を以てし、白馬素車、天子の旒符を奉じ、軹道の傍に至りて降る。

【六八】藩維は恐らくは藩籬の誤ならん。舊唐書には藩籬に作る。

【六九】秦の相趙高、二世を望夷宮に弑す。

【七〇】秦の相趙高、二世を望夷宮に弑す。

【七一】高貴の殃。魏の高貴郷公、名は髦、文帝の孫、明帝の位を嗣ぐ。六年、司馬昭、政を擅にす。遂に兵を勅して昭を

【七二】守宰は郡守縣令等。公侯は諸侯をいふ。

【七三】藩屏は諸侯をいふ。詩大雅板篇に「价人維れ藩、大師維れ垣、大邦維れ屏、大宗維れ翰」とあり。

此、干戈侵し伐ち、狐貍の役、女子盡く鬻し、峻陵の師、隻輪、反らず。斯れ蓋し一隅を略擧す、其餘は勝げて數ふ可からず。(七〇) 陸士衡、方に

規規然として云ふ、(七三) 嗣王、其九鼎を委て、凶族、其天邑に據る。天下晏然として、治を以て亂を待つ」と。

何ぞ斯言の謬れるや。而して官を設け職を分かち、賢に任じ能を使ひ、循良の才を以て、(七五) 共治の寄に膺る。(七六) 刺

擧、竹を分つ、何の世にか人無からん。(七五) 地をして或は祥を呈し、天をして寶を愛まず、(七六) 民をして父

【六九】 鬻は婦人が喪中に結ぶ髮、笄等を用ひざるなり。左傳襄公四年に、邾人、莒人、郟を伐つ。臧紇、郟を救ひ、邾を侵し、狐貍に敗る。國人、喪を迎ふる者、皆鬻す。魯、是に於てか鬻す。禮記に曰く、「魯の婦人は、鬻して弔す」と。

【七〇】 公羊傳僖公三十三年に、晉人、姜戎と、秦の師を殺に敗る。四馬隻輪、反る者無し。

【七一】 陸士衡は、名は機、晉の吳郡の人、以へらく、聖王、國を經する、義、封建に在りと、五等諸侯論を著す。この論は文選にも載す。

【七二】 規規は靦靦と同じ、小見の貌。

【七三】 嗣王は、周の惠王・襄王・悼王を謂ふ。九鼎を委つは、三王が國を棄てて出奔せしな

いふ。凶族は王子頽・王子帶・王子朝を謂ふ。天邑に據るは、三子

が國に據り位を僭するを謂ふ。五等諸侯論には、「凶族、其天邑に據る」の下に、「征虜、闕字に震ひ、鋒鏑、絳闕に流る。然も禍、畿甸に止まり、書、覃及せず」の四句有り。

【七四】 共治の寄は、郡守縣令をいふ。

【七五】 刺擧は偵察して檢舉する也。竹を分つは竹符を分つなり。漢の制、竹符は竹箭五枚長さ五寸なるを以て篆書を鏤刻し、郡守に與へ、各一半

を分ち、右は京師に留め、左は以て之に與ふ。

【七六】 禮記禮運に、「天、其道を愛まず、地、其實を愛まず、故に天、甘露を降し、地、醴泉を出し、風風麟麟、皆、郊藪に在り」とあり。漢の黃霸、潁川の太守たり、政化大に行はれ、嘉禾生じ、鳳凰集まる。後漢の秦彭、潁川の太守たり。甘露・嘉禾・鳳麟の瑞有り。

【七七】 前漢の邵信臣、河南の太守たり、民を視ること子の如し。號して邵父と曰ふ。後漢の杜詩、南陽の太守たり、政を爲すこと清平なり。民、之が語を爲して曰く、「前に邵父有り、後に杜母有り」と。

母と稱し、(七三) 政をして神明に比せしむるに至る。(七四) 曹元首、方に「區區然として稱す、「人と其樂を共にする者は、人必ず其愛を愛へ、人と其の安きを同じくする者は、人必ず其の危きを拯ふ」と。豈に以て侯伯と爲せば、則ち其安危を同じくし、之に牧宰を任ずれば、則ち其憂樂を殊にす容けんや。何ぞ斯言の妄なるや。封君列國、(八〇) 其門資に藉りて、其先業の艱難を忘れ、其自らの崇貴を輕んじ、世淫虐を増し、代驕侈を益さざる莫く、離宮別館、漢に切し雲を凌ぎ、或は人力を刑して將に盡きんとし、或は諸侯を召して共に落す。(八三) 陳靈は則ち君臣、禮に悖り、共に徵舒を侮り、衛宣は則ち父子、塵を聚にし、終

【七〇】 後漢の孟嘗、合浦の太守と爲る。郡、珠を産す。先守多く貪る。珠、交趾に徙る。人物、資無し。嘗至りて前弊を革む。去珠復た還る。百姓、業に反り、謂ひて神明と爲す。

【七一】 曹元首は、名は同、魏人、六代論を上り、曹爽を感悟す。下に引用せるは六代論中の語なり。此論は文選にも載す。

【七二】 區區然とは小なる貌。

【七三】 門資は門閥。

【七四】 漢は天漢、天の河。漢に切し雲を凌ぎは、宮館の高きを形容す。

【七五】 人力を刑すは、人民を虐

【七六】 落は、落成式を舉行する也。左傳昭公七年に、「楚子(即ち楚の靈王)、章華の臺を成して、諸侯と之を落せんことを願ふ」とあり。

【七七】 陳靈云云。左傳宣公九年に、陳の靈公、孔寧・儀行父と二人と、酒を夏氏に飲む。公、行父に謂ひて曰く、「徵舒は汝に似たり」と。對へて曰く、「亦、君に似たり」と。徵舒、之を病む。公出づ。廐より出で、射て之を殺す。二子、楚に奔る。徵舒は夏姬の子なり。

【七八】 衛宣云云。衛の宣公、子伋の妻を納る。是を宣姜と謂ふ。壽及び朔を生む。朔、宣姜と、伋を公に懇ふ。公、伋を殺す。伋に之を殺しめ、賊をして先づ隣に待ちて之を殺さしめんとす。壽、之を知り、以て伋に告ぐ。伋曰く、「君の命なり、逃る可からず」と。壽、其節を竊みて先づ往く。賊、之を殺す。伋至りて曰く、「君命じて我を殺さしむ。壽何の罪あらん」と。賊、又、之を殺す。國人、之を哀しみ、二子乗舟の詩を作る。壽朝は當に伋壽に作るべし。

に壽朔を誅す。乃ち云ふ、〔六〕己が爲めに治を思ふ」と。豈に是の若くならんや。内外の群官、選ぶこ

と朝廷よりし、士庶を擢でて以て之に任じ、

〔六七〕水鏡を澄まして以て之を鑒し、〔六八〕年勞、其階品を優にし、考績

其黜陟を明かにす。〔六九〕進取は官位の昇進を望む

進取、事切に、〔七〇〕砥礪、情深く、或は、〔七一〕俸祿、

私門に入らず、〔七二〕妻子、官舎に之かず、〔七三〕班條

の貴き、〔七四〕食、火を擧げず、〔七五〕剖符の重き、〔七六〕居、惟だ水を飲み、〔七七〕南陽の太守、弊布、身を裹み、〔七八〕萊蕪の縣長、凝塵、甑に

生ず。専ら云ふ、〔七九〕利の爲めに物を圖る」と。何ぞ其れ爽へるや。總べて之を言ふに、爵は〔八〇〕世及

〔八六〕五等諸侯論に、「五等の君は、己が爲めに治を思ふ」と。其の長久子孫の計を爲すが故に必ず治を思ふなり。

〔八七〕水鏡は、人物を鑒識するを止水明鏡にたとふる也。

〔八八〕年勞は多年の功勞。

〔八九〕進取は官位の昇進を望むをいふ。

〔九〇〕砥礪は節を砥ぎ行を礪くなり。

〔九一〕後漢の楊秉、豫章の太守と爲り、清儉、日を計りて祿を受け、餘俸、私門に入らず。

〔九二〕前漢の何敞、潁川の太守と爲り、陳の孔奐、晉陵の太守と爲り、清白自ら守り、官に之く毎に、妻子、官舎に入らず。

〔九三〕班條の貴きとは、刺史をいふ。漢官典職儀に曰く、刺史は宣を班ち、郡國に周行するに六條を以てすと。

〔九四〕後漢の左雄、冀州の刺史と爲り、任に在りて、煙火を擧げず、常に乾飯を食ふ。

〔九五〕剖符の重きは、郡守をいふ。剖符は符を分つ也。

〔九六〕晉の鄧攸、吳郡の太守と爲り、米を載せて官に居り、惟だ吳水を飲むのみ。

〔九七〕後漢の羊續、南陽の太守と爲り、常に弊衣薄食、妻子の資藏、布衾敝祗裯のみ。

〔九八〕後漢の范丹、萊蕪縣の令と爲り、家貧し。里歌ひて曰く、「甑中に塵を生ず范史雲、釜中に魚を生ず范萊蕪」と。

〔九九〕五等諸侯論に、「郡縣の長は、利の爲めに物を圖る」と。其の久しく官に居らざるを知るが故に、利の爲めにして百姓の財を圖るを言ふ。

〔一〇〇〕世及。父子相繼ぐを世と爲し、兄弟相傳ふるを及と爲す。

に非ざれば、賢を用ふるの路斯れ廣し。民に定主無ければ、下を附くるの情、固からず。此れ乃ち愚

智の辨する所なり。安んぞ惑ふ可けんや。國を滅ぼし君を弑し、常を亂り紀を干すが如きに至りては、

〔一〇一〕春秋二百年の間、略ぼ寧歲無し。〔一〇二〕次睢咸秩し、遂に玉帛の君を用ふ。〔一〇三〕魯道、蕩たる有り、毎に衣裳の會に等し。縦使〔一〇四〕西漢の哀・平の際、〔一〇五〕東洛の桓・靈の時、下吏淫暴なるも、必ず此に至らじ。政を爲すの理、一言を以て焉を蔽ふ可し。伏して惟みるに、陛下、紀を握り天を御し、期に膺り聖を啓き、億兆の焚溺を救ひ、〔一〇六〕氛祲を寰區より掃ひ、業を創め統を垂れ、〔一〇七〕二儀に配して以て徳を立て、號を發し令を施

〔一〇一〕春秋は、魯の隱公元年に始まり、哀公十四年に終る。凡そ二百四十二年、二百年と言ふは、其大數を擧ぐるなり。

〔一〇二〕左傳僖公十九年、宋公、邾の文公をして鄫子を次睢の社に用ひしむ。睢は水の名、此水、汴を受けて泗に入る。妖神有り、東夷、之を祭る。鄫子は小國の君なるに、乃ち殺して之を祭るは、禮に非ざるなり。秩は祭の名。玉帛の君は諸侯をいふ。諸侯は玉を執り、附庸の君は帛を執りて幣と爲すなり。

〔一〇三〕魯道蕩たる有りは、詩齊風載驅篇の語。蕩は平坦なり。魯の道路平易にして、文姜、之に由りて往きて齊侯に會し、曾て慙恥の心無きなり。魯の莊公の夫人姜氏(即ち文姜)、齊侯に會するも凡そ六たび、故に詩人、是詩を作り、以て文姜が齊の襄公に來り會するを刺るなり。衣裳の會とは諸侯の會合をいふ。兵車の會に對して言ふ、平和の會を謂ふ。

〔一〇四〕前漢は長安に都す、故に西漢と曰ふ。哀帝は、名は欽、定陶の恭王の子、平帝は、名は衍、中山の孝王の子、皆、元帝の庶孫なり。

〔一〇五〕後漢は洛陽に都す、故に東洛と曰ふ。桓帝は、名は志、章帝の曾孫、靈帝は、名は宏、章帝の玄孫なり。

〔一〇六〕氛祲は妖氣なり。寰區は四境の内なり。

〔一〇七〕二儀は天地をいふ。

し、萬物に妙にして言を爲す。獨り神衷に照らし、永く前古を懐ひ、將に五等を復して而して舊制を修め、萬國を建てて以て諸侯を親しまんとす。竊に以ふに、漢魏より以還、餘風の弊未だ盡きず、助華既に往き、至公の道斯に乖く。況んや晉氏、馭を失ひ、

〔一〇八〕神衷は一に宸衷に作る。天子の御心をいふ。〔一〇九〕五等は公侯伯子男の五等の諸侯。〔一一〇〕助華は放助・重華、即ち堯舜なり。〔一一一〕乖は、舊唐書には革に作り、「至公の道斯に革まる」と讀む。勝れるに似たり。〔一一二〕晉は司馬氏、初め魏の禪を受け、後、宋に遜る。〔一一三〕馮縣は天下の意。崩離は分離するなり。〔一一四〕後魏は拓拔氏、本、北狄の種、姓を元氏と改む。〔一一五〕華夷は中國の人と夷狄の人。〔一一六〕關河分阻し吳楚懸隔すとは、南北朝分立し、後魏、天下を統一するを得ざるをいふ。〔一一七〕長短とは、長く説かんとすれば長く説き、短く説かんとすれば短く説くことにて、戰國の策士の雄辯術をいふ。縱横は戰國時代の合従連横なり。長短從横の術とは權謀術數の學の意。〔一一八〕狙詐は詐偽なり。狙は詐多きを以て之に比するなり。階は階梯なり。〔一一九〕澆浮は澆季浮薄なり。〔一二〇〕開皇は隋の文帝の年號。〔一二一〕外家は外戚なり。隋の文帝は陳の外戚なり。〔一二二〕雄猜の數は雄豪猜忌の術數。〔一二三〕明運は舊唐書には時運に作る。勝れりと爲す。〔一二四〕二紀。十二年を一紀と爲す。文帝、位に在ること二十四年。

干戈戰爭の心を盡くす。畢く狙詐の階と爲し、彌澆浮の俗を長ず。開皇の運に在るや、外家に因藉し、群英を驅御し、雄猜の數に任じ、坐ながら明運を移し、克定の功に非ず。二紀を踰ゆるまで、人、徳を見ず。大業の嗣ぎて立つに及びて、世道交喪ひ、一人一物、地を掃ひて將に盡きんとす。天縱の神武、寇虐を削平すと雖も、兵威、息まず、勞止未だ康からず。陛下が仰ぎて、聖慈に順ひ、嗣ぎて寶曆に膺りてより、情深く理を致さんとし、

〔一二五〕大業は隋の煬帝の年號。〔一二六〕天縱は天稟なり。天縱の神武寇虐を削平すとは、唐の高祖をいふ。〔一二七〕勞止は、勞苦すること。詩大雅民勞篇に「民亦勞止、汙可小康」民も亦勞す、汙ど小康す可しとあるに本づく止は助辭なり。勞止は一本に勞心に作る。此ままにて善し。〔一二八〕聖慈は先帝高祖の思召。〔一二九〕寶曆は天子の位をいふ。〔一三〇〕理は治なり。〔一三一〕綜覈は綜聚して考核するなり。前王を綜覈すは、前古の帝王の事蹟をすべあつめて考究するをいふ。〔一三二〕紀は絶の誤。名臣奏議の載する所、絶に作る。「至道は名づくる無く、言象の絶ゆる所なりと雖も云云」と讀むべし。至極の道徳は名稱を附くること能はず、言語形容の及ぶ所にあらざるを言ふ。〔一三三〕烝烝は進むなり。尙書堯典に、舜を稱して「克く諧ぐるに孝を以てし、烝烝として父めて姦に格らしめず」とあり。〔一三四〕禮記に曰く、「文王の、世子たるや、王季に朝すること、日に三たび。雞初めて鳴きて衣服して寢門に至り、内豎の御者に問ひて曰く、「今日、安否如何」と。曰く「安し」と。文王乃ち喜ぶ。日中に又至る、亦、之の如し。莫に及びて又至り、亦、之の如し。食上れば、必ず寒煖の節を在視す。食下れば、饍する所を問ふ」と。〔一三五〕憲司は刑獄を掌る官。讞は議するなり。

て而も倦まざるは、大舜の孝なり。安を内豎に訪ひ、親ら御膳を嘗むるは、文王の徳なり。憲司が罪を讞し、尙書が獄

を奏する毎に、大小必ず察し、**柱直**威く擧げ、趾を斷つたの法を以て、**大辟**の刑に易へ、**仁心**

隱惻、**幽顯**に貫徹す

るは、**大禹**の**辜**に

泣けるなり。色を正し

くし言を直くし、心を

虚しくして受納し、**鄙**

鄙訥を簡せにせず、**芻**

芻を棄つる無きは、**帝**

堯の**諫**を求むるなり。

名教を弘め奨め、**學徒**

を勸め勵まし、既に明

經を**青紫**に擢て、

將に**碩儒**を卿相に升せんとするは、**聖人**の善く誘ふなり。

群臣、宮中暑濕にして、**寢饋**或は乖く

を以て、移りて**高明**に御し、**一小閣**を營せんことを請ふ。遂に**十家**の産を惜み、**公旦**は重譯を喜び、**子來**の

【一六】枉直咸く擧ぐは、曲直皆明かに辨別するをいふ。

【一七】大辟は死刑なり。

【一八】隱惻は、いたみ、あはれむ也。

【一九】幽顯は幽明なり。幽は鬼神、顯は人間をいふ。

【二〇】大禹云云。説苑に曰く、「禹出でて罪人を見、車を下りて問ひて之を泣く。左右曰く、罪人、道に順はず。何爲れぞ之を痛むと。禹曰く、堯舜の民は、皆、堯舜の心を以て心と爲す。寡人の民は、各々自ら其心を以て心と爲す。是を以て之を痛む」と。

【二一】鄙訥は當に鄙陋に作るべし。舊唐書には鄙陋に作る。尙書大禹謨に曰く、「樂に稽へ、己を合せて人に從ふ」と。

【二二】青紫は貴官を謂ふ。漢の制、印綬、公侯は紫を用ひ、九卿は青を用ふ、故に云ふ。

【二三】聖人善く誘ふ。論語子罕篇に、「夫子、循循然として善く人を誘ふ」とあり。

【二四】寢饋は寢食なり。乖くと**は安からざるをいふ。**

【二五】高明は高くして日當り善き地。

【二六】十家の産を惜むは、漢の文帝の故事。文帝嘗て露臺を作らんと欲し、匠を召して之を計らしむ。直百金。上曰く、「中人の十家の産なり、何ぞ臺を以て爲さん」と。

【二七】子來は周の文王の故事。詩大雅靈臺篇に、「靈臺を經始す、之を經し之を營す。庶民、之を攻め、日ならずして之を成す。經始、亟かなる勿れ、庶民子のごとく來る」とあり。

願を抑へ、**陰陽**の感を委ます、**以て卑陋**の居に安んず。**頌**歳**霜**儉、**普天**饑饉、**喪亂**甫めて爾り、**倉廩**空虚なり。**聖情**矜愍し、**勤**めて賑恤を加へ、**竟**に一人の**道路**に流離する無し。**猶**ほ**且**つ**食**は**惟**れ**藜藿**、**樂**は**簞**簞を**徹**し、**言**は**必**ず**悽**動し、**貌**は**羸**瘦を**成**す。**公旦**は**重**譯を**喜**び、**文命**は**其**即**敘**を**矜**る。

陛下、**四夷**敎附し、**萬**里**仁**に歸するを見る

毎に、**必**ず**退**きて**思**ひ

進みて**省**み、**神**を凝ら

し慮を動かし、**妄**に中

國を勞して、**以**て**遠**方

を**求**めんことを**恐**れ、

萬古の**英**聲を**藉**ら

ずして、**以**て**一**時**の**茂實を存し、**心**、**憂**勞に切に、**志**、**遊**幸を絶つ。**每**旦、**朝**を視、**聽**受、**倦**む無く、**智**、**萬**物に周く、**道**、**天**下を濟ふ。**朝**を罷むるの**後**、**名**臣を**引**き**進**めて、**是**非を**討**論し、**備**に肝

【一六】陰陽の感を委ますは、陰陽の二氣が身體に感じて健康を害するを憂へざるをいふ。

【一七】霜儉は、寒儉といふが如し、豊作ならざるをいふ。

【一八】普天は天下。

【一九】原文「食惟藜藿」に作り、書には「食啗藜藿」と讀む。

【二〇】簞は藜藿を喰ひしと讀む。

【二一】簞簞は鐘鼓を懸くるの格なり。皆、木を以て之を作り、横なるを簞と曰ひ、縦なるを

簞と曰ふ。徹は撤と通用す。鐘鼓の音楽を用ひざるをいふ。

【二二】且は周公の名。史記に、「交趾の南に、越裳國有り。周公、攝に居ること六年、禮を制し樂を作り、天下和平なり。越裳、三譯を重ねて來りて白雉を獻じ、曰く、道路幽遠、山川阻深にして、音使通せず、故に重譯して朝す」とあり。

【二三】文命は、史記には禹の名と爲す。尙書禹貢に曰く、「織

皮は崑崙・析支・渠搜、西戎、彼に即く」と。即は就くなり。雍州の水土既に平きて、餘功、西戎に及ぶを言ふなり。

【二四】萬古云云。英聲は、すぐれたる名聲。茂實は、盛なる實效。永遠の名聲を得んと欲せずして、現在の實效を擧げんことを心懸くるをいふ。

【二五】智萬物に周く道天下を濟ふ。二句は周易繫辭傳の語。

膈を盡くし、惟だ政事に及び、更に異辭無し。纔に日昃けば、必ず才學の士に命じて、賜ふに清閑を以てし、高く典籍を談じ、雜ふるに文詠を以てし、問ふるに玄言を以てす。乙夜、疲ること忘れ、中宵、寐ねず。此の四道、獨り往初に邁ぐ。斯れ實に生民より以來、一人のみ。茲風化を弘め、昭かに四方に示す。信に・朞月の間を以て、天壤を彌綸す可し。而るに淳粹尙ほ阻たり、浮詭未だ移らず。此れ習の久しきに由り、以て卒に變じ難きなり。請ふ、(二〇二) 雕を斲り器を成し、質を以て文に代へ、刑措くの教一たび行はれ、(二〇三) 登封の禮云に畢るを待ちて、然る後、(二〇四) 疆理の制を定め、山河の賞を議せんこと、未だ晚しと爲さず。易に稱す、(二〇五) 天地の盈虚は、時と消息す、況んや人に於てをや」と。美なるかな斯言や。中書舍人馬周又上疏して曰く、「伏して詔書を見るに、宗室勳賢をして、藩部に鎮と作り、厥子孫に貽し、嗣ぎて其政を守らしめ、大

【二〇一】玄言は玄妙なる言辭。老莊の學をいふ。
 【二〇二】乙夜、夜を分ちて五更と爲す。一更を甲夜と爲し、二更を乙夜と爲す。太宗嘗て曰く、「若し甲夜に事を視、乙夜に書を讀ますんば、何を以て人君と爲さん」と。
 【二〇三】彌綸は、あまねく、なさむる也。周易繫辭傳に、「天地の道を彌綸す」とあり。
 【二〇四】器は舊唐書には朴に作り「雕を斲り朴を成し」と讀む。従ふ可し。雕琢の文飾を削り

去りて質朴の道に反るをいふ
 【二〇五】登封は泰山に登りて封禪するをいふ。
 【二〇六】疆理は疆界を分ち定むるをいふ。左傳に、「昔、先王、天下を疆理す」とあり。山河は土地をいふ。地の各處、山河無きの處稀なり、故に以て土地に喩ふるなり。疆理の制を定め山河の賞を議すとは、諸侯を封建せんことを議するをいふ。
 【二〇七】天地云は、易豐卦象傳の語。

故有るに非ずんば、黜免する或る無からんと。臣竊に惟みるに、陛下、之を封植するは、誠に之を愛し之を重んじ、(二〇八) 其緒裔承守し、國と與に疆無く、(二〇九) 世官せしむ可きを欲するなり。何となれば則ち猶ほ朱均の子有り。況んや此より下る以還にして、而も父を以て兒を取らんと欲せば、恐らくは之を失ふこと遠からん。儻し孩童の職を嗣ぐ有り、萬一驕逸せば、則ち兆庶、其殃を被りて、而して國家、其敗を受けん。政に・之を絶たんと欲するや、則ち(二一〇) 子文の理猶ほ在り。政に・之を留めんと欲するや、而ち(二一一) 欒

【二〇八】緒裔は子孫。承守は相續して守る也。
 【二〇九】原文「可使世官也」の下に闕語有るに非ずんば、文意相續かず。舊唐書馬周傳には、此疏を載せ、此五字無く、也、臣以爲如詔旨者、陛下宜思所以安存之富貴之、然則何用代官也に作り、前節より連讀するときは、「臣竊に惟みるに、陛下、之を封植するは、誠に之を愛し之を重んじ、其緒裔承守し、國と與に疆無からんことを欲するなり。臣以爲へらく、詔旨の如くならば、陛下宜しく之を安存し之を富貴にする所以を思ふべし。然らば則ち何ぞ代官を用ひんや。何となれば則ち堯舜の父を以て云云」と讀むなり。文義明瞭なりと爲す。
 【二一〇】堯の子は丹朱と曰ひ、舜の子は商均と曰ひ、皆不肖なり。
 【二一一】理は治なり。子文は、楚の令尹、姓は鬬、名は穀於菟。鬬椒、亂を作し、莊王、若敖氏を滅ぼす。既にして子文が楚國を治めしを思ひ、曰く、「子文、後無くば、何を以て善を勸めん」と。其孫箴尹克黄をして其官に復せしむ。

【二一〇】欒は姓、鬬は名。秦伯、士鞅に問ひて曰く、晉の大夫、其れ誰か先づ亡びんと。對へて曰く、其れ欒氏か。欒黶、汰虐已甚し、猶ほ以て免る可し。其れ盈に在らんかと。秦伯曰く、何が故ぞと。對へて曰く、武子の徳、民に在り、周人が召公を思ふが如し。其甘棠を愛す。況んや其子をや。欒黶死し、盈の善未だ民に及ばず、武子の施す所没し、而して隱の怨、實に彰れん。將に是に於てか在らんとすと。後、盈、逐はる。盈は隱の子なり。

賢の惡已に彰はる。其の（二九）見存の百姓を毒害せんよりは、則ち寧ろ恩を已亡の一臣に割かしめんこと、明かなり。然らば則ち嚮の謂はゆる之を愛するは、乃ち適に之を傷ふ所以なり。臣謂ふに宜しく（三〇）賦するに茅土を以てし、其戸邑を（三一）疇ゆるは、必ず材行有りて、器に隨ひて方に授くべし。則ち（三二）翰翮、強きに非ず、亦、以て（三三）尤累を免るるを獲可し。昔、漢の光武、功臣に任ずるに吏事を以てせず。其世を終全する所以は、良に其術を得るに由るなり。願はくは陛下、深く其宜を思ひ、夫をして大恩を奉ずるを得て、子孫をして其福祿を終へしめんことを。』太宗竝に其言を嘉納す。是に於て、竟に、子弟及び

【二九】見存は現存なり。
 【三〇】賦は分つ也。茅土。古者、天子、五色の土を以て壇を作り、諸侯を封するに、其方面の土を取り、其むに白茅を以てし、之に授け、社を其國に立てしむ。
 【三一】疇は酬ゆる也。
 【三二】翰翮は鳥の羽なり。權勢にたとふ。
 【三三】尤累は罪過をいふ。
 【三四】通鑑に、貞觀五年、上、羣臣をして封建を議せしむ。魏徵以爲へらく、「若し封建せば、則ち卿大夫、咸く俸祿に

資し、必ず厚斂を致さん。又京畿の賦税、多からず、資する所は畿外なり。若し盡く國邑を封せば、經費頓に闕げん。又、燕秦趙代は、俱に外夷を帶ぶ。若し警急有らば、兵を内地に追はん。以て奔り赴き難からん」と。李百藥云云。顏師古以爲へらく、「宗子を分ち王とするに若かず。過大ならしむる勿く、問ふるに州縣を以てし、雜錯して居り、互に相維持し、各其境を守らしめん。力を協せ心を同じくせば、京室を扶くるに足らん。

爲めに官寮を置き、皆省司選用し、法令の外、擅に威福を作すを得ず、朝貢禮儀、具に條式を爲らん。一たび此制を定めば、萬代、虞無からん」と。十一月、詔す、「宗室勳賢、藩部に鎮と作し、云云。」十三年二月、于志寧以爲へらく、「古今、事殊なり、恐らくは久安の道に非ざらん」と。上疏して之を争ふ。馬周も亦上疏す云云。會、長孫無忌等、皆願はず、上表して固く讓りて稱す、「恩を承けて以來、形影相弔ひ、春冰を履むが若く、

功臣の・刺史を世襲するを罷む。（三七）

范氏祖禹曰く、（三七）柳

宗元、言へる有り、曰く、「封建は聖人の意に非ず、勢なり」と。蓋し古より以來、之れ有り。聖人、得て廢せざるなり。周室既に衰へ、併せて十二と爲り、列して六七と爲り、而して封建の禮已に亡ぶ。秦、六國を滅ぼして、以て郡縣と爲し、三代の制、復す可からず。必ず、上古に法りて之を封ぜんと欲せば、弱きときは則ち以て藩屏たるに足らず、疆きときは則ち必ず僭亂に至らん。此れ後世の封國の弊なり。況んや諸侯の後嗣、或は賢或は不肖にして、而も必ず之をして世を繼がしむるは、是れ一人を以てして一國を害するなり。然らば則ち之を如何せん。記に曰く、「禮は時を大なりと爲す。順、之に次ぐ」と。三代の封國、後世の郡縣は、時なり。時に因りて、宜しきを制して、以て其民に便するは、順なり。古の法の、今に用ふ可からざるは、猶ほ今の法の、古に用ふ可からざるがごときなり。後世、如し王者有り、親を親しみて賢を尊び、徳を務めて民を愛し、慎みて守令を擇びて、以て郡縣を治めば、亦、以て

宗室憂虞し、湯火に實くが如し。綱に惟ふに、三代の封建は、蓋し力、制する能はざるに由り、因りて之を利す。體樂節文、多くは已より出づるに非ず。兩漢、侯を罷め、曩弊を蠲除す。深く事宜に協ふ。今、臣等に因り、復た變更有らば、恐らくは聖朝の綱紀を紊らん。且つ後世、愚効不肖の嗣、或は邦憲に抵冒し、自ら誅夷を取らん。更に延世の

賞に因りて、勳絶の禍を成すを致さん。良に哀愍す可し。願はくは漢汗の旨を停め、其性命の恩を賜はんことを。又、子婦長樂公主に因りて、固く上に請ひ、且つ言ふ、「臣等、荆棘を披きて陛下に事ふ。今、海内寧一す。奈何ぞ之を外州に棄つる。遷徙と何ぞ異ならん」と。上曰く、「地を割きて以て功臣を封するは、古今の通義なり。意、公の後嗣

が朕の子孫を輔けて共に永久に傳へんことを欲す。而るに公等乃ち復た言を發して怨望す。朕豈に公等に強ふるに茅土を以てせんや」と。詔して、世封の刺史を停む。以上は通鑑の記する所なり。此章の紀する所と、年歳、同じからず。【三七】柳宗元に封建論あり、唐宋八家文にも載す。参照せよ。

雖も、以て天下に立つ無し」と。天子聖明ならば、公卿必ず其人を得、諸侯、敢て法度を越亂せじ。世固に賢多きなり。而して又、郷舉里選の法有り、〔一八七〕明明側陋の揚有らば、何ぞ材の用ひられざるを患へんや。若し上に明君無く、下に賢臣無きこと、周の衰・秦の季・漢魏隋唐の時の如くならば、位に在る者、小人に非ざる無くして、邦を興すの良佐、悉く民伍に沈みて、庸ひられざるなり。守宰、宇内に徧しと雖も、將た何ぞ此に救はん。故に凡そ宗元の封建論は、皆、〔一八八〕無稽にして信す可からざるなり。夫れ君たること堯・舜・禹・湯の如くならば、亦足りなん。帝王の治、唐虞三代に至りて、亦、〔一八九〕以て加ふる無し。天下の田を〔一九〇〕井にして、民をして各、以て其生を養ふ有らしめ、天下の國を經して、賢才をして皆以て其用を施すを得しめ、人主自ら治むること、〔一九一〕千里に過ぎず、大小相維ぎ、輕重相制せば、外に彊暴侵し陵ぎ・微弱にして立たざるの患無く、内に廣土衆民・奢泰恣肆の失無からん。是れ義を以て利を處し、天下の施を均しくするなり。故に曰く、封建の法は、〔一九二〕天下の公なりと。秦の若きは則ち民の兼并するを妬みて、而も自ら兼并するを爲し、〔一九三〕天下の私を築して以て自ら奉ず。故に曰く、郡縣の制は、人欲の私なりと。或は曰く、然らば則ち封建は、今、行ふ可きかと。曰く、何ぞ獨り封建のみならんや。二帝三王の法、孰れか行ふ可からざる者ぞ。人に在るのみ。然れども、封建を行はんと欲せば、先づ井田より始まる。范子も亦宗元に惑ひ、謂はく、「今日の法の、

〔一八七〕明明側陋の揚。尙書堯典に、「明かなるを明かにし、側陋を揚げよ」とあり。
 〔一八八〕無稽は稽考す可き無きなり。尙書に、「無稽の言は聽く勿れ」とあり。
 〔一八九〕以て加ふる無しは、これ以上の事は無しとの意。
 〔一九〇〕井にすは井田の法を行ふなり。
 〔一九一〕千里は王畿の地、方千里をいふ。
 〔一九二〕天下は當に天道に作るべし。上文に既に天道と言ふ。
 〔一九三〕天下の私は當に天下の利に作るべし。管見・綱目、皆、利に作る。

古に用ふ可からざるは、猶ほ古の法の、今に用ふ可からざるがごとし」と。夫れ後世の私意妄爲、固に古に行ふ可からず。而も天下を爲むる者、二帝三王の善政良法を以て則と爲さずんば、則ち又何ぞ古を稽ふるを貴ばんや。

愚按するに、封建は、古先哲王の天下を公にするの良法美意なり。後世、治を言ふ者、何ぞ敢て妄に議せんや。秦、侯を罷め守を置きしより後、田制・學制、皆、古に非ず。漢より以下、封建郡縣〔一九四〕參錯す。漢の〔一九五〕七國・晉の〔一九六〕八王の若き、禍を挺くこと尤も甚だし。其間、悖逆自ら恣にし、強を負み化を梗ぐ者、勝げて數ふ可からず。而して〔一九七〕維れ垣維れ翰なる者、亦復た少からず。然れども終に郡縣の〔一九八〕臂指運掉の得たりと爲すに若かず。是に於て、封建是非の論興る。河南の程子曰く、〔一九九〕關雎・麟趾の意有りて、然る後、周官の法度を行ふ可し」と。後世、古先哲王の天下を治むるの本無くして、而も古先哲王の天下を治むるの具を用ふ。宜なり然るを致すや。豈に封建の失ならんや。愚揆らず竊に謂ふ、柳宗元の論は、固に盡く非なりとし難し。而れども「封建は聖人の意に非ず」と謂ひ、「天下を公にするは秦より始まる」と謂ふは、此れ誠に過ぎたりと爲す。盛時の封建の美處を以て言を爲さずして、季世の弊處を以て説を爲すは、此れ誠に偏せりと爲す。胡氏が井田・封建を以て後世に行ふ可しとするが若きは、則ち亦、未だ敢て以て

〔一九四〕參錯は入り雜るなり。
 〔一九五〕七國は漢の景帝の時の吳楚七國の亂をいふ。
 〔一九六〕八王は、晉の惠帝の時の趙王倫・齊王冏・河間王頴等八王の亂をいふ。
 〔一九七〕維れ垣維れ翰なる者は、諸王の、帝室の藩屏たる者をいふ。詩大雅板篇に、「价人維れ藩、大師維れ垣、大邦維れ屏、大宗維れ翰」とあるに本づく。
 〔一九八〕臂指運掉は、臂が指を動かすこと自在なるが如きをいふ。
 〔一九九〕關雎麟趾は竝に詩周南の篇の名。周の徳化を贊美したる詩なり。

知言と爲さざるなり。封建・井田は、黃帝が壘を畫し州を分つに兆し、⁽¹⁰⁰⁾綿歴して幾たびか代り、大に周に備はれり。豈に一朝夕の故ならんや。今の世に居り、宗室を出して分ちて之を王とし、民田を取りて之を井疆にせば、紛紜⁽¹⁰¹⁾轉轄、何ぞ能く定まる有らん。故に、封建を以て非と爲す者は、古の實に昧きなり。封建を以て是と爲す者は、古の名に⁽¹⁰²⁾泥むなり。蓋ぞ「彼は三代より上つかたの事勢なり。此は三代より下つかたの事勢なり。古を去ること既に遠く、時を權り宜しきを施す。郡縣は易ふ可からず。惟だ當に精しく守令を擇び、其の治平の績有る者を抜きて、秩を加へて久しく之に任じ、⁽¹⁰³⁾登進して之を激勸し、古先哲王の美意を體して、後世の良法を行ひて可なるべし」と曰はざる。庸て「井田せず、封建せずんば、以て治を爲すに足らじ」と曰ふ母かれ。

○誠信第九 凡て四章

貞觀の初、上書して、佞臣を去らんことを請ふ者有り。太宗謂ひて曰く、「朕の任する所、皆、以て賢なりと爲す。卿、佞者の誰なるかを知るや。」對へて曰く、「臣、草澤に居り、的かに佞者を知らず。請ふ、陛下、佯り怒りて以て群臣を試みんことを。若し能く雷霆を畏れず、直言進諫するは、則ち是れ正人なり。情に順ひ旨に阿るは、則ち是れ佞人なり」と。太宗、封

【100】綿歴は長く引き續きたる也。
 【101】轉轄は雜亂の貌。
 【102】泥は拘泥するなり。
 【103】登進は官爵を昇進せしむるをいふ。
 【一】この誠信篇は一本には卷第五公平篇の後に置く。順序宜しきを得たりと爲す。然れども今姑く底本に従ふ。
 【二】草澤は民間をいふ。
 【三】雷霆は天子の怒を喻ふ。

德彝に謂ひて曰く、「流水の清濁は、其源に在るなり。君は政の源。人庶は猶ほ水のごとし。君自ら詐を爲して、臣下の直を行はんことを欲するは、是れ猶ほ源濁りて而も水の清からんことを望むがごとし。理として得可からず。朕、常に、^(四)魏の武帝の詭詐多きを以て、深く其の人と爲りを鄙む。此の如きは、豈に教令を爲すに堪ふ可けんや」と。上書の人に謂ひて曰く、「朕、大信をして天下に行はれしめんことを欲す。詐道を以て俗に訓ふるを欲せず。卿の言は、善しと雖も、朕が取らざる所なり」と。

【四】人庶は民庶、萬民なり。
 【五】魏の武帝は曹操。
 【六】原文「四海之廣」の上に唐鑑には「御」の字有り、「四海の廣きを御し」と讀む。従ふべし。此れ誤脱なり。
 【七】頗は偏頗なり。かたより、正しからざるなり。

范氏祖禹曰く、太宗は君道を知ると謂ふ可し。夫れ君、一人の身を以てして、^(五)四海の廣き、萬務の衆きに應ず。苟くも、至誠を以て賢に與せずして、其獨智を役して、以て天下に先だたば、則ち耳目心智の及ぶ所の者、其れ能く幾何ぞや。是故に、人君は必ず心を清くして以て之に^(六)澁み、己を虚しくして以て之を待つこと、鑑の明かなるが如く、水の止まるが如くなれば、則ち物至りて而も罔ます能はず。夫れ權衡設けられて、欺くに輕重を以てす可からざるは、唯だ其れ平なればなり。繩墨設けられて、欺くに曲直を以てす可からざるは、唯だ其れ正なればなり。我は其正を以てし、彼は^(七)其頗を以てし、我は其眞を以てし、彼は其偽を以てせば、何ぞ邪の察せられず佞の辨ぜられざるを患へて、必ず詐を行ひて以て之を試みんや。一たび不誠を爲さば、則ち心且に蔽はれんとす。邪正何ぞ能く辨ぜんや。是故に、鑑垢つけば、則ち物、察する能はざるなり。水動

せば、則ち形、見る能はざるなり。己、明かならざるが故なり。且つ物を待するに誠を以てするも、猶ほ其の動かざらんことを恐る。況んや誠ならずして而も能く物を動かさんや。夫れ君と爲りて、左右前後の人をして、皆、其の爲す所を測る莫からしめば、欺かさざらんと欲すと雖も、得可からざるなり。唯だ能く御するに至誠を以てせば、則ち忠直なる者進みて、**儉邪**なる者、自りて入る無からん。

愚按するに、昔、**夫子**、**顔淵**が邦を爲むるの間に荅へ、之を終へて曰く、「**佞**人を遠ざけよ。**佞**人は殆し」と。甚だしきかな、佞人の以て家國を喪ぼすに足ること。**禹**が**皋陶**に荅ふるや、曰く、「人を知るは則ち哲。何ぞ**巧言令色**の孔王を畏れんや」と。蓋し人主は一心、之を攻むる者衆し。一も偏する所有れば、則ち**讒邪**面談の人、隙に乗じて進む。儼し君の心虚明にして、**旁燭**、**疆無**ければ、則ち**正邪**、自ら・吾が**水鑑**を逃るる能はず。太宗謂はく、「君自ら詐を爲して、臣下の直ならんことを欲するは、是れ猶ほ源濁りて而も水の清からんことを望むがごとし。大信をして天下に行はれしめんことを欲す。詐を以てするを欲せず」と眞に**王言**なるかな。

貞觀十年、魏徵、上疏して曰く、「臣聞く、「國を爲むるの基は、必ず**徳禮**に資る。君の保つ所は、惟だ誠信に在り。誠信立てば、則ち下、二心無し。徳禮形はるれば、則ち遠人斯に格る」と。然れば

- 【八】 況んや云云。至誠ならざれば人を感動する能はざるをいふ。
- 【九】 儉邪は奸邪なり。
- 【一〇】 顔淵が邦を爲むるを問ひ、孔子、之に答ふることを、論語衛靈公篇に載す。
- 【一一】 禹が皋陶に答ふる言は尙書皋陶謨に載す。
- 【一二】 巧言令色の孔王。孔は大なり。其言を好くし、其色を善くして、大に凶惡を包蔵するの人なり。
- 【一三】 旁燭は四方をあまれく照らす也。
- 【一四】 王言は王者の言。
- 【一五】 格は至る也。

則ち**徳禮**誠信は、國の大綱、君臣・父子に在りて、斯須も廢す可からざるなり。故に孔子曰く、「君、臣を使ふに禮を以てし、臣、君に事ふるに忠を以てす」と。又曰く、「古より皆死有り。民、信無くんば立たじ」と。文子曰く、「同じく言ひて信せらるるは、信、言の前に在り。同じく令して行はるるは、誠、令の外に在り」と。然れば則ち言ひて而も信せられざるは、言、信無きなり。令して而も從はれざるは、令、誠無きなり。信ならざるの言、誠無きの令、上と爲りては則ち徳を敗り、下と爲りては則ち身を危くす。顛沛の中に在りと雖も、君子の爲さざる所なり。王道休明なりしより、十有餘歲、威、海外に加はり、萬國、來庭し、倉廩日に積み、土地日に廣し。然れども**道德**未だ厚きを益さず、**仁義**未だ博きを益さざるは、何ぞや。下を待するの情、未だ誠信を盡くさざるに由り、始を善くするの勤有りと雖も、未だ終を克くするの美を觀ざるが故なり。昔、**貞觀**の始には、乃ち善を聞きて驚歎せり。八九年の間に暨びて、猶ほ悦びて以て諫に従へり。茲よ

- 【二】 君臣を使ふ云云。孔子、魯の定公に對ふるの語、論語八佾篇に載す。
- 【三】 古より皆云云。孔子、子貢に答ふるの語、論語顔淵篇に載す。
- 【四】 文子は、姓は莘、名は鉞、一名、計然、濮上の人、老子に師事す。書十二篇を著はす。之を名けて通玄眞經と曰ふ。
- 【五】 原文「言而不信言無信也」

- 【六】 徳は舊唐書魏徵傳には國に作る。勝れりと爲す。
- 【七】 王道休明は、唐、天下を統一せしむる。休は美なり。
- 【八】 來庭は來朝する也。

り厥後、漸く直言を惡む。或は勉強して、容るる所有りと雖も、復た曩時の豁如たるに非ず。(一〇) 審諤の輩、稍や龍鱗を避け、便佞の徒、其巧辯を肆にす。(一一) 同心なる者を謂ひて權を擅にすと爲し、忠讜なる者を謂ひて誹謗すと爲す。之を謂ひて朋黨と爲せば、忠信と雖も而も疑ふ可く、之を謂ひて至公と爲せば、矯僞と雖も而も咎むる無し。彊直なる者は、擅權の議を畏れ、忠讜なる者は、誹謗の尤を慮り、(一二) 正臣、其言を盡くすを得ず、大臣、能く之と争ふ莫し。(一三) 視聽を大道に熒惑し、政を妨げ徳を損すること、其れ此に在るか。故に孔子曰く、(一四) 利口の・邦家を覆す者を惡む」と。蓋し此が爲めなり。

且つ君子・小人は、貌同じくして心異なり。君子は人の惡を掩ひ、人の善を揚げ、難に臨みて、苟くも免るる無く。身を殺して以て仁を成す。小人は不仁を恥ぢず、不義を畏れず、唯だ利の在る所、人を危くして自ら安んず。夫れ苟くも、人を危くするに在れば、則ち何の至らざる所あらんや。今、將

【九】 審諤は直言する貌。
 【一〇】 龍鱗を避くは、天子の御怒りに觸れぬやうに用心するをいふ。
 【一一】 原文「謂同心者」の下に脱文あるべし。舊唐書魏徵傳には「謂同心者爲朋黨、謂告讐者爲至公、謂強直者爲擅權」云云とあり、「同心なる者を謂ひて朋黨と爲し、告讐する者を謂ひて至公と爲し、強直なる者を謂ひて權を擅にすと爲

し」云と讀む。文義明瞭なり。從ふべし。
 【一二】 正臣は本傳には正人に作る。勝れりと爲す。蓋し音を以て訛りしなり。
 【一三】 原文「熒惑視聽於大道」の聽の下に本傳には「聽の字有り、視聽を熒惑し、大道に蔽がり」と讀む。從ふべし。此れ誤脱なり。熒惑は、惑はす也。
 【一四】 利口云云。論語陽貨篇に載す。

に(一五) 理を致すを求めんとせんと欲すれば、必ず之を君子に委ぬ。事、得失有れば、或は之を小人に訪ふ。其の君子を待するや、則ち敬して疎んず。小人を遇するや、必ず輕んじて狎る。狎るれば則ち言、盡くさざる無く、疎ければ則ち情、上に通せず。是れ則ち毀譽、小人に在りて、刑罰、君子に加はるなり。實に(一六) 興喪の在る所なり。慎まざる可けんや。此れ乃ち孫卿が謂はゆる「智者をして之を謀らしめて、愚者と之を論じ、脩潔の士をして之を行はしめて、汗鄙の人と之を疑ふ。其の功を成さんことを欲すとも、得可けんや」なり。夫れ中智の人、豈に(一七) 小惠無からんや。然れども才、國を経むるに非ず、慮、遠きに及ばず。力を竭くし誠を盡くすと雖も、猶ほ未だ傾敗を免れず。況んや内、奸利を懷き、顔を承け旨に順ふをや。其の禍患を爲すこと、亦深からずや。夫れ(一八) 直木を立てて、影の直からざるを疑ふ。精神を竭くし思慮を勞すと雖も、其の得ざること亦已に明かなり。夫れ君能く禮を盡くし、臣、忠を竭くすを得るは、必ず、内外、私無く、上下相信するに在り。上、信ならざれば、則ち以て下を使ふ無く、下、信ならざれば、則ち以て上に事ふる無し。信の・道たる、大なるかな。昔、齊の桓公、管仲に問ひて曰く、「吾、酒をして爵に腐ち、肉をして俎に腐ちしめん

【一五】 理は治なり。
 【一六】 興喪は興亡なり
 【一七】 孫卿は荀卿なり。此語、荀子君道篇に載す。
 【一八】 小惠は小惠なり。小さい才なり。
 【一九】 直木は恐らくは當に枉木若しくは曲木に作るべからん
 【二〇】 酒爵に腐ち肉俎に腐つとは、酒肉、餘有るなり。宴樂か恣にするをいふ。

と欲す。霸を害する無きを得んや。」管仲、曰く、「此れ極めて其の善き者に非ず。然れども亦霸に害無きなり。」桓公曰く、「如何せば霸を害せんか。」管仲曰く、「人を知る能はざるは、霸を害するなり。知りて而も任ずる能はざるは、霸を害するなり。任じて而も信ずる能はざるは、霸を害するなり。既に信じて而も又小人をして之に參せしむるは、霸を害するなり」と。晉の中行穆伯、鼓を攻む。年を経て而も下す能はず。餽問倫曰く、「鼓の齋夫、問倫、之を知る。請ふ士大夫を疲らす無くして、鼓、得可からん」と。穆伯、應へず。左右曰く、「一戟を折らず、一卒を傷はずして、而も鼓、得可きに。君奚爲れぞ取らざる。」穆伯曰く、「問倫が人と爲りや、佞にして仁ならず。若し問倫をして、之を下さしめば、吾、以て之を賞せざる可けんや。若し之を賞せば、是れ佞人を賞するなり。佞人、志を得ば、是れ晉國の士をして仁を捨てて佞を爲さしめん。鼓を得と雖も、將た何ぞ之を用ひん」と。夫れ穆伯は、列國の大君と爲り、千齡の上聖に應じて、而も巍巍たる至徳の盛をして、將に問する所有らんとせしむ可

- 【三】 中行は氏。穆伯は晉の卿なり。即ち荀吳。此事は淮南子に出づ。
- 【三】 鼓は城の名。今の直隸省保定道管縣に在り。
- 【三】 餽問倫は晉人。
- 【三】 齋夫は小吏なり。
- 【三】 取は淮南子には使に作り、「君奚爲れぞ使はざる」と讀む。
- 【三】 千齡の上聖は千年以前の大人。
- 【三】 問は非議する也。一本には問の下に然の字あり。義同じ。

けんや。若し君子・小人をして、是非、雜はらざらしめんと欲せば、必ず之を懐くるに徳を以てし、之を待するに信を以てし、之を厲ますに義を以てし、之を節するに禮を以てし、然る後、善を善みして惡を惡み、罰を審かにして賞を明かにするときは、則ち小人は其私佞を絶ち、君子は自ら強めて息まず、無爲の治、何の遠きことか之れ有らん。善を善みして而も進むる能はず、惡を惡みて而も去る能はず、罰、罪有るに及ばず、賞、功有るに加はらずんば、則ち危亡の期、或は未だ保す可からざらん。永く祚胤を錫はんこと、將た何ぞ望まんや。」太宗、疏を覽て歎じて曰く、「若し公に遇はずんば、何に由りてか此語を聞くを得ん。」

唐氏仲友曰く、微の論、徳禮に基し、誠信に保す。然して「道徳未だ厚きを益さず、仁義未だ博きを益さざるは、下を待するの情未だ誠信を盡かさざるに由る」とは、最も太宗の病に中る。道徳仁義禮、儻し皆、誠信を以て之を行はば、則ち終始惟だ一にして、時に乃ち日に新ならん。豈に始を善くするの勤有りて、終を克くするの美無きに至らんや。

愚按するに、天下の理は一のみ。徳とは此理を得る者なり。禮とは此理を履む者なり。而して誠信とは、此理を實にする者なり。魏微の諫疏、竝に徳禮誠信を擧げて之を言ふ。其要は誠信を主とす。其間、文子・管仲・中行

- 【三】 自ら強めて息まずは、周易乾卦象傳の語。
- 【三】 永く祚胤を錫ふは、詩大雅既醉篇の語。天長く汝に福祚を與へ、子孫に至るをいふ。
- 【三】 史傳には、此事、十一年に係く。是歳、大に雨ふり、穀洛溢れ、官寺を毀ること十九、居人を漂はすこと六百家。故に微、上疏して事を論ず。
- 【三】 帝、手詔して蓋答す。是に於て明徳宮・玄圃院を廢し、水に遭ふ者に賜ふ。疏文、此章に比すれば、尤も多し。

穆伯の言の如き、皆、誠信に出でて之を言ふなり。夫れ誠信とは實心なり。徳有り禮有りて、實心を以て之を行へば、則ち固に始を善くして終を善くす。何ぞ危亡を憂へんや。微の言、是に於てか本を知る。

太宗嘗て長孫無忌等に謂ひて曰く、「朕が即位の初、上書する者有り、一に非ず。或は言ふ、「人主は必ず須く威權獨任し、羣下に委任するを得ざるべし」と。或は、兵を耀かし武を振ひて四夷を懾服せんことを欲す。惟り魏徵有りて朕に勸む、「革を偃し文を興し、徳を布き惠を施せ。中國既に安からば、遠人自ら服せん」と。朕、此語に従ひ、天下大に寧く、絶域の君長、皆來りて朝貢し、九夷重譯して、道に相望む。凡そ此等の事、皆、魏徵の力なり。朕が任用、豈に人を得ざらんや。」
微、拜謝して曰く、「陛下、聖徳、天よりし、心を政術に留む。實に 庸短を以て承受するに暇あらず。豈に聖明に益する有らんや。」

【一】 革は兵革。兵器なり。

【二】 道に相望むは朝貢する者、道に連続するをいふ。

【三】 庸短は凡庸短才。

【四】 性偏は性質の偏りたること。

【五】 斷は決斷。

愚按するに、先儒、學問を論するに、氣質を變化するを以て先と爲し、克己を論するに、性偏の克ち難きを以て始と爲す。夫れ豈に徒に學者の事のみ然りと爲さんや。大臣、君を正すの道も、亦是の如きのみ。愚、太宗を觀るに、天資英武明敏にして、其の爲す能はざるを患へずして、其の爲すに過ぐるを患へ、其の斷ずる能はざるを患へずして、但だ其の斷に過ぐるを患ふ。貞觀即位の初に當りて、或は其の獨り威權を運らすを勸め、或は其の四夷を懾服するを勸むるは、此れ皆、太宗の已に能くする所なり。謂はゆる「水を以て水を濟ひ、火を以て

火を濟ふ」者なり。魏徵獨り勸むるに、武を偃し文を興し、徳を布き惠を施すを以てす。其の餘有るを損し、其の及ばざるを益す。茲れ其氣質を變じて、其偏に克つ者に非ずや。甚だしきかな微が能く君を正すことや。然らずんば、貞觀の治、太宗、何を以て獨り功を微に歸せんや。

貞觀十七年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「傳に稱す、「食を去り信を存す」と。孔子曰く、「人、信無ければ立たず」と。昔、項羽既に咸陽に入り、已に天下を制す。向に能く力めて仁信を行はば、誰か奪はんや。」房玄齡對へて曰く、「仁義禮智信、之を五常と謂ふ。一を廢すれば不可なり。能く勤めて之を行はば、甚だ裨益有らん。殷紂、五常を狎侮し、武王、之を奪ふ。項氏、信無きを以て、漢の高祖の奪ふ所と爲る。誠に聖旨の如し。」

【一】 食を去り信を存す云云。論語顔淵篇に、「子貢、政を問ふ。子曰く、食を足らし、兵を足らし、民、之を信す。子貢曰く、必ず已むを得ずして、斯三者を去らば、何を先にせん。曰く、兵を去らん。子貢曰く、必ず已むを得ずして、斯二者を去らば、何を先にせん。曰く、食を去らん。古より、皆、死有り。民、信無ければ立たず」とあり。

【二】 項羽、兵を引きて咸陽を屠り、秦の降王子嬰を殺し、

秦の宮室を燒き、其貨寶婦女を収めて東す。秦の民大に望を失ふ。

【三】 殷紂五常を狎侮す。尙書泰誓篇に、「今、商王受、五常を狎侮し、荒怠して敬せず、自ら天に絶ち、怨を民に結ぶ」と云とあり。五常を狎侮すとは、五常の教を輕んじ、侮慢して行はざる也。

【四】 董子は董仲舒、前漢の六儒。

【五】 剖析は分別して説明する也。

愚按するに、董子曰く、「仁義禮智信は、五常の道、王者の宜しく修飾すべき所なり」と。先儒謂はく、「此れ武帝が何を修め何を飾るかの間に因りて言ふ」と。其意、甚だ正しと雖も、惜むらくは、其の剖析すること、未

だ明かに武帝をして若何して仁を爲し、若何して義を爲すか、其修飾の方、又孰れを先にし孰れを後にするかを知らしめざるを。仲舒の爲めに惜む可し。今、太宗を觀るに、猶ほ能く食を去り信を存するを以て群臣に語り、而して玄齡の對、『五常は一を廢すれば不可なり』と謂ふ。誠に是のみ。儻し能く一にして明かに之を辨じ、太宗をして、人の性情・心の體用・本然全く具はりて、各條理有るを知らしめば、必ず當に反求默識して之を擴充すべし。亦善からずや。愚、是に於て、復た玄齡の爲めに惜む。

國譯貞觀政要卷第三終

國譯貞觀政要卷第四

太子諸王定分第十 凡て四章

貞觀七年、吳王恪に齊州の都督を授く。太宗、侍臣に謂ひて曰く、『父子の情、豈に常に相見るを欲せざらんや。但だ家國、事殊なり。須く出して藩屏と作し、且つ其をして早く定分有らしめ、^(一) 覬覦の心を絶ち、我が百年の後、其兄弟をして危亡の患無からしむべきなり。』^(三)

愚按するに、是時、承乾、方に東宮に處り、凶徳未だ著はれず。太宗、吳王を出して、藩屏に居らしめ、其の早く定分有らんことを欲するは、之を處すること其道を盡くせりと謂ふ可し。其後既に晉王を立て、又、恪を立てんと欲し、卒に恪

太子諸王定分第十

侍臣に謂ひて曰く、『父子の情、豈に常に相見るを欲

汝に遺るに言を以てす。其れ

【一】 定分は一定の分限。
【二】 覬覦は非分の事を希望する也。

【三】 史傳に、恪初め鬱林に王たり。貞觀十年、始めて改めて吳に王たり、安州の都督を授く。帝、書を賜ひて曰く、『汝惟れ茂親なり。勉めて王室に藩たる所以を思ひ、義を以て事を制し、禮を以て心を制せよ。外は之が君臣たり、内は之が父子なり。今、膝下を去るに當りて、汝に珍を遺らずして、

【四】 東宮は皇太子の宮。
【五】 凶徳は惡徳。

を死地に陥る。何ぞ始終の矛盾するや。竊に嘗て之を論ずるに、漢の高祖の・惠帝を易へんと欲し、唐の太宗の・高宗を易へんと欲するは、皆、宗廟社稷の遠圖を爲し、初めより、尋常の嫡庶の禮を以て之を鑒論す可からざるなり。二君の事を合はせて之を觀れば、則ち太宗の事、正に近し。何ぞや。漢の高祖の・太子を易へんと欲するは、是なり。其の趙王を立てんと欲するは、則ち愛に溺るるの私に出づ。子房が如意を立てざるは、是なり。然れども遂に四皓を引致して、太子を擁護し、以て呂氏の禍を成せり。杜牧が謂はゆる「四老、劉を安んじ、反つて、劉を滅ぼすを爲す」者、其れ寒心せざる可けんや。故に朱子謂はく、「高祖若し能く天下の大計を以て心と爲さば、則ち蚤に張陳陳勃と之を謀り、恆を以て盈に易へて可なり」と。吳王恪が當時に在るが若きは、内、其母に成姫の嬖愛の私有るを聞かず、外、恪に魏王の・嫡を奪ふの計有るを聞かず。太宗深く高宗の懦弱にして、以て宗廟の重きを承くるに足らざるを知る。故に社稷の大計を以て之を無忌に問ふ。無忌、外、正大の論を爲すと雖も、内、實に外家の私を懷く。其後、卒に・辜無きを以て恪を死地に陥る。無忌の罪、上、天に通ず。夫れ恪の英才を以て、幸にして、嗣聖の際尙ほ存せしならば、唐室を匡正し、牝晨の禍此の如く其れ烈なるを致さざるに庶幾かりしならん。豈に悲まざらんや。然れば則ち太宗の事、高祖よりも賢り、無忌の心は、則ち眞に子房の罪人なり。

- 【六】 趙王は、名は如意。
- 【七】 漢の高祖、太子盈を廢して寵姬戚夫人の子趙王如意を立てんと欲す。呂后、張良の計を用ひて、太子盈をして禮を厚くして商山の四皓を引致し、之を從へて入朝せしめ、遂に廢せられざるを得たり。後、高祖崩じ、太子盈立つ。
- 【八】 劉氏幾ど危からんとす。
- 【九】 恆は即ち後の漢の文帝。
- 【一〇】 魏王は、名は泰。
- 【一一】 高宗は即ち當時の太子治
- 【一二】 外家は外戚。
- 【一三】 嗣聖は唐の中宗の年號。
- 【一四】 牝晨の禍は、則天武后が殆ど唐の宗室を滅ぼさんとせしむるに、諸呂を王とし、

如く其れ烈なるを致さざるに庶幾かりしならん。豈に悲まざらんや。然れば則ち太宗の事、高祖よりも賢り、無忌の心は、則ち眞に子房の罪人なり。

貞觀十一年、侍御史馬周上疏して曰く、「漢晉以來、諸王、皆、樹置宜しきを失ひ、預め定分を立てざるが爲めに、以て滅亡に至る。人主、其の然るを熟知す。但だ私愛に溺る。故に前車既に覆れども、後車、轍を改めざるなり。今、諸王、寵遇の恩を承くること、過厚なる者有り。臣の愚慮、惟り其の恩を恃みて驕矜するを慮るのみならずるなり。昔、魏の武帝、陳思を寵樹す。文帝即位するに及びて、防守禁閉、獄囚に同じき有り。先帝が恩を加ふること太だ多きを以て、故に嗣王、從ひて之を畏るるなり。此れ則ち武帝の・陳思を寵するは、適に之を苦しむる所以なり。且つ帝子は何ぞ富貴ならざるを患へん。身、大國を食み、封戸、少からず。好衣美食の外、更に何の須むる所あらん。而して毎年、別に優賜を加ふること、曾て紀極無し。俚語に曰く、「貧しきは儉を學ばず、富めるは奢を學ばず」と。自ら然るを

- 【一】 樹置は諸王を建つる也。
- 【二】 魏の武帝は、曹操なり。操、四子を生む、丕・彰・植・無なり。丕は文帝なり。植は陳思王なり。植、藝能多く、操、之を愛す。文帝既に立ち、植、寵、日に衰ふ。後、悻悻を以て安郷侯に貶せらる。後進みて東阿に王たり。
- 【三】 從は、新舊唐書、皆、疑に作る。此れ誤なるに似たり。
- 【四】 紀極は統紀窮極なり。
- 【五】 俚語は俗諺なり。
- 【六】 貧しきは云云。貧しき人は儉約を學ばざれども自然に儉約なり。富める人は奢侈を學ばざれども自然に奢侈なりとの意。

言ふなり。今、陛下、大聖を以て業を創む。豈に惟だ見在の子弟を處置するのみならんや。當に須く長久の法を制し、萬代をして遵行せしむべし。』疏奏す。太宗甚だ之を嘉し、物百段を賜ふ。

唐氏仲友曰く、太宗、古の制せざる所を制し、古の臣とせざる所を臣とす。而して獨り私欲に牽かれて、自ら克つ能はず、嫡庶の際に於て、遠く慮るを爲さず。竟に賢才の宗支をして、頸を連ねて戮に就かしむ。周の言、先見の明有り。惜しいかな言の力めざることを。

愚按するに、周官に、王世子は會せざるの文有り。王の衆子は與らず。夫れ先王、子を愛するの心、豈に其の周徧ならんことを欲せざらんや。蓋し嫌疑を別ち、嫡庶を明かにし、覬覦を絶ち、禍亂を息むる所以なり。隋の文帝既に勇を立てて太子と爲し、又晉漢秦蜀の四王をして、各方面に據らしめ、恩寵相埒しく、且つ人に誇示して曰く、『前代の兄弟相争ふ者は、嫡庶の分に由るなり。今、吾が五子は同母なり。何ぞ禍亂を憂へんや』と。其後、五子互に相攘奪し、一人も終を令くするを得る者無し。今に至るまで、天下の笑と爲る。太宗、目に隋室の禍を觀る。宜しく鑒みる所を知るべし。既に承乾を立てて太子と爲し、復た諸王を寵待し、高下する所無し。馬周、禍亂の端を窺見し、亟、以て言を爲す。太宗、能く嘉賞すと雖も、迄に改むる能はず。愚、太宗を觀るに、事毎に隋を以て鑑と爲す。獨り諸王の定分に於てして之を忘る。豈に謂はゆる『愛に溺る者は明かならざる』なるか。

- 【七】 見在は現在なり。
- 【八】 宗支は宗家と支族となり。
- 【九】 王世子は會せず。周禮天官冢宰に出づ。王及び世子の費用は歳末に會計せざるをいふ。
- 【一〇】 晉王は廣、漢王は諱、秦王は俊、蜀王は秀。
- 【一一】 貞觀十三年、通鑑には、十六年に係く。
- 【一二】 毎日一本に毎月にする料物は使用する物品。

貞觀十三年、諫議大夫褚遂良、毎日特に魏王泰の府の料物を給すること皇太子に諭ゆる有るを以て、上疏して諫めて曰く、『昔、聖人、禮を制し、嫡を尊び庶を卑み、之を儲君と謂ふ。道、霄極に亞ぎ、甚だ崇重と爲す。物を用ふること計らず、泉貨財帛、王者と之を共にす。庶子は體卑し。例と爲すを得ず。嫌疑の漸を塞ぎ、禍亂の源を除く所以なり。而して先王必ず人情に本づきて、然る後法を制す。國家を有つに必ず嫡庶有るを知る。然して庶子は愛すと雖も、嫡子の正禮に超越し・特に尊崇を須ふるを得ず。如し明かに定分を立てる能はず、遂に當に親しかるべき者をして疎く、當に尊かるべき者をして卑しからしめば、則ち佞巧の徒、機を承けて動かん。私恩、公を害し、或は國を亂るに至る。伏して惟みるに、陛下、功、萬古に超え、道、百王に冠たり。號令を發し、世の爲めに法を作す。一日萬機、或は未だ美を盡くさざらん。臣、諫諍を職とす、靜默を容るる無し。伏して見るに、儲君の料物、翻つて魏王よりも少く、朝野見聞し、以て是と爲さず。臣聞く、傳に曰く、『子を愛すれば、教ふるに義

太子諸王定分第十

- 【三】 儲君。儲は副なり。太子は君の副なり、故に之を儲君と謂ふ。
- 【四】 霄極は天子をいふ。霄は天なり。極は北極なり。
- 【五】 物を用ひたる物は會計すること無きなり。
- 【六】 泉貨は貨幣なり。
- 【七】 原文「或至亂國」は、舊唐書漢王泰傳には、「惑志亂國」
- 【八】 一日萬機は、一日の中に萬機の政務あるをいふ。
- 【九】 左傳隱公四年に、衛の莊公の嬖人の子州吁、寵有り、而して兵を好む。公、禁せず。石碯諫めて曰く、「臣聞く、子を愛すれば之に教ふるに義方を以てす云云」と。

方を以てす」と。忠孝恭儉は、義方の謂なり。昔、漢の(一〇)竇太后及び景帝、竝に、義方の理を識らず、遂に梁の孝王を驕恣ならしめ、四十餘城に封じ、苑、方三百里、大に宮室を營し、複道彌望し、財を積むこと(一一)鉅萬計、出づるに警し入るに蹕す。小しく、意を得ず、病を發して死せり。宣帝も亦(一二)淮陽王を驕恣ならしめ、幾ど敗に至らんとす。

其の輔くるに退讓の臣を以てするに頼り、僅に乃ち免るるを獲たり。且つ魏王既に新に(一四)閔を出づ。伏して願はくは、恆に禮訓を存し、妙しく師傅を擇び、其成敗を示し、既に之を敦くするに節儉を以てし、又之に勸むるに文學を以てし、惟れ忠惟れ孝、因りて之を獎め、(一五)道德齊禮せんことを。乃ち良器と爲らん。此れ謂はゆる聖人の教、(一六)肅ならずして成る者なり。太宗深く其言を納る。

陳氏惇脩曰く、甚だしきかな太宗の善く父たらざるや。以て秦の邪心を啓く所の者は、太宗なり。秦の罪に非ざるなり。太宗既に承乾を立て太子と爲し、而も以て秦に(一七)眷眷として之に寵錫する所の者、其禮乃ち承乾に過ぎたり。其理は何ぞや。是時、未だ嘗て秦に許して太子と爲さずと雖も、而も禮數優異なれば、則ち秦を立つるの意、固に已に不言の間に見はる。然らば則ち(一八)寧ぞ秦の覬覦する無きを免れんや、而して計を以て承乾を傾けざる者ならんや。其邪心既に啓くに及びて、然る後從ひて之を裁抑し、既に之を幽し、復た之を降す。是れ何ぞ其の入るを誘ひて復た其門を閉づるに異ならん。亦惑はずや。

- 【一〇】 竇太后は漢の文帝の后にして、景帝及び梁王を生む。王、名は武、諡して孝と曰ふ。事、本傳に見ゆ。
- 【一一】 鉅は錢を貫く索なり。
- 【一二】 出づるに蹕し入るに蹕するは天子の禮なり。
- 【一三】 淮陽王は、名は欽、漢の宣帝の庶子なり。諡して憲と曰ふ。事、本傳に見ゆ。
- 【一四】 閔は内中の小門なり。
- 【一五】 道德齊禮は徳を以て尊き禮を以て齊ふる也。論語爲政篇に、「之を道くに徳を以てせば、恥有りて且つ格る」とあり。
- 【一六】 肅ならずして成るは、孝經の語。
- 【一七】 眷眷は、れんころに思ふ貌。

り。其理は何ぞや。是時、未だ嘗て秦に許して太子と爲さずと雖も、而も禮數優異なれば、則ち秦を立つるの意、固に已に不言の間に見はる。然らば則ち(一八)寧ぞ秦の覬覦する無きを免れんや、而して計を以て承乾を傾けざる者ならんや。其邪心既に啓くに及びて、然る後從ひて之を裁抑し、既に之を幽し、復た之を降す。是れ何ぞ其の入るを誘ひて復た其門を閉づるに異ならん。亦惑はずや。

- 【一八】 寧ぞ云云。魏王秦は、非衆を覬覦すること無くとも災を免るる能はず、必ず承乾を傾くる計を爲すに至るべきな
- 【一九】 等は等級。
- 【二〇】 覬覦は分限を越えて目上の眞似をすること。
- 【二一】 獨一本には猶に作る。
- 【二二】 高士廉は、名は儉、字を以て行はる。初め秦王薦めて
- 【二三】 義の上に脱文有るべし。舊唐書褚遂良傳には、「由斯而言、禮」の五字有り、斯に由りて言へば、禮義を急と爲すと讀む。従ふべし。

貞觀十六年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「當今、國家、何事か最も急なる。各、我が爲めに之を言へ。」尙書右僕射高士廉曰く、「百姓を養ふこと最も急なり。」黃門侍郎劉洎曰く、「四夷を撫すること急なり。」中書侍郎岑文本曰く、「傳に稱す、「之を道くに徳を以てし、之を齊ふるに禮を以てす」と。義を

急と爲す。』諫議大夫褚遂良曰く、『即日、四方、徳を仰ぎ、敢て非を爲さず。但だ太子・諸王、須く定分有るべし。陛下宜しく萬代の法を爲して以て子孫に遺すべし。此れ最も今日の急に當る。』太宗曰く、『此言、是なり。朕年將に五十ならんとし、已に衰忘を覺ゆ。既に長子を以て器を東宮に守らしむ。諸弟及び庶子、數將に四十ならんとす。心常に憂慮すること此に在るのみ。但だ古より嫡庶、良無き、何を嘗て家國を傾敗せざらん。公等、朕が爲めに賢徳を搜訪して、以て儲宮を輔け、爰に諸王に及ぶまで、咸く正士を求めよ。且つ官人の・王に事ふる、歳久しきに宜しからず。歳久しければ、則ち分義、情深し。非意の闕闕、多く此に由りて作る。其れ王府の官寮は、四考に過ぎしむる勿かれ。』

唐氏仲友曰く、太宗、溺愛の・己に在るを知らず、獨り之を王に保傳たる者に責めんと欲し、又、王府の官をして四考に過ぐるを得ざらしむるは、何ぞや。彼、誠に賢者ならば、身を終ふと雖も而も未だ足らず。誠に不賢ならば、一日も猶ほ不可なり。況んや四考をや。

愚按するに、國家の急務は、百姓を養ふなり、四夷を撫するなり、道德齊禮なり。高士廉・劉洎・岑文本の言の若き、皆、急務なり。而して褚遂良は則ち太子諸王須く定分有るべきを以て、當今の急と爲す。其時を考ふるに、

- 【三】 即日、今日なり。
- 【四】 器を守らしむは、皇太子と爲すをいふ。周易序卦傳に、「器を主るは長子に如くは莫し」とあり。
- 【五】 良無きは善無きなり。
- 【六】 輔は舊唐書褚遂良傳には傳に作る。
- 【七】 闕闕は窺何する貌。動靜を闕ひて以て其隙を何ふ也。
- 【八】 唐虞の時は三年を以て一考と爲す。後世は一年を以て一考と爲す。

承乾の惡己に著はれ、魏王泰の窺伺の情頗る露はれ、漢王元昌の同惡の迹益彰はる。遂良の言、宜なり其れ急務と爲すや。百姓を養ひ・四夷を撫し・道德齊禮を以て不急と爲すに非ざるなり。太宗、定分を正す所以を思はずして、備はるを人に責む、抑も末なり。且つ〔一〕年を踏えて東宮の變有り。方に且つ曰く、『公等、朕が爲めに賢徳を搜訪して、以て儲宮を輔けよ』と。又何の益か之れ有らんや。

尊敬師傅第十一 凡て六章

貞觀三年、太子（一）の少師李綱、脚疾有り、踐履するに堪へず。太宗、步輿を賜ひ、三衛（二）をして舉げて東宮に入れしめ、皇太子に詔して、引きて殿に上り、親ら之を拜せしむ。大に崇重せらる。綱、太子の爲めに、君臣父子の道、寢を問ひ膳に侍するの方を陳ぶ。理順ひ辭直く、聽く者、倦むを忘る。太子嘗て古來の君臣の名教・忠を竭くし節を盡くすの事を商略す。綱、慄

- 【九】 漢王元昌、太子承乾に反を勸む。事、通鑑卷百九十六貞觀十七年にも載す。
- 【一〇】 貞觀十七年、太子承乾廢せらる。
- 【一】 貞觀三年、新舊唐書・通鑑には、皆、四年に係く。
- 【二】 李綱は、字は文紀、觀州の人なり。始の名は瑗、張綱の人と爲りを慕ひて改む。隋に仕へて太子の洗馬と爲り、尙書右丞に擢でらる。隋末、賊帥何潘仁、劫して長史と爲す。高祖、京師を平ぐるや、綱、上謁す。既に禪を受くるや、禮部尙書・太子の詹事に
- 【三】 步輿は歩いて挽く輿。
- 【四】 三衛、唐の制、東宮の六率府、分ちて上中下三等と爲し、宿衛の事を掌る。是れを三衛と爲す。
- 【五】 寢を問ひ膳に侍するの方、封建篇の注に見ゆ。一本には侍を視に作る。是なるに似たり。
- 【六】 商略は、籌畫といふが如し。今、談論する意。
- 【七】 慄然、嚴毅の貌。

然として曰く、^(八)「六尺の孤を託し、百里の命を寄すること、古人は以て難しと爲す。綱は以て易しと爲す」と。論を吐き言を發する毎に、皆、辭色慷慨し、奪ふ可からざるの志有り。太子未だ嘗て^(九)聳然として禮敬せずんばあらず。

愚按するに、世子は王の貳たり、天下の本なり。太宗即位の後、蚤く太子を建て、以て天下の本を固くし、而して太子が師傅を尊敬するの禮を嚴にす。之を古典に稽ふるに、尤に其の宜しきに合ふ。李綱少くして慷慨し、風節有り。故に其の言を發し論を吐く、辭色毅然たり。宜なり皇儲の禮敬する所たるや。古人謂はく、

「一心、以て百君に事ふ可し」とは、綱の謂か、

貞觀六年、詔して曰く、「朕、比、經史を尋討するに、明王・聖帝、曷ぞ嘗て師傅無からんや。前に進むる所の令、遂に三師の位を視す。意ふに將に未だ可ならざらんとす。何を以て然る。^(一)黃帝は大顛に學び、顛頊は録圖に學び、堯は尹壽に學び、舜は務成昭に學び、禹は西王國に學び、湯は威子伯に學び、文王は子期に學び、武王は虢叔に學ぶ。前代の聖王、未だ此師に遭はざりせば、則ち功業、天下に著はれず、名譽、載籍に傳はらざりしならん。況んや朕、百王の末に接し、智、聖人に同じからざるをや。其れ師傅無くんば、安んぞ以て兆民に臨む可き者な

【八】六尺の孤を託し百里の命を寄すは、論語泰伯篇に出づ。曾子の言。幼君を輔け國政を攝するを謂ふなり。
【九】聳然は、おそれ、つつしむ貌。
【一】黃帝云云。帝王の師の名、劉向新序に出づ。但し今、傳ふる所の新序と人名に異同あり。韓詩外傳にも此事を載すれども、人名、亦、頗る異同あり。今、其異同を一註記せず。蓋し各々其の傳ふる所を傳ふるのみ、今日、其當否を斷定すること能はざればなり。
【二】載籍は書籍。

らんや。詩に云はずや、一愆らす忘れず、舊章に率由す」と。夫れ學ばざれば、則ち古の道を明かにせず。而も能く政、太平を致す者は、未だ之れ有らざるなり。即ち令に著はして三師の位を置く可し。」^(四)

愚按するに、周書に曰く、^(五)「太師・太傅・太保を立て、三公と曰ふ。道を論じ邦を経し、陰陽を變理す。官、必ずしも備へず、惟だ其人をす。少師・少傅・少保を三孤と曰ふ。^(六)公に貳して化を弘め、寅みて天地を亮かにす」と。豈に其人を易しとせんや。若し其極を論ぜば、必ず^(七)阜夔稷契伊傅周召にして而して後可なり。世變、窮り無し。世に隨ひて升降して可なり。唐、太師・太傅・太保を以て三師と爲す。天子の師とし法る所、^(八)總職する所無し。太尉・司徒・司空を三公と爲す。天子を佐け、陰陽を理め、邦國を平かにし、統べざる所無し。此れ則ち古制に非ざるなり。太宗の時を以て、固に、皆、元勳碩徳、之に居る。制、古に殊なりと雖も、而も名意は則ち同じ。此より降りては則ち^(九)加官と爲し、^(一〇)品秩の崇高に視ふのみ。豈に皆其人ならんや。

【三】詩は大雅嘉樂篇の辭。愆は過つ也。率は循ふ也。過誤せず、遺失せず、先王の禮樂刑政に循ひ由る也。
【四】史志によれば、隋、三師を廢す。貞觀十一年、復た置く。三公と、皆、官屬を設けず。
【五】太師云云。尚書周官の語。論は講じ明かにする也。經は經綸する也。變理は調和するなり。
【六】公に貳すは、三公の副官たるなり。化を弘むは、徳化

を張りて大にする也。寅は敬むなり。亮は明かにする也。
【七】阜夔一本には阜陶に作る。阜陶・夔・后稷・契は堯舜の時の賢臣。伊は伊尹、傅は傅説、二人は殷の賢相。周は周公旦、召は召公奭、周の武王成王の時の賢臣。
【八】總職する所無しは、總べつかさどる所の職務無き也。
【九】加官は猶ほ兼官と言ふがことなり。
【一〇】品秩は位階なり。

人君、古を稽へて以て名を正しくせんと欲せば、苟くも周官を捨てては、愚未だ其の可なるを見ざるなり。

貞觀八年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、『上智の人は、自ら・染まる所無し。但だ中智の人は恆無く、

教に従ひて變ず。況んや太子の師保は、古、其

選を難んず。成王幼小なりしとき、周召、保傅

と爲り、左右皆賢に、日に雅訓を聞き、以て

仁を長じ徳を益し、聖君と爲らしむるに足れり。

秦の胡亥は、趙高を用ひて傅と作し、教ふる

に刑法を以てせり。其の位を嗣ぐに及びて、功

臣を誅し、親族を殺し、酷暴、已まず。踵を旋

らして亡べり。故に知る、人の善惡は、誠に近

習に由ることを。朕、今、太子・諸王の爲めに、

師傅を精選し、其をして禮度を式瞻し、裨益

する所有らしめんとす。公等、正直忠信なる者を訪ひ、各三兩人を擧ぐ可し。』

愚按するに、太子は、國家の根本なり。諸王は、公族の枝葉なり。根本安固に、枝葉茂盛し、永く休に孕ある

は、則ち開導して之を訓告すること、豈に師傅に在らずや。然れども三代は尙し。漢より以來、未だ嘗て師傅を

嚴にするに切切たらずんばあらざるなり。而るに諸王の賢、河間・東平の如きを求むるに、何ぞ多く見ざる。

夫れ世祿の家は、克く禮に由ること鮮し。蕩を以て徳を陵ぎ、實に天道に悖る。況んや崇高の上なる者をや。

君父たる者、尙はくは茲に慎まんことを。

貞觀十一年、禮部尙書王珪を以て、兼ねて魏王の師と爲す。太宗、尙

書左僕射房玄齡に謂ひて曰く、『古來、帝王、深宮に生れ、其の人と成るに

及びて、驕逸ならざる無し。是を以て傾覆相踵ぎ、能く自ら濟ふこと少し。

我、今、嚴に子弟を教へ、皆安全なるを得んことを欲す。王珪は、我久し

く驅使し、甚だ剛直にして志忠孝に存するを知り、選びて子の師と爲

す。卿宜しく泰に語るべし、王珪に對する毎に、我が面を見るが如く、宜

しく尊敬を加ふべく、懈怠するを得ざれと。』珪も亦師道を以て自ら處る。

時議、之を善しとす。

胡氏寅曰く、人の師たる者は、豈に徒に禮貌を云はんや。必ず道以て人に授くる有り。而して道は人倫を以て至

れりと爲す。魏王泰、是時、寵を承くること偏に厚く、兄弟の間に於て、漸く異慮を生ず。其微を防ぎて其心を革

むること、師に於てせずして誰にか望まん。而して王珪の告戒の方、教訓の道、未だ之を聞かざるなり。魏王、

尊教師傳第十一

二七五

【一】賈誼曰く、成王幼にして

襁褓の中に在るとき、召公、

太傅と爲り、周公、太保と爲

る。保は其身體を保ち、傅は

之が徳義に傳たりと。新書

及び漢書には、皆、「召公、太

保と爲り、周公、太傅と爲る」

に作る。

【二】雅訓は正しき教訓。雅は

正なり。

【三】胡亥は秦の二世の名、初

め始皇、趙高をして、胡亥に

決獄を教へしむ。胡亥、之を

幸す。位を嗣ぐに及びて、高

説きて曰く、「陛下、法を嚴に

し刑を刻にし、罪有る者なし

て相坐せしめ、大臣宗室を誅

戮し、盡く先帝の故臣を除き、

更めて陛下の親信する所を置

けしと。二世乃ち更めて法律

を爲り、大臣公子、罪有れば

輒ち誅す。二世卒に高の執す

る所と爲る。

【四】式瞻は、のつとり視るな

り。

【五】永く休に孕あるは、尙書

君奭篇の語。休は善美なり。

永く休美の道に一致するをい

ふ。

【六】切切は懇切なる貌。

【七】前漢の河間の獻王劉德、

後漢の東平の憲王劉蒼は、皆

宗室の賢王なり。

【八】蕩は放縱なり。

【九】師。唐、隋の制に因り、

皇叔・昆弟・皇子の、親王たる

者は、師を置く。傅相訓導し

て其過失を匡すを掌る。

【一〇】方は道なり。

卒に、^(三)儲位を窺伺するを以て、廢斥せられて死す。夫れ豈に獨り泰の罪ならんや。珪も亦責有るに與る。愚按するに、太宗、王珪を以て魏王の師と爲し、且つ玄齡に諭すに嚴教の意を以てす。人を得たりと謂ふ可し。然れども嘗て太宗を観るに、泰を愛するの心甚だ至れり。固に父子の情なり。乃ち詔して府に即きて文館を開き、自ら博士を引くを得しむ。蘇勗、泰に勸めて、賓客を延きて書を著はすこと、古の賢王の如くせしむ。奏して括地志を撰す。是に於て、士の文學有る者多く與り、而して貴游、其門に^(四)因藉すること市の如し。泰の^(五)月稟、又、太子に過ぐることを遠きこと甚だし。褚遂良も亦以て言を爲す。其後、卒に、嫡を奪ふの罪有り、竟に幽貶に罹れり。夫れ古の賢王に倣ひて書を著はすは、必ず河間・東平の如くにして、而して後可なり。且つ漢の武帝、戾太子の爲めに、博望苑を立て、賓客を通ぜしむ。識者、之を非る。今、泰は諸王なり。之をして館を置き賓客を引き・權勢を私せしむ。其れ乃ち謂はゆる嚴教の意と異なる母からんや。

- 【三】儲位は皇太子の位。
- 【四】因藉は集まり來るをいふ。
- 【五】月稟は毎月の稟給。
- 【一】儀注は儀禮の注記なり。儀式を記したる書をいふ。

貞觀十七年、太宗、司徒長孫無忌・司空房玄齡に謂ひて曰く、「三師は、徳を以て人を道く者なり。若し師體卑しからば、太子、則を取る所無からん。」是に於て、詔して、太子の・三師に接する儀注を撰せしむ。太子、殿門を出でて迎へ、先づ三師を拜す。三師答拜す。門毎に、三師に讓る。三師坐す。太子乃ち坐す。三師に與ふる書、前に「名惶恐」といひ、後に「名惶恐再拜」といふ。

愚按するに、太宗、太子の・三師に接する儀注を制して、^(三)委曲尊隆し、意亦至れり。師嚴にして然る後道尊し。況んや^(三)元良にして體を屈し、敬を師傳に盡くす。其關繫、豈に尤も重からずや。然れども嘗て賈誼が^(四)大戴記の言を^(五)政事書に引くを観るに、曰く、「師は之が教訓を道き、保は其身體を保ち、傳は之が徳義を傳く。是に於て、爲めに^(六)三少を置く。皆、上大夫なり。三公・三少、固に孝仁禮義を明かにして、道を以て之を習はす。學に入れば、則ち師に承けて道を問ふ。退き習ひて太傳に考ふ。太傳、其の則あらざるを罰し、而して其の及ばざるを匡す」と。此れ古昔の太子、師傳を親むの實なり。又、儀注の文に止まるのみにあらず。君父たる者、賈誼の書に考へざる可からず。

- 【一】委曲尊隆すは、委細に三師を尊敬する禮を定めたるをいふ。
- 【三】元良は太子をいふ。宋史眞宗紀に、「天禧二年、元良箴を作り、皇太子に賜ふ」とあり。
- 【四】大戴記は大戴禮なり。
- 【五】政事書は政事を論じたる書の意。一本には正事書に作る。
- 【六】三少は少師・少保・少傅なり。
- 【一】貞觀十七年四月、晉王治を立てて皇太子と爲す。是を高宗と爲す。

- 【一】孟は長なり。孟侯とは世子を謂ふなり。尙書大傳に、「太子、年十八にして、孟侯と曰ふ。四方の諸侯來朝するに於て郊に迎ふるは、其の知らざる所を問ふなり」とあり。劉涓の語、此に本づく。
- 【三】學に齒すとは、世子、大學に於て、同學の人に對し、年長者に讓るをいふ。禮記文王世子篇に、「一物を行ひて三善皆得るは、其の學に齒するの謂なり。故に世子、學に齒するときは、國人、之を觀て曰く、將に我に君たらんとす、而るに我と齒し讓るは何ぞや」と。

- と。曰く、父在すあれば、則ち禮然するなりと。然して衆、父子の道を知る。其二に曰く、將に我に君たらんとす、而るに我と齒し讓るは何ぞやと。曰く、君在すあれば、則ち禮然するなりと。然して衆、君臣の義に著かなるなり。其三に曰く、將に我に君たらんとす、而るに我と齒し讓るは何ぞやと。曰く、長を長とするなりと。然して衆、長幼の節を知る。故に父子君臣長幼の道得て而して國治まる。語に曰く、「一り、元良有れば、萬國以て貞し」とあり。

貞觀十八年、高宗初

めて立ちて皇太子と爲る。尙ほ未だ賢を尊び

道を重ねず。太宗、

又、嘗て太子をして、

寢殿の側に居り、絶え

て、東宮に往かざらし

む。散騎常侍劉洎、上

書して曰く、「臣聞く、

四方に郊迎するは、孟侯の徳を成す所以なり。

學に齒して三讓し、元良是に由りて貞を作す。斯

れ、皆、主祀の尊を屈して、下交の義を申ぶ。故に、芻言咸く薦め、容問旁く通するを得、軒庭

を出でずして、坐ながら天壤を知る。茲道に、率由するは、永く、鴻基を固くする者なり。深宮の

中に生れ、婦人の手に長じ、未だ曾て憂懼を識らず。風雅を曉るに由無きが若きに至りては、復た

神機測られず。天縱生知と雖も、而も、物を開き務を成すは、終に、外獎に由る。夫の、彼の

【二】風雅は一本に風俗に作る。是なるに似たり。

【三】天縱生知は、天資聰明にして、生れながらにして知るの聖徳あるをいふ。

【四】物を開き務を成すは、周易繫辭傳の語。物を開くと、人の未だ知らざる所の者を開發する也。務を成すとは、人の爲さんと欲する所の者を成就する也。

【五】外獎は外部よりの勧め。

【六】下交は下の人に交はるなり。周易繫辭傳に、「下交して、

の位をいふ。

【七】芻言は芻蕘の言。賤者の言ふ所なり。

【八】容問は容問なり。

【九】軒庭を出でずして坐ながら天壤を知る。老子に、「戸を出でずして天下を知り、牖を窺はずして天道を知る」といへると、意略は同じ。

【一〇】率由は、したがひ、よる。

【一一】鴻基。鴻は大なり。天子の位をいふ。

【四】元良は大善なり。太子をいふ。元良の世子あるときは、萬邦これに因りて正しきをいふ。

【五】主祀は太子をいふ。易震卦象傳に、「出でては、以て宗廟社稷を守り以て祭主と爲す可きなり」とあり。震は太子の象なり。主祀は一に嗣主に作る。亦通す。

【六】下交は下の人に交はるなり。周易繫辭傳に、「下交して、

の位をいふ。

【七】芻言は芻蕘の言。賤者の言ふ所なり。

【八】容問は容問なり。

【九】軒庭を出でずして坐ながら天壤を知る。老子に、「戸を出でずして天下を知り、牖を窺はずして天道を知る」といへると、意略は同じ。

【一〇】率由は、したがひ、よる。

【一一】鴻基。鴻は大なり。天子の位をいふ。

【一二】漢の文帝の時、電錯、太子の舍人と爲り、博士に遷る。上書して曰く、「人主、尊顯にして功名、萬世に揚る所以は、術數を知るを以てなり。故に人主、臣下を臨制する所以を知りて、其衆を治むれば、則ち群臣畏服す。言を聽き事を受くる所以を知らば、則ち欺蔽せられず。萬民を安利する所以を知らば、則ち海内必ず従ふ。忠孝にして上に事ふる所以を知らば、則ち臣子の行

廢せず。四皓は、東園公、綺里

季、夏黃公、商里先生なり。

【一三】宗祧は宗廟なり。

【一四】漢の文帝の時、電錯、太子の舍人と爲り、博士に遷る。上書して曰く、「人主、尊顯にして功名、萬世に揚る所以は、術數を知るを以てなり。故に

人主、臣下を臨制する所以を知りて、其衆を治むれば、則ち群臣畏服す。言を聽き事を受くる所以を知らば、則ち欺蔽せられず。萬民を安利する

所以を知らば、則ち海内必ず従ふ。忠孝にして上に事ふる

所以を知らば、則ち臣子の行

廢せず。四皓は、東園公、綺里

季、夏黃公、商里先生なり。

【一三】宗祧は宗廟なり。

【一四】漢の文帝の時、電錯、太子の舍人と爲り、博士に遷る。上書して曰く、「人主、尊顯にして功名、萬世に揚る所以は、術數を知るを以てなり。故に

人主、臣下を臨制する所以を知りて、其衆を治むれば、則ち群臣畏服す。言を聽き事を受くる所以を知らば、則ち欺蔽せられず。萬民を安利する

所以を知らば、則ち海内必ず従ふ。忠孝にして上に事ふる

所以を知らば、則ち臣子の行

廢せず。四皓は、東園公、綺里

季、夏黃公、商里先生なり。

【一三】宗祧は宗廟なり。

【一四】漢の文帝の時、電錯、太子の舍人と爲り、博士に遷る。上書して曰く、「人主、尊顯にして功名、萬世に揚る所以は、術數を知るを以てなり。故に

人主、臣下を臨制する所以を知りて、其衆を治むれば、則ち群臣畏服す。言を聽き事を受くる所以を知らば、則ち欺蔽せられず。萬民を安利する

所以を知らば、則ち海内必ず従ふ。忠孝にして上に事ふる

所以を知らば、則ち臣子の行

廢せず。四皓は、東園公、綺里

季、夏黃公、商里先生なり。

【一三】宗祧は宗廟なり。

【一四】漢の文帝の時、電錯、太子の舍人と爲り、博士に遷る。上書して曰く、「人主、尊顯にして功名、萬世に揚る所以は、術數を知るを以てなり。故に

人主、臣下を臨制する所以を知りて、其衆を治むれば、則ち群臣畏服す。言を聽き事を受くる所以を知らば、則ち欺蔽せられず。萬民を安利する

所以を知らば、則ち海内必ず従ふ。忠孝にして上に事ふる

所以を知らば、則ち臣子の行

廢せず。四皓は、東園公、綺里

季、夏黃公、商里先生なり。

【一三】宗祧は宗廟なり。

【一四】漢の文帝の時、電錯、太子の舍人と爲り、博士に遷る。上書して曰く、「人主、尊顯にして功名、萬世に揚る所以は、術數を知るを以てなり。故に

人主、臣下を臨制する所以を知りて、其衆を治むれば、則ち群臣畏服す。言を聽き事を受くる所以を知らば、則ち欺蔽せられず。萬民を安利する

所以を知らば、則ち海内必ず従ふ。忠孝にして上に事ふる

所以を知らば、則ち臣子の行

廢せず。四皓は、東園公、綺里

季、夏黃公、商里先生なり。

干籥を崇び、茲の謠頌を聽くに匪ずんば、何を以てか、庶類を辨章し、葬倫を甄覈せん。聖賢を歴考するに、咸く、琢玉に資る。是故に、周備の上哲なる、望夷を師として、裕なるを加ふ。漢嗣の深仁なる、園綺を引きて徳を昭かにす。原ぬるに夫れ太子は、宗祧是れ繫る。善惡の際、興亡斯に在り。始に勤めずんば、將に終に悔いんとす。是を以て、電錯上書して、政術に通せしめ、賈誼、策を獻じて、禮教を知るを務めしむ。竊に惟みるに、皇太子、玉裕挺生し、金聲夙に振ふ。明允篤誠の美、孝友仁義の方、皆、天姿よ

【一〇】干籥。干は舞者の執る所の楯なり。籥は樂管、竹を以て之を爲り、三孔、長さ三尺、以て衆聲を和する者なり。禮記文王世子篇に、「凡そ世子を學へ及び士を學ふるには、必ず時あり。春夏には干戈を學べ、秋冬には籥箏を學べ」とあり。四者は皆舞者の執る所干戈は武舞と爲し、籥箏は文舞と爲す。

【一一】庶類は萬物なり。辨章は辨別し明かにする也。

【一二】葬倫は人倫の道。甄覈は甄別明察にするなり。

【一三】琢玉は學問を勉勵する、

と。禮記學記に、「玉、琢かざれば、器を成さず。人、學ばざれば、道を知らず」とあり。

【一四】周備は成王を謂ふ。望夷は太公呂尚。夷は召公の名。成王は二公を以て師保と爲す。

【一五】漢嗣は惠帝盈を謂ふ。高祖、太子盈を廢せんと欲す。張良、太子に教へて四皓を迎へしむ。高祖置酒す。太子侍す。四皓從ふ、皆年八十餘。上曰く、公を煩はす、幸に卒に太子を調護せよと。既に去る。上、之を目送して曰く、彼の四人、之が輔と爲る。羽翼已に成る。動かし難しと。卒に

廢せず。四皓は、東園公、綺里季、夏黃公、商里先生なり。

【一六】宗祧は宗廟なり。

【一七】漢の文帝の時、電錯、太子の舍人と爲り、博士に遷る。上書して曰く、「人主、尊顯にして功名、萬世に揚る所以は、術數を知るを以てなり。故に

り挺で、審諭を勞する

に非ず。固に以ふに、

華夷、徳を仰ぎ、翔

泳、風を希ふ。然れば

則ち、寢門に膳を視る

こと、已に三たび朝す

るに表し、藝宮に道を

論すること、宜しく

四術を弘むべし。春

秋に富みて、躬を飭む

ること漸有りと雖も、實に恐らくは歲月の往き易く、業を墮り譏を興さんことを。適を晏安に取るこ

と、言に此より始まる。臣、愚短なるを以て、幸に侍從に參す。儲明を廣めんことを思ひ、暫く、聞

徹せんことを願ふ。敢て曲に故事を陳べず、切に請ふ聖徳を以て之を言はん。伏して惟みるに、陛下

誕叙、圖に膺り、登庸歴試し、多才多藝、道、匡時に著はれ、允文允武、功、纂祀に成る。萬

備はる。此四つの者、臣竊に

皇太子の急と爲す」と。

【四】賈誼は洛陽の人、漢の文

帝の時、梁の懷王の傳と爲る。

上書して曰く、「古の王者は、

太子迺生るれば、固より舉

ぐるに禮を以てす。士をして

之を負はしめ、有司齋肅端冕

して、之を南郊に見えしむる

は、天に見ゆるなり。闕を過

ぐれば則ち下り、廟を過ぐれ

ば則ち趨るは、孝子の道なり。

故に赤子たるよりして教已に

行はる」と。

【五】玉裕は玉容なり。挺生は

衆にぬきんづる也。

【六】金聲。孟子公孫丑上篇に

「集大成とは、金聲にして之を

玉振する也」とあり。今は、

すぐれたる名聲の意に用ふ。

【七】天姿は天資。天稟なり。

【八】翔泳は鳥と魚をいふ。

【九】寢門云云。事、封建篇の

註に見ゆ。

【一〇】禮記王制に、「樂正、四術

を崇び、四教を立て、先王の

詩書禮樂に順ひて以て士を造

す」とあり。四術は即ち詩書

禮樂をいふ。

【一一】春秋に富むは、年の若き

をいふ。

【一二】儲明は太子の聰明。

【一三】誕叙。誕は大なり。叙は

聖なり。圖に膺るは天命を受

くる也。

【一四】登庸は登用なり。歴試は

種類の官職事變に試みる也。

【一五】匡時は時世を正し救ふを

いふ。

【一六】纂祀は天子の位を嗣ぐを

いふ。

【一七】萬

【一八】

【一九】

【二〇】

【二一】

【二二】

【二三】

【二四】

【二五】

【二六】

【二七】

【二八】

【二九】

【三〇】

【三一】

【三二】

【三三】

【三四】

【三五】

【三六】

【三七】

【三八】

百王に冠冕たり。屈宋も以て堂に升るに足らず、

鍾張も何ぞ室に入るに階せん。陛下自ら好

長河、映を韜み、玉華を仙札に摺れば、則ち流霞、彩を成す。固に以ふに、萬代を錙銖にし、

天文に紆らせば、則ち

雕蟲に寓す。寶思を

務を屏て、即ち

なり。加以暫く機

が未だ論らざる所の一

書を習はざらしむ。臣

に過ぎたり。陛下自ら

方、敍に即き九圍清晏なり。尙ほ且つ休なりと雖も休とする勿く、日に一日を愼み、異聞を振

古に求め、叡思を當年に勞す。乙夜に書を觀、事、漢帝よりも高く、馬上に卷を披き、勤、魏王

に過ぎたり。陛下自ら

勵むこと此の如し。而

して太子をして優

遊して日を棄て、圖

書を習はざらしむ。臣

に過ぎたり。陛下自ら

勵むこと此の如し。而

して太子をして優

遊して日を棄て、圖

書を習はざらしむ。臣

に過ぎたり。陛下自ら

勵むこと此の如し。而

して太子をして優

遊して日を棄て、圖

書を習はざらしむ。臣

に過ぎたり。陛下自ら

勵むこと此の如し。而

して太子をして優

遊して日を棄て、圖

書を習はざらしむ。臣

【三七】九圍は九州なり。

【三八】且は一本に曰に作る。

【三九】振古は往古なり。振は自

なり、古よりの意。

【四〇】漢紀に、「光武、經理を講

論し、夜分乃ち寐ぬ」とあり。

【四一】魏紀に、「文帝、軍旅に在

りと雖も、手、卷を釋てず」と

あり。

【四二】優遊は閑暇の意。

【四三】圖書は書籍なり。

【四四】屏は棄つる也。

【四五】雕蟲は文章詞賦をいふ。

揚子法言に、「或るひと問ふ、

吾子少くして賦を好むと。曰

く、童子は雕蟲篆刻す、壯夫

は爲さざるなり」とあり。

【四六】寶思は天子の御心をいふ

長河は天河なり。映は光采なり。

此二句は太宗の詩文の巧

なるをいふ。

【四七】仙札は書札なり。摺は舒

ぶるなり。玉華云云の二句は、

太宗の筆蹟の美なるをいふ。

【四八】十黍を棄と爲し、十葉を

銖と爲し、十銖を錙と爲す。

萬代云云の二句は、太宗の文

章筆蹟の、古今に傑出するを

いふ。

【四九】屈原は、名は平、楚の懷

王の時、大夫と爲り、離騷經

を作る。詞賦の祖と爲す。宋

玉は屈原の弟子、楚の大夫、

詞賦を以て名あり。

【五〇】鍾繇は、字は元常、魏の

太尉、草書を善くす。張芝は

むこと此の如し。而して太子悠然として静處し、〔五三〕篇翰を尋ねず。臣が未だ論らざる所の二なり。陛下、衆妙を〔五四〕備該し、獨り〔五五〕寰中に秀づ。猶ほ天聰を晦まし、俯して凡識に詢ふ。朝を聴くの〔五六〕隙に、群官を引見し、降すに温顔を以てし、〔五七〕訪ふに今古を以てす。故に朝廷の是非・閭里の好惡を得、凡そ有らゆる巨細、必ず聞聽に關る。陛下自ら行ふこと此の如し。而して今太子久しく趨り入り侍し、正人に接せず。臣が未だ

〔五三〕 篇翰。翰は筆なり。
〔五四〕 備該は具備する也。
〔五五〕 寰中は天下なり。
〔五六〕 隙は隙と同じ。
〔五七〕 原文「今古故得」は、冊府元龜の載する所には「古今

得失」に作り、「訪ふに古今の得失・朝廷の是非・閭里の好惡を訪ふ」と讀む。理當に然るべし。
〔五八〕 胎厥は詩大雅文王有聲篇に、「厥の孫謀を貽す」とある

に本づく。
〔五九〕 副德は備副の德。皇太子の道徳をいふ。
〔六〇〕 良娣は太子の宮の女官。

論らざる所の三なり。陛下、若し益無しと謂はば、則ち何ぞ神を勞するを事とせん。若し

成る有りと謂はば、則ち宜しく〔六一〕貽厥を申ぶべし。蔑ろにして・急にせざるは、未だ其の可なるを見ず。伏して願はくは、俯して教範を推し、訓、儲君に及び、授くるに良書を以てし、之が嘉客を娛ましめ、朝に經史を披きて、成敗を前蹤に觀、晩に賓遊に接して、得失を當代に訪ひ、問ふるに書札を以てし、繼ぐに篇章を以てせんことを。則ち日〔六二〕に未だ聞かざる所を聞き、日〔六三〕に未だ見ざる所を見、〔六四〕副德愈〔六五〕光あらん。群生の福なり。竊に以ふに、良娣の選、中國に徧し。仰ぎて聖旨を惟みる

に、本、内を典るを求め、微を防ぐを冀ひ、〔六〇〕遠く慮るを慎むは、臣下の知る所なり。人物を〔六一〕微簡するに暨びては、則ち聘納と相違ふ。〔六二〕監撫すること二周なれども、未だ一士をも近づけず。愚謂へらく内既に彼が如し、外も亦宜しく然るべき者なりと。恐らくは物議を招き、陛下は内を重んじて外を輕んずと謂はん。古の太子、安を問ひて退くは、敬を君父に廣くする所以なり。宮を異にして處るは、別を嫌疑に分つ所以なり。今、太子、一た

び〔六三〕天闈に侍し、動もすれば旬朔を移す。師傅已下、接見するに由無し。假令、供奉、隙有り、暫く〔六四〕東朝に還るとも、拜謁既に疎に、且つ俯仰を事とす。規諫の道、固に未だ暇あらざる所なり。陛下、以て親しく教ふ可からず。〔六五〕宮案、因つて以て言を進むる無し。具察有りと雖も、竟に將た何を補はん。伏して願はくは、俯して〔六六〕前躅に循ひ、稍下流を抑へ、遠大の規を弘にし、師友の義を展べんことを。則ち〔六七〕離微克く茂に、帝圖斯に廣からん。凡そ黎元に在るもの、孰か慶頼せざらん。太子、温良恭儉、聰明睿哲なるは、〔六八〕含靈の悉くす所なり。臣豈に知らざらんや。

〔六〇〕 原文「慎遠慮」は恐らくは當に「慎慮遠」に作り、「遠きを慮るを慎む」と讀むべきならん。防微慮遠は張華の女史箴の語。
〔六一〕 微簡は召しえらぶ也。
〔六二〕 監撫は國を監し軍を撫するを謂ふ。二周は滿二年なり。
〔六三〕 天闈は禁中なり。
〔六四〕 東朝は東宮なり。

〔六五〕 宮案は東宮の寮屬なり。
〔六六〕 前躅は昔の跡。
〔六七〕 離微。離は易の卦の名、離卦の象傳に「明兩作は離なり、大人以て明を繼ぎて四方を照らす」とあり。微は美なり。皇太子の美德をいふ。
〔六八〕 含靈は人類を謂ふ。其の靈性を含有するを以てなり。

而も淺識勤勤として、愚忠を効さんことを思ふは、滄溟、潤を益し、日月、(六)華を増さんことを願へばなり。』太宗乃ち泊をして岑文本・馬周と與に、(七)遞日に東宮に往き、皇太子と談論せしむ。(七)

唐氏仲友曰く、劉洎の此疏、其の剛直果敢の士たるを見るに足る。太宗、太子が穆裕を誅するを諫むるを以て、功を諫臣に歸す。則ち洎が正人に接はり正論を聞くの說、驗あるなり。惜むらくは、太子、爲す有るに足らざることを。

又曰く、古の制に、命士以上は、父子、宮を異にす、意防深きなり。子を易へて教ふ。善を責むれば則ち離る。東宮に還りて師傅を近づくるの諫當れるなり。

愚按するに、太子承乾既に廢せられ、晉王治初めて立つの後、劉洎の此疏、條陳詳悉なり。誠に世子に教ふるの至善なり。太宗、洎の言を以て、洎と岑文本・馬周とをして、遞日に東宮に往きて談論せしむ。人を得たりと謂ふ可し。夫れ脩身正家の道、大臣を敬し、群臣を體し、君子を親み、小人を遠ざくるの要、未だ必ずしも談論に見はれずんばあらざるなり。(三)震に出で明を繼ぎ、踵を旋らさずして之に背き、卒に唐家の禍を言ふに忍びざるに基す。其れ氣化・人事の相符するか。抑も以て之を輔翼する所の具未だ至らざるか。

教戒太子諸王第十一 凡て七章

貞觀七年、太宗、太子の左庶子(一)于志寧・杜正倫に謂ひて曰く、「卿等、太子を輔導する、常に須く爲めに百姓の間の利害の事を説くべし。朕、年十八、猶ほ人間に在り、百姓の艱難、諳練せざるは無し。帝位に居るに及びて、商量處置する毎に、或は時に乖疎有り、めて覺悟す。若し忠諫する者爲めに説く無くんば、何に由りて好事を行ひ得ん。況んや太子、深宮に生長し、百姓の艱難、都て聞見せざるをや。且つ人主は安危の繫る所なり。輒く驕縱を爲す可からず。但だ敕を出して、「諫むる有る者をば即ち斬らん」と云はば、必ず知る、天下の士庶敢て更に直言を發する無からん。故に己に克ち精を勵まし、諫諍を容納す。卿等常に須く此意を以て共に其れ談説すべし。不是の事有るを見る毎に、宜しく極言切諫し・裨益する所有らしむべきなり。』

唐氏仲友曰く、太宗、誠に・子を知るの明有り。其の之に教ふること亦云に篤し。

此數語は、即ち周公の無逸の書なり。『若し天下に、「敢て諫むる者は死さん」と詔せば、將に復た言を發するもの無からんとす』と謂ふに至りては、此れ則ち煬帝、前鑒有り。奈何ぞ承乾方に殺を以て諫を止めんと欲する。百の正倫と雖も、何の益あらんや。

愚按するに、太宗、天下に君臨し、精を勵ますの初に方りて、直言を容受し、人を導きて・諫めしむ。蚤く太子

- 【六】 華は光なり。
- 【七】 遞日は日を定めて更代するをいふ。
- 【七】 通鑑には、此疏、十七年に係く。又、高宗、穆裕を誅するを諫め、太宗、功を洎等に歸すること、十八年に在れば、洎が此疏を上るは、當に十七年に在るなるべし。
- 【七】 震に出で明を繼ぐは、太子が位を嗣ぐをいふ。周易說卦傳に、「帝、震に出づ」とあり。震は長子なり。明を繼ぐは、前に引ける離卦の象傳に本づく。

- 【一】 于志寧は、字は仲謫、貞觀三年、中書侍郎と爲り、左庶子に遷り、諫苑を上る。俄に詹事を兼ね。晉王、皇太子と爲り、復た左庶子に拜せらる。
- 【二】 人間は民間なり。
- 【三】 諳練は熟知するをいふ。
- 【四】 乖疎は理に乖き事情に疎きをいふ。
- 【五】 覺悟は、さとり也。
- 【六】 事一本には者に作る。
- 【七】 無逸は尙書の篇名。

を建て、東宮の輔臣に命じて、極言規正して、裨益する所有らしむ。蓋し太子も亦己が諫に従ふが如くならんことを望むなり。其意、亦深切ならずや。惜しいかな承乾、以て君父の意に副ふに足らざること。

貞觀十八年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、『古、世子に胎教すること有り。朕は則ち暇あらず。但だ、近ごろ、太子を建立せしより、物に遇へば、必ず・誨諭する有り。其の食に臨みて將に飯せんとするを見て、謂ひて曰く、

「汝、飯を知るや。」對

へて曰く、「知らず。」

曰く、「凡そ稼穡の艱難

は、皆、人力に出づ。

【一】 文王の母大任、人と爲り 大任、之に教ふるに一を以て 端一誠莊にして、惟だ徳を之 すれば百を識る。卒に周の宗 行ふ。其の文王を娠むに及 びて、目は悪色を視ず、耳は淫 聲を聽かず、口は傲言を出さ ず。文王を生みて明聖なり。

【二】 人力は民力なり。 消息は休息の意。 黎庶は萬民なり。

【三】 其時を奪はずとは、農事 の多忙なる時に人民を使役せ ざるをいふ。

其時を奪はずんば、常に此飯有らん」と。其の馬に乗るを見て、又謂ひて曰く、「汝、馬を知るや。」對へて曰く、「知らず。」曰く、「能く人の勞苦に代る者なり。時を以て 消息し、其力を盡くさずんば、則ち以て常に馬有る可きなり」と。其の舟に乗るを見て、又謂ひて曰く、「汝、舟を知るや。」對へて曰く、「知らず。」曰く、「舟は以て人君に比する所、水は以て 黎庶に比する所なり。水は能く舟を載せ、亦能く舟を覆す。爾方に人主たり。畏懼せざる可けんや」と。其の曲木の下に休へるを見て、

又謂ひて曰く、「汝、此樹を知るや。」對へて曰く、「知らず。」曰く、「此木、曲ると雖も、繩を得れば 則ち正し。人君と爲りて、無道なりと雖も、諫を受ければ、則ち聖なり。此れ 傳説が言ふ所なり。 以て自ら鑒みる可し」と。

【六】 尙書説命に傳説、高宗に 告げて曰く、「惟れ木、繩に従 へば則ち正し。后、諫に従 へば則ち聖なり」と。

【七】 民生は人民の生活。

【八】 古の禮經は禮記をいふ。

【九】 詩大雅抑篇に、「爾に誨ふ ること諄諄たり、我に聽くこ と藐藐たり」とあり。我、爾 に教へ告ぐることを、口語諄諄 たり、爾、之を聽くことを藐藐 然として忽略にし、我が言ふ 所を用ひざるなり。

【一】 好尚は、このみ、たつと ぶ也。

愚按するに、太宗、承乾が徳を失へるに懲り、儲君が徳に近づかんことを望む。是に於て、事に遇へば必ず誨ふ。其の儲君を愛するは、百姓を愛する所以なり。將に飯せんとして戒むれば、則ち 民生の艱難を知る。馬に乗りて戒むれば、則ち民力の困乏を知る。舟に乗りて戒むれば、則ち民心の 恆無きことを知る。曲木に休ひて戒むれば、則ち身を立つることの必ず正に従ふを知る。前代の 太子に教戒するの辭を觀るに、未だ此よりも切なる者有らず。之を 古の禮經に稽ふるに、世子に教ふるの道、亦、是の如きに過ぎざるなり。夫の高宗の臨御するに迫りて、其の庶民を子とするに於て、猶ほ 保養する所以の意を知る。惟だ老臣を疎遠し、徳を宮闈に失ひ、竟に王業の艱難を忘る。乃ち 誨ふること諄諄たりと雖も而も聽くこと藐藐たる母からんや。

貞觀七年、太宗、侍中魏徵に謂ひて曰く、『古より侯王、能く自ら保全する者甚だ少し。皆、富貴に生長し・驕逸を 好尚し・多くは君子に親み小人を遠ざくるを解せざるの故に由るのみ。朕が有らゆ

る子弟、前言往行を見しめんと欲し、其の以て規範と爲さんことを冀ふ」と。因つて徴に命じて古來の帝王の子弟の成敗の事を録せしめ、名づけて自古諸侯王善惡録と爲し、以て諸王に賜ふ。其序に曰く、「夫の・期に膺り命を受け、圖を握り、萬を御するを觀るに、咸く懿親を建て、王室に藩屏とす。布きて方策に在り、得て言ふ可し。軒が二十五子を分ち、舜が一十六族を擧げしより、爰に周漢を歴て、以て陳隋に逮ぶまで、山河を分裂し、大に磐石を啓く者衆し。或は王家を保父し、時と升降し、或は其土宇を失ひ、祀られずして忽諸たり。然して其隆替を考へ、其興滅を察するに、功成り名立つは、

【一】 前言往行は古人の言行。
【二】 期は時期なり。命は天命なり。圖を握り萬を御するは天子と爲るをいふ。萬を御すは宇内を統御するなり。
【三】 懿親。懿は美なり。親族をいふ。
【四】 方策は書籍をいふ。
【五】 軒は黄帝軒轅氏。國語に、「黃帝の子、二十五子。其の同姓なる者は二人、青陽と夷鼓と是れなり。其の同生にして異姓なる者十四人、別れて十二姓と爲る。姫・酉・祁・己・滕・葦・任・荀・偃・姁・儀・依是れなり」と。
【六】 保父は保ち治むる也。
【七】 土宇は領國をいふ。
【八】 祀られずして忽諸たり。
【九】 隆替は一本に盛衰に作るの元王、申公等を敬禮す。穆生、酒を嗜まず。元王、置酒する毎に、常に穆生の爲めに醴を設く。醴は甘酒なり。一宿にして熟する者なり。
【十】 殫を吐きて云云。周公、其子伯禽を戒めて曰く、「我は文王の子、武王の弟にして、今上の叔父なり。又、天子に

威く始封の君に資り、國喪び身亡ぶるは、多く繼體の後に因る。其故は何ぞや。始封の君は、時、草昧に逢ひ、王業の艱阻なるを見、父兄の憂勤せるを知る。是を以て、上に在りて驕らず、夙夜、懈らず、或は忠言の・耳に逆ふに甘んじ、百姓の懽心を得、至徳を生前に樹て、遺愛を身後に流す。夫の子孫繼體に暨びて、多く隆平に屬し、深宮の中より生れ、長じて婦人の手に居り、高危を以て憂懼と爲さず、豈に稼穡の艱難を知らんや。小人を昵近し、君子を疎遠し、哲婦に綢繆し、明徳に傲狠し、義を犯し禮に悖り、淫荒、度無く、典憲に遵はず、僭差、等を越え、一顧の權寵を恃み、便ち匹嫡の心を懷き、一事の微勞に矜り、遂に厭く無きの望有り、忠貞の正路を棄て、

相たり。我、天下に於て、亦、賤しからず。然れども一たび沐するに三たび髪を握り、一たび飯するに三たび哺を吐き、以て天下の士に接す。猶ほ天下の賢人を失はんことを恐る。子、魯に之かば、慎みて國を以て人に驕る無かれ」と。
【一】 忠言云云。家語に曰く、「忠言は耳に逆へども行に利あり」と。
【二】 百姓の懽心。孝經に曰く、「國を治むる者は、敢て饑寒を侮らず、故に百姓の懽心を得」と。
【三】 遺愛は、仁愛、後に遺留する也。
【四】 豈に云云。尙書無逸篇に曰く、「小人を相るに、厥の父母、稼穡に勤勞す。厥の子は乃ち稼穡の艱難を知らず」と。
【五】 昵は暱と同じ。
【六】 哲婦は知謀ある婦人。詩

大雅瞻卬篇に、「哲婦、城を傾く」とあり。綢繆は親密なる貌。
【七】 傲狠は、おごり、もとの也。左傳に、「顛頊氏、不才子あり、教訓す可からず、明徳に傲狠し、以て天常を亂す」とあり。
【八】 僭差は、下に在る者、其上に比擬するを謂ふ。
【九】 匹嫡は嫡子に匹敵するをいふ。

〔三五〕 姦宄の迷塗を蹈み、〔三六〕 諫に悔りトに違ひ、往きて返らず。〔三七〕 梁孝齊阿の勳庸。淮南東阿の才俊と雖も、〔三八〕 摩霄の逸翮を摧き、〔三九〕 窮轍の涸鱗と成り、〔四〇〕 桓文の大功を棄て、〔四一〕 梁董の顯戮に就く。垂れて炯戒と爲る、惜まざる可けんや。〔四二〕 皇帝、聖哲の資を以て、傾危の運を拯ひ、〔四三〕 七徳を耀かして以て六合を清くし、萬國を總べて而して、〔四四〕 百靈に朝し、〔四五〕 四荒を懷柔し、〔四六〕 九族を親睦し、〔四七〕 華夢を棠棣に念ひ、〔四八〕 維城を宗子に寄せ、心に愛し、日として思はざる靡し。爰に下臣に命じて、載籍を考覽し、博く鑑鏡を求め、厥孫謀を貽す。臣輒ち愚誠を竭くし、諸を則訓に稽ふるに、凡そ、藩と爲り翰と爲り、國を有ち家を

〔三五〕 姦宄。尙書に「寇賊姦宄」とあり、注に「外に在るを姦」と曰ひ、内に在るを宄と曰ふとあり。
 〔三六〕 諫に悔りトに違ふは、左傳の語を用ふ。
 〔三七〕 梁の孝公は、名は武、漢の文帝の子なり。梁王に封ぜらる。七國反するや、先づ梁を撃ち、殺虜して功有り。諡して孝と曰ふ。齊阿は、姓は司馬、名は阿、晉の齊王攸の子なり。大司馬と爲り、齊王に封ぜらる。功を以て遊撃將軍に遷る。勳庸は勳功なり。
 〔三八〕 淮南王は、名は安、漢の武帝の諸父なり。淮南王に封ぜらる。書を好み瑟を鼓し、文辭を喜ぶ。後、反謀に坐して自殺す。東阿は定分篇の注に見ゆ。
 〔三九〕 摩霄の逸翮は、天空を摩するほど高く飛ぶ可きすぐれて強き翼。
 〔四〇〕 窮轍の涸鱗は、車の轍の中の將に涸れんとする水たまりの中に居る魚。莊子に出づ。
 〔四一〕 齊の桓公。晉の文公は、皆、春秋の諸侯の伯にして、王室を尊び天下を匡すの功有り。
 〔四二〕 梁冀は、漢の桓帝の時、大將軍と爲る。後、反謀を爲し、冀、妻と皆自殺す。董卓は、漢の獻帝の時、自ら太尉・相國と爲り、亂を爲し、三族を誅夷せらる。
 〔四三〕 炯戒。炯は炯の俗字。明かなる警戒なり。一本には明戒に作る。
 〔四四〕 皇帝は太宗をいふ。
 〔四五〕 七徳。左傳に「楚子曰く、

有つ者、其の興るや、必ず、善を積むに由り、其の亡ぶるや、皆、惡を積むに在り。故に知る、善積まざれば以て名を成すに足らず、惡積まざれば以て身を滅ぼすに足らざるを、然れば則ち禍福は門無く、吉凶は己に由る。惟だ人の召く所のままなり。豈に徒言ならんや。今、古よりの諸王の行事の得失を録し、其善惡を分ち、各一篇と爲し、名づけて諸王善惡録と曰ふ。善を見ては齊しからんことを思ひ、以て名を不朽に揚ぐるに足り、惡を聞きては能く改め、大過を免るを得るに庶からしめんと欲す。善に従へば則ち譽有り、過を改むれば則ち咎無し。興亡是れ繋る、勉めざる可けんや。』太宗、覽て善しと稱し、諸王に謂ひて曰く、『此れ宜しく座右に置き、用つて立身の本と爲すべし。』

夫れ武は、暴を禁じ、兵を戢め、大を保ち、功を定め、民を安んじ、衆を和し、財を豊にする者なり。子孫をして其章を忘るる無からしめん」とあり、注に「此れ武王の七徳の義なり」とあり。
 〔三六〕 六合は四方と上下とをいふ。
 〔三七〕 百靈は百神なり。百靈に朝すとは百神を祭るをいふ。
 〔三八〕 四荒は四方の荒服、即ち蠻夷の地をいふ。
 〔三九〕 九族は高祖より玄孫に至るまでの親なり。
 〔四〇〕 棠棣は常棣なり。常棣は詩小雅の篇名、兄弟を燕する樂歌なり。首章に、「常棣之華、鄂として韡韡たらざらんや。凡そ今の人、兄弟に如くは莫し」とあり。
 〔四一〕 維城云云。詩大雅板篇に、「宗子は維れ城」とあり。
 〔四二〕 則訓の字、疑ふべし。名臣奏議には前訓に作る。是なるに似たり。
 〔四三〕 藩は籬なり。翰は幹なり。詩大雅板篇に、「价人は維れ藩、大宗は維れ翰」とあり。
 〔四四〕 善積まざれば以て名を成すに足らず、惡積まざれば以て身を滅ぼすに足らず。周易繫辭傳の語。
 〔四五〕 己に由るは、人の預る所に非ざるを言ふ。
 〔四六〕 原文「能改」は一本には「知改」に作り、「改むるを知り」と讀む。

愚按するに、人の性は皆善なり。而して悪は則ち豈に人の性ならんや。善に習へば則ち善、悪に習へば則ち悪なるのみ。況んや太子・諸王をや。嘗て漢の諸侯王を觀るに、恪謹にして以て國を守る者は何ぞ少く、放逸にして以て國を失ふ者は何ぞ多き。今、太宗、命じて往古の事を集めしめ、諸侯王善惡録と爲し、善の以て名を爲すに足り・惡の以て身を滅ぼすに足るを知らしめ、昭然として鑑みる可し。然れども唐室の興王の初、其諸王、道

宗・道玄・孝恭・道彦の如き、皆、相與に艱難し、共に大勳を成し、賢德著聞す。此れ善の稱す可き者なり。天下を有つ後に暨びて、諸王、皆、身、富貴福澤を享け、順境にして德を喪ふ者何ぞ多きや。蓋し太宗、家庭の内、【四七】 恩常に義を拵ひ、訓教の言、切なりと雖も、【四八】 佩服の心蓋し寡し。乃ち、【四九】 居は氣を移し、養は體を移し、以て其本然の善を、【五〇】 泪す有る母からんや。豈に人の性の惡ならんや。

貞觀十年、太宗、荆王元景・漢王元昌・吳王恪・魏王泰等に謂ひて曰く、「漢より已來、帝弟・帝子、茅土を受け、榮貴に居る者、甚だ衆し。惟だ、東平・及び河間王、最も命名有り、其祿位を保つを得たり。【五一】 楚王

璋の徒の如き、覆亡、一に非ず。竝に、富貴に生長し・好みて自ら驕逸するが爲めの致す所なり。汝等鑒識し、宜しく之を熟思すべし。賢才を揀擇して、汝の師友と爲し、須く其諫諍を受け、自ら専らにするを得る勿かるべし。我聞く、【五二】 德を以て物を服すと。信に虚説に非ず。比嘗て夢中に一人を見るに、云はく「虞舜なり」と。我覺えず、悚然として敬異す。豈に其德を仰ぐが爲めならずや。

向に若し夢に桀紂を見ば、必ず應に之を斫るべし。桀紂は、是れ天子なりと雖も、今若し相喚びて桀紂と作さば、人必ず大に怒らん。【五三】 顔回・閔子騫・郭林宗・黄叔度は、是れ布衣なりと雖も、今若し相稱贊して、此四賢に類すと道はば、必ず當に大に喜ぶべし。故に知る、人の身を立つる、貴ぶ所の者は、惟だ德行に在り。何ぞ必ずしも榮貴を論ずるを要せん。汝等、位、藩王に列し、家、實封を食む。更に能く克く德行を修めば、豈に具美ならずや。且つ君子・小人は、本、常無し。善事を行へば、則ち君子たり。惡事を行へば、則ち小人たり。當に須く自ら剋勵し、善事

【一】 東平王は、名は蒼、光武の子なり。經書を好み、智思有り、文、典雅と稱す。明帝問ふ、「家に處りて何事が最も樂しき」と。王曰く、「善を爲すこと最も樂し」と。諡して憲と曰ふ。河間王は、名は德、漢の景帝の子なり。博學にして德有り。武帝の時、奏對す。
【二】 楚王璋は、晉の武帝の第五子なり。元康中、兵權を掌る。剛狠にして殺を好む。因つて詔を矯めて太宰汝南王亮・太保衛璠を殺す。賈后遂に璋を執らへ、廷尉に下し、之を斬る。諡して隱と曰ふ。
【三】 孟子曰く、德を以て人を服する者は、中心悦びて誠に服するなりと。
【四】 顔回は、字は子淵、閔損は、字は子騫、皆、孔子の弟子、德行を以て稱せらる。
【五】 郭林宗・黄叔度の二人は、皆、後漢の時の高尚の士なり。郭林宗は、名は泰、太原の人なり。范滂、之を稱して曰く、「隱るれども親に違はず、貞なり。」
【六】 具美は兼美を兼ね具ふるなり。

をして日ひびに聞えしむべし。欲よくを縦たてにし情じやうを肆しにして。自ら刑戮けいりくに陥おちる勿なかれ。」

貞觀十年、太宗、房玄齡に謂ひて曰く、「朕、前代の亂らんを撥はらめ業げふを創はじむるの主しゅを歴觀れきくわんするに、人間にんかんに生長せいじやうし、皆みな、情偽じやうぎを識し達たつし、敗亡はいわうに至いたること罕まれなり。繼世けいせい守文しゅぶんの君きみに

逮おぼびて、生れながらにして富貴ふうきにして、疾苦しやくくを知らず、動うごもすれば夷滅いめつに至いたる。朕ちん、少小せうせうより以來いらい、經營けいぎやう多難たなんにして、備つづに天下てんかの事ことを知る。猶なほ、逮おぼばざる所有しやうあらんことを恐おそる。荆王けいわう諸弟しよていに至いたりては、深宮しんきやうより生れ、識し、遠とほきに及およばず。安んぞ能よく此こゝを念おもはんや。朕ちん、一食しよく毎ごとに、便すなはち稼穡かせさくの艱難かんなんを念おもひ、一衣いご毎ごとに、則すなはち紡績ほうせきの辛苦しんくを思おもふ。諸弟しよてい何なんぞ能よく朕ちんを學まなばんや。良佐りやうさを選びて以もつて、藩弼はんひつと爲なさば、其その善人ぜんじんに習しゆ近きんして、愆過けんかを免まぬるを得えるに庶しかからんのみ。」

貞觀十一年、太宗、吳王恪に謂ひて曰く、「父ちちの、子こを愛あいするは、人の常じやう情じやうなり。教訓けうくんを待まちちて知るに非あらざるなり。子こ能よく忠孝ちゆうかうなれば則すなはち善よし。若もし誨誘けいゆうに違たがはず、禮法れいほうを忘わすれせば、必かならず自ら刑戮けいりくを致いたさん。父ちち、之これを愛あいすと雖いへども、將はた之これを如何いかんせんや。昔むかし、漢かんの武帝ぶてい既に崩ほうじ、昭帝せうてい嗣ついでぎて立つ。燕王えんわう旦たん、素もとより驕縱けうじゆう、講張かうちやうにして、服ふくせず。霍光くわくくわう、

を以もつて、以もつて之これを曉きす。又また、玄齡げんれいに謂いふ、「良佐りやうさを選びて以もつて藩弼はんひつと爲なせ」と。其それを以もつて能よく斯訓このしんを佩服ふくはくせしめば、何なにを以もつて茲こゝに尙なほへん。然しかれども愚おろし、太宗たいそうの教戒けうけいの辭ことばを觀みるに、誠まことに諄諄しんしんたれども、乃すなはち言ことを以もつて教しふる母ははからんや。與ともに言ことふ所の者ものは、荆王けいわう元景げんけい・漢王かんわう元昌げんちやう・吳王ゑわう恪かく・魏王ゑいわう泰たいなり。其その後のち、荆王けいわうは房遺愛ぼういあいと同じく反はんす。漢王かんわうは承乾しやうけんと同じく反はんす。魏王ゑいわうは嫡しやくを奪うばふを謀はかるを以もつてして廢しせらる。吳王ゑわうも亦また嫌疑くわんぎを以もつて高宗かうそうの殺ころす所ところと爲なる。四人にん、終つひを令しんくするを得える者もの無し。豈いかに富貴ふうき驕奢けうしや、以もつて其本性そのほんしやうを〔三〕移うつす有あるか。抑おさも太宗たいそうの教戒けうけいの言こと、切きなりと雖いへども、而しかも〔四〕表率ひょうそつの道みち未なほだ至いたらざるか。

愚按おろしするに、太宗たいそうの、諸王しよわうを教戒けうけいするや、其辭そのことば旨諄諄しんしんたり。既に漢かんの河間かかん・東平とうへいの善ぜんと楚王そわう瑋ゑいの惡あくとを以もつて、以もつて之これを曉きす。復またた虞舜よしゆんの聖せい・桀紂けつしゆうの惡あくと、夫かの漢かんの霍光くわくくわうが燕王えんわう旦たんを誅つとするの事こととを以もつて、以もつて之これを曉きす。又また、玄齡げんれいに謂いふ、「良佐りやうさを選びて以もつて藩弼はんひつと爲なせ」と。其それを以もつて能よく斯訓このしんを佩服ふくはくせしめば、何なにを以もつて茲こゝに尙なほへん。然しかれども愚おろし、太宗たいそうの教戒けうけいの辭ことばを觀みるに、誠まことに諄諄しんしんたれども、乃すなはち言ことを以もつて教しふる母ははからんや。與ともに言ことふ所の者ものは、荆王けいわう元景げんけい・漢王かんわう元昌げんちやう・吳王ゑわう恪かく・魏王ゑいわう泰たいなり。其その後のち、荆王けいわうは房遺愛ぼういあいと同じく反はんす。漢王かんわうは承乾しやうけんと同じく反はんす。魏王ゑいわうは嫡しやくを奪うばふを謀はかるを以もつてして廢しせらる。吳王ゑわうも亦また嫌疑くわんぎを以もつて高宗かうそうの殺ころす所ところと爲なる。四人にん、終つひを令しんくするを得える者もの無し。豈いかに富貴ふうき驕奢けうしや、以もつて其本性そのほんしやうを〔三〕移うつす有あるか。抑おさも太宗たいそうの教戒けうけいの言こと、切きなりと雖いへども、而しかも〔四〕表率ひょうそつの道みち未なほだ至いたらざるか。

貞觀中げんくわんちゆう、皇子くわうしの年とし小わかき者もの、多おほく授さづくるに都督ととく・刺史ししを以もつてす。諫議大夫かんぎたいふ褚遂良しよすゐりやう、上疏じやうそして諫いめて曰いく、「昔むかし、兩漢りやうかん、郡國ぐんこくを以もつて人たみを理をさむ。郡ぐんを除のぞく以外いざいには、分わかちて諸子しよしを立て、土とを割さき疆さかひを封ほうじ、周しゆうの制せいを雜まじへ用もちふ。皇唐くわうたうの郡縣ぐんけんは、粗はば〔四〕秦しんの法ほうは即すなはち郡縣制度ぐんけんせいど。鎮ちん扞かんは鎮撫扞禦ちんふかんよなり。〔五〕鎮ちん扞かんは鎮撫扞禦ちんふかんよなり。」

の法ほうに依よる。皇子くわうし幼年くわうしじゆうねんにして、或あるは刺史ししを授さづけらる。陛下へいか豈いかに之これが骨肉こつにくを王わうとし、四方しやうを鎮ちん扞かんせん

〔一〕 折簡せつかんは一片の紙。

〔二〕 移うつは一本には遺いに作る。

〔三〕 表率ひょうそつは身を以もつて則すなはち爲なすを言ことふなり。漢書かんしよに、「幸さいに位ゐに備あはるを得え、郡ぐんの表率ひょうそつと爲なる」とあり。後漢書ごかんしよに、「方伯はうはくは一方いっぺんの表率ひょうそつなり」とあり。

〔四〕 郡ぐんは天子てんしの直轄しやくかくの地ち、國こくは諸侯しよこう王わうの封國ほうこく。

〔五〕 周しゆうの制せいは即すなはち封建制度てんけんせいどなり。

〔六〕 皇唐くわうたう。皇くわうは大なり。大唐たいたうと言ことふが如ごとし。

〔七〕 秦しんの法ほうは即すなはち郡縣制度ぐんけんせいど。

〔八〕 鎮ちん扞かんは鎮撫扞禦ちんふかんよなり。

〔九〕 漢かんの武帝ぶていは、名なは徹てつ。既に崩ほうじ、少子せうし弗陵ふりやう立つ、是こゝを昭帝せうていと爲なす。燕王えんわうは、名なは旦たん、武帝ぶていの第三子だいさんしなり。霍光くわくくわう、大將軍たいしやうじゆんたり、昭帝せうていを輔たすく。燕王えんわう上官桀しやうかんけつ等らと、潛ひそかに不軌ふくわいを謀はかり、事こと敗たれ、桀けつ等ら、誅つとに伏ひす。乃すなはち燕王えんわうに驪書りしよを賜たまひ、之これを責せむ。旦たん、綬きゆうを以もつて自ら絞しぼる。諡しを賜たまひて刺しと曰いふ。

〔十〕 講張かうちやうは誑誕かうたんなり。虛妄こゝろの大言たいげんを爲なすこと。

〔十一〕 人間にんかんは民間みんかんなり。

〔十二〕 守文しゅぶんは守成しゅせいなり。

〔十三〕 藩弼はんひつは外藩げいはんの輔佐ほさの臣しん。

〔十四〕 漢かんの武帝ぶていは、名なは徹てつ。既に崩ほうじ、少子せうし弗陵ふりやう立つ、是こゝを昭帝せうていと爲なす。燕王えんわうは、名なは旦たん、武帝ぶていの第三子だいさんしなり。霍光くわくくわう、大將軍たいしやうじゆんたり、昭帝せうていを輔たすく。燕王えんわう上官桀しやうかんけつ等らと、潛ひそかに不軌ふくわいを謀はかり、事こと敗たれ、桀けつ等ら、誅つとに伏ひす。乃すなはち燕王えんわうに驪書りしよを賜たまひ、之これを責せむ。旦たん、綬きゆうを以もつて自ら絞しぼる。諡しを賜たまひて刺しと曰いふ。

〔十五〕 講張かうちやうは誑誕かうたんなり。虛妄こゝろの大言たいげんを爲なすこと。

〔十六〕 人間にんかんは民間みんかんなり。

〔十七〕 守文しゅぶんは守成しゅせいなり。

〔十八〕 藩弼はんひつは外藩げいはんの輔佐ほさの臣しん。

〔十九〕 漢かんの武帝ぶていは、名なは徹てつ。既に崩ほうじ、少子せうし弗陵ふりやう立つ、是こゝを昭帝せうていと爲なす。燕王えんわうは、名なは旦たん、武帝ぶていの第三子だいさんしなり。霍光くわくくわう、大將軍たいしやうじゆんたり、昭帝せうていを輔たすく。燕王えんわう上官桀しやうかんけつ等らと、潛ひそかに不軌ふくわいを謀はかり、事こと敗たれ、桀けつ等ら、誅つとに伏ひす。乃すなはち燕王えんわうに驪書りしよを賜たまひ、之これを責せむ。旦たん、綬きゆうを以もつて自ら絞しぼる。諡しを賜たまひて刺しと曰いふ。

〔二十〕 講張かうちやうは誑誕かうたんなり。虛妄こゝろの大言たいげんを爲なすこと。

〔二十一〕 人間にんかんは民間みんかんなり。

〔二十二〕 守文しゅぶんは守成しゅせいなり。

〔二十三〕 藩弼はんひつは外藩げいはんの輔佐ほさの臣しん。

〔二十四〕 漢かんの武帝ぶていは、名なは徹てつ。既に崩ほうじ、少子せうし弗陵ふりやう立つ、是こゝを昭帝せうていと爲なす。燕王えんわうは、名なは旦たん、武帝ぶていの第三子だいさんしなり。霍光くわくくわう、大將軍たいしやうじゆんたり、昭帝せうていを輔たすく。燕王えんわう上官桀しやうかんけつ等らと、潛ひそかに不軌ふくわいを謀はかり、事こと敗たれ、桀けつ等ら、誅つとに伏ひす。乃すなはち燕王えんわうに驪書りしよを賜たまひ、之これを責せむ。旦たん、綬きゆうを以もつて自ら絞しぼる。諡しを賜たまひて刺しと曰いふ。

〔二十五〕 講張かうちやうは誑誕かうたんなり。虛妄こゝろの大言たいげんを爲なすこと。

〔二十六〕 人間にんかんは民間みんかんなり。

〔二十七〕 守文しゅぶんは守成しゅせいなり。

〔二十八〕 藩弼はんひつは外藩げいはんの輔佐ほさの臣しん。

〔二十九〕 漢かんの武帝ぶていは、名なは徹てつ。既に崩ほうじ、少子せうし弗陵ふりやう立つ、是こゝを昭帝せうていと爲なす。燕王えんわうは、名なは旦たん、武帝ぶていの第三子だいさんしなり。霍光くわくくわう、大將軍たいしやうじゆんたり、昭帝せうていを輔たすく。燕王えんわう上官桀しやうかんけつ等らと、潛ひそかに不軌ふくわいを謀はかり、事こと敗たれ、桀けつ等ら、誅つとに伏ひす。乃すなはち燕王えんわうに驪書りしよを賜たまひ、之これを責せむ。旦たん、綬きゆうを以もつて自ら絞しぼる。諡しを賜たまひて刺しと曰いふ。

〔三十〕 講張かうちやうは誑誕かうたんなり。虛妄こゝろの大言たいげんを爲なすこと。

〔三十一〕 人間にんかんは民間みんかんなり。

〔三十二〕 守文しゅぶんは守成しゅせいなり。

と以ふにあらすや。聖人、制を造る、道、前古に高し。臣の愚見、小しく未だ盡くさざる有り。何となれば、刺史は師帥にして、人仰ぎて以て安し。一の善人を得れば、部内蘇息す。一の不善人に遇へば、閩州勞弊す。是を以て、人君、百姓を愛恤し、常に爲めに賢を擇ぶ。或は「河潤ほすこと九

里、京師、福を蒙る」

と稱し、或は「(一)よじん

詠を興し、(二)生けると

きに爲めに祠を立つ。

(三)漢の宣帝云はく、

「我と(四)理を共にする

者は、惟だ(五)良二千石

か」と。臣の愚見の如

き、陛下の子の内、年齒尙ほ幼にして、未だ人に臨むに堪へざる者ば、請ふ且く京師に留め、教ふるに經學を以てせんことを。一には則ち天の威を畏れ、敢て禁を犯さざらん。二には則ち朝儀を觀見せば、自然に成立せん。此に因りて積習し、自ら人と爲るを知り、州に臨むに堪ふるを審かにし

【六】前古は一本には前烈に作る。

【七】師帥は董仲舒の語。一州の長官をいふ。

【八】人は民なり。

【九】閩州は一州残らず也。

【一〇】漢の光武の時、潁川、盜起る。徵して漁陽の太守郭伋を拜して潁川の太守と爲す。

召見す。帝勞ひて曰く、賢能の太守、帝城を去ること遠か

らず、河潤ほすこと九里、京師も并せて福を蒙らんことを冀ふなり」と。伋、郡に到り、羣盜を招懷す。皆降る。

【二】與人は、一本に與人に作る、従ふ可し。與人は衆人なり。原文「或與人興詠」は、舊唐書本傳には、「或人興詠」に作り、「或は人、歌詠を興し」云々と讀む、亦通す。

【三】漢の明帝の時、王堂、巴

州の太守に拜せらる。時に西羌、寇を爲す。堂、討ちて之を平ぐ。巴唐清靜にして、生きながら爲めに祠を立つ。生祠は、王堂の前に既に于定國にも此事有り。

【四】漢の宣帝は、名は詢、武帝の曾孫、衛太子の孫なり。

【五】理は治なり。

【六】漢の制、郡守は秩二千石。

て、然る後遣りて出でしめよ。臣謹みて按ずるに、漢の明・章・和三帝、能く子弟を友愛す。茲

より以降、以て準的と爲し、封じて諸王を立つ。各土を有つと雖も、

年尙ほ幼小なる者ば、各京師に留め、訓ふるに禮法を以てし、垂る

るに恩恵を以てす。三帝の世を訖りて、諸王數十百人、惟り二王のみ稍

や悪し。自餘は皆冲和深粹なり。惟だ陛下詳かに察せよ。太宗、其言

を嘉納す。

唐氏仲友曰く、遂良の諫、切に太宗の病に中る。太宗、十八にして義兵を擧げ、己

を以て人を揆り、幼小を問はず、曾て・人才の同じからざるを知らず、未だ稼穡の艱

難を知らざるに、乃ち之をして民に臨ましむ。何ぞ止だ未だ刀を操る能はざるに、

而も割かしむるのみならんや。況んや膏粱の性、正し難きこと、古人、之を病ふ。

而るを況んや帝子に於てをや。遂良、徳器を養成し・州に臨むに堪ふるを審かにし

て・然る後除遣せんと欲す。眞に良策なり。然して帝子の重き、土地、磐石の宗を

藩維するに足らず、一州に臨ましむるも、亦何の益あらんや。賢ならんか、適に以

て之を勞するに足り、不賢ならば、適に以て之を累はすに足らんのみ。惜しいかな、唐の君臣、其見の未だ此に及ばざることや。

【一六】後漢の明帝は、名は莊、章帝は、名は炆、和帝は、名は肇。

【一七】原文「子」の字、舊唐書には手に作り、「能く弟に友愛なり」と讀む。是なるに似たり。

【一八】準的は手本なり。

【一九】原文「各留京師」は舊唐書には、「召留京師」に作り、「召して京師に留め」と讀む、勝れりと爲す。

【二〇】二王は楚王英・廣陵の思王荆を謂ふなり。皆、逆を謀るを以て自殺す。

【二一】膏粱は常に美食を爲す富貴の人をいふ。

【二二】土地磐石云云。領地小なれば宗家の藩屏と爲りて磐石の如く安からしむるに足らずとの意。

愚按するに、昔、封建の世、固に・年幼にして而も士有り、^(一)上なる者は天子に命ぜられ、下なる者は其國に命ぜられ、國君の齒少ければ、則ち正卿、國に當り、^(二)法制秩然たり。成王、^(三)小弱弟を唐に封じ、其後、卒に大國の迹を開く。此れ封建の世の事なり。唐の都督・刺史は、古の^(四)方伯・諸侯の職にして、事體、同じからず。建國の・卿大夫士有りて以て相參佐するが如きに非ざるなり。而るに皇子の年小き者をして之に居らしむるは、懦弱にして自ら樹立せざるに非ずんば、則ち驕泰にして以て敗を取らんのみ。^(五)司牧の道に非ざるなり。遂良の疏、誠に龜鑑たり。

規諫太子第十三 凡て四章

貞觀五年、李百藥、太子の右庶子と爲る。時太子承乾、頗る意を典墳に留む。然れども閑謙の後、嬉戲、度に過ぐ。百藥、贊道の賦を作り

^(一) 士を祚する者有り。何となれば則ち一國にして卿・大夫・士を祚すは、諸侯たるをいふ。
^(二) 上なる者は天子に命ぜらるるとは、諸侯の國の上卿は天子より任命せらるるをいふ。
^(三) 法制は法律制度なり。一本には法度に作る。秩然は順序正しき貌。
^(四) 小弱弟は幼少なる弟。周の成王幼なるとき、幼弟叔虞と戯れ、桐葉を削りて圭と爲し、曰く、「此を以て若を封ぜん」と。史佚曰く、「天子には戲言無し」と。遂に唐に封ず。其子徙りて晉に居る。後世、晉の文公に至りて、諸侯に霸たり。
^(五) 方伯は一方の諸侯のはたがし。

^(一) 司牧は君を謂ふ。左傳に、「天、民を生じ、而して、之が君を立て、之を司牧せしむ」とあり。牧は養ふ也。
^(二) 太子承乾は、字は高明、太宗の長子なり。承乾殿に生まる。即ち以て之に名づく。貞觀の初、立ちて皇太子と爲る。甫めて八歳、特に敏惠なり。長するに及びて、過惡浸く聞こゆ。十七年、廢して庶人と爲す。十八年、卒す。常山王に封じ、謚して愍と曰ふ。
^(三) 典墳。孔安國曰く、伏羲・神農・黃帝の書、之を三墳と謂ふ。大道を言ふなり。少昊・顓頊・高帝・唐・虞の書、之を五典と謂ふ。常道を言ふなりと。

て以て諷す。其詞に曰く、「下臣側に先聖の格言を聞き、嘗て載籍の遺則を覽る。伊れ天地の玄造より、皇王の建國に泊ぶ。曰く、人紀と人綱とは、言を立つると徳を立つるとに資る。之を履めば則ち、性に率ひて道を成し、之に違へば則ち念ふこと罔くして忒を作す。興廢を望めば、鈞に従ふが如く、吉凶を視れば、糾纏の如し。乃ち圖を受け、鏡に磨り、鏡を握りて君臨するに至りて、萬物の・化を思ふに因り、百姓を以て心と爲す。大儀の潜運を體し、往古を來今に閱し、善を爲すを乙夜に盡くし、勤勞を寸陰に惜む。故に能く層氷を瀚海に釋かし、寒谷を蹕林に變ず。人靈を總べて以て晉悦び、穹壤を極めて而して音を懷ふ。赫たるかな聖唐、大なるかな靈命。時維れ大始、運、

- 【三】 玄造は幽遠なる造化なり
- 【四】 言を立つ、徳を立つ。左傳に、「太上は徳を立つる有り、其次は言を立つる有り」とあるに本づく。
- 【五】 性に率ひて道を成す。中庸に、「天命する之を性と謂ひ、性に率ふ之を道と謂ふ」とあり。
- 【六】 鈞は陶器を造る器械に附屬したる輪。此物が回轉して自由に種種の陶器が製造せらるるなり。
- 【七】 糾纏は、あざなへる繩。賈誼の鵬鳥賦に、「禍と福とは、何ぞ糾纏に異ならん」とあり。
- 【八】 大儀は造化をいふ。
- 【九】 寸陰。淮南子に、「聖人は尺の璧を費はずして、寸の陰を重んず。時は得難くして失ひ易ければなり」とあり。
- 【一〇】 能く層氷云云。層氷は重なりたる氷。瀚海は戈壁の沙漠。蹕林は何奴の地名、今の甘肅省舊涼州府の境に在るなり。此二句は、徳化、朔北の地に及ぶをいふ。
- 【一一】 人靈は人と神。
- 【一二】 穹は天、壤は地、音を懷ふは、詩魯風泂水に「我が好音を懷ふ」とあるに本づく。
- 【一三】 赫は盛なる貌。
- 【一四】 靈命は神靈なる天命。

上聖に鍾まらる。天縱の皇儲、本を固くし正に居り、機悟宏遠に、神姿凝映し、三善を顧みて必ず弘め、四徳を祇みて行と爲す。毎に庭に趨りて禮を聞き、常に寢を問ひて敬を資る。聖訓を奉じて以て周旋し、天文の明命を誕にし、造きて喬を觀て梓を望み、元龜と明鏡とに即く。大道

云に革まり、禮教斯に起りてより、以て君臣を正しくし、以て父子を篤くし、君臣の禮、父子の親、情義を盡くして以て兼ね極む。諒に道を弘むるは之れ人に在り。豈に夏啓と周誦とのみならんや、亦丹朱と商均とあり。既に雕し且つ琢

- 【一五】天縱は、論語に、「天之を縱して將に聖ならんとす」とあるに本づく。朱注に、「縱は猶ほ肆のごときなり、限量を爲さざるを言ふ」とあり。天縱の皇儲とは、天より大徳を賜はりたる皇太子の意。太子承乾をさす。
- 【一六】機悟は機先を識り穎悟俊敏なるをいふ。
- 【一七】神姿は風采。凝映は、凝定映明なり。おちつきて立派なること。
- 【一八】三善は教戒篇の註に見ゆ。
- 【一九】四徳は元亨利貞の四徳なり。周易文言傳に曰く、「君子
- 【二〇】は此四徳を行ふ者なり」と。
- 【二一】庭に趨りて云云。論語に、「伯魚曰く、鯉趨りて庭を過ぐ。曰く、禮を學びたりや。曰く未だしと。鯉退きて禮を學ぶ」とあるに本づく。
- 【二二】寢を問ふは、周の文王が世子たる時の故事、前に見ゆ。敬を資るは、孝經に、「父に事ふるに資りて以て君に事ふ、敬同じ」とあるに本づく。
- 【二三】聖訓は文帝太宗の教訓。天文は天象なり。天文の明命とは天命をいふ。
- 【二四】喬梓。説苑に曰く、「伯禽と康叔封と成王に朝し、周公

し、故きを温ねて新しきを知る。惟だ忠と敬と、曰く孝と仁とは、則ち以て下、四海を光らし、上、三辰を燭らす可し。昔三王の子に教ふる、四時を兼ねて以て學に齒し、將に中外に交發せんとし、乃ち之に先だつに禮樂を以てす。樂は以て風を移し俗を易へ、禮は以て上を安んじ人を化す。鐘鼓に悦ぶ有るに非ず、將に志を宣べて以て神を和せんとす。寧ぞ玉帛に懷ふ有らんや、將に己に克ちて身を底はんとす。深宮の中に生れ、群后の上に處り、未だ深く王業を思はず、自ら七鬯を珍とせず、富貴は之れ自ら然りと謂ひ、崇高を恃み

- 【二五】論語衛靈公篇に、「人能く
- 【二六】夏啓は禹の子、周誦は成王、武王の子、共に賢なり。丹朱は堯の子、商均は舜の子、共に不肖なり。此二句は、夏の啓と周の成王との如く賢にして父王の大業を繼承するを得る子あり、又、丹朱と商均との如く、不肖にして父帝の大業を繼承する能はざる子ありをいふ。
- 【二七】雕琢は切磋琢磨の意。ますます努力して修養するをいふ。
- 【二八】故きを温ねて新しきを知るは、論語爲政篇の語。
- 【二九】三辰は日と月と星と也。
- 【三〇】禮記文王世子篇に、「凡そ三王、世子を教ふるに、必ず禮樂を以てす。樂は内を脩むる所以なり。禮は外を脩むる所以なり。禮樂、中に交錯して、外に發形す」とあり。
- 【三一】鐘鼓云々の二句は樂をいふ。
- 【三二】寧ぞ云々の二句は禮をいふ。
- 【三三】群后は諸侯なり。
- 【三四】七は鼎實を載する所以なり。さじ。鬯は香酒、地に漉ぎて以て神を求むる者なり。七鬯は宗廟の祭祀に之を用ふ。

て以て矜尙するは、必ず驕狼を恣にし、動もすれば禮讓を愆り、師傅を輕んじて禮儀を慢り、姦諂に狎れて淫放を縱にす。前星の耀遂に隠れ、少陽の道斯に諒し。天下を之れ家と爲すと雖も、夷險を蹈むこと之れ一に非ず。或は才を以てして升され、或は讒せられて黜を受く。以て自ら厥休咎を省み、其得失を觀る可きに足る。請ふ粗ぼ略して之を陳べん。甄はくは文を披きて質を相よ。宗周の徳を積むに在りては、乃ち契を執りて期に膺り、昌發に頼りて貳を作し、七百の鴻基を啓く。扶蘇の秦に副たるに逮びては、開望に虧くる有るに非ず、長嫡の隆重を以て、偏師を亭障に監す。始禍は則ち金

【三〇】 前星、心の三星、中なるを君と爲し、前なるを太子と爲し、後なるを少子と爲す。
【三一】 少陽、震を少陽と爲す。長子の道なり。諒は涼と通ず。薄きなり。
【三二】 夷は平坦、險は險阻。
【三三】 唐臣奏議には自の字無し
【三四】 質は質實なり。相は視るなり。
【三五】 契は割符符。約束の證據たるもの。
【三六】 昌は文王の名、發は武王の名。貳は副なり。昌は王季

の世子たり、發は文王の世子たるをいふ。
【三七】 七百、成王、鼎を郊廓に定め、卜するに、曰く、世を傳ふること三十、年を歴ること七百と。
【三八】 扶蘇は秦の始皇の長子なり。始皇、諸生を坑にせんと欲す。扶蘇切諫す。始皇怒り、北のかた蒙恬の兵を上郡に監せしむ。始皇崩す。公子胡亥、遺詔を受くと詐り、自立し、扶蘇に死を賜ふ。
【三九】 開望は聲聞人望。

【四〇】 金以て寒離。左傳閔公二年に、晉侯、太子申生をして東山の卓落氏を伐たしめ、之に偏衣を衣せ、之に金珙を佩ばしむ。狐突歎じて曰く、之に危服を衣するは、其躬を遠ざくるなり。佩ぶるに金珙を以てするは、其衷を棄つるなり。危は涼しく冬は殺し、金は寒く珙は離る。胡ぞ恃む可けんや。云々と。今、以て扶蘇が長子にして偏師を上郡に監するに比するなり。

は、乃ち契を執りて期に膺り、昌發に頼りて貳を作し、七百の鴻基を啓く。扶蘇の秦に副たるに逮びては、開望に虧くる有るに非ず、長嫡の隆重を以て、偏師を亭障に監す。始禍は則ち金

以て寒離、厥妖は則ち火、炎上せず。既に樹置の道に違へる、宗祀の過かに喪ぶるを見る。伊れ漢

氏の世を長くする、固に明兩の遞に作ればなり。高、戚に惑ひて趙を寵し、天下を以てして誰と爲す。惠、皓に結びて良に因り、羽翼を寥廓に致す。景、鄧子に慙づる有り、從理の淫虐を成す。終に患を強吳に生ずるは、怒を爭博に發するに由る。徹、儲兩に居る、時猶

【四一】 五行傳に曰く、法律を棄て、功臣を逐ひ、太子を殺し、妾を以て妻と爲せば、則ち火、炎上せず」と。火、其性を失ひて災を爲すを言ふなり。
【四二】 明兩遞に作る。周易離卦象傳に、「明兩作するは離なり。大人、以て明を繼ぎ、四方を照らす」とあり。
【四三】 高戚に惑ひて云云。漢の高祖、戚夫人を寵し、其子趙王如意を立てて太子と爲さんと欲せしをいふ。
【四四】 惠云云。事、教戒篇の注に見ゆ。
【四五】 寥廓は天上の廣大なるをいふ。
【四六】 漢の景帝は、名は啓、文帝の太子なり。鄧子、名は通、文帝の侯幸の臣なり。強吳は、高

祖の兄仲の子吳王濞なり。文帝嘗て難を病む。鄧通常に帝の爲めに之を吮ふ。帝曰く、「天下誰か最も我を愛する」と。通曰く、「宜しく太子に如くは莫かるべし」と。太子入りて病を問ふ。帝、難を吮はしむ。吮へども色、之を難んず。已にして通が嘗て帝の爲めに吮へるを聞き、心慚づ。此に由りて通を怨む。位に即くに及びて、鄧通免ぜられ、遂に人家に寄死す。吳の太子素より驕る。博して争ひて不恭なり。太子博局を引きて吳の太子に提ち、之を殺す。吳王、是に由りて怨望し、稍や藩臣の禮を失ふ。
【四七】 從理は、たてのすぢ。相者の説に、「從理、口に入るは、餓死の法なり」といふ。文帝、

善く人を相する者をして通を相せしむ、曰く、當に貧しくして餓死すべし」と。上曰く、能く通を富ます者は我に在り、何ぞ貧と説かん」と。厚く之に賜ふ。後、景帝、通の財を没入し、一物も身に著くるを得ず。通、人の家に寄寓して死す。
【四八】 徹は漢の武帝の名、儲兩は太子たる時なり。徹夫は周勃の子、仕へて丞相に至る。景帝甚だ之を重んず。帝、栗太子を廢せんと欲す。徹夫、可とせず。帝、是に由りて之を疏んず。帝嘗て之を目して曰く、「此れ朕軼たり、少主の臣に非ざる也」と。衰年の絶議は未だ奪かならず。一説に「寶太后、王信を侯と爲さんと欲す。徹夫、聽かず。或は之

ほ幼沖なり。衰年の絶議を防ぎ、亞夫が功に矜るを識る。故に能く祖業を恢弘にし、三代の遺風を紹ぐ。據、博望を開く、其名未だ融かならず。哀しいかな。時命の奇舛にして、讒賊に江充に遇ふ。兵を備へて以て亂を誅すと雖も、竟に義に背きて凶終す。

【五三】 融は一本に有に作り、「三代の遺風有り」と讀む。
【五四】 據は戻太子の名、漢の武帝の子なり。帝、太子の爲めに博望苑を立て、賓客を通ぜしむ。趙人江充、太子と隙有り。帝の年老いたるを見、它日誅せられんことを恐れ、因つて言ふ、帝の疾は、祟、巫蠱に在りと。帝乃ち充をして宮に入りて之を治めしむ。充云はく、「太子の宮、木人尤も

多し。又、帛書有り、言ふ所不道なり」と。太子、遂に充を捕へて之を斬る。長安、軍亂る。因つて言ふ、太子反すと。上怒る。太子自經す。
【五六】 融は明の盛なるなり。
【五七】 時命は時の運命なり。一本には時明に作る。奇舛は運命の不遇なるをいふ。
【五八】 備は一本に借に作り、「兵を借りて以て亂を誅すと雖も」と讀む。勝れるに似たり。
【五九】 宣嗣は漢の元帝なり。名は奭、儒術文辭を好み、韋玄成・匡衡を用ひ、相繼ぎて丞相と爲り、嚮納する所多し。復た弘恭・石顯が相繼ぎて權を擅にし事を用ふるを以て、蕭望之・京房・賈捐之等、皆、顯の短を言ふを以てして死す。

【六〇】 太孫云云。漢の成帝、名は驚、字は太孫、元帝の太子なり。定陶の共王は元帝の庶子なり。成帝博く經書を好む。太子たる時、帝、急に之を召す。太子、龍樓門を出て、敢て馳道を絶たず、西のかた直城門に至りて、絶つを得て乃ち度り、還りて作室門に入る。上、之を遅しとし、其故を問ふ。狀を以て對ふ。帝悦び、乃ち詔して太子は馳道を絶つを得しむ。其後、帝、定陶王が材藝有るを以て、立てて嗣と爲さんと欲す。侍中史丹が補助するに頼り、太子、廢せらるる無きを得たり。
【六一】 馳道は、天子、車馬を馳走するの道路。御成道なり。絶は横ぎり度るをいふ。

抑も惟だ小善のみ。猶ほ通人に重んぜられ、當に芳を前典に傳ふべし。中興の上嗣、明章濟濟たり。

【六二】 中興云云。光武は漢の中興の君たり。太子莊、是を明帝と爲す、顯宗と號す。明帝の太子烜、是を章帝と爲す、肅宗と號す。東海王は明帝の兄、極めて相友愛す。
【六三】 友子は兄弟の陸まじきな弟の下の二字を省きたる語なり。

射る。群臣に謂ひて曰く、「雉を射るは、樂しきかな」と。辛毗對へて曰く、「陛下に於ては甚だ樂し。群臣に於ては甚だ苦しむ」と。
【六四】 讒を姐己に受く。魏の文帝、郭貴嬪を立てて后と爲さんと欲す。郎中棧潛上疏して曰く、「紂、炮烙を以て姐己を悦ばす。若し愛に因りて后に登さば、臣恐らくは非度を開張すること上より始まらん」と。帝、從はず。

【六五】 明皇は、名は叡、魏の文帝の太子なり。帝位を嗣ぐ。侍中劉曄、之を稱して曰く、「秦の始皇・漢の孝武の儔、才具はり、微しく及ばざるのみ」と。景初元年、土山を芳林園に起し、公卿・群僚をして、土を負ひ、木を其上に栽ふ、其中に禽を捕らへ獸を驅らしむ。群臣皆面目垢黑なり。是に由りて百姓凋弊し、四海分崩す。
【六六】 魏、曹操より明帝に至るまで、凡そ三世。明帝、土功を好み、許昌宮・昭陽・大極殿を作り、總章觀を築き、高さ十餘丈、又、長安の秦の始皇の鑄る所の橐駝・漢の武帝の鑄る所の承露盤を洛陽に徙す。

規諫太子第十三

【六七】 五官云云。魏の文帝、姓は曹、名は丕、初め五官中郎將たり。袁熙の妻甄氏を見、美として之を悦ぶ。太祖、之が爲めに聘す。漢の禪を受くるに及びて、嘗て出でて雉なるを謂ふか」と曰へども、是れ亦疑ふべし。又、亞夫が功に矜るを識るは、景帝の事にして、武帝の事に非ず。衰年の絶議を防ぎ、亞夫の功に矜るを識るの二句は、恐らくは誤ならんも、善本の對校す可き無く、考正するを得ず。

【六八】 紹は一本に有に作り、「三代の遺風有り」と讀む。
【六九】 據は戻太子の名、漢の武帝の子なり。帝、太子の爲めに博望苑を立て、賓客を通ぜしむ。趙人江充、太子と隙有り。帝の年老いたるを見、它日誅せられんことを恐れ、因つて言ふ、帝の疾は、祟、巫蠱に在りと。帝乃ち充をして宮に入りて之を治めしむ。充云はく、「太子の宮、木人尤も

多し。又、帛書有り、言ふ所不道なり」と。太子、遂に充を捕へて之を斬る。長安、軍亂る。因つて言ふ、太子反すと。上怒る。太子自經す。
【七〇】 融は明の盛なるなり。
【七一】 時命は時の運命なり。一本には時明に作る。奇舛は運命の不遇なるをいふ。
【七二】 備は一本に借に作り、「兵を借りて以て亂を誅すと雖も」と讀む。勝れるに似たり。
【七三】 宣嗣は漢の元帝なり。名は奭、儒術文辭を好み、韋玄成・匡衡を用ひ、相繼ぎて丞相と爲り、嚮納する所多し。復た弘恭・石顯が相繼ぎて權を擅にし事を用ふるを以て、蕭望之・京房・賈捐之等、皆、顯の短を言ふを以てして死す。

驅役し、亦凋弊を救ふ無し。(六八)中撫は寛愛にして、(六九)相表、奇多し。桃符を重んじて惑を致し、(七〇)鉅鹿

の明規を納る。竟に能

く、(七一)江表の氛穢を掃

ひ、(七二)要荒を擧げて羈

せらる。(七三)惠、東朝に

處り、其遺跡を察する、

聖徳に在りて其れ初の

如し、實に御床は之れ

惜む可し。(七四)悼むらく

は感懐の云に廢する、

(七五)烈風の・沙を吹くに

遇ひ、性靈の・狎藝を

盡くし、亦自ら凶邪に

敗る。安んぞ能く(七六)其繁盛を奉じ、此邦家を承けん。(七七)惟れ(七八)聖上の慈愛なる、義方を至道に訓へ、

(六八) 晉の武帝、姓は司馬、名

は炎、晉王昭の子なり。魏に

仕へて中撫軍と爲る。桃符は

武帝の弟齊王攸の小名なり。

初め晉王、攸を以て世子と爲

さんと欲す。何曾・裴秀曰く、

「中撫軍は、聰明神武、人望既

に茂に、天表、此の如し、固

に人臣の相に非ざるなり」と。

晉王、是に由りて意定まり、

炎を立てて世子と爲す。晉王

の位を嗣ぎ、魏の禪を受け、

國を晉と號す。

帝の第三子なり。東朝は太子

たる時なり。是時、朝野、咸

太子の昏愚にして、嗣たるに

堪へざるを知る。尙書令衛瓘

陳啓せんと欲すれども、未だ

敢て發せず。會、宴に陵雲臺

に侍す。璫陽り酔ひて帝の前

に跪き、言はんと欲して止む

こと三たび、因つて手を以て

牀を撫して曰く、「此座は惜む

可し」と。

(七四) 感懐太子は、名は遙、惠

帝の長子なり。令譽有り。賈

后、之を忌み、閹官の輩をし

て之に媚びて非を爲さしむ。

是に於て慢弛益々彰はる。是

に於て賈后遂に計を設けて帝

に讒譖し、廢して庶人と爲す。

(七五) 裂風沙を吹く。賈后、妬

忌にして權詐多く、荒淫放縱

なり。妹夫韓壽の子を取りて

之を養ひ、遂に太子を廢して

養ふ所を以て代りて立てんと

謀る。洛中、謠ひて曰く、「南

風烈烈として黄沙を吹き、遙

に魯國を望めば鬱として嵯峨

たり。三月に至るに前だちて

汝が家を滅ぼさん」と。南風

は賈后の名なり。

(七六) 狎藝は狎褻の誤。

(七七) 柔盛は祭品なり。黍稷を

柔と曰ひ、器に在るを盛と曰

ふ。

(七八) 以上は晉漢魏晉の太子の

善惡を述ぶ。

(七九) 聖上は、一本に聖王に作

る。太宗皇帝をさす。

(八〇) 鄙は地名。

(八一) 晉の元帝、好みて刑法に

任じ、韓非子を以て太子に賜

ふ。

(八二) 政理は政治なり。

(八三) 文身は身を裝飾する意に

用ふ。身體のほりもの意に

非ず。黼は半黒半白の斧の形

をせなか合はせにしたる模様

をぬひとりにしたる衣裳。藻は

水草の形をぬひとりにしたる衣

裳。

(八四) 愚夫に擇ぶは、愚夫の言

にも取る可きあらば之を取る

をいふ。

(八五) 則哲、尙書皋陶謨に、「人

を知るは則ち哲、能く人を官

にす」とあり。

(八六) 文王云云。詩大雅文王篇

に、「濟濟たる多士、文王以て

寧し」とあり。

論政を漢幄に同じくし、致戒を(八〇)京鄙に修む。(八一)韓子の賜ふ所を鄙み、經術を重んじて以て寶と爲す。(八二)咨政理の美惡は、(八三)亦文身の黼藻なり。庶はくは(八四)愚夫に擇ぶ有らんことを、言を遺老に乞ふを慙ぢんや。庶績を咸寧に致すは、先づ人を得て盛と爲す。帝堯は(八五)則哲を以て謨を垂れ、(八六)文王は多士を以て詠を興す。之を正人に取り、之を靈鏡に鑑み、其器能を量り、其檢行を審かにし、必ず宜しく機を度りて職を分つべく、方に違ひて以て政に従ふ可からず。若し其れ聽受に惑ひ、人を知るに暗ければ、則ち道有る者は咸く屈し、用無き者は必ず伸び、讒諛競ひ進みて以て媚を求め、玩好召さずして而も自ら臻り、直言正諫、忠信を以てして罪を獲、賣官鬻獄、貨賄を以てして親まる。是に於て、我が王度を虧き、我が彝倫を斁る。(八七)九鼎、姦回に遇ひて遠く逝り、萬姓、我を撫するを望みて仁に歸す。(八八)蓋し造化の至育、惟だ人靈を之れ貴しと爲す。獄

(八〇) 鄙は地名。
(八一) 晉の元帝、好みて刑法に任じ、韓非子を以て太子に賜ふ。
(八二) 政理は政治なり。
(八三) 文身は身を裝飾する意に用ふ。身體のほりもの意に非ず。黼は半黒半白の斧の形をせなか合はせにしたる模様をぬひとりにしたる衣裳。藻は水草の形をぬひとりにしたる衣裳。
(八四) 愚夫に擇ぶは、愚夫の言にも取る可きあらば之を取るをいふ。
(八五) 則哲、尙書皋陶謨に、「人を知るは則ち哲、能く人を官にす」とあり。
(八六) 文王云云。詩大雅文王篇に、「濟濟たる多士、文王以て寧し」とあり。
(八七) 九鼎は周の寶器、周、泗水の中に沈む。始皇、之を求むれども出ず能はず。姦回は姦邪なり。
(八八) 以上の一節は、人を任用するの戒を述ぶ。

以てして戒を作し、(二二) 周公は邦を亂るを以てして則を貽す。(二三) 咨幽閑の令淑なる、(二四) 實に君子に好迷たり。(二五) 玉輦を辭して愛を割く、固に班姬の恥づる所なり。(二六) 管珥を脱して愆を思ふ、亦宣姜の美たるなり。乃ち(二七) 晉に禍するの驪姬、(二八) 周を喪ぼすの褒姒有り。妖妍を圖畫に盡くし、凶悖を人理に極む。(二九) 傾城傾國、昭かに後王に示さんことを思ふ。麗質冶容、宜しく永く前史に鑒み

女は、君子の好迷」とあり。竊窈は幽靜閑雅なり。【二五】玉輦云云。漢の成帝、後庭に遊び、嘗て、班婕妤と輦を同じくせんと欲す。辭して曰く、「古の圖畫を觀るに、聖賢の君は、皆、名臣の・側に在る有り。三代の末主は、乃ち嬖女有り。今、輦を同じくせんと欲するは、之に近似する無きを得んや」と。帝、其言を納れて止む。【二六】管珥云云。宣姜は周の宣王の後なり。王嘗て晏く起く。后乃ち纓珥を脱して、罪を永巷に待ち、傅母をして言を王に通せしめて曰く、「王、色を樂しみて徳を忘れ、禮を失ひて晏く起く。亂の興る、婢子

より始まる。敢て罪を請ふ」と。王曰く、「寡人、不徳にして、實に自ら過を生ず、夫人の罪に非ざるなり」と。是より、政事に勤め、早く朝し晏く罷む。卒に中興の主と成る。【二七】晉の獻公、驪戎を伐ち、驪姬を獲、之を愛し、奚齊を生む。公、子八人有り、惟だ太子申生・重耳・夷吾、賢なり。驪姬伴りて太子を譽め、而して陰に人をして之を譖せしめ、其子を立てんと欲す。太子自殺す。又、二公子を譖す。是に於て、重耳は蒲に奔り、夷吾は屈に走る。竟に以て晉を亂す。【二八】周の幽王、褒姒を嬖愛し、子伯服を生む。王、竟に申后

及び太子宜臼を廢し、褒姒を以て后と爲し、伯服を太子と爲す。後、褒姒の笑を取るに因りて、信を諸侯に失ふ。西夷犬戎、王を驪山の下に殺し、褒姒を虜にし、盡く周の略を取りて去る。【二九】傾城傾國。詩大雅瞻卬篇に、「哲夫は城を成し、哲婦は城を傾く」とあり、又、漢の李延年の歌に、「北方に佳人有り、絶世にして獨立す。一たび顧みれば人の城を傾け、再び顧みれば人の國を傾く。寧ろ城を傾くると國を傾くるとを知らざらんや、佳人は再び得難し」とあるに本づく。

るべし。(三〇) 復た(三一) 蒐狩の禮、馳射の場有り。之を節するに正義を以てせざれば、必ず自ら(三二) 禽荒に致す。外形の疲極するのみに匪ず、(三三) 亦中心にして狂を發す。(三四) 夫れ高深をも懼れざるは、胥靡の徒、(三五) 鞬縶を娯と爲すは、小豎の事なり。宗社の崇重を以て、先王の名器を持し、鷹犬と與にして竝び驅り、艱險を凌ぎて轡を逸にす。馬に(三六) 銜楸の理有り、獸は(三七) 不存の地に駭く。(三八) 猶ほ・獲多きに覲づる有り、獨り情の

【三〇】以上の一節は色に荒むの戒を述ぶ。【三一】春の獵を蒐田と曰ひ、冬の獵を狩田と曰ふ。【三二】禽荒は田獵に耽るをいふ。【三三】中心にして狂を發す。老子に、「馳騁田獵は、人心をして狂を發せしむ」とあり。【三四】胥靡は輕刑の名、役作に従事する刑なり。莊子に、「胥靡は高きに登れども懼れず」とあり、注に「彼は罪人にして其身を愛せざるが爲めに、故に高きに登れども懼れず」とあり。

【三五】鞬は、ひちあて。皮を以て之を爲りて以て鷹を臂にする者。縶は犬を繋ぐ所の繩なり。【三六】銜楸。銜は、くつわ。楸は車の心棒。司馬相如の諫獵書に、「時に銜楸の變有り」とあり、馬が荒れ出してくつわを外し、又は車を顛覆せしめて心棒を折るなどの事變あるをいふ。【三七】不存は不慮なり。一説に、安存するを得可からざる也といふ。【三八】覲は懸づるなり。孟子滕

文公下篇に、「御者すら且つ射者と比するを懸づ。比して禽獸を得ること、丘陵の若しと雖も、爲さざるなり」とあり。【三九】以上の一節は禽荒の戒を述ぶ。小臣とは李百藥自ら稱す。【四〇】不貲は量る可からざる也。【四一】管纓は高貴の官をいふ。【四二】兩儀は陰陽の二氣なり。泰は陰陽二氣和合し、上下の情相通するをいふ。【四三】監府は、一本に監撫に作る、是なるに似たり。

内愧づる無からんや。(三九) 小臣の愚鄙を以て、(四〇) 不貲の恩榮を忝くす。無庸を草澤に擢で、陋質を管纓に齒す。大道行はれて(四一) 兩儀泰なるに遇ひ、元良會して萬國貞しきを喜ぶ。(四二) 監府の暇多

規諫太子第十三

三二一

三二一

きを以て、毎に講論して肅み成す。惟神の敏速を仰ぎ、將聖の聰明を歎す。自ら賢を、秋實に禮

し、道を、春卿に歸す

るに足る。芳年淑

景、時和し、氣清く華殿

邃くして簾幃靜に、灌

木森として風雲輕し。

華、香を飄して動きて

日に笑み、嬌響囀りて

相哀鳴す。物華の

繁靡を以てすら、尙ほ

思を將迎に絶ち、

猶ほ 允に蹈みて。

倦まず、耽翫を極めて以て精を研く。庸才に命ずるに筆を載するを以てす。摛藻を天庭に謝

す。洞簫の娛侍に異に、飛蓋の・情に縁るに殊なり。雅言して以て徳を贊するを闕き、恩に報

【二四】惟神の敏速。周易繫辭傳

に、「惟だ神なり、故に疾から

ずして速かなり」とあり。

【二五】秋實。曹操、少子植を留

めて鄴を守らしめ、邪願を以

て植の家丞と爲す。願、防閑

するに禮を以てし、屈撓する

所無し、是に由りて、合はず。

庶子劉楨、文辭美し。植、之

を親愛す。楨曰く、「君侯、庶

子の春華を採り、家丞の秋實

を忘る」と。

【二六】春卿。後漢の桓榮、字は

春卿。光武、榮を召して、尙

書を説かしめ、甚だ之を善し

とし、太子に授けしめ、常に

太子の宮に止宿せしめ、少傳

と爲す。

【二七】芳年淑景云云。數句は春

の景物を述ぶ。

【二八】繁靡は繁華靡靡なり。

【二九】思を將迎に絶つ。將は送

る也。美麗なる外界の風物に

心を動かさざるをいふ。

【三〇】允蹈は、一本に蹈道に作

り、「道を蹈みて」と讀む。

【三一】耽翫云云。太子が學を好

み道を修むるをいふ。

【三二】庸才は李百藥自ら謂ふ。

筆を載するは事を書するをい

ふ。

【三三】摛藻は美はしき文章を作

るをいふ。天庭は太子をさす。

美文を作ることは己の能くす

る所に非すと謝する也。

【三四】洞簫は樂器の名。漢の元

帝、太子たる時、好みて洞簫

を吹き、自ら聲を度して歌詩

に被らしむ。王褒、洞簫賦を

上る。乃ち後宮貴人をして皆

之を誦讀せしむ。

【三五】飛蓋。魏の文帝、世子たる

時、曹植、詩を賦して曰く、「清

夜西園に遊ぶ、飛蓋相追隨す」と。

蓋は車蓋なり。車のほろ。

車疾驅する故に飛蓋と曰ふ。

【三六】雅言は正言なり。正しき

ことば。

いて以て生を輕んずるを思ふ。敢て下拜して稽首し、願はくは永く風聲を樹て、皇靈の遐壽を奉じ、振古の鴻名に冠たらんことを。太宗見て使を遣はして百藥に謂ひて曰く、「朕、皇太子の處に於て、卿が作る所の賦を見るに、古來の儲貳の事を述べ、以て太子を誡む。甚だ是れ典要なり。但此事の爲めなり。大に委する所に稱ふ。但だ須く始を善くし終を令くすべきのみ。」因つて廐馬一匹・綵物二百段を賜ふ。

愚按するに、此れ東宮、徳を毓ふの初、群

工、善を贊くるの始、承乾頗る意を典墳に留む。

然れども燕閒の後、嬉戲、度無し。昔、賈誼、太

子を輔翼するを言ひ、曰へる有り、少成は天

性の若く、習慣は自然の如し」と。蓋し子を愛す

れば、之に教ふるに義方を以てす。亦孰か之

を其初に教ふるを欲せずして、其後乃ち爾く相遠きならんや。夫子の謂はゆる下愚は移らざる者か。抑も以て之を輔翼する所の具、未だ至らざる有るか。然れども、肅みて李百藥の贊道の賦一篇を觀るに、秦漢魏晉以來

【二七】風聲は風化聲教なり。尙書に、「善を彰はし惡を瘴し、之が風聲を樹つ」とあり、注に、「其善風を立て、其善聲を揚ぐる也」とあり。

【二八】皇靈は父太宗皇帝をさす。遐壽は長壽なり。

【二九】典要は典常の要旨。

【三〇】毓は育と同じ。

【三一】群工は百官なり。

【三二】少成は少年の時に成就すること。

【三三】私に按するに、原文「相遠耶」の耶の字は恐らくは則

の字の誤にして、「亦孰か之を其初に教ふるを欲せざらん。其後乃ち爾く相遠きは、則ち夫子の謂はゆる下愚は移らざる者か」と云と讀むべきならんか。此ままたても解し得られざるに非ざるに似たりども、耶の字を則の字に改むる方、一層明瞭なりとす。字形相似たるを以て傳寫して誤りしなるべし。

【三四】夫子とは孔子をいふ。論語陽貨篇に、「唯だ上知と下愚とは移らず」とあり。

の儲貳の善惡と・夫の賢に任じ邪を去るの道・刑を明かにし罰を慎むの方・(一) 字を峻くし牆に雕り・酒を甘んじ音を嗜み・内色荒を作し・外禽荒を作すの戒とを歴述し、畢く具はらざる莫く、事實切當、文辭流麗にして、(二) 前星を光輔する者、典訓と爲すに足るなり。

貞觀中、太子承乾、數禮度を虧き、侈縱日に甚だし。太子の左庶子于志寧、諫苑二十卷を撰して之を諷す。是時、(一) 太子の右庶子孔穎達、毎に顔を犯して進諫す。承乾の乳母遂安夫人、穎達に謂ひて曰く、「太子長成せり。何ぞ宜しく屢面折するを得べき。」對へて曰く、「國の厚恩を蒙る。死すとも恨むる所無からん」と。諫諍愈切なり。承乾、孝經の義疏を撰せしむ。穎達、又、文に因りて意を見はし、愈規諫の道を廣む。太宗竝に之を嘉納し、二人各帛五百匹・黄金一斤を賜ひ、以て承乾の意を勵ます。

愚按するに、于志寧、諫苑を撰して、以て匡救の益を形はす。孔穎達、經義を疏して、以て規諫の道を廣む。太宗、又、二臣に賜賚して、以て激勵の意を寓す。君父・師友の責盡きたり。是時、承乾、禮を虧きて侈縱すと雖も、而も文史の規誨に於て、猶ほ未だ喞り拒がず。亦知るに難からずして行ふに難きなる母からんや。

- 【一】 字を峻くし牆に雕り、酒を甘んじ音を嗜み、内色荒を作し、外禽荒を作すは、尙書五子之歌の語。
- 【二】 前星は皇太子をいふ。光輔は大に輔佐する也。
- 【三】 孔穎達は、字は仲達、冀州の人、八歳にして學に就き、日に千餘言を記す。隋の世、明經に擧げられ高第す。貞觀の初、數忠言を進め、右庶子と爲る。五經の義疏を撰す。號して詳博と爲す。
- 【四】 史傳には、各帛五百匹・黄金十斤を賜ふ、といふ。金帛の數、通鑑は本文と同じ。

貞觀十三年、太子の右庶子張玄素、承乾が頗る遊敗を以て學を廢するを以て、上書して諫めて曰く、「臣聞く、(一) 皇天は親しむ無し、惟だ徳を是れ輔く」と。苟に天道に違へば、人神同じく棄つ。然して古の三驅の禮は、殺を教へんと欲するに非ず、將に百姓の爲めに害を除かんとす。故に(二) 湯、一面に羅し、天下、仁に歸す。今、苑内、獵を娛む。名は遊敗に異なりと雖も、若し之を行ひて、恆無くんば、終に(三) 雅度を虧かん。且つ傳説曰く、(四) 學、古を師とせざるは、説が聞くに匪ず」と。然れば則ち道を弘むるは、古を學ぶに在り。古を學ぶは、必ず師の訓に資る。既に恩詔を奉じ、孔穎達をして侍講せしむ。望むらくは數顧問を存し、以て萬一を補ひ、仍ほ博く・名行有る學士を選び、兼ねて朝夕侍奉し、聖人の遺教を覽、既往の行事を察し、日に其の足らざる所を知り、月に其の能くする所を忘るる無からんことを。此れ則ち善を盡くし美を盡くす。夏啓・

- 【一】 遊敗は遊獵。
- 【二】 皇天は親しむ無し云云。尙書祭仲之命の辭。天の人に於けるは、親疎有る無し、惟だ徳有る者を輔佐す。
- 【三】 殷の湯王、出でて、野に網を四面に張るを見る、祝して曰く、「天より降り、地より出で、四方より來る者、皆、吾が網に入れ」と。湯曰く、「嘻、之を盡せり」と。乃ち其三面を解き、改めて祝して曰く、「左せんと欲せば左せよ、右せんと欲せば右せよ、命を

- 用ひざるものは、吾が網に入れ」と。諸侯、之を聞きて曰く、「湯の徳至れり、禽獸に及ぶ」と。
- 【四】 雅度は正しき法度。
- 【五】 學云云。尙書說命に出づ。傳説が殷の高宗に告ぐる辭。
- 【六】 論語子張篇に、「子夏曰く、日に其の亡き所を知り、月に其の能くする所を忘るる無きは、學を好むと謂ふ可きなるのみ」とあり。
- 【七】 夏啓は禹の子。周誦は周の成王。

周誦、焉んぞ言ふに足らんや。夫れ人の上たる者、未だ其善を求めずんばあらず。但だ性の・情に勝たざるを以て、耽惑して亂を成す。耽惑既に甚だしければ、忠言盡く塞がる。所以に臣下苟くも順ひ、君道漸く虧く。古人、言へる有り、「小惡を以てして而も去らず・小善にして而も爲さざる勿れ」と。故に知る、禍福の來るは、皆、漸より起るを。殿下、地、儲貳に居る。當に須く廣く、嘉猷を樹つべし。既に、敗を好むの淫有り。何を以てか斯ヒ鬯を主らん。終を慎むこと始の如くなるすら、猶ほ・漸く衰へんことを恐る。始すら尙ほ慎まずんば、終將に安にか保たんとする。」承乾、納れず。玄素、又、上書して諫めて曰く、「臣聞く、『(一〇)皇子、學に入りて胃に齒す』と稱するは、太子をして君臣・父子・尊卑・長幼の道を知らしめんと欲するなり。然れども君臣の義、父子の親、尊卑の序、長幼の節、之を、方寸の内に用ひ、之を四海の外に弘むるは、皆、行に因りて以て遠く聞え、言を假りて以て光に被ふ。伏して惟みるに、殿下、睿質已に隆なり。尙ほ須く文を學びて以て其表を飾るべし。竊に孔穎達・趙弘智等を見るに、惟だ宿德鴻儒なるのみに非ず、亦兼

- 〔八〕 小惡云云。蜀漢の昭烈帝、崩するに臨みて、太子禪に敕して曰く、「惡小なるを以てして之を爲す勿れ、善小なるを以てして爲さざる勿れ」と。
- 〔九〕 嘉猷は善き謀。尙書に、「爾、嘉謀嘉猷有り」とあり。
- 〔一〇〕 皇子云云。胃は長なり。公卿大夫の嫡子を胃子と爲す。太子、學に入れば、年の大小を以て次と爲し、天子の子なるを以て上と爲さざるを言ふ。故に胃に齒すと云ふ。禮記文王世子篇に詳かなり。
- 〔一一〕 方寸は心なをいふ。
- 〔一二〕 睿質は聰明睿智のうまれつき。

ねて政要に達す。望むらくは、數侍講を得、物理を開釋し、古を覽今を論じ、睿德を増輝せしめんことを。騎射・畋遊・酣歌、妓翫の如きに至りては、苟くも耳目を悦ばし、終に心神を穢す。漸染既に久しくば、必ず情性を移さん。古人、言へる有り、「心は萬事の主たり、動きて節無ければ即ち亂る」と。恐らくは殿下の敗德の源、此に在らん。」承乾、書を覽て愈、怒り、玄素に謂ひて曰く、「庶子、風狂を患ふるか。」十四年、太宗、玄素が東宮に在りて、頻に進諫有るを知り、擢でて銀青光祿大夫を授け、太子の左庶子を行はしむ。時に承乾、嘗て宮中に於て鼓を撃つ。聲、外に聞ゆ。玄素、悶を叩きて、見えんことを請ひ、極言切諫す。乃ち宮内の鼓を出し、玄素に對して之を毀る。戸奴を遣はして、玄素が早く朝するを伺ひ、陰に馬櫪を以て之を撃たしめ、殆ど死に至る。是時、承乾、好みて亭觀を營造し、奢侈を窮極し、費用日に廣し。玄素、上書して諫めて曰く、「臣、愚蔽を以て位を兩宮に竊む。臣に在りては江海の潤有り、國に於ては秋毫の益無し。是を用つて、必ず愚誠を竭くし、臣節を盡くさんことを思ふ者なり。伏して惟みるに、儲君の寄、荷戴殊に重し。如し其の

- 〔一三〕 物理は事物の道理。
- 〔一四〕 論は舊唐書には論に作る。
- 〔一五〕 妓翫は女樂なり。
- 〔一六〕 風狂は精神病。
- 〔一七〕 銀青光祿大夫は當に銀青光祿大夫に作るべし。西晉の後、光祿大夫に金紫・銀青の別あり。元の制、銀青光祿の光を榮と爲す。誤、此に本づく。
- 〔一八〕 戸奴は官奴、門戸を守るを掌る。
- 〔一九〕 馬櫪は馬の策。
- 〔二〇〕 愚蔽は愚昧なり。
- 〔二一〕 荷戴は、物を荷ひ、物を戴くこと。責任の意に用ふ。

德を積むこと弘からずんば、何を以て嗣ぎて成業を守らん。聖上、殿下の親は則ち父子・事は家國を兼ぬるを以て、應に用ふべき所の物、節限を爲さず。恩旨未だ六旬を踰えざるに、物を用ふること已に七萬に過ぎたり。驕奢の極、孰か云に此に過ぎん。龍樓の下、惟だ工匠を聚め、望苑の内、賢良を觀す。今、孝敬を言へば、則ち侍膳問堅の禮を闕き、恭順を語れば、則ち君父の慈訓の方に違ひ、風聲を求むれば、則ち古を學び道を好むの實無く、(三三)舉措を觀れば、則ち因縁誅戮の罪有り。宮臣正士、未だ嘗て側_{わき}に在らず、群邪_{ぐんじや}淫巧_{いんかう}、深宮に昵近す。愛好する者は、皆、遊伎・雜色_{ざしやく}(八)、施與する者は、竝に圖畫・雕鏤_{てうろう}(九)なり。外に在りて瞻仰するに、已に此

- 【三三】六旬は六十日。
- 【三四】龍樓は漢の太子の宮門の名。門樓の上に銅龍有り。漢の武帝、太子の爲めに博望苑を立て、以て賓客を通ぜしむ。
- 【三五】侍膳は舊新唐書には視膳に作る。視膳問堅は周の文王が世子たる時の故事、前に注せり。
- 【三六】舉措は舉動なり。
- 【三七】淫巧は度に過ぎたる巧なり。
- 【三八】宜猷は承乾の居る所を指す。晉の太子に宜猷堂有り。門閤に禁有り、侍御の臣に非ざれば安に入るを得ず、故に禁門と曰ふ。
- 【三九】闕闕は市門なり。
- 【四〇】惡聲は惡き評判。猜嫌は猜疑なり。

失有り。中に居りて隱密なるは、寧ぞ勝げて計ふ可けんや。(三七)宜猷の禁門、闕闕に異ならず、朝に入り暮に出で、(三九)惡聲漸く遠し。右庶子趙弘智は、經明かに行修まより、當今の善士なり。臣毎に請ひ望む、數_{かず}召し進めて、之と談論せんことを。徽猷令旨を廣むるに庶からん。反つて(四〇)猜嫌有り、

臣妄に相推引すと謂ふ。善に従ふこと流るるが如くなるも、尙ほ・逮ばざらんことを恐る。非を飾り諫を拒がば、必ず是れ損を招かん。古人云はく、「苦藥は病に利あり、(三三)苦口は行に利あり」と。伏して願はくは安きに居りて危きを思ひ、日に一日を慎まんことを。」書入り、承乾大に怒り、刺客を遣はして、將に屠害を加へんとす。俄に、(三三)宮廢するに屬す。(三三)

- 【三一】苦口は諫言なり。
- 【三二】宮廢すは、太子承乾が廢せられしをいふ。
- 【三三】後の一書は通鑑には十六年に係く。此年六月甲辰、詔す、「今より、皇太子、庫物を出し用ふるには、所司、限制を爲す勿れ」と。是に於て、太子、發取すること度無し。故に玄素上疏す。太子、戸奴を遣はして之を撃たしむること、又、此時に在り。十七年、承乾廢せらる。
- 【三四】王及び后云云。周禮天官冢宰に出づ。會せずとは、多少を會計せざるなり。
- 【三五】饡夫酒正内府は、皆、周禮天官冢宰の中に見ゆ。但し今傳ふる所の周禮の内府の條には此文見えす。
- 【三六】周禮天官冢宰に、「九式を以て財用を均節す。一に曰く祭祀の式、二に曰く賓客の式、三に曰く喪荒の式、四に曰く羞服の式、五に曰く工事の式、六に曰く幣帛の式、七に曰く芻秣の式、八に曰く匪頒の式、九に曰く好用の式」とあり。

胡氏寅曰く、周官に、(三三)王及び后・世子は會せずの文有り。愚を以て之を度るに、王よりも尊きは莫く、次は后と曰ひ、次は世子と曰ふ。用物、會せざるは、是れ貴を尊ぶの故に、肆に費修を爲すを得。豈に節するに制度・家より國に刑するの道を以てせんや。正に周官の(三三)饡夫・酒正・内府に此文有らしむるも、然れども冢宰の職は、入るを量りて出すを爲し、(三三)九式を以て財用を均節するを得れば、則ち「會せず」と曰ふと雖も、而も會、其中に在り。特だ有司をして法を以て沮止すること下よりして上を制するが若くならしめざるのみ。太宗の太子に詔すること、是に於て大

に失せり。諸賢、朝に在り、以て不可なりと爲すを聞かず、獨り張玄素のみ、末流に止め、害せらるるに幾し。豈に君臣の交、失するに非ずや。

唐氏仲友曰く、太宗の玄素に於ける、察せずと謂ふ可し。玄素力めて太子を諫むること、一再に至り、三四に至る。承乾、其の切至なるを諱み、戸奴を遣はして槌撃せしめ、刺客を遣はして之を伺はしむ。其の死を脱れしは幸なり。乃ち他の宮僚に於て同じく坐し、名を除かれ民と爲るに至る。起して刺史と爲せども、訖に復た親近せず。太宗、此に於て刑濫し、害、善人に及ぶ。悲まざる可けんや。事、于志寧と同じくして、而も賞罰は異なり。太宗、何の見る所ありて然るや。

愚按するに、隋の太子勇・唐の太子承乾は、皆、罪を以て廢せらる。二人不肖にして、以て自ら取る有りと雖も、亦、文帝・太宗の以て之を處する所、其道を失へるなり。何ぞや。文帝既に勇を立てて太子と爲し、而して復た煬帝を寵待す。太宗既に承乾を立てて太子と爲し、而して復た魏王を寵待す。煬帝、其初に攘奪し、魏王、尤に其後に効ふ。承乾、目に庶人勇の禍を親る。故に是の已むを得ざるの邪謀を爲す。向に、太宗をして、太子と諸王との間に於て、早く定分有らしめしな

【三】 攘奪とは、煬帝が太子勇の位を奪ひて自ら太子と爲るをいふ。

らば、則ち承乾、不肖なりと雖も、是の如きの甚だしきに至らざりしならん。今既に其不平の忿を消する能はず。乃ち賞して張玄素・于志寧の流を擢で、言語・章疏の末に救正せしむ。果して何の益か之れ有らんや。貞觀十四年、太子の詹事于志寧、太子承乾が廣く宮室を造り、奢侈、度に過ぎ、聲樂を耽好するを以て、上書して諫めて曰く、「臣聞く、一儉を克くし用を節するは、實に道を弘むるの源、侈を崇び情

を恣にするは、乃ち徳を敗るの本なり」と。是を以て、雲を凌ぎ日を槩し、戎人是に於て讒を致す。宇を峻くし牆に雕る、夏書に之を以て誠と作す。昔、趙盾、晉を匡し、呂望、周に師たり。或は之に勸むるに財を節するを以てし、或は之を諫むるに斂を厚くするを以てす。忠を盡くして以て國を佐け、誠を竭くして以て君に奉せざる莫く、茂實をして無窮に播し、英聲をして物聽に被らしめんと欲し、咸く簡策に著はし、用つて美談と爲す。且つ今居る所の東宮は、隋の日に營建す。之を觀る者、尙ほ甚だ侈るを譏り、之を見る者、猶ほ甚だ華なるを歎す。何ぞ此中に於て更に修造する有る容けんや。財帛日に費え、土木、停まず、斤斧の工を窮め、磨礱の妙を極む。且つ丁匠・官奴、内に入り、比者、曾て復た監する無し。此等或は兄は國章を犯し、或は弟は王法に罹る。御苑に往來し、禁闈に出入し、鉗鑿、其身に緣り、槌杵、其手に在り。

- 【一】 雲を凌ぎ日を槩す。槩は一本に磨に作る。宮室の高きをいふ。
- 【二】 秦の繆公、宮室の盛を夸り示し、西戎の由余に笑はる。詳かに納諫篇の注に見ゆ。
- 【三】 尙書五子之歌に曰く、「酒を甘しとし音を嗜み、宇を峻くし牆に雕る、此に一有れば、未だ亡びざる或らず」と。
- 【四】 趙盾は晉の靈公の大夫、即ち趙宣子なり。
- 【五】 呂望は太公なり、周の太師たり。
- 【六】 簡策は書籍をいふ。
- 【七】 甚だ侈ると甚だ華なるとの二つの甚は、恐らくは皆「其」の誤ならん。舊唐書于志寧傳には皆「其」に作る。
- 【八】 斤は、まさかり、大斧なり。斧と共に大工の器具。
- 【九】 磨礱は、とぎ、みがくこと。
- 【一〇】 國章は國法なり。
- 【一一】 鉗は、物をはさみ取るもの。一本に錯に作る。錯は鐵、やすり也。鑿は、のみ。

監門は本非慮を防ぎ、宿衛は以て不虞に備ふ。(一)直長既に自ら知らず、(二)千牛又復た見ず。爪牙、外に在り、(三)厮役、内に在り。所司何を以て自ら安んせん。臣下豈に懼るる無かる容けんや。又、(四)鄭衛の樂は、古、淫聲と謂ふ。昔、(五)朝歌の郷に、車を廻す者は墨翟なり。(六)夾谷の會に劔を揮ふ者は孔丘なり。先聖既に以て非と爲し、通賢將に以て失と爲さんとす。頃聞く、宮内屢、鼓聲有り、(七)大樂の伎兒、入れば便ち出ですと。之を聞く者股栗き、之を言ふ者心戰く。往年の口敕、伏して請ふ重ねて尋ねんことを。聖旨殷勤に、明誠懇切なり。殿下に在りては、思はざる可からず、微臣に至りては、懼るる無きを得ず。臣、宮闕に驅馳せしより、已に歳時を積む。犬馬すら尙ほ恩を識るを解し、木石も猶ほ能く感を知る。臣が管見する有る所、敢て言を

- 【一】 直長は官名。
- 【二】 千牛は官名。納諫篇の注に見ゆ。
- 【三】 厮役は雜役に従事する賤人。
- 【四】 鄭衛は二國の名。禮記樂記に曰く、鄭衛の音は、亂世の音なり。慢に比す。桑間濮上の音は、亡國の音なり。其政散じ、其民流す。上を誣ひ私を行ひて、止む可からざるなりと。
- 【五】 朝歌は殷の邑の名。漢書鄒陽の書に曰く、「邑、朝歌と號し、墨翟、車を回す」と。
- 【六】 夾谷は魯の地名。家語に曰く、「定公、齊侯と夾谷に會す。孔子、相の事を攝す。齊、萊人をして兵を以て定公を劫さしむ。孔子歷階して進み、公を以て退きて曰く、裔、夏を謀らす、夷、華を亂らす、俘、盟を干さす、兵、好に偏らすと。齊侯、心忤ち、靡きて之を避く。齊、樂を奏す。俳優侏儒、前に戯る。孔子曰く、西夫、諸侯を榮辱する者は、罪、應に誅すべしと。是に於て侏儒を斬る。齊侯懼れ、慚色有り」と。
- 【七】 大樂は伎樂を掌る官署。管見は見る所の小なるをいふ。謙遜して言ふ也。

す。孔子、相の事を攝す。齊、萊人をして兵を以て定公を劫さしむ。孔子歷階して進み、公を以て退きて曰く、裔、夏を謀らす、夷、華を亂らす、俘、盟を干さす、兵、好に偏らすと。齊侯、心忤ち、靡きて之を避く。齊、樂を奏す。俳優侏儒、前に戯る。孔子曰く、西夫、諸侯を榮辱する者は、罪、應に誅すべしと。是に於て侏儒を斬る。齊侯懼れ、慚色有り」と。

盡くさざらんや。如し鑿するに丹誠を以てせば、則ち臣、生路有らん。若し其旨に忤ふを責めば、則ち臣は是れ罪人なり。但だ意を悦ばしめ容を取るは、(一)臧孫方ふるに疾痰を以てし、顔を犯し耳に逆ふは、春秋、之を藥石に比す。伏して願はくは、工巧の作を停め、久役の人を罷め、鄭衛の音を絶ち、群小の輩を斥けんことを。則ち三善允に備はり、萬國、貞を作さん。承乾、書を覽て、悦ばず。十五年、承乾、農を務むるの時を以て、(二)駕士等を召して役し、(三)分番を許さず。人、怨苦を懷く。又私に突厥の群豎を引きて宮に入る。志寧、上書して諫めて曰く、「臣聞く、上天は蓋し高し、日月、其徳を光かにす。明君は至聖なり、輔佐、其功を贊く」と。是を以て、周誦、儲に升り、(四)毛畢に匡さる。(五)漢盈、震に居り、資を黃綺に取る。(六)姬旦、法を伯禽に抗げ、(七)賈生、事を文帝に陳ぶ。咸く端士に殷勤に、皆正人に懇切なり。歴代の賢君、太子に丁寧ならざる

- 【一】 臧孫は魯の大夫、名は乾、即ち臧武仲なり。左傳襄公二十三年に、「臧孫曰く、季孫の我を愛するは、疾痰なり。孟孫の我を惡むは、藥石なり。美疾は惡石に如かず。夫れ石は猶ほ我を生かす。痰の美なるは、其毒滋々多し」とあり。
- 【二】 駕士は天子の車駕を奉引するの士なり。
- 【三】 分番は番組を分ちて交替すること。
- 【四】 蓋の字、疑ふべし。或は至の字の誤ならんか。
- 【五】 毛公、畢公高は周の輔臣なり。
- 【六】 漢盈は漢の惠帝。事は定分篇の注に見ゆ。
- 【七】 姬は周の姓、旦は周公の名、伯禽は周公の子なり。禮に曰く、「成王、幼にして降に臨む能はず、周公けて降を踐みて治む。世子の法を伯禽に抗げ、成王過有れば、則ち伯禽を撻つ。成王に世子の道を示す所以なり」と。
- 【八】 賈生は即ち賈誼なり。納諫篇の注に見ゆ。
- 【九】 丁寧は、再三告語するなり。

なり。(一)漢盈は漢の惠帝。事は定分篇の注に見ゆ。(二)姬は周の姓、旦は周公の名、伯禽は周公の子なり。禮に曰く、「成王、幼にして降に臨む能はず、周公けて降を踐みて治む。世子の法を伯禽に抗げ、成王過有れば、則ち伯禽を撻つ。成王に世子の道を示す所以なり」と。(三)賈生は即ち賈誼なり。納諫篇の注に見ゆ。(四)丁寧は、再三告語するなり。

者莫し。良に、地、上嗣に膺り、位、儲君に處り、善なれば則ち率土、其恩に霑ひ、惡なれば則ち海内、其禍に罹るを以てなり。近ごろ聞く、僕寺司馭、駕士獸醫、春初より始め、茲の夏晩に迄ぶまで、常に内役に居り、分番を放さずと。或は家に尊親有り、温清を闕く。或は室に幼弱有り、撫養を絶つ。春既に其耕墾を廢し、夏又其播殖を妨ぐ。事、存育に乖く、恐らくは怨嗟を致さん。儻し天聽に聞えば、後に悔ゆとも何ぞ及ばん。又、突厥の達哥支等は、咸く是れ人面獸心なり。豈に禮義を以て期するを得んや。仁信を以て待す可からず。心は則ち未だ忠孝を識らず、言は則ち其是非を辯する莫し。之を近づければ、英聲に損有り、之を昵しめば、盛徳に益無し。之を引きて閤に入る。人皆驚駭す。豈に臣庸識、獨り用つて、安からざるのみならんや。殿下必ず須く上、至尊の聖情に副ひ、下、黎元の本望に允ふべし。微惡を輕んじて、避けざる可からず。小善を略して、爲さざるを容るる無し。理、漸を杜ぐの方を敦くし、須く萌を防ぐの術有るべし。不肖を屏退し、賢良を狎近す、此の如くならば則ち善道日に隆に、德音自ら遠からん。承乾大に怒り、刺客張師政・紇干承基を遣はし、舍に就きて之を殺さしめんとす。是時母の憂に丁り、言起

- 【二五】 僕寺は使令の小臣。司馭は馬を馭する者。
- 【二六】 温清。禮記に、「子の父母に事ふる、冬は温かにして夏は清しくす」とあり。父母に事ふるの禮、冬日は温かにして、以て其寒を禦ぎ、夏日は清しくして、以て其涼を致すか言ふなり。
- 【二七】 英聲は英名なり。
- 【二八】 黎元は萬民。
- 【二九】 母の憂は母の喪なり。
- 【三〇】 起復は喪中より起して其官職に復するなり。

復して詹事と爲る。二人潜に其第に入れば、志寧が苦慮に寢處するを見、竟に忍びずして止む。承乾敗るるに及びて、太宗、其事を知り、深く之を勉勞す。〔三六〕

胡氏寅曰く、詹事は東宮の官の尊なり。太子、之に於て、父子たるを學び、君臣たるを學ぶ。于志寧、當に起復すべからず、太宗、當に其喪を奪ふべからざるなり。人臣、喪を奪ふ有るは、惟り金革の事のみ。詹事は儲君を輔導するに、忠を以てし孝を以てす。乃ち金革の例に従ひ、哀を冒し官に居らば、則ち何を以て太子に訓へん。宜なり太子の諫を納れざるや。然りと雖も、太子より之を言へば、欲を從にし情を肆にし、又將に諫臣を殺さんとす。是れ兩刺客にも之れ如かざるなり。其の終を能くせざること宜なるかな。

愚按するに、古より、臣子の君親に事ふる、能く其道を盡くす者は、以て人の善心を感じす可きなり。嘗て春秋傳を觀るに、晉の靈公不君なり。趙宣子驟諫む。公、之を患へ、鉏麴をして之を賊せしめんとす。晨に往く。寢門闢く。盛服して將に朝せんとす。麴退きて曰く、「恭敬を忘れざるは、民の主なり。民の主を賊ふは、不忠なり」と。是れ宣子、君を敬するを以てして難を免れしなり。今、承乾無道にして、于志寧上書して之を諫むるを觀るに、承乾怒り、刺客張師政・紇干承基を遣はして之を殺さしめんとす。時に志

- 【三五】 禮に、父母の喪に居るときは、苦に寢れ塊を枕とす。盧は喪に居る小屋。
- 【三六】 此事は、通鑑には十五年に係く。舊史に曰く、「承乾敗れて後、推鞠して具に其事を得たり。太宗、志寧に謂ひて曰く、公が數、規諫有り、事隠す所無きを知ると。深く勉勞を加ふ。右庶子令狐德棻等、諫書無きを以て、皆、貶責に從ふ」と。
- 【三七】 金革の事は戰爭なり。
- 【三八】 晉の靈公云云。此事は左傳宣公二年に載す。
- 【三九】 不君は君たる徳無きをいふ。
- 【四〇】 賊は殺すなり。

寧、母憂起復す。二人潛に其第に入り、苦慮に寢處するを見、忍びずして止む。是れ志寧、親に孝なるを以てして禍を脱るるなり。之の二人の者は、鉏臈に愧づる無きに庶幾し。承乾の爲は、曾て・刺客の・人心有るに如かざるなり。然れども亦未だ苦に寝ね塊を枕にして、而も人の國に任じ、太子を輔翼するの任に當る者有るを聞かず。太宗・志寧、胥、之を失へり。

國譯貞觀政要卷第四終

國譯貞觀政要卷第五

仁義第十四 凡て四章

貞觀元年、太宗曰く、「朕、古來の帝王を看るに、仁義を以て治を爲す者は、國祚延長なり。法に任じて人を御する者は、弊を一時に救ふと雖も、敗亡も亦促る。既に前王の成事を見る。是れ元龜たるに足る。今、専ら仁義誠信を以て治を爲さんと欲す。近代の澆薄を革めんことを望むなり。」黃門侍郎王珪對へて曰く、「天下、彫喪すること日久し。陛下、其餘弊を承けて、道を弘め風を移す。萬代の福なり。但だ賢に非ざれば理まらず。惟だ人を得るに在り。」太宗曰く、「朕、賢を思ふの情、豈に夢寐にも捨てんや。」給事中杜正倫進みて曰く、「世必ず才有り、時の用ふる所に隨ふ。豈に傳説を夢み呂尚に逢ふを待ちて、然る後治を爲さんや。」太宗深く其言を納る。

【一】元龜は手本とすべき者。
【二】彫喪は疲弊する也。

愚按するに、太宗即位の初、古の帝王は仁義を以て治を爲すを知り、誠信を以て之を行はんと欲す。此れ其の貞觀の盛を致せる所以なり。然れども嘗て之を聞く、「其心を正しくし、其身を修め、而して之を家國天下に達する

は、此れ二帝・三王の仁義の事なり。心未だ必ずしも正しからず、身未だ必ずしも脩まらずして、而も其の人を愛し物を利するの功、暴を禁じ亂を止むるの効、亦、當世に補有るは、此れ齊桓・晉文の仁義を假るの事なり」と。太宗、禍亂を芟除し、身づから昇平を致す、偉なりと謂ふ可し。然れども心よりして身、身よりして家、皆、^三德に慚づる有り。凡そ魏徵の諫むる所、太宗の行ふ所、仁義の功に**黽勉**するに過ぎざるのみ。故に三王に志有りと雖も、迄に未だ大に五伯に異なる能はざるなり。王珪謂ふ、「賢に非ざれば理まらず、惟だ人を得るに在り」と。斯言是れのみ。然れども謂はゆる人を得るとは、必ず周召孔孟其人を得て而して後可なり。夫れ苟に周召孔孟を得て之を用ふれば、則ち能く其の君を致し民を澤すの術を施し、其の心を格し德を養ふの方を盡くし、而して仁義の全體、君の身に備はり、仁義の大用、天下後世に周し。

貞觀二年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「朕謂へらく、亂離の後、風俗、移し難しと。比、百姓を觀るに漸く廉恥を知る。官人、法を奉じ、盜賊日に稀なり。故に知る、人は常の俗無く、但だ政に治亂有るのみなるを。是を以て、國を爲むるの道は、必ず須く之を撫するに仁義を以てし、之に示すに威信を以てすべし。人の心に因り、其苛刻を去り、異端を作さざれば、自然に安靜なり。公等宜しく共に斯事を行ふべし。」

- 【一】 德に慚づる有りは、其德の古に若かざるを愧づる也。尙書仲虺之誥に「湯、桀を南巢に放ち、惟れ德に慚づる有り」とあり。
- 【二】 周召孔孟は周公旦・召公奭・孔子・孟子なり。
- 【三】 移は變化する也。
- 【四】 常の俗は一定したる風俗なり。
- 【五】 異端は正道に背ける者を謂ふ。論語爲政篇に「異端を攻むるは、斯れ害なるのみ」とあり。

愚按するに、風俗には古今有り、人心には古今無し。人心の古に如かざるは、風俗の古に如かざるを以てなり。然れども風俗を美にせんと欲する者は、則ち人心を正しくするに在り。人心正しくして而して風俗美なり。太宗謂ふ、「比、百姓を觀るに、漸く廉恥を知る。故に知る 人に常の俗無く、但だ政に治亂有るのみなるを」と。斯の言や、其れ魏徵が仁義を行はんことを勸めて、略ぼ效あるの時か。夫れ太宗の行ふ所は、仁義の似に過ぎざるのみ。其明效大驗、此の如し。況んや眞に知り實に踐み、己を正しくして以て人心を正しくする者に於てをや。

- 【一】 仁義の似は仁義に類似したる者、眞の仁義に非ざるをいふ。
- 【二】 武庫は兵器を藏する處。
- 【三】 甲は鎧なり。仗は刀戟の總名、兵器なり。
- 【四】 仁義の似は仁義に類似したる者、眞の仁義に非ざるをいふ。
- 【五】 武庫は兵器を藏する處。
- 【六】 甲は鎧なり。仗は刀戟の總名、兵器なり。
- 【七】 筋は修め整ふる也。
- 【八】 理道は治道なり。
- 【九】 載ち干戈を載め云云。詩周頌時邁の辭。戰は聚むるなり。櫜は箱なり。肆は陳ぶる也。夏は中國なり。干戈弓矢を收斂し、而して益々懿美の德を求めて、以て中國に布陳す。信なるかな王が能く天命を保つやとの意。(朱子の説に従ふ。戈直は朱子學系統の學者なればなり。毛傳は之と異なり。)

貞觀四年、房玄齡奏して言はく、「今、武庫を闕するに、甲仗、隋の日に勝ること遠し。」太宗曰く、「兵を飭めて寇に備ふるは、是れ要事なりと雖も、然れども朕は、唯だ、卿等が心を理道に存し、務めて忠貞を盡くし、百姓をして安樂ならしめんことを欲す。便ち是れ朕の甲仗なり。隋の煬帝は、豈に甲仗足らざるが爲めに、以て滅亡に至りしならんや。正に、仁義修めずして、群下怨み叛くに由るが故なり。宜しく此心を識り、常に德義を以て相輔くべし。」

愚按するに、周頌の・武王を美するに曰く、「載ち干戈を載め、載ち弓矢を櫜にす。我、懿德を求め、時の夏に

肆ぶ。允に王之を保つ」と。(天) 武を下にし文を右にす。信なるかな、武王の能く天下を保てるや。太宗、身、行陣を履み、群雄を芟除す。即位の四年、甲仗の備はるを以て美と爲さずと謂ひ、廷臣を戒むるに徳義をもて相輔くるを以てす。亦信なるかな、其の能く天下を保つの道か。

貞觀十三年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「林深ければ則ち鳥棲み、水廣ければ則ち魚遊ぶ。仁義積もれば、則ち物自ら之に歸す。人、皆、災害を畏避するを知り、仁義を行へば則ち災害の生ぜざるを知らず。夫れ仁義の道は、當に之を思ひて心に在き、常に・相繼がしむべし。若し、斯須も懈怠すれば、之を去ること已だ遠し。猶ほ飲食の・身を資くるがごとし、恆に腹をして飽かしむれば、乃ち其性命を存す可し。」王珪頓首して曰く、「陛下能く此言を知る。天下幸甚だし。」

【六】武を下にし文を右にす。信なるかな武王の能く天下を保てるや。此二句は戈直が上の詩句を解するなり。
【一】斯須は暫時なり。須臾と言ふが如し。
【二】醇粹は雜り物無きこと。

唐氏仲友曰く、仁義は是れ帝王の道なり。然れども、必ず、中庸の九經と、大學の誠意より之の明德を明かにするを天下に達するとの如くして、方に醇粹と爲す。太宗の仁義を言ふは、魏徴の勸に本づく。然れども謂はゆる仁義は、乃ち制度紀綱に在るのみ。

愚按するに、太宗の言に曰く、「林深ければ則ち鳥棲み、水廣ければ則ち魚遊び、仁義積もれば則ち物自ら之に歸す」と。此言、眞に善き喻なり。「仁義の道は、當に之を思ひて心に在ること、飲食の・身を資けて、恆に腹をして飽かしむるが如くなるべし」と謂へるは、此れ固に仁義を忘れざらんことを欲する者なり。然れども、仁義は

乃ち吾が心の固有の理にして・孟子の謂はゆる心に根ざす者なるを知らざるなり。又何ぞ之を思ひて心に在くを待たんや。

論忠義第十五 凡て十五章

馮立、武徳中、東宮の率と爲り、甚だ隱太子の親遇を被る。太子の死するや、左右多く逃散す。立、

歎じて曰く、「豈に生きて其恩を受けて、而も死して其難を逃るる有らんや」と。是に於て、兵を率ゐて玄武門を犯して苦戦し、屯營將軍敬君弘を殺し、其徒に謂ひて曰く、「微しく以て太子に報ゆるなり」と。遂に兵を解きて野に通る。俄にして來りて罪を請ふ。太宗、之を數めて曰く、「汝、昨者、兵を出して來り戦ひ、大に吾が兵を殺傷せり。將に何を以て死を逃れんとする。」立、飲泣して對へて曰く、「立、出身して主に事へ、之に命を効すを期す。戦の日に當りて、顧み憚る所無し」と。因つて、獻歎し、

【三】孔子盡心上篇に、「仁義禮智、心に根ざす」云々とあり。
【一】前後の例に依れば、論の字は餘剰なるべし。
【二】馮立は馮翊の人。
【三】唐の制、東宮に左右率府を置き、兵仗宿衛の政令を掌り、諸曹の事を總ぶ。
【四】敬は姓、君弘は名。絳州の人なり。君弘、屯營の兵を以て玄武門を守り、中郎將呂世衡と出で戦ひて皆死す。
【五】飲泣。流涕、面に被りて以て口に入る、故に飲泣と曰ふ。後世、悲哀の極、哭すれども聲を出さざるを飲泣と曰ふ。
【六】獻歎は悲歎の貌。悲泣の氣咽びて氣を抽くなり。

悲みて・自ら勝へず。太宗、之を慰勉し、左屯衛中郎將を授く。立、親む所に謂ひて曰く、「莫大の恩に逢ひ、幸にして・免るるを獲たり。終に當に此を以て奉答すべし」と。未だ幾くならざるに、突厥、便橋に至る。數百騎を率ゐて、虜と咸陽に戦ひ、殺獲甚だ衆く、向ふ所皆披靡く。太宗、聞きて之を嘉歎す。時に齊王元吉の府の左車騎謝叔方有り、府兵を率ゐて、立と軍を合はせて拒ぎ戦ふ。敬君弘、中郎將呂衡を殺すに及びて、王師、振はず。秦府の護軍尉尉遲敬德、乃ち元吉の首を持して、以て之に示す。叔方、馬より下りて號泣し、拜辭して遁る。明日出でて首す。太宗曰く、「義士なり」と。命じて之を釋し、右翊衛郎將を授く。

唐氏仲友曰く、立の若き者は、謂はゆる(一)一心、百君に事ふ可く、忠義・勇敢、兼ねて之を有す。其の隱太子の死に於けるを觀るに、能く難を避けず。然れども君弘・世衡既に死すれば、則ち兵を解きて

【七】左屯衛中郎將は、唐の制、宿衛の屬を掌る。
 【八】此は舊唐書馮立傳には死に作る。従ふ可し。蓋し音を以て誤りしなり。
 【九】謝叔方は萬年の人。
 【一〇】呂衡は呂世衡なり。此れ太宗の諱を避けて世の字を除きたるなり。
 【一一】護軍尉は、唐の制、宿衛を掌るの職。尉遲は複姓、名は恭、字を以て行はる。朔州の人。劉武周の將と爲る。武德の初、地を擧げて降る。右府統軍と爲る。後、隱巢を討

つに従ひ、功有り、鄂國公に封ぜらる。卒して、徐州の都督を贈らる。
 【一二】首は自首する也。
 【一三】右翊衛郎將は、唐の制、供奉侍衛を掌るの職。
 【一四】通鑑に、武德九年六月、馮立、建成死せりと聞き、乃ち副護軍薛萬徹・屈咄直府左車騎謝叔方と與に、東宮齊府の精兵二千を帥ゐ、馳せて玄武門に赴く。張公謹、多力にして、獨り關を閉ちて以て之を拒ぐ。入るを得ず。敬君弘、宿衛の兵を掌り、玄武門に屯し、

去る。已甚しきを爲さざれば、則ち徒勇の者に異なること、蓋し知る可きなり。然れども立と叔方と、俱に・危きを見て命を致す者と謂ふ可し。其人品を較ぶれば、叔方は其れ立の亞か。

愚按するに、馮立の言に曰く、「豈に生きて其恩を受けて而も死して其難を逃るる有らんや」と。此れ(一)子路の謂はゆる焉に食みて其難を避けざる者なり。謝叔方も亦、慷慨して身を殺し・従容として死を受くるの意有り。二人、皆爵を受くと雖も、然れども亦、忠義と謂ふ可きなるのみ。太宗、之を旌はすは、此れ正に興王の宜しく然るべき所なり。薛萬徹の若きも、亦、事ふる所に忠なりと謂ふ可し。始めは馮・謝と異なる無きなり。然れども進むを知りて・退くを知らず、終に邪謀を以て誅に就く。寧ぞ愧づる有らざらんや。史臣、是編に、馮謝を忠義の首に書し、萬徹は乃ち削りて・書せざるは、厥れ(二)旨有るかな。

貞觀元年、太宗嘗て従容として、言、隋亡ぶるの事に及び、慨然として歎じて曰く、「姚思廉、兵刃を懼れず、以て大節を明かにす。諸を古人に求むるに、亦何を以て加へんや。」思廉、時に洛陽に在

り。因つて物三百段を寄せ、并せて其書を遣りて曰く、『卿が忠節の風を想ふ。故に斯贈有り』と。初め大業の末、思廉、隋の代王侑の侍讀と爲る。義旗、京城に剋つに及びて、時に代王の府僚多く駭き散す。惟り思廉、王に侍し、其側を離れず。兵士、將に殿に昇らんとす。思廉、聲を厲まして謂ひて曰く、『唐公、義兵を擧ぐるは、本、王室を匡すなり。卿等、宜しく王に禮無かるべからず』と。衆、其言に服す。是に於て稍や却き、階下に布列す。須臾にして高祖至る。聞きて之を義なりとし、其の代王侑を扶くるを許す。順陽閣の下に至り、思廉、泣きて拜して去る。見る者咸く歎じて曰く、『忠烈の士なり。仁者は勇有りとは、此の謂か』と。

- 【一】 代王侑は、隋の元徳太子の子。煬帝十三年、南巡し、侑を以て長安に留守せしむ。高祖、長安に克ち、侑を立てて帝と爲す。
- 【二】 唐の高祖、初め唐公に封ぜらる。
- 【三】 咸は舊唐書姚思廉傳には感に作り、感歎して曰く」と讀む。是なるに似たり。
- 【四】 論語憲問篇に、「仁者は必ず勇あり、勇者は必ずしも仁

- 【五】 大壯は當に大正に作るべし。周易大畜卦の象傳の語。能く民の強暴を禁止するは、大正の事なりとの意。
- 【六】 文中子に、「大廈將に傾かんとするは、一木の支ふる所に非ざるなり」とあり。國家の覆らんとする危き場合にありては、獨力にて支ふる能はざるに喩ふ。

張氏九成曰く、君子は仁を以て誠を存し、義を以て勇と爲す。白刃、前に在れども、懼れしむる能はず、凶暴の氣も、懼れしむる能はず。蓋し力の武に在らずして、忠義の壯に由るなり。隋の亡ぶるを觀るに、亂兵、京に入り、侍臣駭き潰ゆ。思廉、激軀を以て、奮ひて・顧みず、以て君親の生を全くす。即ち甲兵の衆き、顧つて一言よりも輕きかな。誠に、仁の・其中に在るを以てなり。易に曰く、『能く健を止むるは大壯なり』と。惜しいかな、大夏

傾きて・一木支へざること。慄慄たる風義、懦夫を激すと之れ爾云ふ。

唐氏仲友曰く、姚思廉は、節義學問の士なり。孟子論ず、『人と爲り欲寡ければ、存せざる者有りと雖も、寡し』と。思廉の謂か。學問は惟だ欲寡くして能く精しく、節義は惟だ欲寡くして能く立つ。

説、第四章に見ゆ。

貞觀二年、將に故の息の隱王建成・海陵王元吉を葬らんとす。尙書右丞魏徵、黃門侍郎王珪と、陪送に預らんことを請ひ、上表して曰く、『臣等、昔、命を 太上に受けて、質を東宮に委し、龍樓に出入すること、將に 一紀ならんとするに垂なんとす。前宮、璽を宗社に結び、罪を人神に得たり。臣等、死亡して甘んじて夷戮に従ふ能はず。其罪戾を負ひて、周行に寘録せらる。徒らに生涯を竭くすとも、將た何ぞ上報せん。陛下、徳、四海を光らし、道、前王に冠たり。岡に陟りて感有り、棠棣を追懷し、社稷の大義を明かにし、骨肉の深恩を申べ、二王を卜葬し、遠期、

- 【七】 人と爲り云云。孟子盡心下篇に出づ。
- 【一】 太上皇帝は唐の高祖をいふ。
- 【二】 一紀は十二年をいふ。
- 【三】 前宮は故の太子建成をさす。
- 【四】 罪戾。戻も罪なり。
- 【五】 周行に寘録せらる。周行は周の列位。寘は置くなり。朝廷の臣列に置かるるをいふ。詩召南卷耳に、「彼の周行に寘く」とあり。
- 【六】 岡に陟りて感有りは、詩

- 魏風陟岵に、「彼の岡に陟りて、兄を瞻望す」とあるに本づく。
- 【七】 棠棣は當に常棣に作るべし。常棣は小雅の篇名、兄弟を燕する詩なり。
- 【八】 遠期日有りは、送葬の期日定まれるをいふ。送葬の期日を遠期と曰ふは、禮記曲禮に「凡そ日を卜筮するに、旬の外を遠某日と曰ひ、旬の内を近某日と曰ひ、喪事は遠きを先にし、吉事は近きを先にす」とあるに本づく。

日有り。臣等永く疇昔を惟ひ、忝く舊臣と曰ふ。君を喪ひて君有り、(一〇)君に事ふるの禮を展ぶと雖も、(一一)宿草將に列せんとし、未だ(一二)往を送るの哀を申べす。(一三)九原を瞻望するに、義、(一四)凡百よりも深し。望むらくは葬日に於て、送りて墓所に至らんことを。」太宗、義なりとして之を許す。是に於て、(一五)宮府の舊僚吏をして盡く葬を送らしむ。

愚按するに、王珪・魏徵、息隱・海陵の喪を送らんことを請ひ、太宗、義なりとして之を許す。二子は、義に篤しと謂ふ可し。(一六)孟子曰く、「生も亦我が欲する所なり。義も亦我が欲する所なり。二つの者兼ねるを得可からずんば、生を捨てて義を取りて可なり」と。珪は名臣なり。詎ぞ輕しく議す容けんや。自ら文公朱子の(一七)論斷の在る有り。昔、管仲、子糾に死せずして、桓公に相たり。(一八)子貢・子路、以て夫子に問ふ。夫子、其功を稱す。論語集註に、程子の言を引く。管仲を論するに因りて王珪・魏徵の事に及ぶ。朱子謂はく、「管仲は功有りて罪無し。故に聖人獨り其功を稱す。王魏は先づ罪有りて、而して後に功有り、則ち(一九)以て相掩はずして可なり」と。斯の言、之を盡くせり。

- 【九】 君を喪ひて君有りとは、舊君を喪ひて新君有るを謂ふ
- 【一〇】 君に事ふは、當に「居に事ふしに作るべし。左傳の「往を送り居に事ふし」の語に據るなり。往きて死する者を送り、居りて生ける者に事ふるをいふ。
- 【一一】 展は舒ぶる也。
- 【一二】 宿草。禮記に、「朋友の墓は、宿草有れば、哭せず」とあり。滿一年を経過すれば、哭の禮を行はざるなり。宿草將に列せんとすとは、將に滿一年ならんとするをいふ。
- 【一三】 往を送るは送葬する也。
- 【一四】 九原は墓地又は冥土をいふ。
- 【一五】 凡百は、詩に「凡百の君子」とあるに本づく。
- 【一六】 孟子の語は、告子上篇に見ゆ。
- 【一七】 論斷は一本に斷論に作る
- 【一八】 子貢子路が管仲の事を問ふこと、論語憲問篇に載す。程子の言、朱子の斷、皆、論語集註の此章に載す。詳細を知らんと欲せば参照せよ。

貞觀五年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「忠臣・烈士、何の代にか之れ無からん。公等、隋朝を知る、誰をか忠貞と爲さん。」王珪曰く、「臣聞く、(二〇)太常丞元善達、京に在りて留守す。群賊の縦横するを見、遂に騎を轉じて遠く江都に詣り、煬帝を諫め、京師に還らしめんとす。既に、其言を受けず。後更に涕泣して極諫す。煬帝怒り、乃ち遠く、追兵せしめ、身、瘴癘の地に死す。虎賁郎中、獨孤盛有り、江都に在りて宿衛す。宇文化及、逆を起すや、盛、惟一身分拒して死す。」太宗曰く、「屈突通、隋の將と爲り、國家と共に潼關に戦ふ。京城陥ると聞き、乃ち兵を引きて東に走る。義兵追ひて桃林に及ぶ。朕、其家人を遣はして往きて招慰せしむ。遽に其

- 【一九】 以て相掩はずとは、功を以て罪を掩はず、罪を以て功を掩はず、功をば功と爲し、罪をば罪と爲すを謂ふ。
- 【二〇】 承は卿の佐なり。
- 【二一】 煬帝、時に江都に在り。
- 【二二】 追兵は兵士を徵集するをいふ。
- 【二三】 瘴癘の地は熱病疫癘の流行する地。
- 【二四】 獨孤は復姓、盛は名。
- 【二五】 屈突は虜の復姓、通は名、隋に仕へて虎賁郎將と爲る。
- 【二六】 初め代王、通を遣はして河東を守らしむ。高祖の兵、之を圍む。通、節を守り、降らず。後、擒にせらる。帝、之を勞
- 【二七】 潼關は今の陝西省關中道潼關縣に在り。
- 【二八】 桃林は縣の名、今の河南省洛陽靈寶縣。

奴を殺す。又、其子を遣はして往かしむ。乃ち云ふ、「我、隋家の驅使を蒙り、已に兩帝に事ふ。今者、吾、節に死するの秋なり。汝は舊我が家に於て父子たり。今は則ち我が家に於て仇讎たり」と。因つて之を射る。其子逃げ走る。領する所の士卒多く潰散す。通、惟り一身、東南に向ひて慟哭して哀を盡くし、曰く、「臣、國恩を荷ひ、任、將帥に當る。智力俱に盡き、此敗亡を致せり。臣が誠を國に竭くさざるに非ず」と。言盡き、追兵、之を擒にす。太上皇、其官を授く。毎に疾に託して固辭せり。之の忠節、嘉尚すべきに足る。」因つて所司に救して、大業中の直諫して誅せられし者の子孫を採訪して聞奏せしむ。

唐氏仲友曰く、屈突通、^(一〇)稠桑に死せず、更に力を唐に盡くせり。尙ほ・節義と爲すを得るか。曰く、隋運已に亡び、河東の守、力戦して・屈せず。天命、歸する有り、通、之を如何せんや。家奴を斬り、其子を射、兵敗れ力屈して而して後擒にせらる。亦、以て隋に報ゆるに足れり。商の亡ぶるや、箕子の如きと雖も、猶ほ ^(一一)洪範を陳べ、朝鮮に封ぜらる。而るに人を責むるに必死を以て

〔九〕兩帝は文帝と煬帝。
〔一〇〕稠桑は地名。今の河南省河洛道靈寶縣の西に在り。
〔一一〕洪範は尙書の篇名。

せんと欲するは、亦難からずや。通が力を事ふる所に竭くすが若き、亦、以て節義と爲すに足る。愚按するに、太宗、隋の世の忠義の臣を稱獎する、文臣に於ては則ち姚思廉、武臣に於ては則ち屈突通なり。或は曰く、二子は、隋の臣にして而も唐に仕ふ。國亡びて、皆、死する能はず。以て忠臣と爲す可きかと。愚、之に應へて曰く、否、同じからざるなり。思廉が隋に仕ふるは、諸王の講讀の官に過ぎざるのみ。軍國の重事・社

稷の大計に於ては、固に・與り聞かざるなり。國亡び、諸人皆去る。思廉、獨り・去らず、亂兵を呵叱す。辭嚴に義正し。又能く舊君を ^(一二)扶掖し、泣きて拜して別る。其後、代王、竟に・終を善くするを得たり。思廉の講讀 ^(一三)調護の職、負く無しと謂ふ可し。曷爲れぞ死せんや。通に至りては則ち然らず。通、隋文に仕へ、已に貴顯に

成の亂、嘗て大功を立て、名、天下に聞ゆ。煬帝南に行くや、付するに關中の任を以てす。身、重寄を受け、手、彊兵を握る。國亡び師敗る。通、安んぞ其死を辭する所あらんや。二子の事を並べて之を観るに、庸夫も能く其是非を斷ず。然れば則ち太宗の・忠義を獎むる、其れ思廉に得て、屈突に失ふか。

貞觀六年、^(一四)左光祿大夫陳叔達に禮部尙書を授け、因つて謂ひて曰く、「武徳中、公會て直言を太上皇に進め、朕が克定の大功有り、黜退す可からざるを明かにし、云はく、朕、本、性剛烈なり。若し抑挫する有らば、恐らくは憂憤に勝へず、以て疾斃の危きを致さんと。今、公の忠謇を賞し、

〔一三〕扶掖は側面に附き添ひて扶助すること。
〔一四〕調護は、もりたてること。
〔一五〕陳叔達は、字は子聰、陳の宣帝の子なり。武徳の初、納言に判たり。始め建成兄弟、太宗を閹問す。帝、之に惑ふ。叔達、意を極めて救辯す。建成誅せらるるに及びて、高祖、斐寂等に謂ひて曰く、「圖らざりき、今日乃ち此事を見んとは。當に之を如何すべき」と。

蕭瑀・陳叔達曰く、「建成・元吉、本、義謀に預らず、又、天下に功無く、秦王の功高く望重きを疾み、共に姦謀を爲す。今、秦王已に討ちて之を誅せり。秦王、功、天下を蓋ひ、率土、心を歸す。陛下若し處するに元良を以てし、之に國務を委れば、復た事無からん」と。上曰く、「善し、此れ吾の夙心なり」と。

此遷授有り。叔達對へて曰く、「臣以みるに隋氏の父子、自ら相誅戮して、以て滅亡に至れり。豈に目に覆車を視て、前轍を改めざる容けんや。臣が誠を竭くして進諫する所以なり。」太宗曰く、「朕、公が獨り朕一人の爲めにするに非ず、實に社稷の計の爲めにするを知る。」

胡氏寅曰く、人臣の義、私交無し。而るを況んや藩王と太子と隙有るの時をや。言の左右する所は、疑の集まる所なり。而して陳叔達は是心無し。特に、秦王が功有りて、黜く可からざるを以て、後の悔を生ぜんことを恐るるなり。是れ皆、天下の公論にして、亦、初より、高祖の廢立を贊ぐるの意無し。秦王に於て、私交に非ざるなり。以ふに叔達は端良にして、自ら宜しく親近の地に在るべし。苟くも敘遷せんと欲せば、何ぞ名無きを患へん。而るに太宗乃ち武徳中の直言を擧ぐ。是れ危疑向背を以て臣下を誘ひて後日の計を爲さしむるなり。豈に君道ならんや。

愚按するに、時平かなれば長嫡を先にし、世亂るれば有功を先にす。陳叔達の當時の直言、意、固に在る有り。誠に公論にして、私計に非ざるなり。太宗、是に於て、臨御すること已に六年なり。其忠養を揚げて、之を選秩す。用ふること其人を得たりと雖も、而も心は私するが若きなり。言は心の聲なり。慎まざる可けんや。

貞觀八年、是より先、桂州の都督李弘節、清慎を以て聞ゆ。身歿するの後に及びて、其家、珠を賣る。太宗、之を聞き、乃ち朝に宣して曰く、「此人、生平、宰相、皆、其の清きを言へり。今日既に然

- 【一】 遷授は官位の昇進すること。
- 【二】 私交は私の交際。
- 【三】 左右は助くる也。
- 【四】 桂州は今の廣西省桂林道桂林縣に治す。

り。擧ぐる所の者、豈に罪無きを得んや。必ず當に深く之を理すべし。捨つ可からざるなり。」侍中魏徵、問を承けて言ひて曰く、「陛下、生平、此人濁ると言ふ。未だ財を受くるの所を見ず。今、其の珠を賣るを聞き、將に擧ぐる者を罪せんとす。臣、謂ふ所を知らず。聖朝より以來、國の爲めに忠を盡くし、清貞慎守、終始、儉せざるは、屈突通、張道源のみ。通の子三人、來選し、一匹の羸馬有り。道源の兒子、存立する能はず。未だ一言の之に及ぶを見ず。今、弘節、國の爲めに功を立て、前後、大に賞賚を蒙る。官に居りて歿して後、貪殘を言はず。妻子、珠を賣る、未だ罪有りと爲さず。其の清き者を審かにし、存問する所無し。其の濁る者を疑ひ、旁ら擧人を責む。「惡を疾みて疑はず」と云ふと雖も、是れ亦善を好むこと。篤からず。臣竊に思ひ度るに、未だ其の可なるを見ず。恐らくは有識之を聞かば、必ず枉議を生せん。」

- 【一】 理は治なり。罪を治むるをいふ。
- 【二】 儉は一本に渝に作り、終始渝らざるは云々と讀む。奏議も同じ。勝れりと爲す。
- 【三】 張道源は、井州の人なり。初め井州を守る。賊平ぐ。大理卿に拜せらる。時に何稠、罪を得、家屬を籍して以て群臣に賜ふ。道源曰く、「禍福は常無し。安んぞ人の亡を利とし、其子女を取りて自ら奉ず可けんや。仁者は爲さざるなり」と。更に資するに衣食を以てして之を遣る。家、資産無し。亡するに比びて、餘粟二斛あるのみ。
- 【四】 來選は來りて選舉に應ずるなり。
- 【五】 貪殘は諫録には貧賤に作る。從ふ可し。此れ字形相似たるを以て傳寫して誤りしなり。
- 【六】 擧人は推舉したる人。
- 【七】 枉議は諫録には横議に作る。從ふ可し。此れ音近くして誤りしなり。

太宗、掌を撫して曰く、「造次、思はず、遂に此語を聞く。方めて談の容易ならざるを知る。竝に之を問ふ勿れ。其れ屈突通・張道源の兒子には、宜しく各一官を與ふべし。」
100

愚按するに、臯陶の堯舜を稱する、曰へる有り、

〔一〕「罰は嗣に及ぼさず。賞は世に延ばす」と。蓋し

善を善みするの意長く、惡を惡むの心短きなり。

太宗、〔二〕屈突・道源の善を知りて、而も其子弟を

録する能はず。弘節の曖昧の過を開けば、則ち

遽に、罪擧官に及ばんと欲す。此れ豈に唐虞の賞

罰の道ならんや。向に魏徵の言に非ざりせば、亦、

太宗の君徳の累と爲るに足りしならん。

貞觀七年、太宗、將に諸道の黜陟使を發せ

んとす。畿内道は、未だ其人有らず。太宗親

ら定めんとし、房玄齡等に問ひて曰く、「此道は事最も重し。誰か使に充つ可き。」右僕射李靖曰く、

「畿内は事大なり。魏徵に非ずんば可なる莫からん。」太宗、色を作して曰く、「朕、今、九成宮に向は

んと欲す。亦、小なるに非ず。寧ろ魏徵を遣はして出でて使たらしむ可けんや。朕、行する毎に、與

〔九〕 聞は諫録には有に作り、

「遂に此語有り」と讀む。勝れ

りと爲す。

〔一〇〕 文直曰く、舊本には、此

章、直諫類に附す。今、此に

附入すと。

〔一一〕 罰云云。尙書大禹謨に載

す。延は遠く及ぼす也。罪罰

は繼嗣に及ぼさず、賞は遠く

子孫に及ぼす也。

〔一二〕 屈突の下に恐らくは通張

の二字を闕くならん。

〔一三〕 貞觀七年は當に貞觀八年

に作るべし。

〔一四〕 唐、天下を分ちて十道と

爲す。一に曰く關内、二に曰

く河南、三に曰く河東、四に

曰く河北、五に曰く山南、六

に曰く隴右、七に曰く淮南、八

に曰く江南、九に曰く劍南、十

に曰く嶺南、皆、山川の形便に

因りて、之を併省するなり。命

を將ひて出で、臧否を黜陟す

るを掌る、故に黜陟使と曰ふ。

〔一五〕 畿内道は、唐の建都の地、

即ち關内道なり。

に其の相離るるを欲せざるは、適に其の朕が是非得失を見るが爲めなり。公等能く朕が不可を正す。因つて輒く言ふ所有るは、大に道理に非ず。乃即ち李靖をして使に充らしむ。

愚按するに、太宗嘗て群臣に問ふ、「魏徵と諸葛亮と孰れか賢れる。」岑文本對へて曰く、「亮は才、將相を兼ねぬ。徵

が及ぶ所に非ず」と。斯の言、是なるのみ。然れ

ども嘗みに之を論ぜん。太宗は才に餘り有りて、

徳に足らず、敢爲に勇にして、爲さざる能はず。

當時能く其の短なる所を攻め、其の偏なる所を救

ふは、惟り徵一人のみ。徵をして三國の時に生れ

しめば、未だ必ずしも武侯の任に勝ふる能はじ。

然れども武侯をして太宗の時に生れしめば、徵が

爲す所を爲すに過ぎざらんのみ。故に唐の時勢を

以て之を觀れば、則ち二子は、政に未だ優劣し易

からざるなり。李靖の才は、文武を兼ね資す。徵が能く及ぶ所に非ざるなり。然れども貞觀の時、以て靖無か

る可し、以て徵無かる可からず。何ぞや。蓋し靖の才能は、太宗の餘り有る所を増すに過ぎず。徵の諫争は、乃

ち能く太宗の足らざる所を補へばなり。是を以て、畿内の使は、太宗、寧ろ靖を使ひて、徵を使はず。豈に自ら

〔四〕 原文「不可」の字、一本に

は「否何」に作り、「公等能く朕

を正すや否や。何に因りて輒

く言ふ所有る。大に道理に非

ず」と讀む。勝れりと爲す。

〔五〕 通鑑に、貞觀八年、太宗、

大臣を分遣して諸道黜陟使と

爲さんと欲し、未だ其人を得

ず。李靖、魏徵を薦む。上曰く、

「徵は朕が過失を箴規す。一日

も左右を離る可からず」と。乃

ち靖と蕭瑀等と凡て十三人に

命じ、天下を分行せしむ。長

吏の賢不肖を察し、民の疾苦

を問ひ、高年を禮し、窮乏を

振はし、善良を褒し、淹滞を

起し、使者の至る所をして朕

が親しく諮るが如くならしめ

よ」と。此、小しく異なり。

〔六〕 原文「兼資」は、一本には

「資兼」に作り、「資、文武を兼

ぬ」と讀む。資は天資なり。

知るの明に非ずや。

貞觀九年、蕭瑀、尙書左僕射と爲る。嘗て宴集に因りて、太宗、房玄齡に謂ひて曰く、『武徳六年已後、太上皇、廢立の心有り。我、此日に當りて、兄弟の容るる所と爲らざる。實に、功高くして賞せられざるの懼有りき。蕭瑀は厚利を以て之を誘ふべからず、刑戮を以て之を懼れしむべからず、眞に社稷の臣なり。』乃ち詩を賜ひて曰く、『疾風、勁草を知り、板蕩、誠臣を識る。』瑀、拜謝して曰く、『臣、特に誠訓を蒙り、臣に許すに忠諒を以てす。死するの日と雖も、猶ほ生ける年のごとし。』

范氏祖禹曰く、太宗、蕭瑀が己に二心無きを以てして之を嘉す。能く臣を知ると謂ふ可し。且つ太子在して而も藩王に私する者は、明君の甚だ惡む所なり。或は誘ふに利を以てし、或は脅すに死を以てして、而して之に従ふ者、亦多からざらんや。惟り瑀、介然として自立し、隕する有るも二無し。太宗、其の大節に臨みて而も奪ふ可からざるを知る所以なり。人君、此を以て人を取らば、豈に忠正の士を得ざらんや。

- 【一】 漢書に、「功、天下を蓋ふ者は賞せられず」の語あり。
- 【二】 疾風云云。勁草は疾風に遇へども之に隨ひて靡かざるなり。
- 【三】 板蕩は亂世をいふ。詩大雅に板蕩二篇あり、皆、厲王の無道なるを言ふ也。忠誠の臣は天下亂るるに遇へども節を易へざるなり。
- 【四】 戈直曰く、舊本、此章首に、「貞觀中」と曰ひ、第五章と合して一章と爲す。今、通鑑を按じて年を標し、此に附入す。又按ずるに史傳に、魏徵曰く、「臣、衆に逆ひて法を持する有れば、主、之を恕するに公を以てす。孤特にして節を守れば、主、之を恕するに介を以てす。昔、其言を聞く。乃ち今、之を見る。瑀をして陛下に遇はざらしめば、庸ぞ自ら保たんや」と。
- 【五】 隕は死する也。

唐氏仲友曰く、若し隱巢の事を以て、利を以て懐ひ死をもて懼れしむべからざるは、亦、以て社稷の臣と爲す可し。然れども太宗の此言、蓋し亦、爲めにする有り。瑀、初め、房杜を切訛するを以て廢せられ、又、房杜を痛効するを以て罷めらる。此に至りて復た政事に參知す。太宗、詩を賜ふは、群臣が委任の意を知らんことを欲するなり。魏徵の言も、亦以て太宗の意を發明す。若し瑀を以て楊子雲の近世の社稷の臣の論に較ぶれば、則ち猶ほ・愧づる有りと云ふ。

愚按ずるに、武徳の季年、高祖、秦王を立てて皇太子と爲すは、竟に瑀の一言に決す。瑀、躁狹の量・剛勁の氣を以て、罷黜せらるること三たび、而して卒に大政に預る。太宗、寔に能く之を容るるは、豈に夫の此を念ふに非ずや。瑀嘗て魏徵の過を劾奏す。今、徵が言ふ所を觀るに、未だ嘗て隙有らざる者の若し。謂はゆる義を以て相與し、少嫌を以て胸中に置かずとは、徵の謂なり。

然らば、尤も賢なりと謂はざる可けんや。

貞觀十一年、太宗行して漢の太尉楊震の墓に至り、其の忠を以て命に非ざるを傷み、親ら文を爲

- 【六】 楊子法言淵憲篇に、「或るひと近世の社稷の臣を問ふ。曰く、若し張子房の智、陳平の・誤無き、絳侯勃の果、霍將軍の勇にして、之を終ふるに禮樂を以てせば、則ち社稷の臣と謂ふ可し」とあり。
- 【七】 躁狹の量は輕躁狹小の度量なり。
- 【八】 寔は一本に實に作る。
- 【一】 楊震は、字は伯起、弘農の人なり。學を好み經に明かに、諸儒稱して關西の夫子と爲す。漢の安帝の時、刺史と爲る。清白の吏と號せらる。後、徵せられて太常と爲り、太尉に遷る。内戚に讒譖せられて遣り歸さる。震曰く、「死は人の常分なり。吾、恩を蒙りて上司に居る。姦臣狡猾なれども誅する能はず、嬖女傾亂すれども禁する能はず。何の面目ありて復た日月を見ん」と。酖を飲みて卒す。
- 【二】 命に非ざるを謂ふ。天壽を全くせざるなり。

りて以て之を祭る。房玄齡進みて曰く、「楊震、當年天柱すと雖も、數百年の後、方に聖明に遇ひ、輿を停め蹕を駐め、親ら神作を降す。死すと雖も猶ほ生けるがごとく、没すれども朽ちずと謂ふ可し。覺えず伯起を助く、幸に頼りて九泉の下に欣躍せん。伏して天文を読み、且つ感じ且つ慰む。凡百の君子、焉んぞ敢て名節を昂め勵まし、善を爲すの・效有ることを知らざらん。」

愚按するに、太宗、異代の名臣の墓を經、親ら文を爲りて以て之を祭る。是れ、以て其の忠貞の臣に惓惓たるを見る可し。世を異にして相望むすら、且つ企敬すること此の如し。況んや凡百の君子、庶位に列する者をや。

貞觀十一年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、「狄人、衛の懿公を殺し、盡く其肉を食ひ、獨だ其肝を留む。懿公の臣弘演、天を呼びて大に哭し、自ら其肝を出して、懿公の肝を其腹中に内る。今、此人を覓むるも、恐らくは得可からざらん。」特進魏徵對へて曰く、「昔、豫讓、智伯の爲めに讐を報い、趙襄子を刺さんと欲す。襄子、執へて之を獲、之に謂ひて曰く、「子、昔、范・中行氏に事へしか。智伯盡く之を滅ぼす。子、乃ち質を智伯に委し、爲めに讐を報いざりき。今即ち智伯の爲めに讐を報ゆるは、何ぞや。」讓答へて曰く、「臣、昔、范・中行に事ふ。范・中行は、衆人を以て我を遇せり。我、衆人を以て之に報いたり。智伯は國士を以て我を遇せり。我、國士を以て之に報ゆ」と。君の之を禮するに在るのみ。亦何ぞ人無しと謂はん。」

【三】 天は天壽を盡くさざるを謂ふ。枉は抑屈なり。冤罪を蒙るをいふ。
 【四】 神作は、御製の祭文をいふ。神作は一に玉趾に作る。
 【五】 覺えず伯起を助く、幸に頼りて九泉の下に欣躍せん。原文「不覺助伯起幸頼欣躍於九泉之下矣」の十五字、訛誤多く、讀む可からず。名臣奏議には此文を載せて、「使伯起有靈當欣躍於九泉之下矣」の十四字に作り、「伯起をして靈

有らしめば、當に九泉の下に欣躍すべし」と讀む。従ふべし。
 【六】 天文は御製の文章。
 【一】 衛の懿公は、名は赤。
 【二】 豫讓は智伯の臣。事は史記刺客傳に詳かなり。
 【三】 智伯は、名は瑤、襄子と號す。晉の智宣子の後。韓趙魏に滅ぼさる。
 【四】 趙襄子は、名は無恤、趙簡子の後。

を刺さんと欲す。襄子、執へて之を獲、之に謂ひて曰く、「子、昔、范・中行氏に事へしか。智伯盡く之を滅ぼす。子、乃ち質を智伯に委し、爲めに讐を報いざりき。今即ち智伯の爲めに讐を報ゆるは、何ぞや。」讓答へて曰く、「臣、昔、范・中行に事ふ。范・中行は、衆人を以て我を遇せり。我、衆人を以て之に報いたり。智伯は國士を以て我を遇せり。我、國士を以て之に報ゆ」と。君の之を禮するに在るのみ。亦何ぞ人無しと謂はん。」

愚按するに、夫子曰く、「君、臣を使ふに禮を以てし、臣、君に事ふるに忠を以てす」と。孟子曰く、「君の・臣を視ること、手足の如くすれば、則ち臣、君を視ること腹心の如くす」と。夫子の言は涵容なり、孟子の言は激切なり。大槩、忠臣・義士、何の代にか之れ無からん。上に在るの人、以て之を感召する有れば、則ち下に在るの人興起す。太宗、古の忠臣を嘉して、以爲へらく、「今、此人を覓むるも、恐らくは得可からざらん」と。斯の言は、固に天下の忠義の士を激勸する所以なり。而して「世に其人無し」と謂ふは、則ち不可なり。宜なり魏徵が智伯・豫讓の事を引きて以て譬と爲すや。然りと雖も、人臣たる者の分、君の・我を待する者、或は未だ至らざる有りとも、而も我の・君に事ふる所以の者は、其れ心を盡くさざる可けんや。

貞觀十二年、太宗、蒲州に幸す。因つて詔して曰く、「隋の故の鷹擊郎將堯君素、往に大業に在りて、任を河東に受け、固く忠義を守り、克く臣節を終ふ。架の犬、堯に吠え、戈を倒にするの志に乖く有りと雖も、疾風勁草、實に歲寒の心を表はす。爰に茲境を踐み、往事を追懷す。宜しく寵命を錫ひて、以て勸獎を申ふべし。蒲州の刺史を追贈す可し。」仍ほ其子孫を訪ひて以て聞せしむ。

【一】蒲州は今の山西省河東道永濟縣に治す。
 【二】隋の制、親侍に鷹揚府を置き、鷹揚郎將有り。後、副郎將を改めて鷹擊郎將と爲す。堯君素は魏郡の人。煬帝、晉王たる時、君素、左右を以て從ふ。位を嗣ぐに及びて、鷹擊郎將に累遷す。天下大に亂るるに及びて、君素の所部獨り全し。後、屈突通に從ひて河東を守る。通敗る。通、之を誘ひて降らしむ。君素、通の不義を責め、卒に降心無し。其妻、之を誘ひて降らしむ。乃ち弓を引きて之を射殺す。

嘗て曰く、「大義、死せざるを得ず」と。後、左右の害する所と爲る。
 【三】漢書に曰く、「架の犬、堯に吠ゆるは、堯、不仁なるに非ず、特に其主に非ざるに吠ゆるのみ」と。
 【四】戈を倒にする。尙書武成に曰く、「前徒、戈を倒にし、後を攻め以て亡ぐ」と。衆、周の仁政に服し、戦心有る無く、前徒、戈を倒にして、自ら後を攻むるなり。
 【五】寵命は天子のいつくしみあるおぼしめし。恩命。
 【六】區區は小なる貌。

愚按するに、漢の高祖、季布を赦し、唐の太宗、堯君素を褒するは、皆、帝王の盛徳の事なり。然れども二子を合はせて之を論ずれば、則ち君素を賢なりと爲す。何ぞや。季布は、身、楚の將と爲り、數、沛公を窘む。此れ人臣の常事なり。國亡びて、死する能はずして逃る。何ぞ深く取るに足らんや。唐室方めて興り、兵精しく將勇に、戦へば勝たざる無く、攻むれば破らざる無し。君素、區區たる一城の衆を以て、外に強援無く、徒に忠義を以て士卒を激勵す。

【七】義寧は隋の恭帝の年號。
 【一】梁は、姓は蕭氏、齊の禪を受く。陳は、姓は陳氏、梁の禪を受く。
 【二】其主とは陳の後主叔寶を指す。
 【三】勸進は天子の位に即かんことを勸むるなり。
 【四】建昌は縣の名、故城は今江西省潯陽道奉新縣の西に在り。
 【五】雅操は正しき節操。
 【六】晉王は後の高宗なり。唐の制、諸王の友は、陪侍遊居し、道義を規諷するを掌る。侍讀は經學を講導するを掌る。

義寧元年より、武德三年に至るまで、始終四載、唐朝凡そ數將を易へ、僅に能く之に克てり。此れ惟り忠義の嘉す可きのみならず、其智勇才能も、亦、古今、有ること罕なる所なり。嗚呼、難きかな。太宗、惟り褒贈するのみならず、又、其子孫を訪録す。忠義の士、其れ興起せざる者有らんや。
 貞觀十二年、太宗、中書侍郎岑文本に謂ひて曰く、「梁陳の名臣、誰有りてか稱す可き。復た、子弟の招引するに堪ふるもの有りや否や。」文本、奏して言はく、「隋の師、陳に入るとき、百司奔り散じ、留まる者有る莫し。惟だ尙書僕射袁憲のみ獨り、其主の傍に在り。王世充、將に隋の禪を受けんとするや、群僚、表請、勸進す。憲の子國子司業承家、疾に託して、獨り、名を署せず。此の父子、忠烈と稱するに足る。承家の弟承序、今、建昌の令と爲る。清貞、雅操あり、實に先風を繼ぐ。」是に由りて召して晉王の友に拜し、兼ねて侍讀せしむ。尋ぎて弘文館學士を授く。

唐氏仲友曰く、古人云ふ、「一心、以て百君に事ふ可し」と。其れ袁氏子弟の謂か。忠謹風操、主に負くに忍びず。誰か之が人臣と爲るを欲せざらんや。之を爲す者は、之を勉むるのみ。

愚按するに、梁・陳、唐に於て、相距ること頗る遠し。猶ほ、名臣の子孫を招引するの言有り。太宗の意、深遠

なり。岑文本謂はく、「隋の師、陳に入るとき、袁憲、獨り其主に侍するの忠有り、王世充が禪を受くるとき、憲の子、獨り・名を署せず、其弟、又、清貞雅操なり」と。一門の父子・兄弟、忠義、家に傳へ、而も著聞せず。向に、太宗が心に忠義の臣を存して、言を興すこと此に及ぶに非ず、文本の公忠にして、人の善を揜はざること此の如くなるに非ざりせば、則ち袁氏の忠節、何に由りてか著聞せんや。

貞觀十五年、詔して曰く、「朕、朝を聽く暇、前史を觀、前賢の時を佐け、忠臣の國に徇ふを覽る毎に、何ぞ嘗て其人を想見し・書を廢て、欽歎せざらん。近代に至りて以來、年歲、遠きに非ず。然れば、其胤緒、或は當に見存すべし。縦ひ未だ顯かに旌表を加ふる能はずとも、之を遐裔に棄つ容き無し。其れ周隋二代の名臣及び忠節の子孫に、貞觀已來、罪を犯して配流せらるる者有らば、宜しく所司をして具に録して奏聞せしむべし。」是に於て、多く、矜宥に從ふ。

- 【一】 欽歎は欽慕贊歎する也。
- 【二】 胤緒は子孫。
- 【三】 遐裔は遠き僻地。
- 【四】 矜宥は、あはれみ、ゆるす。
- 【五】 戈直曰く、舊本、此章は刑法篇に在り、今、此に附入す。
- 【六】 彬彬は文質備はる貌。

愚按するに太宗の賢を好む、以て至れりと爲す可し。惟だ其朝臣を尊榮するのみならず、又能く上、前朝に及ぶ。惟だ其一身を登崇するのみならず、又能く下、後裔に及ぶ。是故に、比干の靈を祭り、楊震の墓を封じ、君素の官爵を褒贈し、諸儒の子孫を録用す。今や又詔して、周隋の名臣の後の、配流せらるる者、悉く矜宥に從はしむ。則ち凡そ列して庶位に在る者、孰か勸むる所を知らざらんや。宜なり其の忠良の士、彬彬として輩出し、以て

二百年の休運を開く有るや。嗚呼、盛なるかな。

貞觀十九年、太宗、遼東の安市城を攻む。高麗の人衆、皆、死戦す。詔して、

をして降らしめ、衆、其城下に止まりて以て之を招く。城中、堅く守りて・動かす。帝の幡旗を見る毎に、必ず城に乗りて鼓譟す。帝怒ること甚だし。江夏王道宗に詔して、土山を築きて以て其城を攻めしむ。竟に・尅つ能はず。太宗、將に師を旋さんとし、安市城主が堅く臣節を守るを嘉し、絹三百匹を賜ひ、以て君に事ふる者を勸め勵ます。

- 【七】 休運は善美なる時運。泰平なる時代の意。
- 【一】 安市は縣の名、故城は今の奉天省遼瀋道蓋平縣の東北に在り。
- 【二】 擗薩は官名、擗薩高延壽は北部、擗薩高惠眞は南部。
- 【三】 江夏王道宗は、高祖の從兄弟、字は承範、年十七、秦王に從ひて賊を討ち、功有り。初め任城に封ぜられ、後、江夏郡に封ぜらる。道宗、學を好み、士に接し、貴に倨らず、宗室の最賢と爲す。
- 【四】 戈直曰く、舊本、此章第十

二章と合はせて一章と爲す。今、通鑑を按じ、年を標して此に附入す。又、按ずるに、通鑑に、太宗親ら遼東を征し、李勣をして安市を攻めしむ。安市の人、旗蓋を望見すれば、輒ち城に乗りて鼓譟す。上怒る。勸請ふ、城に克つの日、男子は皆之を阨にせんと。安市の人、之を聞き、益々堅く守る。久しくして下らず。江夏王道宗、土山を城東に築き、浸く其城に逼る。城中、亦其城を増高して以て之を拒ぐ。又、衝車礮石、其城堞を壞る。

城中隨ひて木柵を立て以て之を塞ぐ。山を築くこと、晝夜息まず、凡そ六旬、功を用ふること五十萬。山頽れ、城を歴し、城崩る。城中、數百人出で戦ひ、遂に土山を奪攘して之を守る。諸將攻むること三日、克たず。上、天寒く糧盡くるを以て、先づ遼蓋二州の戸口を抜き、遼を渡り、乃ち兵を城下に糶かして旋る。城中、皆、跡を屏めて、出でず。城主、城に登りて拜辭す。上其の固く守るを嘉し、絹百匹を賜ふと。

愚按するに、遼東の役は、前日の義師と、間有り。夫れ太宗の英武を以て、禍亂を郡雄競ひ起るの日に戡定し、天戈の指す所、夷貊も其鋒に嬰るる能はず。而るに晩年、乃の心力を悉くし、一の遠國を制服する能はざるは、何ぞや。退きて安市城主の堅守の節を嘉し、賞賜して以て之を旌はし、以て君に事ふる者を勵ます。斯の意固に美なり。然れども武を黷さざるの尤も全美なるに若かざるなり。

孝友第十六 凡て五章

司空房玄齡、繼母に事へて能く、色を以て養ひ、恭謹、人に過ぐ。其母病めるとき、醫人を請ふ。門に至れば、必ず迎へ拜して泣を垂る。喪に居るに及びて、尤も甚だ柴毀す。太宗、散騎常侍劉洎に命じて、就きて寬譬を加へしめ、寢床・粥食・鹽菜を遺る。

- 【一】 色養は愉悅の顔色を以て父母に孝養する也。
- 【二】 柴毀は毀瘠して柴の如きを言ふ。
- 【三】 寬譬は慰め諭す也。
- 【四】 孝經の傳。朱子は孝經を經と傳とに分つ。
- 【五】 發見は發し現はるる也。

愚按するに、孝經の傳に曰く、「親に事ふること孝なり、故に忠、君に移す可し」と。蓋し天理、人心に根す。其の親に事ふるに發見する者は、此理なり。君に事ふるに發見する者は、此理なり。忠孝、豈に二道ならんや。故に忠臣を孝子の門に求む。未だ親に事へて孝にして、而も君に事へて不忠なる者有らず。身を脩むるを思へば、以て親に事へざる可からず。未だ身脩まらずして、而も以て國を治め天下を平かにす可き者有らず。房玄齡は唐の名相にして、而して孝の至なり。固に宜なり忠の盡くるや。且つ昔の・孝を以て聞ゆる者、閔損・王祥の類の

如き、皆、繼母なり。夫れ是を之れ孝と謂ふ。玄齡其れ此を知れり。

虞世南、初め、隋に仕へて起居舍人を歴。宇文化及の殺逆の際、其兄世基、時に内史侍郎たり。將に誅せられんとするとき、世南、抱持して號泣し、身を以て死に代はらんと請ふ。化及、竟に納れず。世南、此より哀毀骨立すること數載、時の人稱重す。

- 【一】 起居舍人は、隋の制、王言動作の事を書して以て國志を爲るを掌る。
- 【二】 殺は讀んで弑と爲す。
- 【三】 隋、中書を改めて内史と爲す。
- 【四】 哀毀は悲哀して毀瘠する也。骨立は甚だしく瘠せたるをいふ。
- 【五】 二陸は陸機と陸雲と也。
- 【六】 豈弟は樂易なり。やはらぎ、たのしむ也。詩に「豈弟の君子」とあり。
- 【一】 韓王元嘉は、高祖の第十一子なり。少くして學を好み、藏書、萬卷に至る。皆、古文
- 【二】 以て同異を參定す。當世、之を稱す。
- 【三】 貞觀の初。史には六年に作る。
- 【四】 潞州は今の山西省襄寧道長治縣に治す。
- 【五】 太妃は韓王の母、隋の大將軍宇文述の女なり。昭儀と爲り、寵有り。高祖、位に即き、立てて后と爲さんと欲す。固辭して、受けず。韓王、母が寵有るを以て、帝の愛する所と爲る。
- 【六】 嘉は舊唐書韓王傳には嗟に作る。是なるに似たり。

愚按するに、虞世基兄弟は、吳中に出で、嘗て顧野王に従ひて學ぶ。一時の文學才譽、人、之を晉の二陸に比す。隋に入りて俱に班列に登る。世基、宇文化及の難に與る。世南、其身を愛します。其兄に代はらんことを求む。其孝友、尙ぶ可きのみ。世南、唐に歸し、唐の名卿と爲る。蓋し其溫恭、豈弟、天性に出づと云ふ。

韓王元嘉、貞觀の初、潞州の刺史と爲る。時に年十五。州に在りて、太妃疾有りと聞き、便ち涕泣して食せず。京師に至りて喪を發するに及びて、哀毀、禮に過ぐ。太宗、其至性を嘉し、屢

之を慰勉す。元嘉、閨門修整にして、寒素の士大夫に類する有り。其弟魯の哀王靈夔と、甚だ相友愛す。兄弟集まり見ゆること、布衣の禮の如し。其の身を修め己を潔くすること、内外、一の如し。當代の諸王、能く及ぶ者莫し。

霍王元軌、武德中、初めて封せられて吳王と爲る。貞觀七年、壽州の刺史と爲る。屬高祖崩じ、職を去り、毀瘠、禮に過ぐ。自後、常に布服を衣、終身の戚有るを示す。太宗嘗て侍臣に問ひて曰く、『朕が子弟孰れか賢なる。』侍中魏徵對て曰く、『臣、愚暗にして、盡く其能を知らず。惟り吳王數、臣と言ふ。臣未だ嘗て自失せずんばあらず。』太宗曰く、『卿、以て前代の誰の比と爲す。』徵曰く、『經學文雅は、亦、漢の問平なり。孝行の如きに至りては、乃ち古の曾閔なり。』是に由りて、寵遇彌厚し。因つて徵の女を妻はせしむ。

- 【六】魯の哀王靈夔は、高祖の第十九子、韓王の同母弟なり。學を好み、音律を善くす。後、兵を起して越王貞父子に應接せんと謀り、事洩れ、自ら縊る。諡して哀と曰ふ。
- 【七】霍王元軌は、高祖の第十四子なり。才藝多し。出でて刺史と爲り、至る所、問を閉ぢて書を讀む。處士劉安平と布衣の交を爲す。或るひと、
- 【八】武德六年、蜀王に封ぜられ、八年、徙して吳王に封ぜらる。
- 【九】壽州は今の安徽省淮涇道壽縣に治す。
- 【一〇】問平は漢の河間の獻王徳と東平の獻王蒼となり。
- 【一一】曾閔は曾參と閔損と也。

愚按するに、孟子言ふ、「性は善なり」と。堯舜より塗人に至るまで一なり。王孫・公子の貴きも、其性豈に人と

異ならんや。孟子の謂はゆる「其居、之をして然らしむる」なり。太宗の諸弟を觀るに、韓王元嘉・霍王元軌の若き、天性の孝友、居處の儉約、操履の修潔、一介の士の能くし難き所の者有り。賢と謂ふ可きなるのみ。是れ、尤も、人性の初には爾く殊なる無きを見るなり。彼の昏くして、知らざる者は、乃ち自ら其天理を絶つなるのみ。貞觀中、突厥の史行昌といふもの有り。玄武門に直す。食ひて肉を捨く。人、其故を問ふ。曰く、『歸りて以て母に奉せんとす。』太宗聞きて歎じて曰く、『仁孝の性は、豈に華夷を隔てんや。』尙乘の馬一疋を賜ひ、詔して、其母に肉料を給せしむ。

- 【一】其居云云。孟子盡心上篇に出づ。
- 【二】尙乘は車乘を主るの官。宮。
- 【三】齊府は故の齊王元吉の府
- 【四】平恕は公平におもひやりあること。

愚按するに、一の直門の士、夷貊の人なり。而して其母に孝なるの心有り。事、萬乘に聞え、仁孝の褒・優賜の厚きを獲たり。則ち人心有る者、孰か孝に感發せざらんや。

公平第十七 凡て八章

太宗、初めて位に即くとき、中書令房玄齡奏して言はく、『秦府の舊の左右の未だ官を得ざる者、竝に、前宮及び齊府の左右の處分の・己に先だつを怨む。』太宗曰く、『古、至公と稱する者は、蓋し平恕

にして私無きを謂ふ。丹朱・商均は子なり、而るに堯舜、之を廢せり。管叔・蔡叔は兄弟なり、而るに周公、之を誅せり。故に知る、人に君たる者は、天下を以て公と爲し、物に私する無きを。

昔、諸葛孔明は、小國の相なり。猶ほ曰ふ、

「吾が心は、稱の如し、人の爲めに輕重を作す能はず」と。況んや我、今、大國を理むるをや。

朕、公等と、衣食、百姓より出づ。此れ則ち人力已に上に奉じ、而して上の恩未だ下に被らず。今、賢才を擇ぶ所以は、蓋し百姓を安んずるを求むるが爲めなり。人を用ふるには但だ堪否を問ふ。豈に新故を以て情を異にせんや。凡そ一たび面するすら尚ほ且つ相親しむ。況んや舊人にして而も頓に忘れんや。才若し堪へずんば、亦豈に舊人を以てして先づ用ひんや。今、其能不能を論せずして、直に其嗟怨を言ふは、豈に是れ至公の道ならんや。」

貞觀元年、封事を上る者有り。秦府の舊兵、竝に授くるに武職を以てし、追ひて宿衛に入れんと請ふ。太宗謂ひて曰く、「朕、天下を以て家と爲す、一物に私する能はず。惟り才行有るものには是れ任せん。豈に新舊を以て差を爲さんや。況んや古人云ふ、「兵は猶ほ火のごときなり。戢めずんば將に自ら焚かん」と。汝の此意、政理を益するに非ず。」

- 【五】堯、子丹朱の不肖にして天下を授くるに足らざるを知り、卒に舜に授く。舜の子商均、亦不肖なり。乃ち天下を以て禹に授く。
- 【六】管叔は、名は鮮、蔡叔は、名は度、皆、文王の子なり。武王既に殷に克ち、鮮を管に封じ、度を蔡に封じ、紂の子武庚祿父を相けて、殷の遺民を治めしむ。武王崩じ、成王少く、周公旦、王室を専らにす。叔、之を疑ふ。乃ち武庚を挾みて亂を作す。周公、王命を承け、遂に武庚を誅し、管叔を殺し、蔡叔を流す。
- 【七】諸葛は復姓、字は孔明、名は亮、瑯琊の人なり。蜀の丞相と爲る。
- 【八】稱は秤と同じ、はかり。
- 【九】人力は民力なり。
- 【一〇】堪否は其任に堪ふるや否やをいふ。

愚按するに、書に曰く、「天の視るは我が民の視るに自ひ、天の聽くは我が民の聽くに自ふ」と。天は視聽無し。民を以て視聽と爲す。一に至公のみ。太宗、踐祚の初、首として、至公無私の論を發す。古の帝王、天の聰明に惑るは、是の道を用ふるなり。房玄齡、「秦府の未だ官を得ざる者、共に、前宮・齊府の左右の・己に先だつを怨む」と言へば、則ち曰く、「人を用ふるには惟だ才、舊故を論ぜず」と。是の如くならざれば、則ち故府の士に私するなり。「秦府の舊兵、授くるに武職を以てし、追ひて宿衛に入れよ」と請ふもの有れば、則ち曰く、「惟り才行を以て是れ任ぜん。豈に新舊を以て差を爲さんや」と。是の如くならざれば、則ち故府の兵に私するなり。天下に君たる者、毎に至公を以て心に存せば、何くに往くとして人心に當らざらんや。

- 【一】兵は猶ほ火のごときなり云云。左傳に出づ。
- 【二】政理は政治なり。
- 【三】天の視るは云云。尙書泰誓の語。阜陶謨にも、「天の聰明は、民に自りて聰明なり」とあり。
- 【四】閣門は、一本に閣門に作る。下同じ。
- 【五】臨門校尉は監門校尉の誤。少卿は卿の次官なり。

貞觀元年、吏部尚書長孫無忌、嘗て召され、佩刀を解かずして、東上の閣門に入る。閣門を出で後、臨門校尉始めて覺る。尙書右僕射封德彝、議して以へらく、「監門校尉、覺らざるは、罪、死に當す。無忌、誤りて刀を帯びて入るは、徒二年、罰銅二十斤」と。太宗、之に従ふ。大理少卿戴

胄、駁して曰く、「校尉、覺らざる、無忌、刀を帯びて内に入る、同じく誤と爲すのみ。夫れ臣子の尊極に於ける、誤と稱するを得ず。律に准するに云はく、「供御の湯藥・飲食・舟船、誤りて法の如くならざる者は、皆死す」と。陛下、若し其功を録せば、憲司の決する所に非ず。若し當に法に據るべくば、罰銅は未だ理を得たりと爲さず。」太宗曰く、「法は、朕が一人の法に非ず、乃ち天下の法なり。何ぞ無忌が國の親戚なるを以て、便ち・法を撓めんと欲するを得んや。」更に・議を定めしむ。德彝、議を執ること初の如し。太宗將に其議に従はんとす。胄又駁奏して曰く、「校尉は無忌に縁りて以て罪を致す、法に於て當に輕かるべし。若し其過誤を論せば、則ち情たること一なり。而して生死頓に殊なり。敢て以て固く請ふ。」太宗、乃ち校尉の死を免す。是時、朝廷大に選舉を開く。或は階資を詐偽する者有り。太宗、其をして自首せしむ、「首せずんば、罪、死に至らん」と。俄に詐偽する者有り、事洩る。胄、法に據り、流に斷じて以て之を奏す。太宗曰く、「朕、初め敕を下す、「首せざる者は死せん」と。今、斷、流に從ふは、是れ天下に示すに不信を以てするなり。」胄曰く、「陛下、當即に之を殺さば、臣が及ぶ所に非ず。既に所司に付す、臣、敢て法を虧かず。」太宗曰く、「卿

- 〔四〕 尊極は天子。
- 〔五〕 憲司は刑法を掌る官をいふ。
- 〔六〕 無忌は文德皇后の兄。
- 〔七〕 執は一本に奏に作る。
- 〔八〕 情は事情。
- 〔九〕 階資は階級資格。
- 〔一〇〕 流に斷ずは、流刑と判決するなり。
- 〔一一〕 當即は其時即座に也。

自ら法を守り、而して朕をして信を失はしむるか。」胄曰く、「法は、國家の大信を天下に布く所以なり。言は、當時の喜怒の發する所なるのみ。陛下、一朝の忿を發して、之を殺すを許し、既に不可なるを知りて、之を寔くに法を以てす。此れ乃ち小忿を忍びて、大信を存するなり。臣竊に陛下の爲めに之を惜む。」太宗曰く、「朕が法、失ふ所有り、卿能く之を正す。朕復た何ぞ憂へんや。」

- 〔一二〕 許は期する也。
- 〔一三〕 舊唐書載胄傳に、此文を載せ、「臣竊に」の上に「若順忿違信」の五字あり、「若し忿に順ひ信に違はば」云々と讀む。然らずんば、文理、通じ難し。
- 〔一四〕 平允は公平允當なり。
- 〔一五〕 尙書洪範の皇極の條中の語。竊獨は兄弟無き者や親戚無き者。高明は高位高官の人。

張氏九成曰く、法は天下の公共にして、天子の喜怒と雖も、輕重するを得ず。胄が大理想たるの議、法を用ふることを平允なりと謂ふ可し。司る所の法を守り、天子の詔を願みず、上の失を救ひ、君の聽を達し、四海をして信を取り、民をして冤濫せざらしむ。吏たること此の若くならば、國家、何の患ふる所あらんや。唐氏仲友曰く、書に曰く、「竊獨を虐して高明を畏るる無かれ」と。蓋し小人の情は、必ず竊獨を虐して、高明を畏る。君子は是に反す。向に胄の言無かりせば、則ち太宗、刑を失ひて皇極の訓に背くを爲さん。其の利害たること、豈に淺からんや。愚按するに、封德彝は隋の佞人なり。唐の興るに及びて、祕策を以てして用ひられ、遂に其の以て隋に事へし所の者を移して唐に事ふ。法律を用ふるを勸むるの説、若し行はれしならば、則ち仁義の民生に効あること、貞

觀の世に親れざりしならん。今、德彝と戴胃とが無忌・校尉の罪を論ずるを觀るに、用捨の間、其得失、仁義・法律の説に視ぶるに、未だ相輕重せざるなり。國を爲むるは、人を用ふるに在り。人を用ふるは豈に輕しくす容けんや。戴胃が法を執るの公なる、太宗が善に従ふの速かなるに非ざりせば、其の人を冤せざること幾ど希なりしならん。

貞觀二年、太宗、房玄齡等に謂ひて曰く、「朕、比、隋代の遺老が咸く

高類は善く相たる者」と稱するを見、遂に其本傳を觀る。公平正直にし

て、尤も治體を識ると謂ふ可し。隋室の安危は、其存没に繫る。煬帝無道

にして、枉げて、誅夷せらる。何ぞ嘗て此人を想見し、書を廢して欽歎せ

ざらんや。又、漢魏已來、諸葛亮が丞相たる、亦甚だ平直なり。嘗て表

して、廖立・李嚴を南中に廢す。立、亮卒すと聞き、泣きて曰く、「吾其

れ、祗を左にせん」と。嚴、亮卒すと聞き、病を發して死す。故に陳壽

稱す、「亮が政を爲す、誠心を開き、公道を布き、忠を盡くし時に益ある

者は、讎と雖も必ず賞し、法を犯し怠慢する者は、親しと雖も必ず罰す」と。卿等豈に之に及ばんこ

とを企慕せざる可けんや。朕、今、毎に前代の帝王の善き者を慕ふ。卿等も亦、宰相の賢なる者を慕

【一六】 其得失云云。德彝と戴胃との説の得失は、仁義を用ふると法律を用ふるとの説の得失と同じく重大なるを言ふ。

【一七】 高類は、字は昭玄、隋の賢相なり。煬帝、其忠諫を以て謫と爲し、之を誅す。

【一八】 廖立は、字は公淵、武陵の人、蜀に仕へて長水使者と爲る。

【一九】 李嚴は、字は正方、南陽の人、蜀に仕へて中都護と爲る。

【二〇】 祗を左にすは、蠻人と爲るをいふ。

【二一】 陳壽は、晉人、三國志を撰す。

【二二】 七制の主は文中子の語、高祖・文帝・武帝・宣帝・光武・明帝・章帝を謂ふ。

【二三】 伊尹・傅説、周公旦・召公奭なり。

【二四】 蕭曹丙魏は、蕭何・曹參・丙吉・魏相なり。

【二五】 不可なれば則ち止む。文中子に、「古の君に事ふるや、道を以てし、不可なれば則ち止む。且つ今の君に事ふるや、佞を以てし、至らざる所無し」とあり。

ふ可し。若し是の如くならば、則ち榮名・高位、以て長く守る可し。」玄齡對へて曰く、「臣聞く、國を理むるの要道は、公平正直に在りと。故に尙書に云ふ、「偏無く黨無く、王道蕩蕩たり。黨無く偏無く、王道平平たり」と。又孔子稱す、「直きを擧げて諸の枉がれるを錯げば則ち民服す」と。今、聖

慮の尙ふ所、誠に、以て政教の源を極め、至公の

要を盡くし、區宇を囊括し、天下を化成するに足

る。」太宗曰く、「此れ直に朕の懐ふ所なり。豈に

卿等と與に之を言ひて而も行はざる有らんや。」

愚按するに、昔、傳説、商宗に告げて曰く、

「事、古を師とせず、以て克く世を永くするは、説

が聞く依に匪ず」と。太宗謂はく、「朕毎に前代の

帝王の善き者を慕ふ。卿等は宰相の賢なる者を慕

ふ可し」と。其れ古を師とするに合ふ有る者か。

【一六】 偏無く黨無く云云。尙書洪範の語。蕩蕩は廣潤なるをいふ。平平は辨治するをいふ。

【一七】 直き云云。論語爲政篇に出づ。孔子が魯の哀公に對ふの語。正直なる人を擧げて之を用ひ、諸の邪枉なる人を廢するときは、人其上に服す。

【一八】 商宗は恐らくは高宗の誤たらん。然らずんば、商の下に高の字を脱するならん。

【一九】 事古を師とせず云云。尙書說命篇に出づ。

前代の帝王の善き者は、堯・舜・禹・湯・文・武・成・康の若し。是より降りては、則ち漢の七制の主是れのみ。前代の宰相の賢なる者は、皋・夔・稷・契、伊・傅・周・召の若し。是より降りては、則ち蕭・曹・丙・魏是れのみ。高類の公平正直なるも、亦、賢相と謂ふ可し。惜むらくは、不可なれば、則ち止むの義に味きことを。諸葛亮は